



藤沢市

子ども・若者

とも いく
共育計画

2025年度(令和7年度)~
2029年度(令和11年度)



藤沢市

2025年(令和7年)3月

はじめに

本市では、子ども・若者が健やかに成長するために地域全体で子ども・若者、子育て家庭を支える社会の実現をめざす「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」や、生まれ育つ環境に左右されず、子ども一人ひとりが夢や希望を持ち成長することができる、あたたかい地域共生社会の実現をめざす「藤沢市子ども共育計画」を策定し、子育て支援や子ども・若者の健全育成、困難を抱える子ども・若者、子育て家庭のためのさまざまな取組を進めてきました。



本市の人口は、2021年（令和3年）8月に44万人を突破し、2035年（令和17年）に45万4千人でピークを迎え、その後は減少に転じるものと推計しています。このことは、本市においても少子化が進行していることを示しており、その要因の一つとして未婚化や晩婚化の影響が大きいと言われています。

また、少子高齢化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域とのつながりの希薄化など、家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、子育て当事者の子育てに対する不安や孤立感が高まっています。そのため、妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実に加え、子育て世代の多様なニーズに対応し、安心して子育てのできる生活環境を整備する必要があります。

以上のことを踏まえつつ、本計画においては、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」や、「藤沢市子ども共育計画」のめざす方向性を継承するとともに、こども基本法の理念に基づき、子どもを権利の主体として尊重し、子どもにとっての最善の利益を第一に考え、「子どもの笑顔があふれるまち」をつくるための取組を地域社会全体で進め、すべての子ども・若者が今とこれからも幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、藤沢市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様や関係機関・団体の方々から、ご意見やご提言をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

2025年（令和7年）3月

藤沢市長

鈴木恒夫

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
（1）計画策定の背景	1
（2）計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
（1）根拠法等	4
（2）主な関連計画	5
3 計画の期間	6
4 計画の対象	6
第2章 子ども・若者、子育て家庭の状況	7
1 実態把握の方法	7
（1）統計データによる把握	7
（2）アンケート調査等による把握	7
2 子ども・若者、子育て家庭に関する概況	10
（1）ライフステージを通じた概況	10
（2）子育て家庭の状況	12
（3）ライフステージ別の概況	24
3 子ども・子育てに関する本市の取組状況	57
（1）第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画の評価と課題	57
（2）藤沢市子ども ^{ともい} く計画の評価と課題	63
4 現状と課題のまとめ	66
第3章 計画の基本的な考え方	73
1 計画の目指す姿	73
2 計画の基本的な視点	73
3 計画の基本目標	77
4 基本目標ごとのSDGsの位置づけ	78
5 計画の体系	79

第4章 施策の展開.....	81
基本目標1 子ども・若者のライフステージを通じた施策の推進.....	81
柱1 一人ひとりの子ども・若者が主役 こどもまんなか社会づくりに向けた取組の推進.....	82
柱2 多様な体験活動の推進.....	84
柱3 生活習慣の定着に関する取組と基盤となる家庭教育の推進.....	89
柱4 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供.....	91
柱5 子育てしやすい生活環境等の整備.....	95
柱6 非行・自殺・犯罪などから子ども・若者を守る取組.....	98
基本目標2 だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進.....	104
柱1 切れ目ない相談支援の充実と地域づくり.....	104
柱2 取り残さない学びの支援.....	107
柱3 子どもを支え暮らしを支える支援の充実.....	111
柱4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援.....	115
柱5 子どもの適切な養育に関する支援・児童虐待防止対策の推進.....	120
基本目標3 子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実.....	125
柱1 妊産婦・乳幼児期までの切れ目ない保健・医療の充実.....	125
柱2 子育て支援サービスの充実.....	129
柱3 乳幼児期の保育・教育の充実.....	132
基本目標4 学童期・思春期の支援の充実.....	140
柱1 学校がプラットフォームの役割を担った地域社会との協働.....	140
柱2 多様なニーズへの対応や社会的自立に向けた教育の推進.....	145
柱3 学童期・思春期における心身の健康の充実.....	149
柱4 子ども・若者の居場所の充実.....	151
基本目標5 青年期の支援の充実.....	157
柱1 子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実.....	157
柱2 ライフデザインを考える機運の醸成.....	163
基本目標6 子育て当事者への支援の充実.....	166
柱1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	166
柱2 共働き・共育ての推進.....	170
柱3 ひとり親家庭への支援.....	172
基本目標7 子ども・若者の意見表明・意見反映.....	175
柱1 こどもまんなか社会の実現に向けた取組の推進.....	175
基本目標8 地域全体で共に支える基盤をつくる.....	177
柱1 子ども・若者や子育てなどを支援する担い手の確保・育成・支援.....	177
柱2 地域活動の支援とネットワークづくり.....	180

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	185
1 子ども・子育て支援新制度の概要	185
(1) 制度における市町村の役割	185
(2) 給付・支援事業	185
2 教育・保育提供区域の設定について	190
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	191
(1) 量の見込みと確保方策	191
(2) 3号認定子どもの保育提供率の目標値	191
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	202
(1) 利用者支援事業	203
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）	204
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	204
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	205
(5) 乳児家庭全戸訪問事業（藤沢市こんにちは赤ちゃん事業～ハローベビィ訪問～）	206
(6) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業・つどいの広場事業）	206
(7) 一時預かり事業	207
(8) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	209
(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学児の預かり））	210
(10) 妊婦健康診査	210
(11) 養育支援訪問事業	211
(12) 子育て世帯訪問支援事業	211
(13) 親子関係形成支援事業	212
(14) 妊婦等包括相談支援事業	212
(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	213
(16) 産後ケア事業	214
(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	214
(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	214
5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	215
(1) 認定こども園の普及について	215
(2) 教育・保育施設等と地域型保育との連携	215
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	216
(1) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	216
(2) 特定子ども・子育て支援施設等の確認における神奈川県との連携	216

第6章 計画の推進体制.....	217
1 計画の推進体制.....	217
2 計画の実施状況の点検・評価.....	217
3 計画の指標.....	218
資料編.....	219
1 母子保健計画の施策体系及び指標.....	220
(1) 母子保健計画の施策体系.....	220
(2) 母子保健計画の指標.....	221
2 放課後子ども教室整備の考え方.....	222
(1) 放課後子ども教室とは.....	222
(2) 本市の放課後子ども教室の実施状況.....	222
(3) 令和7年度以降の整備方針について.....	223
3 藤沢市子ども・子育て会議条例.....	224
4 藤沢市子ども・子育て会議、部会委員名簿.....	226
(1) 藤沢市子ども・子育て会議委員.....	226
(2) (仮称)藤沢市こども計画策定等検討部会委員.....	227
5 計画策定の経過.....	227
(1) 藤沢市子ども・子育て会議、部会の開催経過.....	227
(2) 子ども・若者へのアンケート調査.....	228
(3) 市民ワークショップ.....	228
(4) 藤沢市マルチパートナーシップ 事例発表会.....	228
(5) パブリックコメントの実施.....	229
6 関係法令.....	230
(1) こども基本法(令和4年法律第77号).....	230

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国の出生率の低下や急速な少子化の進行を受けて、子どもを産み育てやすい環境づくりに社会全体で取り組むために、国では「次世代育成支援対策推進法」や「子ども・子育て支援法」等を施行し、子ども・子育て支援の取組が進められてきました。これまで、待機児童対策や幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止対策の強化などに取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。

また、全国の児童虐待相談件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は深刻です。さらに、自殺、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念も指摘されています。困難を抱える子ども・若者は、生まれ育つ環境の中で、貧困、児童虐待、いじめ等の様々な問題に直面した経験を持ち、抱える問題が相互に影響し合うなど、非常に複雑で多様な状況におかれていることが指摘されています。国では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、関連する施策を推進してきました。

依然として、少子化や子どもを取り巻く状況が深刻であることを踏まえ、子ども・若者に関する取組や政策を強力に進めていくことが急務となっています。国では、2023年(令和5年)4月にこども政策の司令塔としてこども家庭庁が設置されるとともに、こども基本法が施行されました。

ア こども基本法(令和4年法律第77号)

2023年(令和5年)4月に、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。また、こども施策の基本理念として、次の6点が定められました。



【こども施策の基本理念】

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
 - ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
 - ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
 - ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
 - ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
 - ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。
-
-

イ こども大綱等の閣議決定

2023年（令和5年）12月には、「こども基本法」に基づき、「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。

「こども大綱」は、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。「こどもまんなか社会」の実現は、子どもや若者が尊重され、自分らしく成長し、自分の希望に応じて意欲や能力を発揮できるようになることを目指しています。また、子どもを産み育てたいという考えを持つ個人の希望がかなうことにもつながります。その結果として、少子化・人口減少の流れを変え、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることで、子どもや若者、子育て当事者はもちろん、すべての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながるとされています。

なお、「こども大綱」は、「こども基本法」の柱となる児童の権利に関する条約の「児童の意見を表明する権利」についても記載がされ、「こども・若者の社会参画・意見反映」が、こども施策を推進するために必要な事項の最初の項目として規定されています。

また、「こども大綱」と同日に、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」と、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されました。

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」は、すべてのこどもの『はじめの100か月』(母親の妊娠からおおむね小学1年生まで)の育ちを社会全体で支えていくために、すべての人と理念を共有し、関連する施策や取組を力強く進めるための羅針盤として策定されました。

「こどもの居場所づくりに関する指針」は、すべてのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現することを目指して策定されました。

ウ 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえて、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うために、児童福祉法が改正されました。2024年(令和6年)施行の主な改正点として、市区町村において、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置が努力義務とされました。また、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が新設され、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。そのほか、この法改正は、児童相談所等が入所措置等の際に、児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うための児童の意見聴取等の措置を講ずることや、児童をわいせつ行為から守る環境整備等、子どもの人権を守る体制強化が規定されています。

エ 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)

2024年(令和6年)6月には、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育^{ともぞだ}の推進に資する施策の実施等を目的として、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)、産後ケア事業の3つの事業が、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられました。

(2) 計画策定の趣旨

2023年(令和5年)4月1日に施行されたこども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものと



するとされました。さらに、同条第5項において、市町村こども計画は、「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画」「その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの」と一体のものとして作成することができるとされました。

このことを受け、2025年度（令和7年度）からの計画について、本市では、現行の「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市子ども^{ともい}共育計画」を引継ぎ、子ども分野を一体的に網羅する計画として「藤沢市子ども・若者^{ともい}共育計画」を策定します。

【本計画における「こども」「子ども」の取扱い】

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」と定義されています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。ただし、本計画においては、その対象を明確化させるため、「こども基本法」など法令等に基づく表記が必要な場合を除き、原則として「子どもや若者」又は「子ども・若者」と表記します。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法等

本計画は、「こども基本法」第10条に基づく市町村こども計画、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画など、次の法令に基づく市町村計画として位置づけます。

図表 1 関連する根拠法等

市町村計画の名称	根拠法令	策定指針（こども大綱を含む）
市町村こども計画	こども基本法第10条	こども大綱
市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条（※）	子どもの貧困対策に関する大綱（こども大綱に一元化）
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条	子ども・若者育成支援推進大綱（こども大綱に一元化）
—	—	少子化社会対策大綱（こども大綱に一元化）
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

市町村計画の名称	根拠法令	策定指針（こども大綱を含む）
市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
母子保健を含む成育医療等に関する計画 ※母子保健計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第11条	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針

※「子どもの貧困対策の推進に関する法律」につきましては、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称する改正法が2024年（令和6年）9月に施行されました。

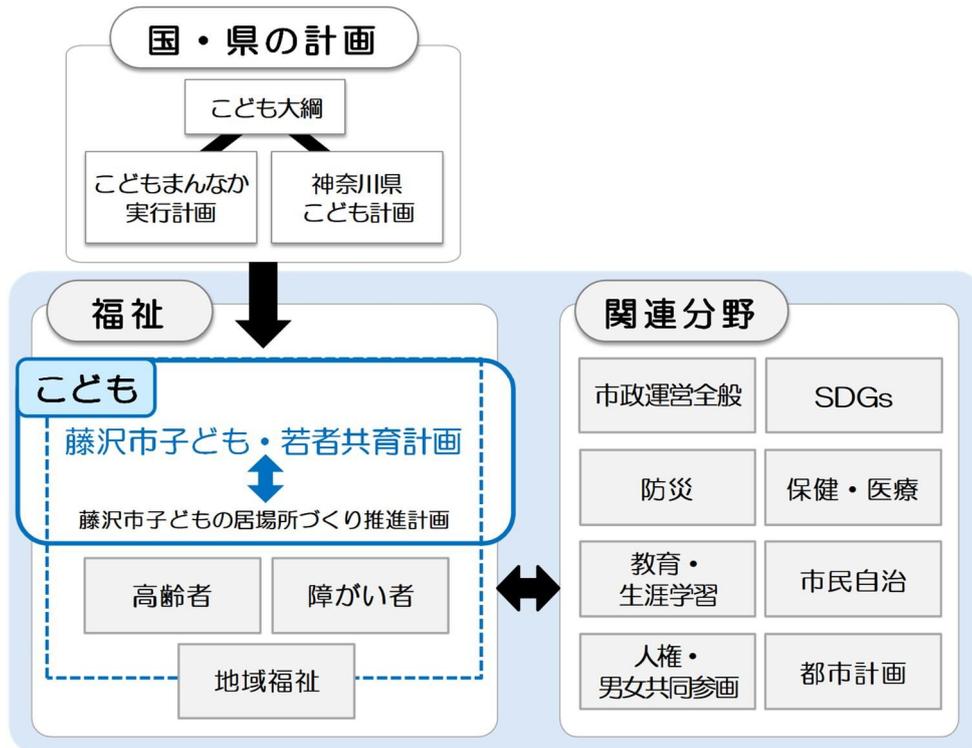
（2）主な関連計画

本計画の主な関連計画は次のとおりです。

図表 2 関連する主な計画

区分	分野名称	計画名称
整合を図る国・県の計画		こども大綱、こどもまんなか実行計画
		神奈川県こども計画
福祉分野の計画	地域福祉	藤沢市地域福祉計画、藤沢市地域福祉活動計画
	高齢者	藤沢市高齢者保健福祉計画、藤沢市介護保険事業計画、藤沢市認知症施策推進計画
	障がい者	ふじさわ障がい者計画、ふじさわ障がい福祉計画、ふじさわ障がい児福祉計画
	児童	藤沢市子どもの居場所づくり推進計画
関連分野の指針・計画	市政運営全般	藤沢市市政運営の総合指針、ふじさわ「まち・ひと・しごと」ビジョン
	SDGs	藤沢市SDGs共創指針
	防災	藤沢市国土強靱化地域計画
	保健・医療	藤沢市健康増進計画、藤沢市食育推進計画、ふじさわ自殺対策計画
	教育・生涯学習	藤沢市教育振興基本計画、藤沢市生涯学習推進基本構想・基本計画、藤沢市スポーツ推進計画、藤沢市文化芸術振興計画、藤沢市子ども読書活動推進計画
	市民自治	藤沢市市民活動推進計画
	都市計画	藤沢市公共施設再整備基本方針、藤沢市公共施設再整備プラン、藤沢市都市マスタープラン、藤沢市住宅マスタープラン
	人権・男女共同参画	ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針、ふじさわジェンダー平等プラン、ふじさわ女性支援計画、藤沢市多文化共生のまちづくり指針

図表 3 本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とします。

図表 4 計画の期間



4 計画の対象

親の妊娠・出産期から子どもや若者の社会的自立に至るまでの、すべての子どもや若者、子育て家庭・子育て当事者及び関わる人材を対象とします。

第2章

子ども・若者、子育て家庭の状況

1 実態把握の方法

(1) 統計データによる把握

本市における生活保護制度、就学援助制度、児童扶養手当制度などの制度利用者数、人口、就学、進学、就職、結婚等に関する統計データから実態を整理しました。

(2) アンケート調査等による把握

本市における子どもや子育てに関するニーズや実態及び若者世代の結婚・子育てに関する意識を把握するために以下の調査を実施しました。

- ア 「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査」及び「藤沢市放課後児童クラブに関する利用希望把握調査」
- イ 「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査 アンケート調査」
- ウ 「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査 支援者ヒアリング調査」
- エ 「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査 社会資源調査」
- オ 「藤沢市若者世代の結婚・子育てに関する意識調査」

ア 「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査」及び「藤沢市放課後児童クラブに関する利用希望把握調査」

子育て支援に関する利用状況や利用意向を把握するとともに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するため、「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査」及び「藤沢市放課後児童クラブに関する利用希望把握調査」（以下まとめて「ニーズ調査」という。）を実施しました。調査の実施概要は次のとおりです。

図表 5 ニーズ調査の実施概要

	藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査	藤沢市放課後児童クラブに関する利用希望把握調査
調査対象	市内在住の小学校就学前児童（0歳児から4歳児まで）のいる世帯（6,000件）	市内在住の5歳児及び小学1年生から4年生までの児童のいる世帯（6,000件）
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収	郵送配布、郵送回収及びインターネット調査画面への回答（オンライン回答）
調査期間	2023年（令和5年）10月20日から11月13日まで（消印有効）	2023年（令和5年）10月20日から11月13日まで（消印有効）
回収状況	2,687件（44.8%）	2,771件（46.2%）

イ 「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査 アンケート調査」

子育て家庭の所得水準等の経済状況、子どもや子育て家庭の生活状況、子どもの学習状況、子どもや子育て家庭の抱える課題や支援ニーズ等について、多面的に実態把握するために「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査 アンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)を実施しました。調査の実施概要は次のとおりです。

図表 6 アンケート調査の実施概要

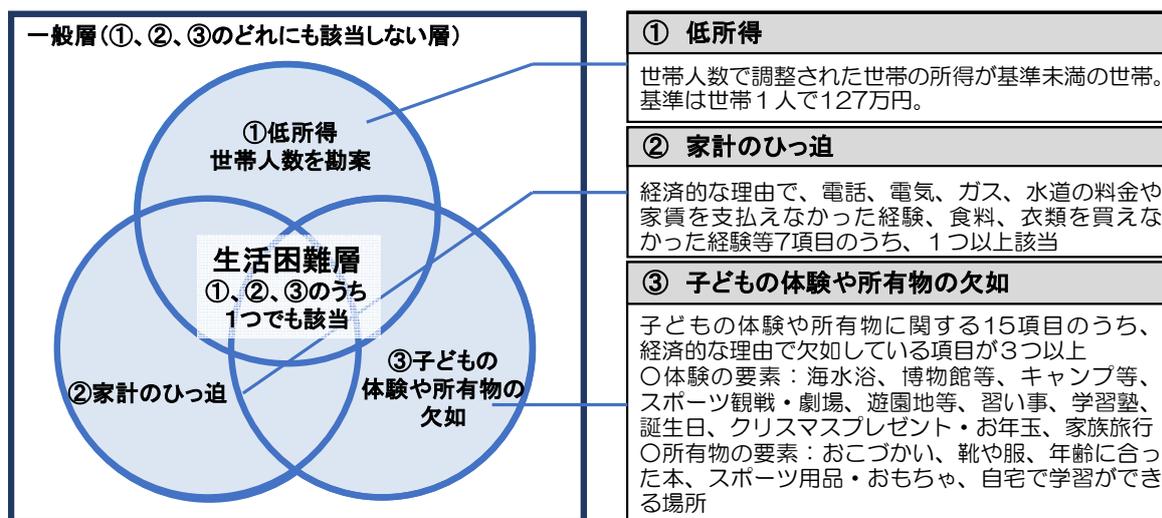
藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査 アンケート調査			
	5歳児保護者	小学5年生調査 (児童・保護者)	中学2年生調査 (児童・保護者)
調査対象	5歳児の子どもの保護者(3,749件)	市立小学校及び市立特別支援学校小学部の5年生の児童本人及びその保護者(各3,913件)	市立中学校及び市立特別支援学校中学部の2年生の生徒本人及びその保護者(各3,615件)
抽出方法	全数	全数	全数
調査方法	郵送配布・郵送回収	各学校経由の配布・郵送回収	各学校経由の配布・郵送回収
調査期間	2023年(令和5年)9月29日から10月23日まで(消印有効)	2023年(令和5年)10月2日から10月23日まで(消印有効)	2023年(令和5年)10月2日から10月23日まで(消印有効)
回収状況	2,209件(58.9%)	子ども票:1,644件(42.0%) 保護者票:1,574件(40.2%)	子ども票:1,143件(31.6%) 保護者票:1,114件(30.8%)

アンケート調査分析の視点

(ア) 「生活困難層」の視点

家庭の経済的な生活困難の状況は、アンケート調査回答の①低所得、②家計のひっ迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3要素への該当状況により判定しました。3要素の一つでも該当する場合を「生活困難層」(なお、3要素の一つのみに該当する層は「周辺層」として分類しています。)、二つ以上に該当する場合を「困窮層」と分類しました。

図表 7 生活困難層の抽出条件



(イ) 「世帯タイプ」の視点

「世帯タイプ」は、アンケート調査回答の保護者の婚姻状況と、同居家族の状況から、「ひとり親世帯(2世代同居)」、「ひとり親世帯(3世代同居)」、「ふたり親世帯(2世代同居)」、「ふ

たり親世帯（3世代同居）」の4分類を設けて分析をしました。「ひとり親世帯（2世代同居）」は、保護者の婚姻状況が配偶者と「離別（別居）」「死別」「未婚・非婚」のいずれかに該当し、祖父母と同居していない世帯を指します。

（ウ）「生活満足度」の視点

「生活満足度」は、アンケート調査において11段階で生活満足度を問い、0～4点を「生活満足 低位」、5・6点を「生活満足 中位」、7～10点を「生活満足 高位」の3分類を設けて分析しました。

ウ 「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査 支援者ヒアリング調査」

困難を抱える子どもや家庭と接点のある関係者や支援者を対象に、アンケート調査からは把握が困難な詳細な実態を把握するために、「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査 支援者ヒアリング調査」（以下「支援者ヒアリング」という。）を実施しました。なお、ヒアリング調査を受けた支援者が把握した子どもや家庭の状況であるため、当然にすべてのケースを代表するものでなく、また網羅的に課題が把握されていない可能性がある点に留意が必要です。調査の実施概要は次のとおりです。

図表 8 支援者ヒアリングの実施概要

藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査 支援者ヒアリング調査	
調査対象	16分野 24か所の団体・施設
調査方法	第1期：ヒアリング調査シートに基づく対面とオンライン会議併用のヒアリング 第2期：オンライン会議によるグループヒアリング
調査期間	第1期：2023年（令和5年）10月18日から2023年（令和5年）12月18日まで 第2期：2024年（令和6年）1月23日

エ 「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査 社会資源調査」

市内にある子どもの居場所を運営している施設や団体等を対象に子どもや若者、子育て家庭の支援に関する分野における計画の策定や子ども・若者分野の施策を検討するため「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査 社会資源調査」を実施しました。調査の実施概要は次のとおりです。

図表 9 社会資源調査の実施概要

藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査 社会資源調査	
調査対象	市内にある子どもの居場所を運営している施設や団体等
調査方法	市が把握している子どもや若者の居場所を運営している施設・団体への電子メールによる調査依頼、及び市ホームページに調査ページを掲載し、インターネット上に設置した専用フォームにアクセスしてアンケート調査に回答（オンライン回答）
調査期間	2023年（令和5年）9月12日（火）から10月31日（火）まで
回収状況	回答数69件、有効回答数47件（回答のうち、市の事業（委託や指定管理による事業及び市と協定を締結して実施している放課後児童クラブ）の回答を除いた件数）

オ 「藤沢市若者世代の結婚・子育てに関する意識調査」

市内に住む 15～39 歳の若者世代の結婚、子育て、生活満足等の意識に関する状況を把握し、子どもや若者、子育て家庭の支援に関する分野における計画の策定や子ども・若者分野の施策を検討するため「藤沢市若者世代の結婚・子育てに関する意識調査」（以下「若者世代意識調査」という。）を実施しました。調査の実施概要は次のとおりです。

図表 10 若者世代意識調査の実施概要

藤沢市若者世代の結婚・子育てに関する意識調査	
調査対象	2024 年（令和 6 年）4 月時点で 15～39 歳の市民 6,000 人
調査方法	調査依頼状を郵送にて配布、インターネット上に設置した専用フォームにアクセスして調査に回答（オンライン回答）
調査期間	2024 年（令和 6 年）6 月 14 日（金）から 7 月 1 日（月）まで
回収状況	回答数 1,327 件、有効回答数 1,320 件（22.0%）

2 子ども・若者、子育て家庭に関する概況

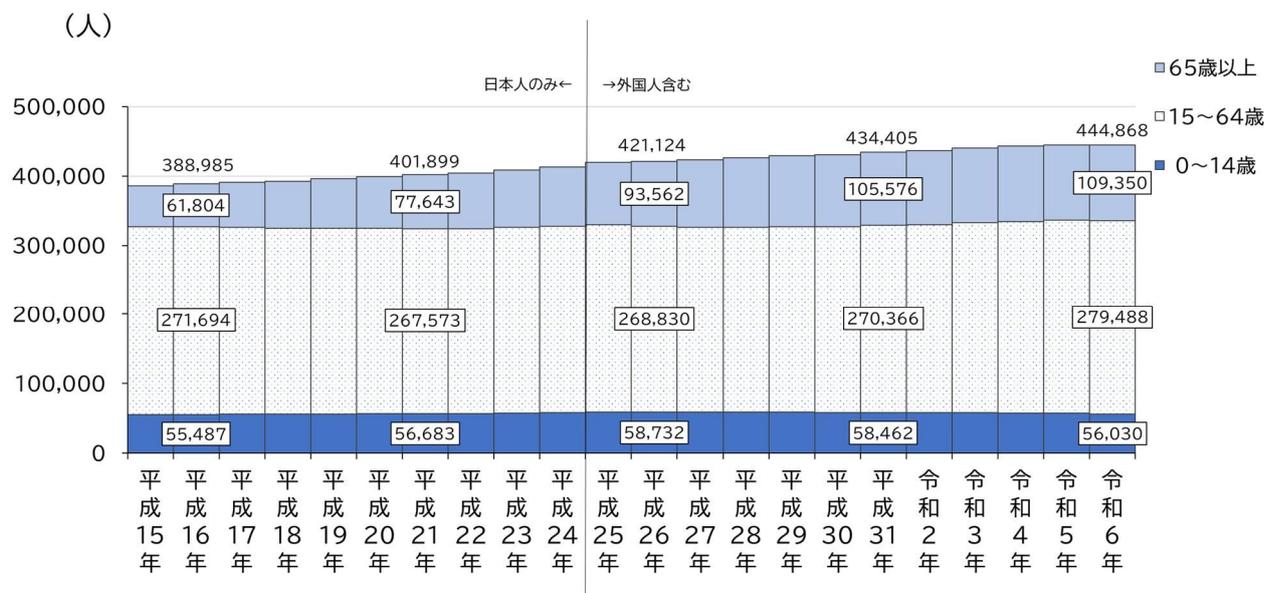
（1）ライフステージを通じた概況

ア 人口動態・少子化の状況

（ア）本市の人口の推移

- 本市の総人口の推移を見ると増加し続けています。2019 年（平成 31 年）と比較すると、2024 年（令和 6 年）は約 2.4%増加し、444,868 人となっています。

図表 11 本市の人口の推移（年齢階層別）



資料：藤沢市「藤沢市の人口と世帯数 年齢別人口（住民基本台帳による）」（各年 4 月 1 日）

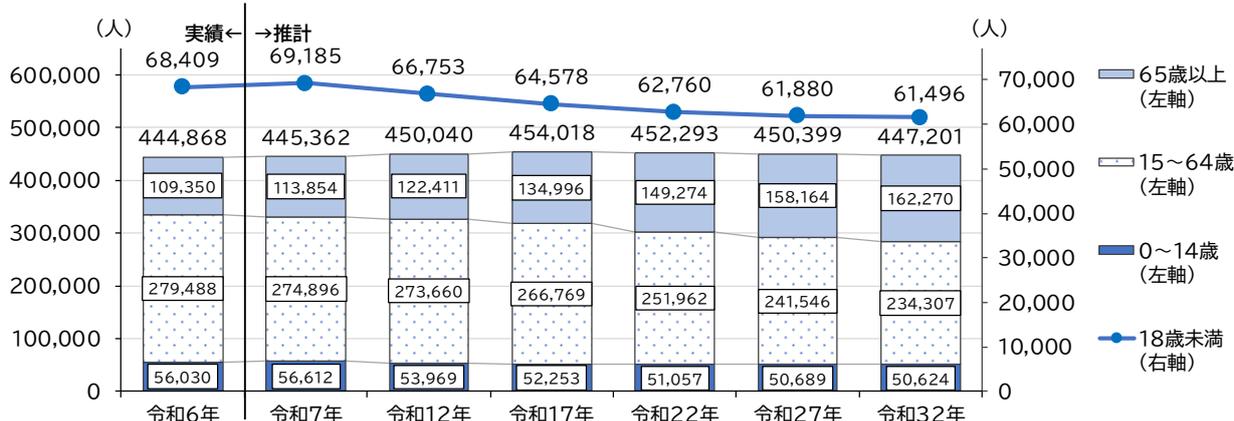
※住民基本台帳の集計方法の変更により、2013 年（平成 25 年）以降は外国人を含む集計となっている。

※2019 年（平成 31 年）の合計値 434,405 人は、年齢不詳（1 人）を含んでいる。

(イ) 子ども・若者に関する人口推移、人口推計

- 本市の将来人口を見ると、2035年（令和17年）までは増加傾向が続きますが、2040年（令和22年）から減少傾向に転じると推計されています。
- また、18歳未満人口は、2024年（令和6年）では68,409人でしたが、2050年（令和32年）では61,496人と推計されており、18歳未満人口は約10.1%減少すると推計されています。

図表 12 本市の将来人口推計(年齢階層別)



資料：藤沢市「藤沢市の年齢別人口（住民基本台帳による）」（令和6年4月1日時点）、「藤沢市将来人口推計調査業務委託報告書」（令和5年3月公表）

※将来人口推計の基準年は2020年（令和2年）。

(ウ) 18歳未満の子どもがいる世帯数、子どもがいる世帯の割合の推移

- 子どもがいる世帯の数は、2010年（平成22年）と比較すると2020年（令和2年）は、18歳未満の子どもがいる世帯数は横ばい、6歳未満の子どもがいる世帯数は減少傾向となっています。
- また、子どもがいる世帯が本市の世帯に占める割合を見ると、2010年（平成22年）と比較すると2020年（令和2年）は、18歳未満・15歳未満・12歳未満・6歳未満の子どもがいる世帯すべてにおいて低下しており、18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、2.3ポイント低下しています。

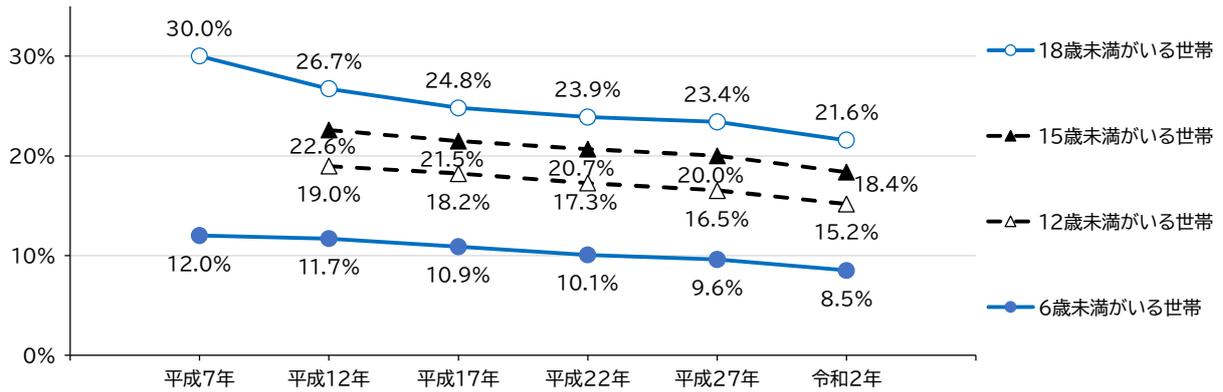
図表 13 子どもがいる世帯の数の推移(本市)



資料：総務省「国勢調査」

※2005年（平成17年）までは、「～歳未満親族のいる一般世帯」のうち「親族世帯」の数。2010年（平成22年）以降は、「～歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「親族のみの世帯」の数。

図表 14 子どもがいる世帯の割合の推移(本市)



資料：総務省「国勢調査」

※2005年（平成17年）までは、「～歳未満親族のいる一般世帯」のうち「親族世帯」の数。2010年（平成22年）以降は、「～歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「親族のみの世帯」の数。

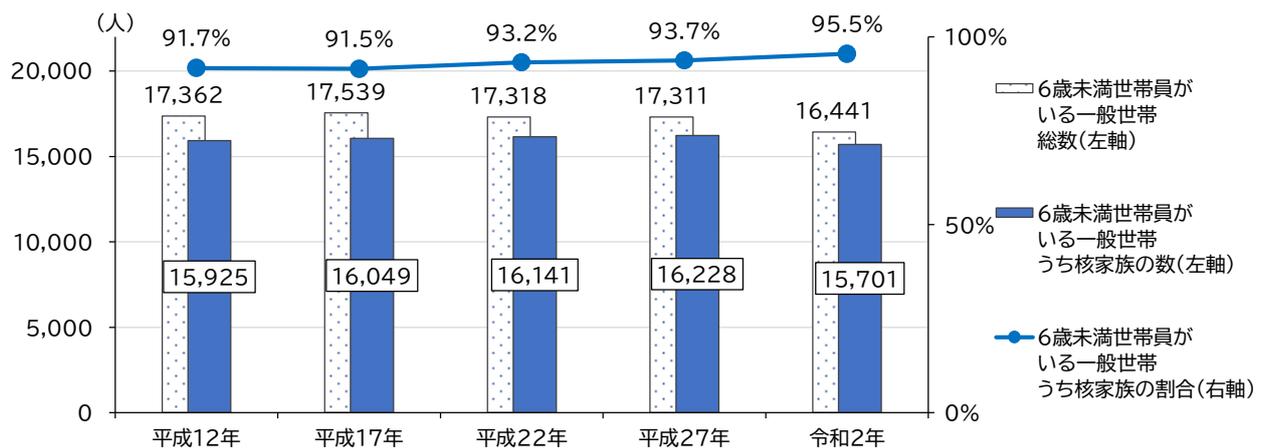
（２）子育て家庭の状況

ア 子育て家庭類型、就労状況の変化

（ア）核家族世帯の数と割合の推移

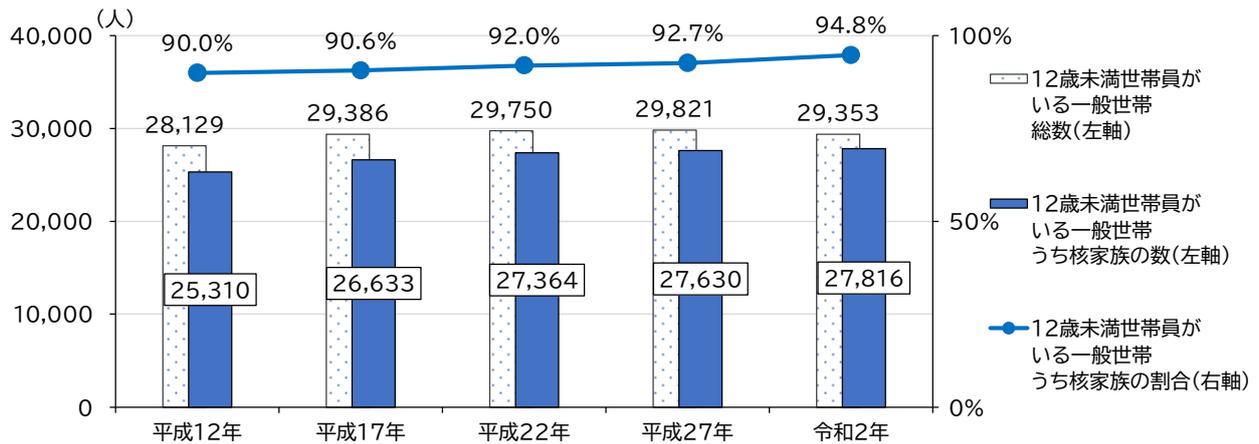
- 6歳未満の子どもがいる核家族世帯の数は、2015年（平成27年）と比較すると2020年（令和2年）は約3.2%減少し15,701世帯となっています。12歳未満の子どもがいる核家族世帯の数は増加傾向にあり、2020年（令和2年）時点は27,816世帯となっています。
- 核家族世帯の割合は上昇傾向にあり、2020年（令和2年）時点で6歳未満の子どもがいる世帯では95.5%、12歳未満の子どもがいる世帯では94.8%となっています。

図表 15 6歳未満の子どもがいる核家族世帯の数と割合の推移(本市)



資料：総務省「国勢調査」

図表 16 12歳未満の子どもがいる核家族世帯の数と割合の推移(本市)

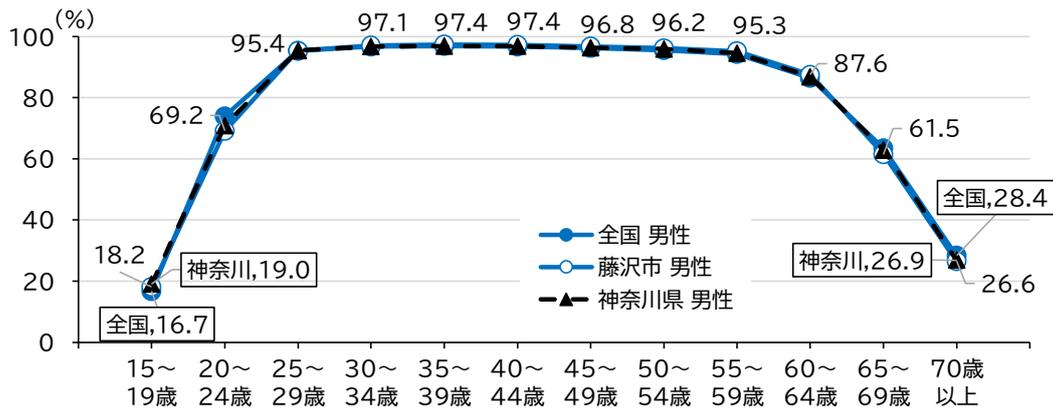


資料：総務省「国勢調査」

(イ) 男性の労働力率

- 本市における2020年（令和2年）時点の男性の労働力率は、全国や神奈川県と同様の傾向となっています。

図表 17 本市の男性の労働力率(全国・神奈川県との比較)



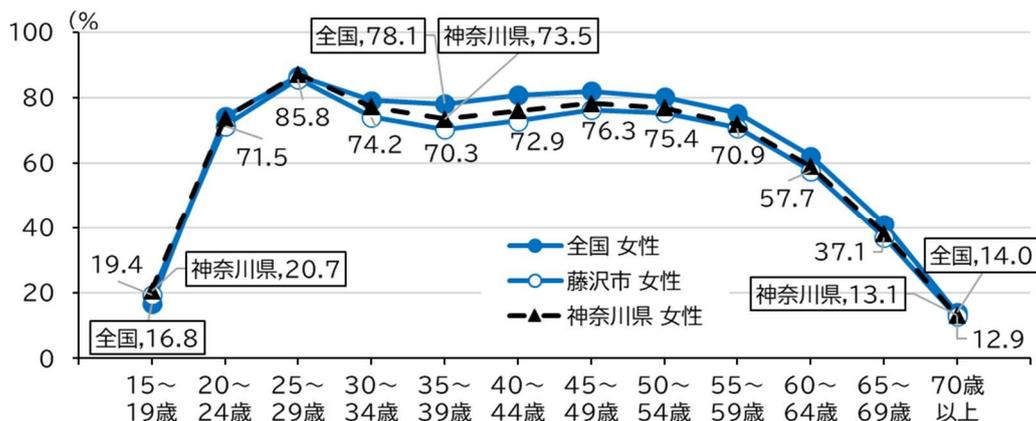
資料：総務省「国勢調査」

※労働力率は、「労働力人口」と「非労働力人口の合計に占める」、「労働力人口」の割合として算出しており、「労働力状態不詳」は含めていない。なお、「労働力人口」は「就業者」と「完全失業者」の合計である。

(ウ) 女性の労働力率

- 本市における2020年（令和2年）時点の女性の労働力率は全国や神奈川県よりも低くなっています。労働力率が最も低い年齢層、いわゆる「M字カーブ」の底は35～39歳で、本市は70.3%となっており、全国と比較すると7.8ポイント、神奈川県と比較すると3.2ポイント低くなっています。

図表 18 本市の女性の労働力率(全国・神奈川県との比較)



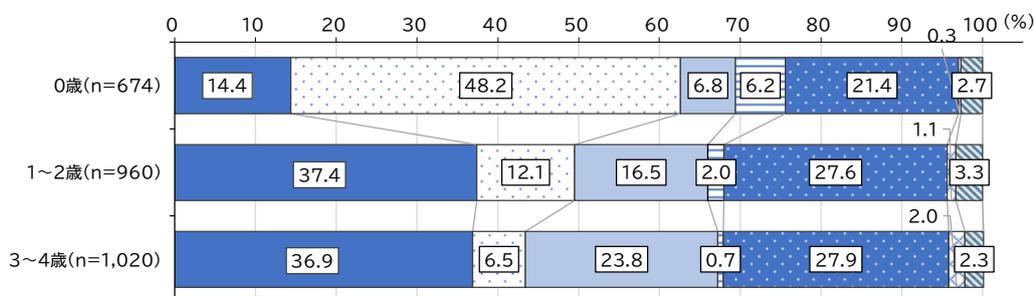
資料：総務省「国勢調査」

※労働力率は、「労働力人口」と「非労働力人口の合計に占める」、「労働力人口」の割合として算出しており、「労働力状態不詳」は含めていない。なお、「労働力人口」は「就業者」と「完全失業者」の合計である。

(工) 母親の就労状況の変化

- ニーズ調査によると、母親の就労状況について、フルタイム（産休・育休・介護休業中含む）と回答した割合は、2019年（令和元年）と比較すると2023年（令和5年）は、0歳児が17.1ポイント増加し62.6%、1～2歳児が12.5ポイント増加し49.5%、3～4歳児が13.7ポイント増加し43.4%となっています。また、パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中ではない）と回答した割合は、子どもの年齢が上がるほど増加傾向にあります。

図表 19 母親の現在の就労状況(令和5年調査)

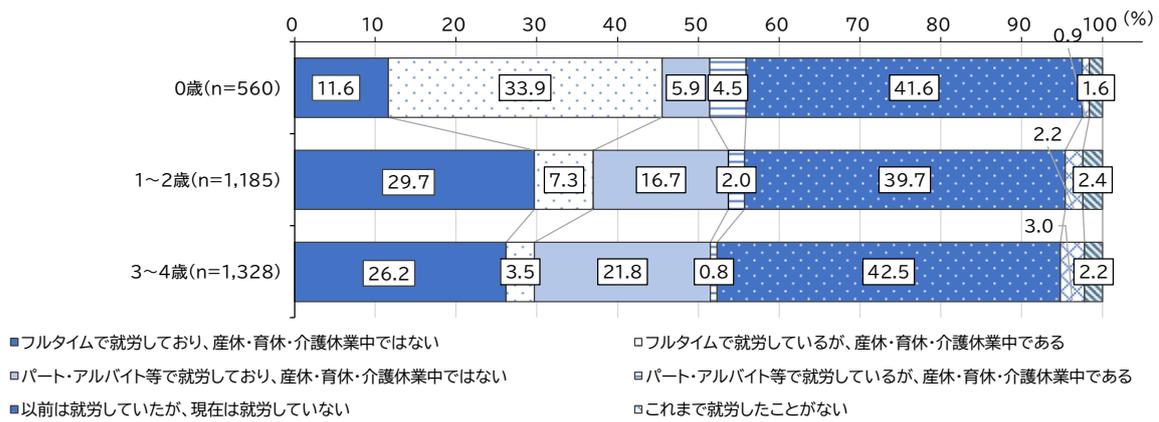


- フルタイム(週5日・1日8時間程度)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム(週5日・1日8時間程度)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▨パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▨パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない

資料：藤沢市「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査 放課後児童クラブに関する利用希望把握調査結果報告書」(2024年(令和6年)3月)

※令和元年調査と令和5年調査で対象とした0歳児の月齢が異なっているため単純な比較ができない点に留意。

図表 20 母親の現在の就労状況(令和元年調査)

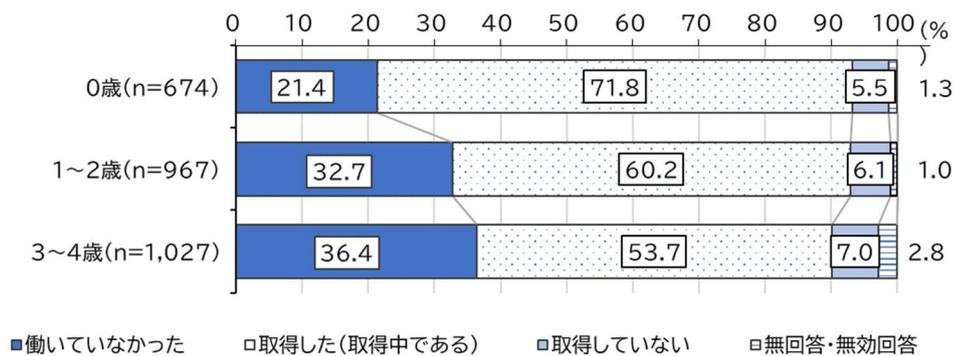


資料：藤沢市「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査 放課後児童クラブに関する利用希望把握調査結果報告書」(2019年(令和元年)9月)
 ※令和元年調査と令和5年調査で対象とした0歳児の月齢が異なっているため単純な比較ができない点に留意。

(オ) 母親の育児休業の取得状況

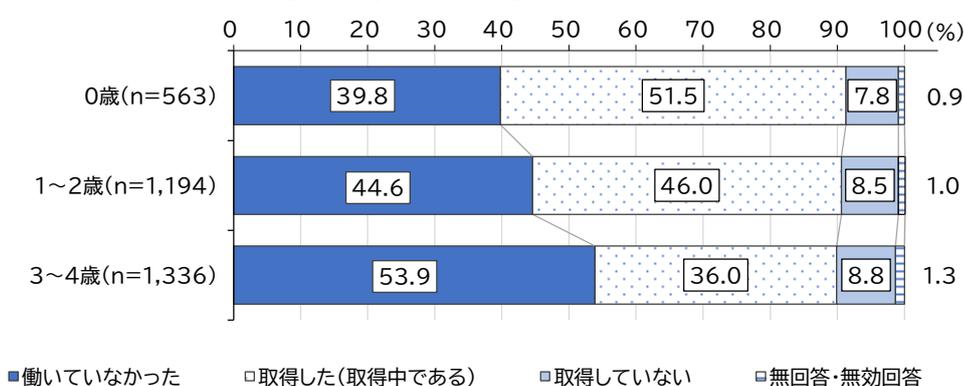
- ニーズ調査によると、母親の育児休業取得状況は、「取得した(取得中である)」と回答した割合が0歳児で71.8%となっています。2019年(令和元年)と2023年(令和5年)を比較すると、すべての年齢において、「働いていなかった」と回答した割合が減少し、「取得した(取得中である)」と回答した割合が増加しています。

図表 21 母親の育児休業取得状況(令和5年調査)



資料：藤沢市「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査 放課後児童クラブに関する利用希望把握調査結果報告書」(2024年(令和6年)3月)
 ※令和元年調査と令和5年調査で対象とした0歳児の月齢が異なっているため単純な比較ができない点に留意。

図表 22 母親の育児休業取得状況(令和元年調査)



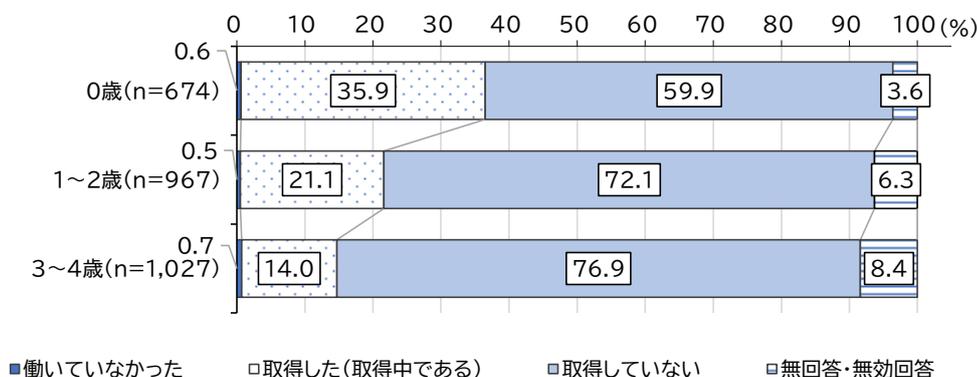
資料：藤沢市「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査 放課後児童クラブに関する利用希望把握調査結果報告書」(2019年(令和元年)9月)
 ※令和元年調査と令和5年調査で対象とした0歳児の月齢が異なっているため単純な比較ができない点に留意。



(カ) 父親の育児休業の取得状況

- 父親の育児休業取得状況は、「取得した（取得中である）」と回答した割合は0歳児で35.9%となっています。2019年（令和元年）と2023年（令和5年）を比較すると、すべての年齢において「取得した（取得中である）」と回答した割合が増加しており、0歳児の父親は26.7ポイント増加して、35.9%となっています。

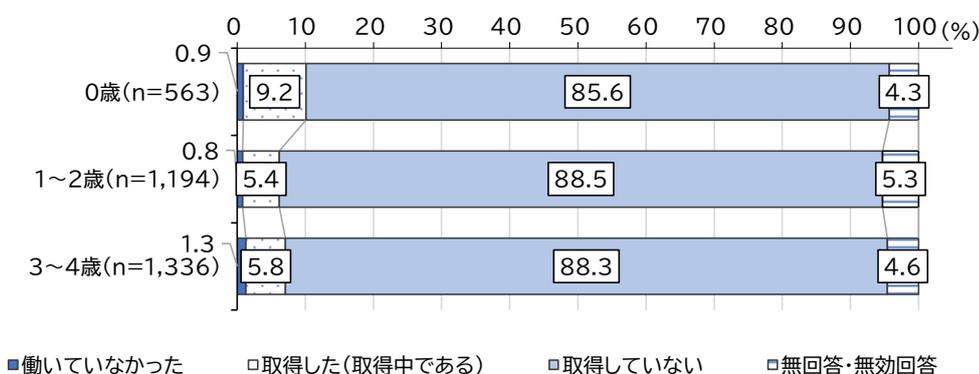
図表 23 父親の育児休業取得状況(令和5年調査)



資料：藤沢市「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査 放課後児童クラブに関する利用希望把握調査結果報告書」（2024年（令和6年）3月）

※令和元年調査と令和5年調査で対象とした0歳児の月齢が異なっているため単純な比較ができない点に留意。

図表 24 父親の育児休業取得状況(令和元年調査)



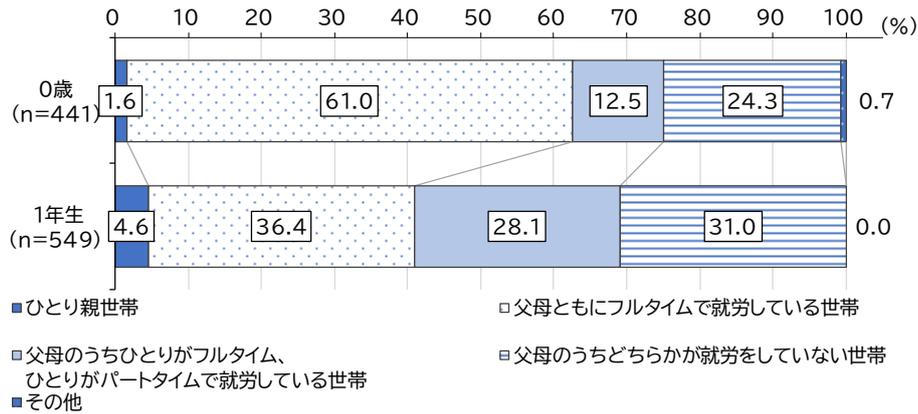
資料：藤沢市「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査 放課後児童クラブに関する利用希望把握調査結果報告書」（2019年（令和元年）9月）

※令和元年調査と令和5年調査で対象とした0歳児の月齢が異なっているため単純な比較ができない点に留意。

(キ) 就労状況別の家庭類型の変化

- 就労状況別の家庭類型は、2019年（令和元年）と2023年（令和5年）を比較すると、0歳児は父母ともにフルタイムで就労している世帯が16.5ポイント増加し61.0%、専業主婦（夫）世帯が19.2ポイント減少し24.3%となっています。小学1年生は父母ともにフルタイムで就労している世帯が10.3ポイント増加し36.4%、専業主婦（夫）世帯が11.7ポイント減少し31.0%となっています。

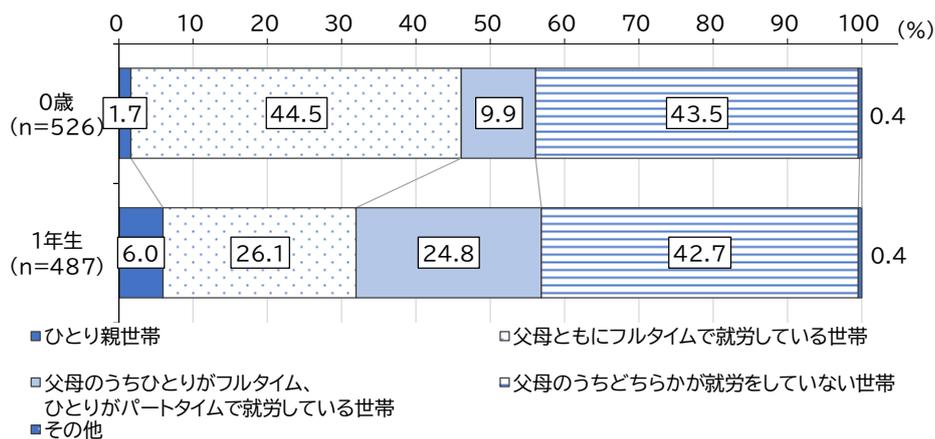
図表 25 就労状況別の家庭類型(令和5年調査)



資料：藤沢市「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査 放課後児童クラブに関する利用希望把握調査」データより集計（2024年（令和6年）3月）

※子ども・子育て支援事業計画における量の見込みを算出するための家庭類型別の集計結果。家庭類型は、父親、母親の就労状況と同居の状態によって分類しており、父母ともに子どもと同居していない場合は集計対象外となっている。

図表 26 就労状況別の家庭類型(令和元年調査)



資料：藤沢市「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査 放課後児童クラブに関する利用希望把握調査」データより集計（2019年（令和元年）9月）

※子ども・子育て支援事業計画における量の見込みを算出するための家庭類型別の集計結果。家庭類型は、父親、母親の就労状況と同居の状態によって分類しており、父母ともに子どもと同居していない場合は集計対象外となっている。

共働き世帯の増加（支援者ヒアリング調査結果より）

近年、共働き家庭が増えたことにより、保育所や放課後児童クラブの利用者が増加傾向にあることに加えて、支援の現場での影響が指摘されました。

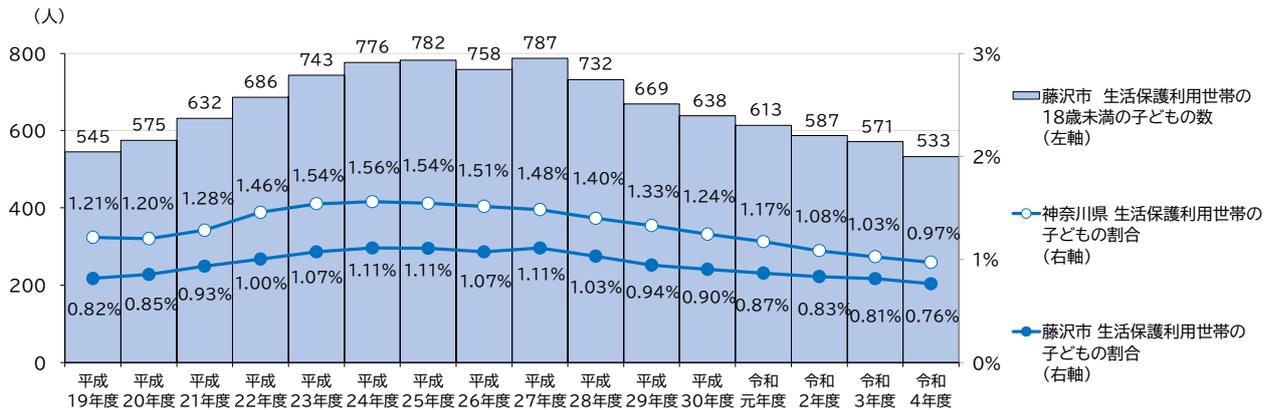
例えば、「平日の日中に、保護者と連絡を取ることが難しくなっている。保護者が17時過ぎにならないと電話に出られず、担当者が勤務時間を過ぎて電話するという状況がある。」など、家庭との連絡手段等に関する変化への対応が指摘されています。また、放課後等デイサービスの現場では、共働き世帯の利用が増えて「仕事からの帰宅時間との調整の大変さが以前に比べると増えてきた。時間外の送迎の希望もある。」など、対象者が求めるサポート内容の変化についても指摘されています。

イ 困難を抱えやすい子育て家庭に関する概況

(ア) 生活保護利用世帯の18歳未満の子どもの数

- 本市における生活保護利用世帯の18歳未満の子どもの数は、2015年度（平成27年度）以降減少傾向にあり、2022年度（令和4年度）時点で533人となっています。また、本市の18歳未満の子どもに占める割合も減少傾向にあり、2022年度（令和4年度）時点で0.76%となっています。神奈川県内の生活保護利用世帯の子どもの割合と比較すると、本市の割合は低い傾向にあります。

図表 27 生活保護利用世帯の子どもの数と割合の推移

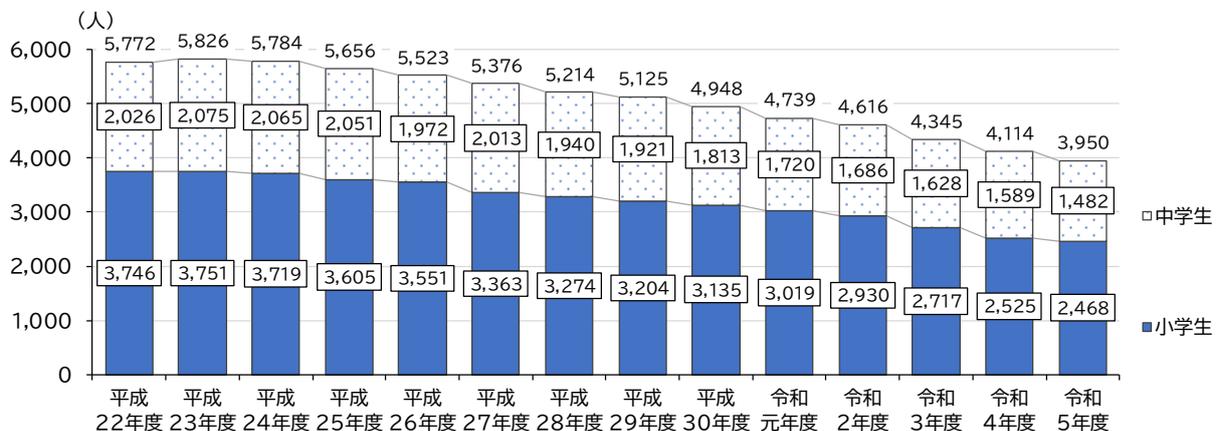


資料：藤沢市「藤沢市の人口と世帯数 年齢別人口（住民基本台帳による）」（各年7月1日時点）、神奈川県「神奈川県福祉統計」（各年7月31日時点）「神奈川県年齢別人口統計調査」（各年1月1日時点）より作成
 ※生活保護利用世帯に属する18歳未満の子どもの数の、18歳未満の子ども全体に対する割合。

(イ) 就学援助受給世帯の数、割合

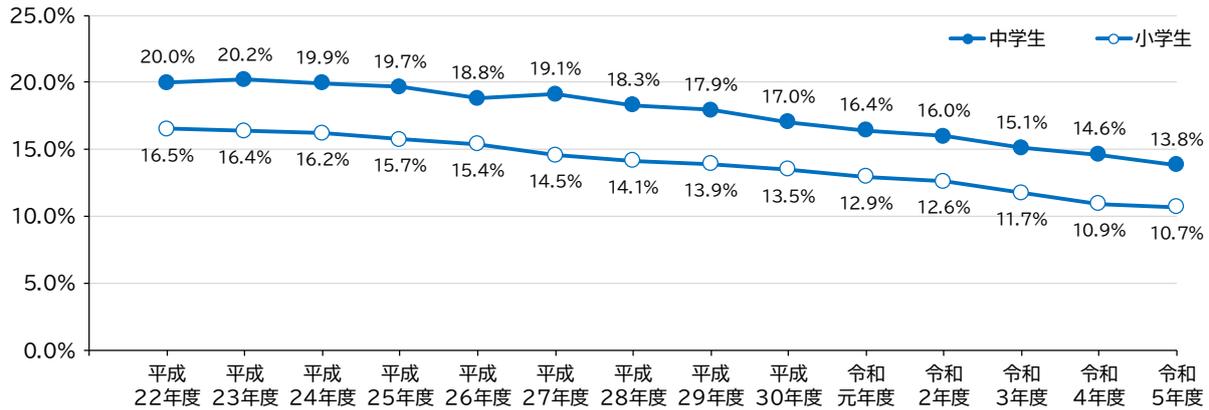
- 就学援助制度とは、経済的な理由によって就学が困難な市立小学生と市立中学生の保護者を対象に学用品費や給食費等、就学にかかる費用の一部を援助する制度です。
- 本市における就学援助受給世帯の子どもの数は、2011年度（平成23年度）以降減少傾向が続いており、2023年度（令和5年度）は、3,950人となっています。就学援助受給世帯の子どもの割合は、2023年度（令和5年度）時点で、小学生は10.7%、中学生は13.8%となっています。

図表 28 就学援助受給世帯の子どもの数(小学生・中学生)の推移



資料：藤沢市（各年度3月31日時点）

図表 29 就学援助受給世帯の子どもの割合(小学生・中学生)の推移



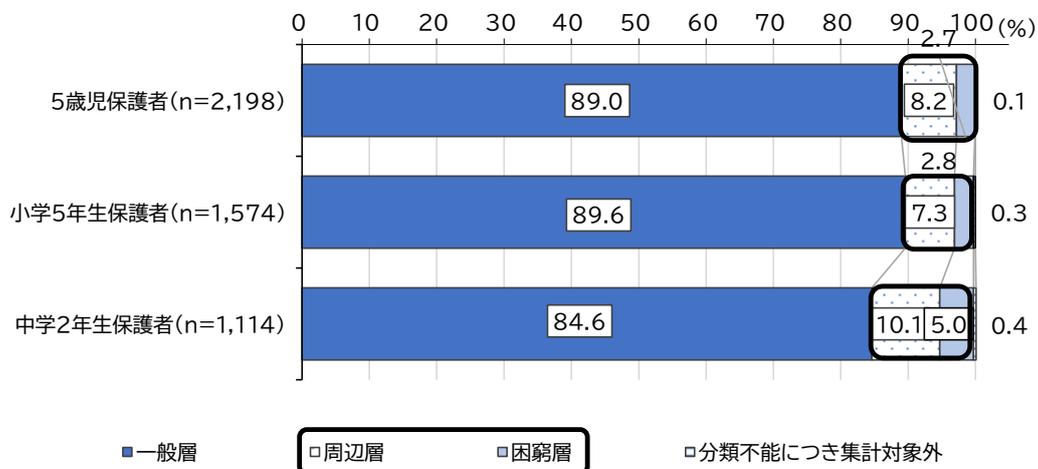
資料：藤沢市

※小学生は、就学援助受給世帯の小学生の数を分子、小学校の児童の数を分母として算出した。中学生は、就学援助受給世帯の中学生の数を分子、中学校の児童の数を分母として算出した。就学援助受給世帯の小学生の数・中学生の数(分子)は各年度3月31日時点の値。小学校の児童の数・中学校の生徒の数(分母)は各年度5月1日時点の値。

(ウ)生活困難層の割合(アンケート調査)

- 生活に困難を抱えている割合(周辺層と困窮層の合計)は、5歳児保護者が10.9%、小学5年生保護者が10.1%、中学2年生保護者が15.1%となっています。生活困難層の割合は、5歳児保護者、小学5年生保護者よりも、中学2年生保護者の方が高くなっています。

図表 30 生活困難層の割合

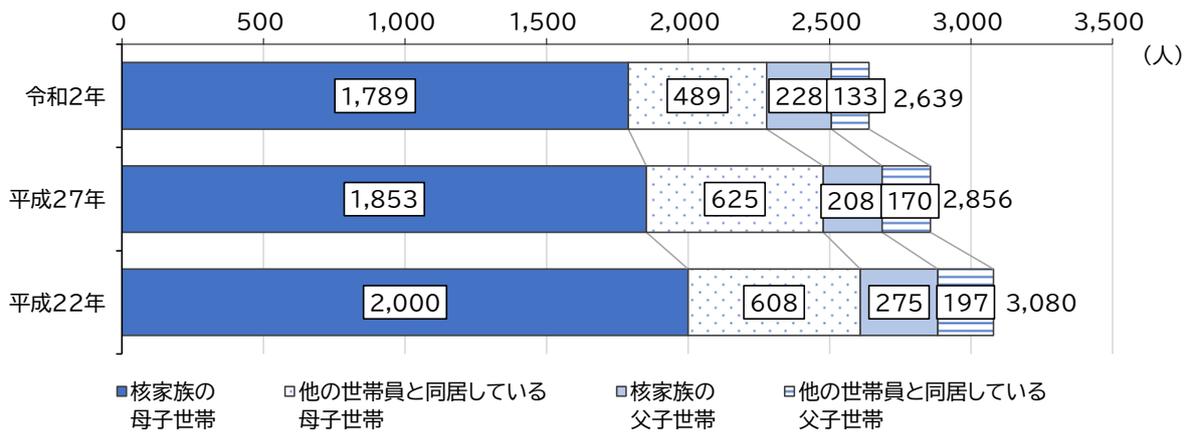


資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査 結果報告書」(2024年(令和6年)3月)

(エ)18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数・子どもの数

- 国勢調査によると、本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は2015年(平成27年)と比較すると2020年(令和2年)は約7.6%減少し2,639世帯となっています。
- ひとり親世帯のうち、母子世帯が全体の8割以上を占め、特に親と子のみの核家族の母子世帯が多くなっています。
- 18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の子どもの数は2015年(平成27年)と比較すると2020年(令和2年)は約6.0%減少し、3,853人となっています。

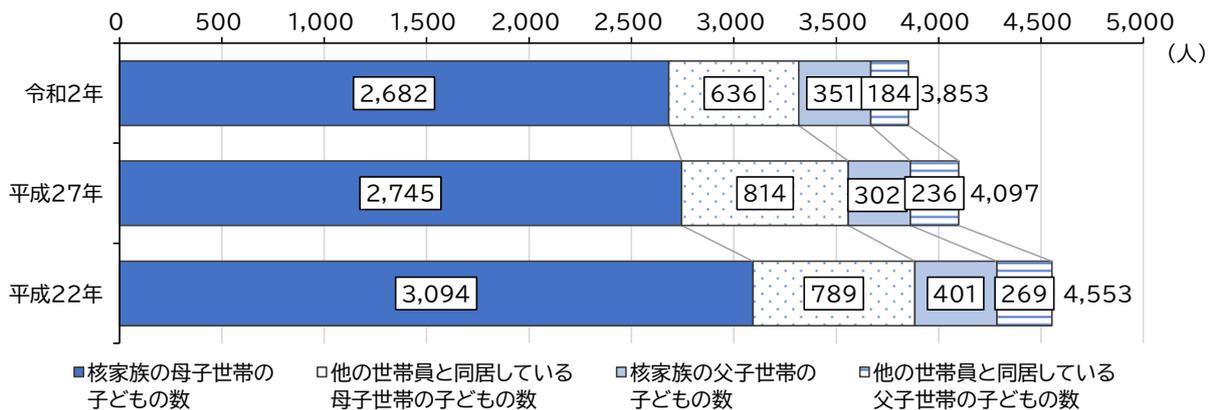
図表 31 18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の数(本市、世帯類型別)



資料：総務省「国勢調査」

※図の「核家族の母（父）子世帯」は、国勢調査の「母（父）子世帯」の「うち18歳未満世帯員のいる一般世帯」を指す。「他の世帯員と同居している母（父）子世帯」は、国勢調査の「母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」の「うち18歳未満の世帯員のいる一般世帯」を除いた値を指す。なお、国勢調査の「母（父）子世帯」は、「未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯」とされているため、例えば21歳と17歳のきょうだいがいるひとり親世帯などは、ここに含まれないという点に留意が必要。

図表 32 18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の子どもの数(本市、世帯類型別)



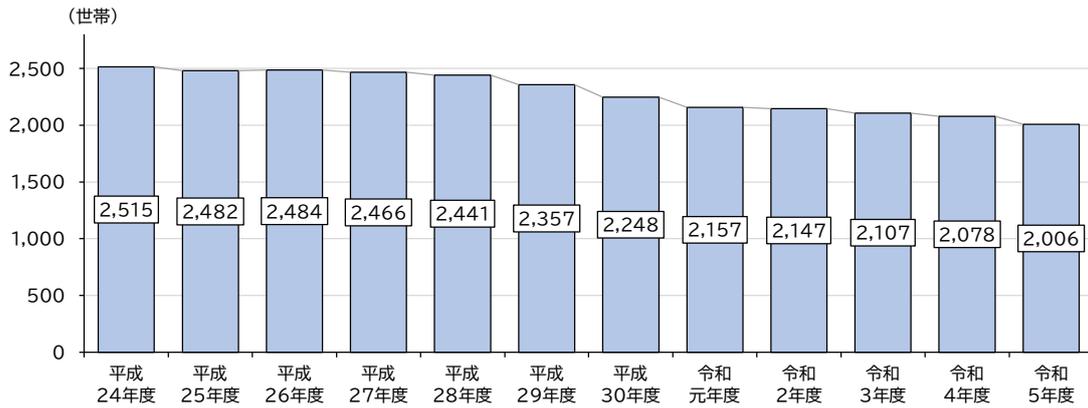
資料：総務省「国勢調査」

※図の「核家族の母（父）子世帯の子どもの数」は、国勢調査の「母（父）子世帯」の「うち18歳未満」の世帯員を指す。「他の世帯員と同居している母（父）子世帯の子どもの数」は、国勢調査の「母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」の「うち18歳未満」の世帯員から「母（父）子世帯」の「うち18歳未満」を除いた値を指す。なお、国勢調査の「母（父）子世帯」は、「未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯」とされているため、例えば21歳と17歳のきょうだいがいるひとり親世帯などは、ここに含まれないという点に留意が必要。

(オ) 児童扶養手当受給世帯数

- 児童扶養手当とは、母子世帯・父子世帯等の生活の安定と、自立を促進することを目的に、父母の離婚や、父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度です。所得制限があり、児童扶養手当の一部又は全部が支給されないことがあります。
- 本市で児童扶養手当を受給している世帯数の推移を見ると、2012年度（平成24年度）以降減少傾向となっています。2014年度（平成26年度）には2,484世帯でしたが、2023年度（令和5年度）には2,006世帯となっており、10年間で約19.2%減少しています。

図表 33 児童扶養手当受給世帯数の推移(本市)

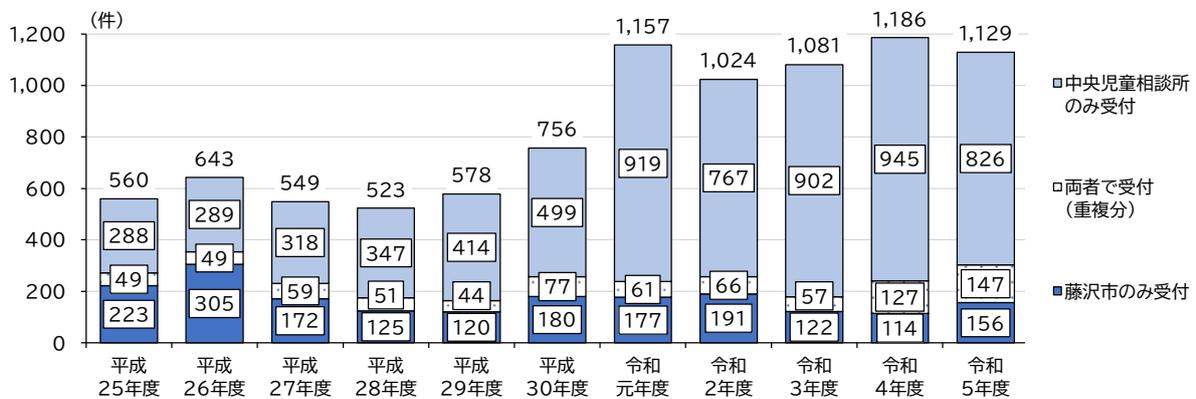


資料：藤沢市「福祉行政報告例」(各年度3月31日時点)

(カ) 虐待相談件数の推移

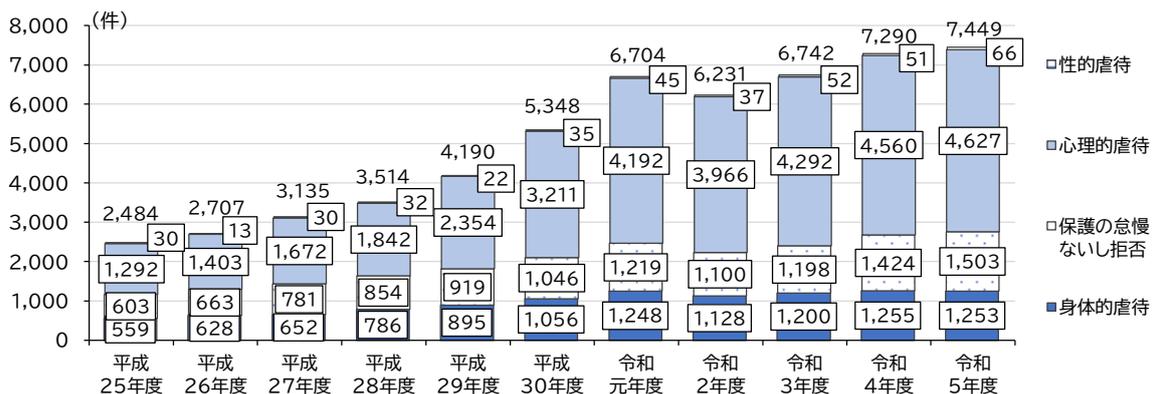
- 本市に関連する虐待相談の新規受付件数の推移を見ると、2014年度(平成26年度)は中央児童相談所受付分(本市)と本市受付分の合計が643件でしたが、2023年度(令和5年度)は1,129件となり、過去10年間で約1.8倍に増加しています。
- 神奈川県児童相談所の虐待相談受付件数の内容別の内訳を見ると、2023年度(令和5年度)は、心理的虐待、保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)、身体的虐待、性的虐待の順に多くなっています。過去10年間で、心理的虐待は約3.3倍、保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)は約2.3倍、身体的虐待は約2.0倍に増加しています。

図表 34 虐待相談の新規受付件数(中央児童相談所・藤沢市)



資料：神奈川県中央児童相談所資料、藤沢市資料より作成

図表 35 神奈川県児童相談所虐待相談受付内容別件数(政令指定都市・児童相談所設置市除く)



資料：神奈川県「児童相談所虐待相談受付件数の内訳 (政令指定都市・児童相談所設置市を除く)」

コロナ禍における児童虐待相談件数の減少（支援者ヒアリング調査結果より）

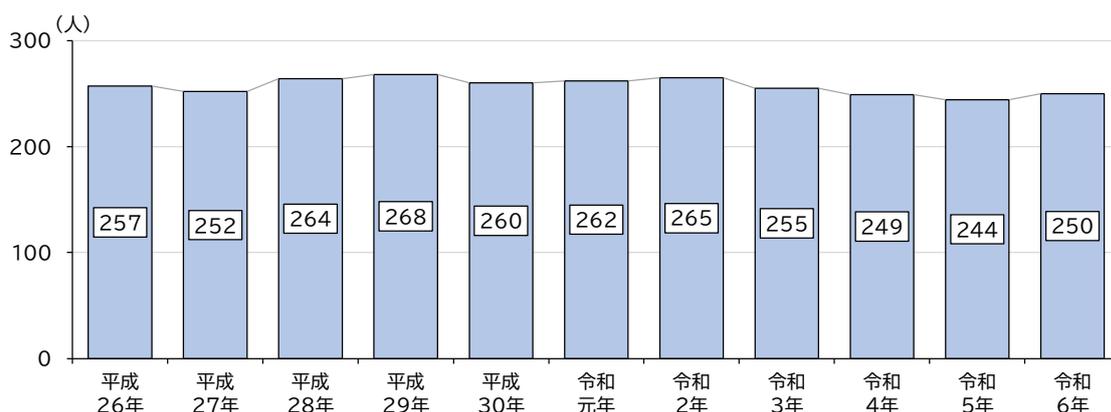
2019年度（令和元年度）から2020年度（令和2年度）にかけて児童虐待相談件数が統計を取り始めて以来初めて減少しました。支援者ヒアリングでは、その背景について次のような説明がありました。「コロナ禍で、学校の休校や保育所等の休園が続いた時は、児童虐待相談件数の増加を予想したが、その期間の数字を見ると、相談件数は減少していた。幼稚園、保育所、学校が開いていないと、子どもたちとの接点が減るため、虐待の統計を取り始めて以来、初めて神奈川県内の虐待通告件数が減った。学校等が通常に戻り、相談件数も増加傾向に戻った。神奈川県だけでなく都市部はその傾向があった。」

(キ)障がいに関する手帳所持者数の推移

a. 身体障がい者手帳所持者数

- 身体障がい者手帳とは、身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって1級（最重度）から6級までに区分されています。18歳未満の身体障がい者手帳所持者数の推移を見ると、2014年（平成26年）は257人、2024年（令和6年）は250人と横ばいで推移しています。

図表 36 18歳未満の身体障がい者手帳所持者数

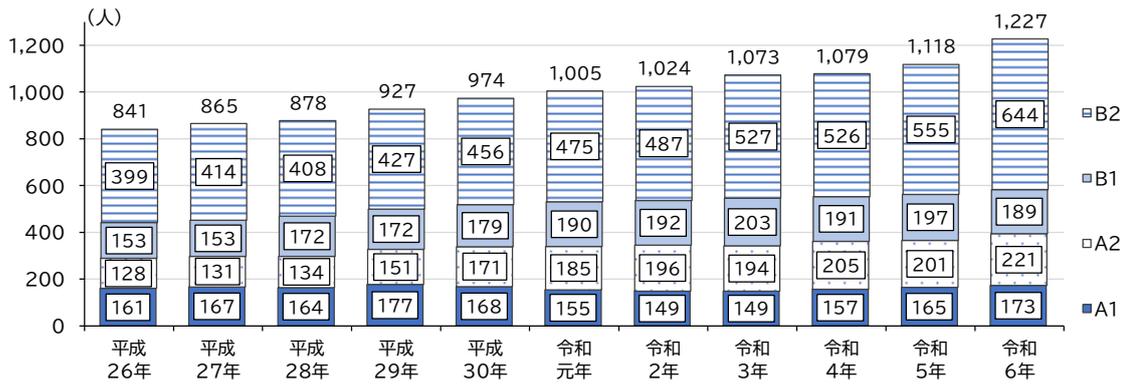


資料：藤沢市（各年4月1日時点）

b. 療育手帳所持者数

- 療育手帳は、知的障がいのある方が一貫した療育・援護を受け、様々なサービスや支援を受けやすくすることを目的とした手帳です。障がいの程度によってA1（最重度）からB2まで4つに区分されています。18歳未満の療育手帳所持者数の推移を見ると、2015年（平成27年）には865人でしたが、2024年（令和6年）には1,227人となっており、10年間で約1.4倍に増加しています。

図表 37 18歳未満の療育手帳所持者数

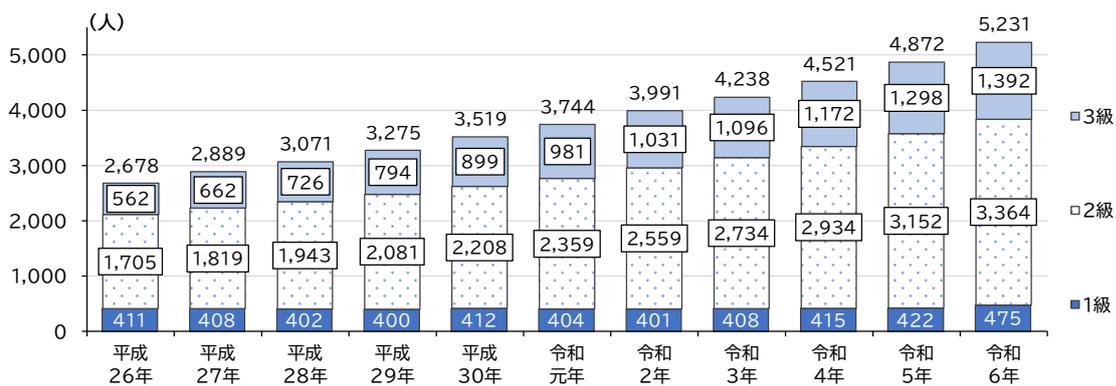


資料：藤沢市（各年4月1日時点）

c. 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

- 精神障がい者保健福祉手帳とは、精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって1級（最重度）から3級までに区分されています。精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、2015年（平成27年）には2,889人でしたが、2024年（令和6年）には5,231人となっており、10年間で約1.8倍に増加しています。

図表 38 精神障がい者保健福祉手帳所持者数



資料：藤沢市（各年4月1日時点）

障がい児・発達障がい児に関する相談支援体制（支援者ヒアリング調査結果より）

支援者ヒアリングでは、保護者からの発達障がいに関する相談が増加していること、対応する相談体制や受入体制の強化が必要であるという指摘がありました。具体的には、「（教員や学童保育の支援員へのサポート体制として）障がい支援等の専門職が多職種で現場に行くような外部専門家チーム」、「（障がい児等が生活する上で必要なサービスをマネジメントする）相談支援専門員の拡充」、「発達に課題のある境界領域（グレーゾーン）の子どもを預かる事業所への職員の加配」、「（障がい児を対象とする）移動支援については、受給者証や診断があっても、半年から1年待って週に1回移動支援がつくというような状況にある」などです。

(ク) 医療的ケア児の人数の推移

- 医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳未満）をいいます。本市が把握している医療的ケア児の人数¹は、2022年度（令和4年度）は67人、2023年度（令和5年度）は81人、2024年度（令和6年度）は80人となっています。

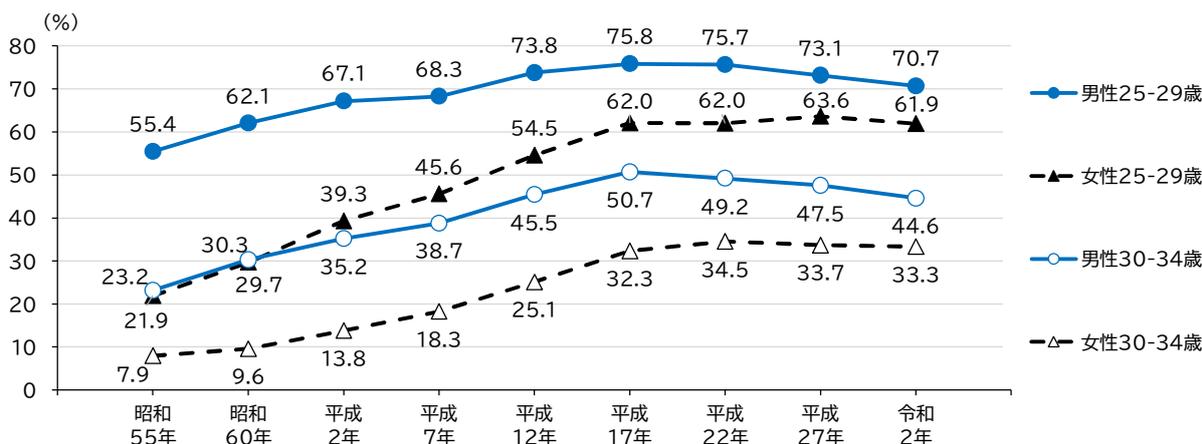
(3) ライフステージ別の概況

ア 子どもの誕生前から幼児期まで

(ア) 未婚率の推移

- 本市の30～34歳の男性の未婚率は、2005年（平成17年）をピークに低下しています。2020年（令和2年）時点で30～34歳は44.6%となっており、2015年（平成27年）と比較すると2.9ポイント低下しています。
- 30～34歳の女性の未婚率は、2010年（平成22年）をピークに、以降横ばいとなっています。2020年（令和2年）時点で30～34歳は33.3%となっています。

図表 39 本市の未婚率の推移(男女別・年齢階層別)



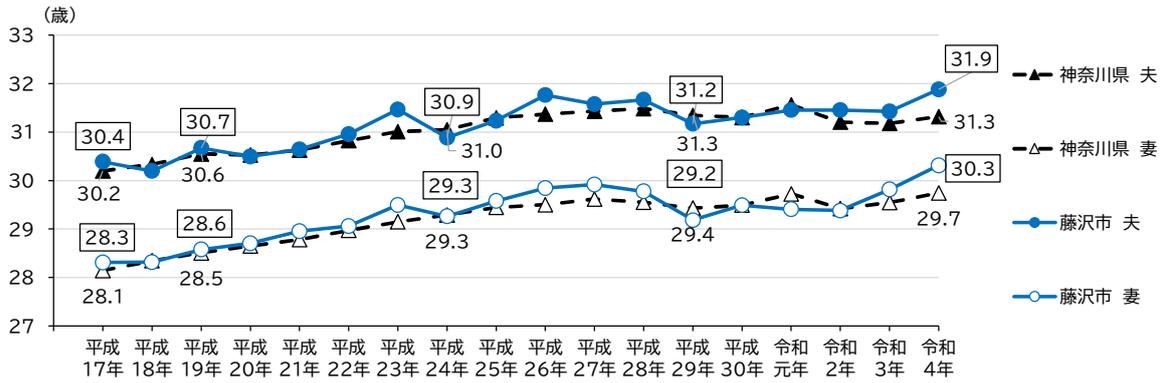
資料：総務省「国勢調査」

(イ) 平均初婚年齢の推移

- 本市の平均初婚年齢は、2022年（令和4年）に、夫は31.9歳、妻は30.3歳となっており、どちらも平均初婚年齢は上昇傾向にあります。

¹ 湘南東部障害福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター・かながわ医療的ケア児支援センターランチ会議調査により把握された人数に、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援を行うために、藤沢市学校看護師を配置した児童生徒（藤沢市立学校の通常級及び支援級に限る）の人数を加算した人数（各年4月1日現在）

図表 40 本市の平均初婚年齢の推移(神奈川県との比較)



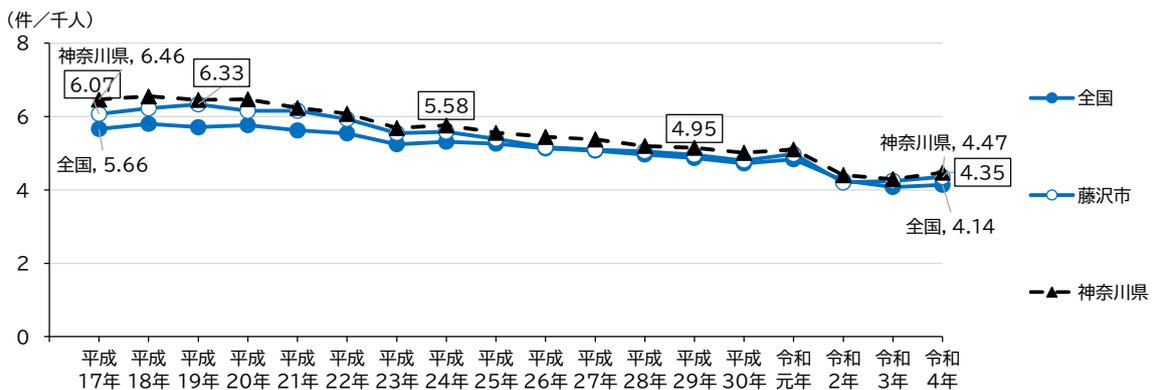
資料：神奈川県「神奈川県衛生統計年報」

※夫の平均初婚年齢は「夫・妻とも初婚」「夫初婚妻再婚」における件数と「夫」の平均年齢、妻の平均初婚年齢は「夫・妻とも初婚」「夫再婚妻初婚」における件数と「妻」の平均年齢から算出。

(ウ) 婚姻率の推移

- 本市の婚姻率（人口千人当たり件数）は、全国や神奈川県と同様に低下傾向にあります。

図表 41 本市の婚姻率の推移(全国・神奈川県との比較)

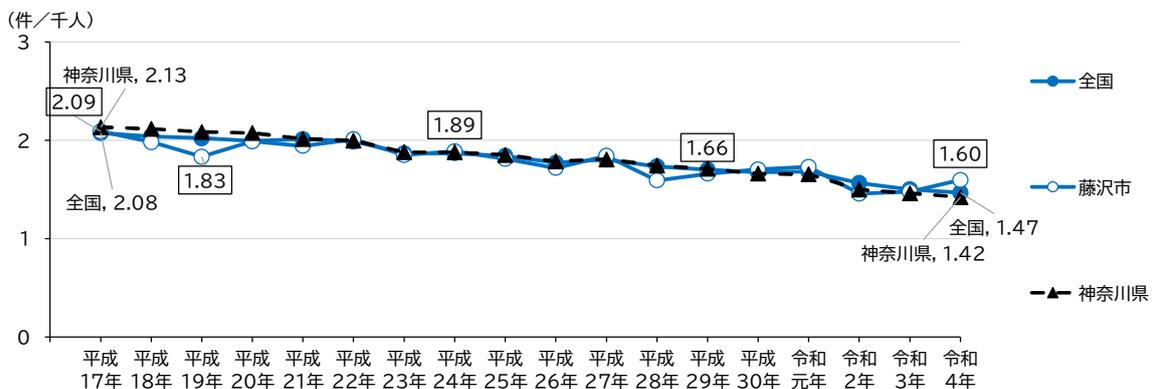


資料：神奈川県「神奈川県衛生統計年報」、総務省統計局「人口推計」、厚生労働省「人口動態調査」、藤沢市「年齢別人口（住民基本台帳による）」（各年 10 月 1 日時点）、藤沢市「外国人住民の人口と世帯数」（各年 10 月 1 日時点）

(エ) 離婚率の推移

- 本市の離婚率（人口千人当たり件数）は、全国や神奈川県と同様に低下傾向にあります。

図表 42 本市の離婚率の推移(全国・神奈川県との比較)

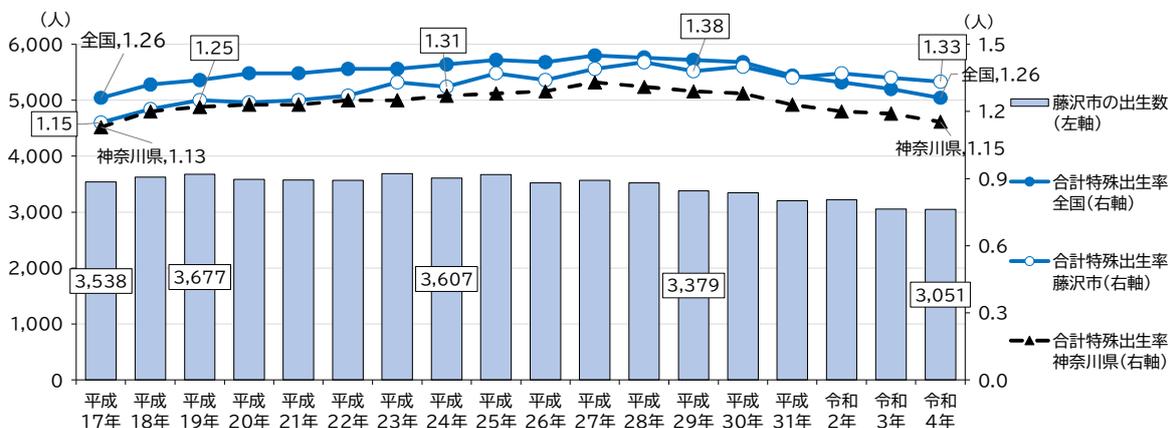


資料：神奈川県「神奈川県衛生統計年報」、総務省統計局「人口推計」、厚生労働省「人口動態調査」、藤沢市「年齢別人口（住民基本台帳による）」（各年 10 月 1 日時点）、藤沢市「外国人住民の人口と世帯数」（各年 10 月 1 日時点）

(オ) 出生数と合計特殊出生率

- 本市の合計特殊出生率²は、近年は横ばいで、2022年（令和4年）は1.33となっています。この値は全国の1.26、神奈川県1.15と比較すると高くなっています。
- 出生数は年により増減しているものの、近年は減少傾向にあり、2022年（令和4年）には3,051人となり、2012年（平成24年）からの10年間で約15.4%減少しています。

図表 43 本市の出生数と合計特殊出生率の推移(全国・神奈川県との比較)

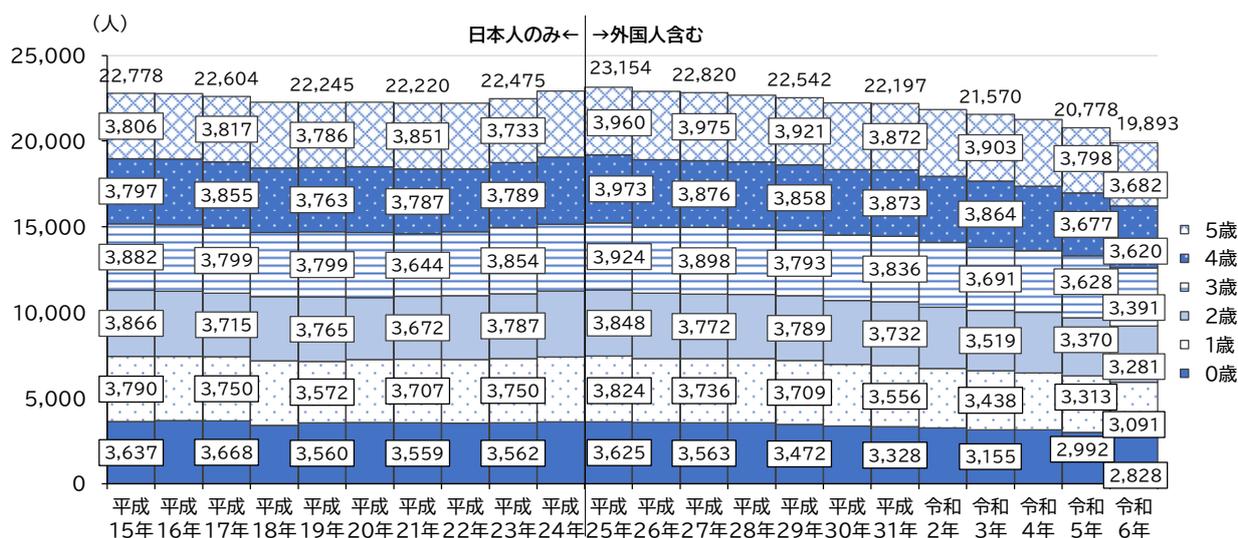


資料：神奈川県「神奈川県衛生統計年報」

(カ) 就学前児童数の推移

- 0～5歳の就学前児童数は2013年（平成25年）以降減少傾向にあります。2024年（令和6年）には、19,893人となっており、2013年（平成25年）と比較すると、約14.1%減少しています。

図表 44 就学前児童数の推移(年齢別)



資料：藤沢市「年齢別人口（住民基本台帳による）」（各年4月1日時点）

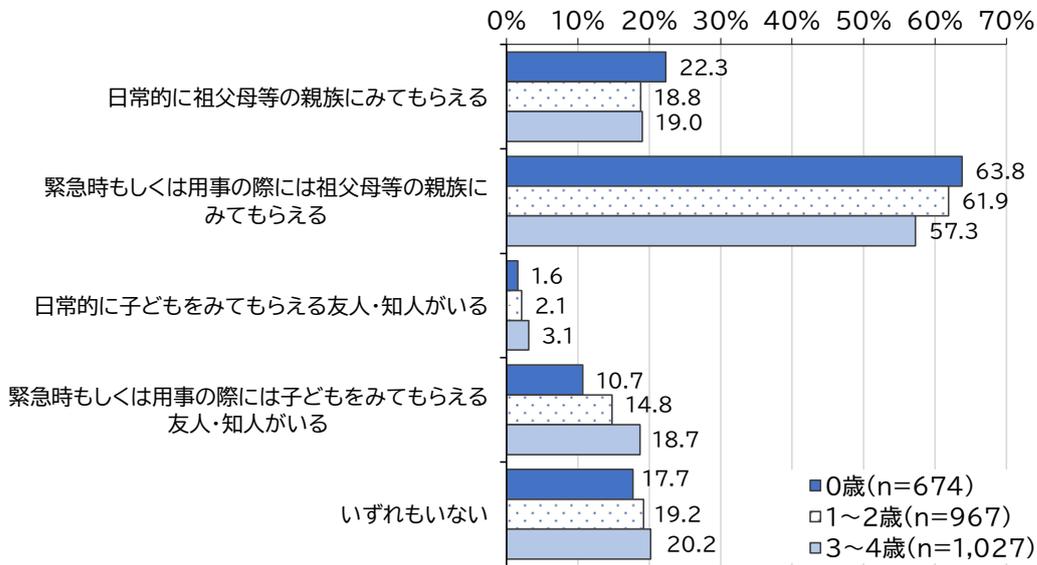
※住民基本台帳の集計方法の変更により、2013年（平成25年）以降は外国人を含む集計となっている。

² 15歳から49歳の女性が産んだ女性の年齢別の子どもの数を、各年1月1日の15～49歳の女性の年齢別人口で割った値

(キ)子どもをみてくれる親族等

- ニーズ調査によると、子どもをみてくれる親族や友人・知人が「いずれもない」と回答した割合は、0歳児が17.7%、1～2歳児が19.2%、3～4歳児が20.2%となっています。前回調査と比較すると、3～4歳児で子どもをみてくれる親族や友人・知人が「いずれもない」と回答した割合が6.1ポイント高くなっています。

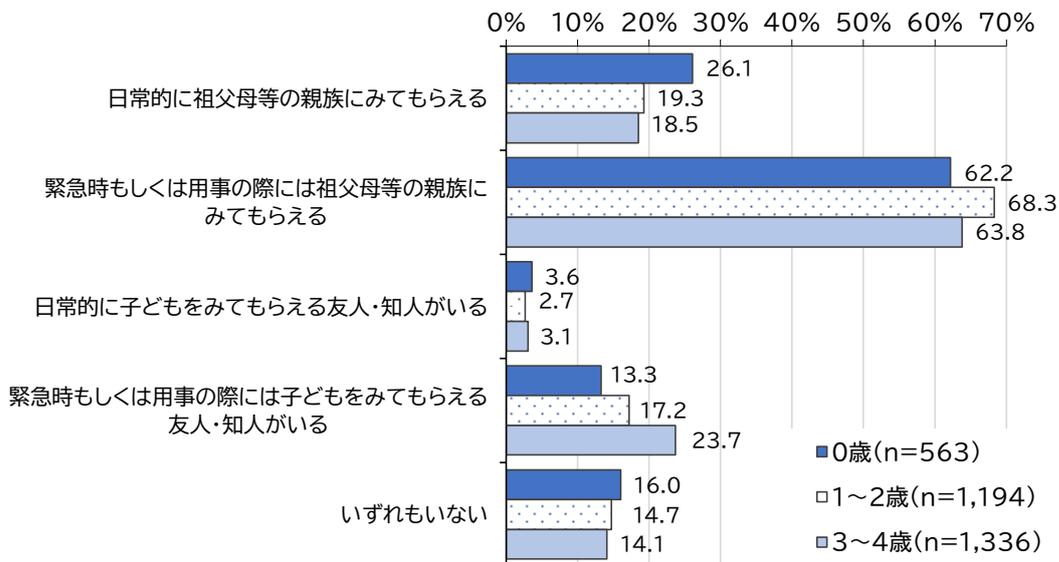
図表 45 子どもをみてくれる親族等(令和5年調査)



資料：藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査 放課後児童クラブに関する利用希望把握調査 結果報告書（2024年（令和6年）3月）

※令和元年調査と令和5年調査で対象とした0歳児の月齢が異なっているため単純な比較ができない点に留意。

図表 46 子どもをみてくれる親族等(令和元年調査)



資料：藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査 放課後児童クラブに関する利用希望把握調査 結果報告書（2019年（令和元年）9月）

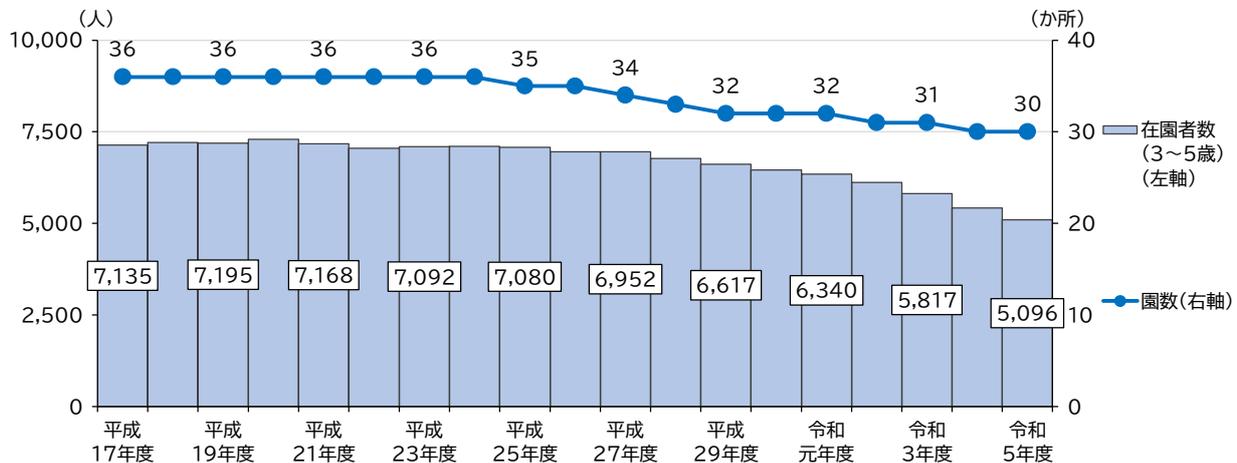
※令和元年調査と令和5年調査で対象とした0歳児の月齢が異なっているため単純な比較ができない点に留意。

(ク) 幼児期の教育・保育に関する利用者数、施設数、待機児童数等の推移

a. 幼稚園の在園者数と園数の推移

- 本市に所在する幼稚園の在園者数は、2019年度（令和元年度）と比較すると、2023年度（令和5年度）では約19.6%減少し、5,096人となっています。また、本市の幼稚園数は減少傾向にあり、2023年度（令和5年度）時点で30園となっています。

図表 47 幼稚園の在園者数と園数の推移

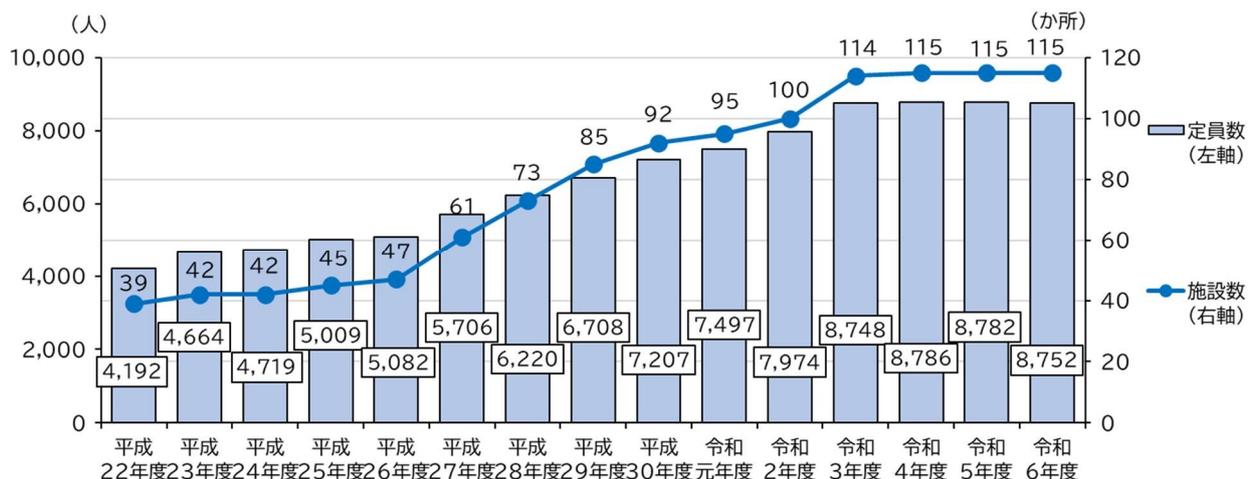


資料：藤沢市、神奈川県「神奈川県学校基本統計（学校基本調査報告書）」（各年度5月1日時点）より作成

b. 認可保育所等の定員数、施設数、待機児童数の推移

- 認可保育所等の施設数は、2022年度（令和4年度）以降は115か所となっています。定員数については、2024年度（令和6年度）時点で8,752人となっています。
- 待機児童については、2018年度（平成30年度）の174人をピークに減少し、2024年度（令和6年度）は11人となっています。

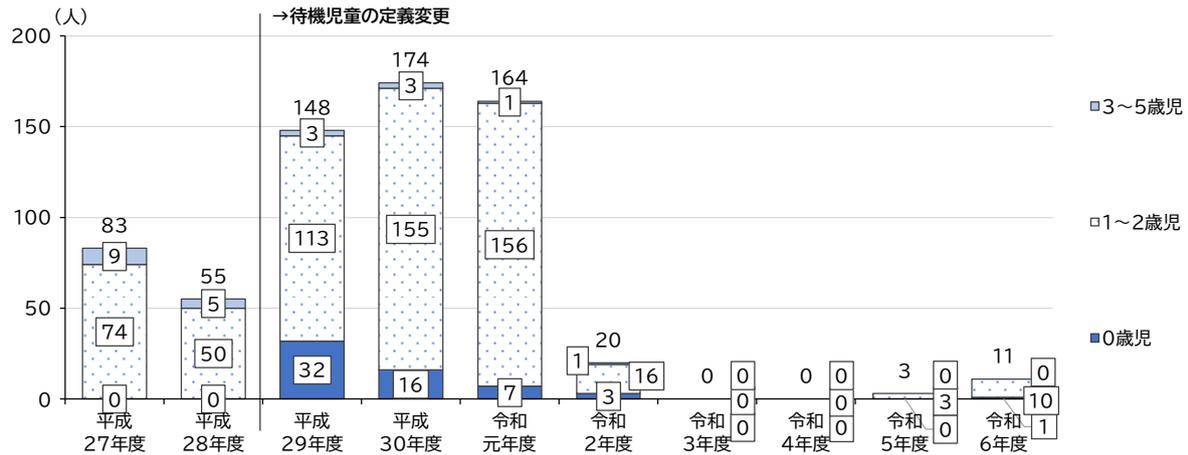
図表 48 認可保育所等の定員数、施設数の推移



資料：藤沢市（各年度4月1日）

※認可保育所等には、認可保育所、認定こども園（保育利用）、小規模保育事業、家庭的保育事業が含まれる。

図表 49 認可保育所等の待機児童数の推移



資料：藤沢市（各年度4月1日）

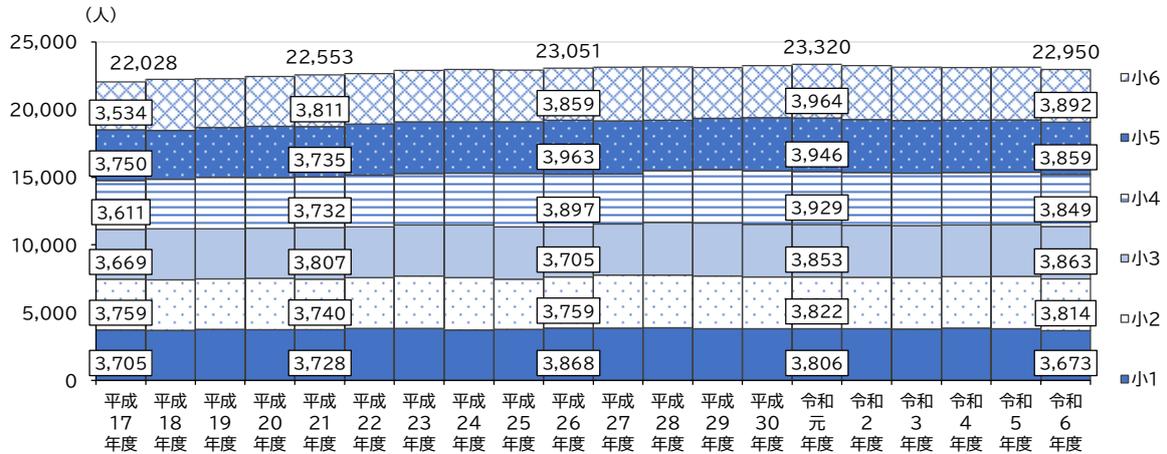
※国が定める「保育所等利用待機児童数調査要領」に改正により待機児童の定義を変更。

イ 学童期・思春期

(ア) 児童数・生徒数の推移（公立小学校、公立中学校）

- 小学校（公立）の児童数は2019年度（令和元年度）と比較してほぼ横ばいで、2024年度（令和6年度）時点で22,950人となっています。

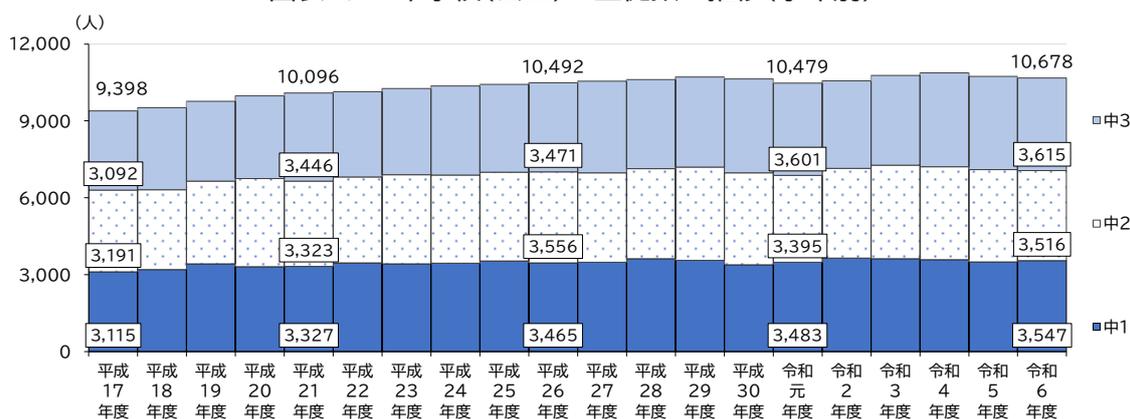
図表 50 小学校(公立)の児童数の推移(学年別)



資料：神奈川県「神奈川県学校基本統計（学校基本調査報告書）」（各年度5月1日時点）

- 中学校（公立）の生徒数は、2017年度（平成29年度）までは増加傾向ですが、以降は横ばいとなっており、2024年度（令和6年度）の生徒数は10,678人となっています。

図表 51 中学校(公立)の生徒数の推移(学年別)

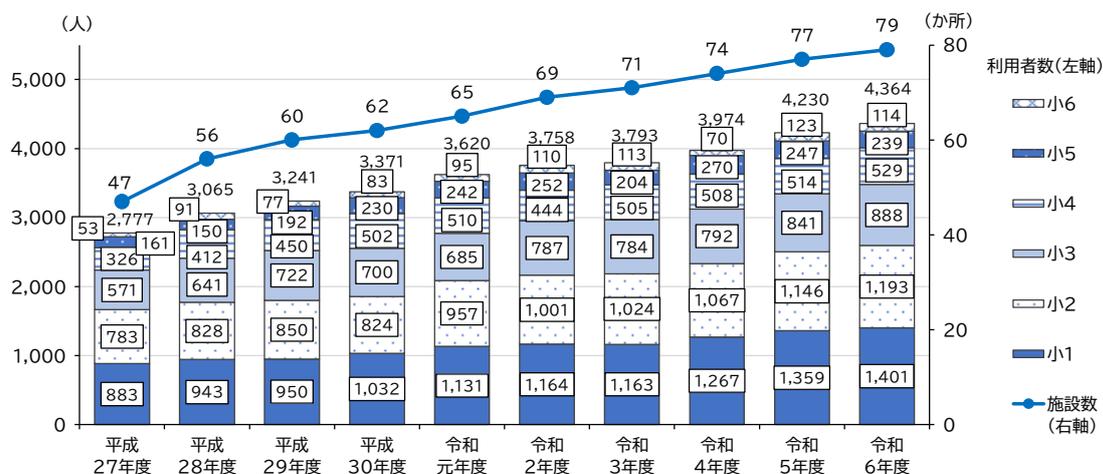


資料：神奈川県「神奈川県学校基本統計（学校基本調査報告書）」（各年度5月1日時点）

(イ) 放課後児童クラブの施設数、利用者数、待機児童数等の推移

- 放課後児童クラブの施設数は増加傾向にあり、2024年度（令和6年度）は79か所となっています。利用者数も増加傾向にあり、2019年度（令和元年度）と比較すると、2024年度（令和6年度）は約20.6%増加し、4,364人となっています。待機児童数も増加傾向にあり、2019年度（令和元年度）の80人と比較すると、2024年度（令和6年度）は184人と増加しています。

図表 52 放課後児童クラブの利用者数と施設数の推移



資料：藤沢市（各年度4月1日時点）

図表 53 放課後児童クラブの待機児童数

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	合計(人)
令和元年度	9	5	6	8	26	26	80
令和2年度	6	8	6	13	11	2	46
令和3年度	7	6	3	9	8	2	35
令和4年度	3	3	6	7	11	20	50
令和5年度	21	24	21	19	17	11	113
令和6年度	34	28	50	33	20	19	184

資料：藤沢市（各年度4月1日時点）

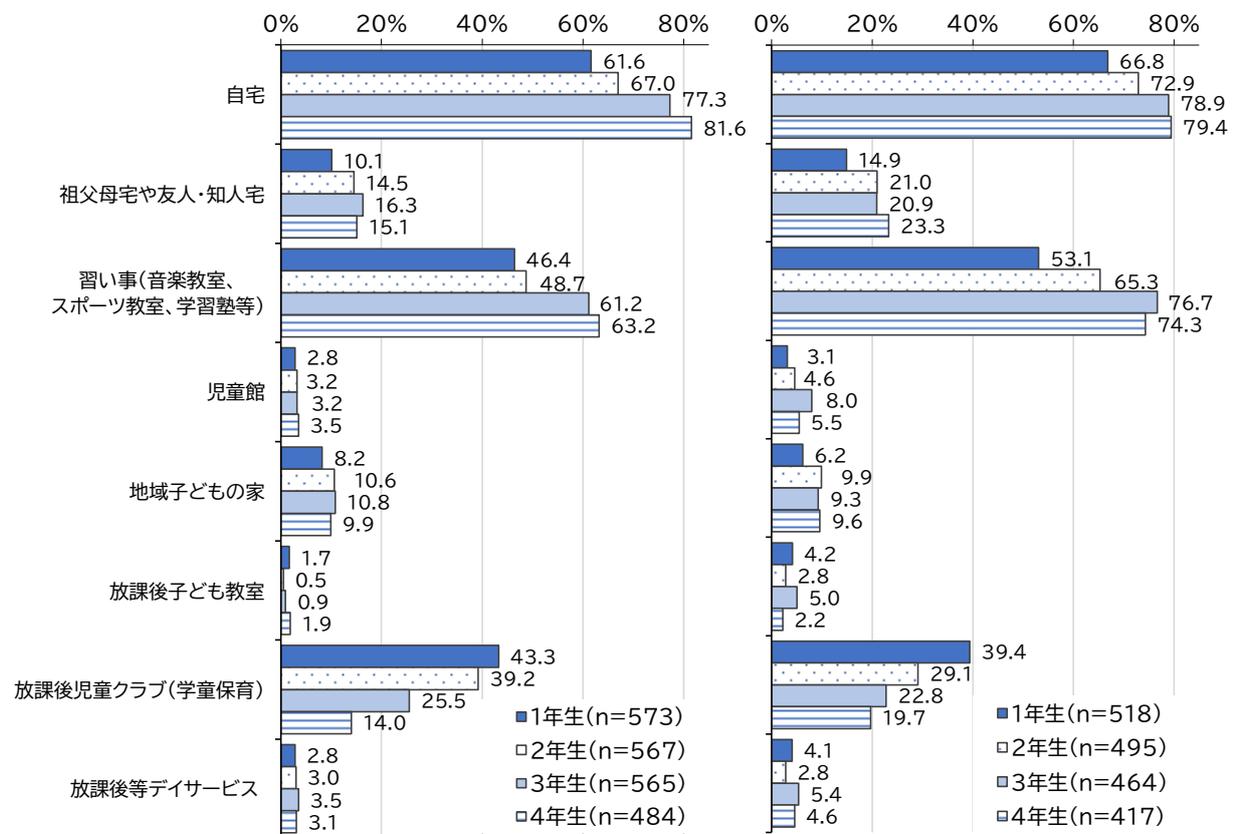
(ウ) 放課後子ども教室の実施か所数、利用者数の推移

- 放課後子ども教室の実施か所数は2024年度(令和6年度)時点で5か所となっています。年間の利用延べ人数は、2019年度(令和元年度)は11,386人で、2023年度(令和5年度)は7,564人となっています。

(エ) 小学生の放課後の過ごし方

- ニーズ調査によると、小学生が放課後に過ごしている場所は、小学1年生は、「自宅」が61.6%、「習い事(音楽教室、スポーツ教室、学習塾等)」が46.4%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が43.3%となっています。小学4年生は、「自宅」が81.6%、「習い事(音楽教室、スポーツ教室、学習塾等)」が63.2%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が14.0%となっています。
- 2019年(令和元年)と2023年(令和5年)を比較すると、小学1年生では、「放課後児童クラブ(学童保育)」と回答した割合が増加し、「自宅」、「習い事(音楽教室、スポーツ教室、学習塾等)」と回答した割合は減少しています。小学4年生では、「自宅」と回答した割合が増加し、「放課後児童クラブ(学童保育)」、「習い事(音楽教室、スポーツ教室、学習塾等)」と回答した割合は減少しています。

図表 54 小学生の放課後の過ごし方(左:令和5年調査、右:令和元年調査)

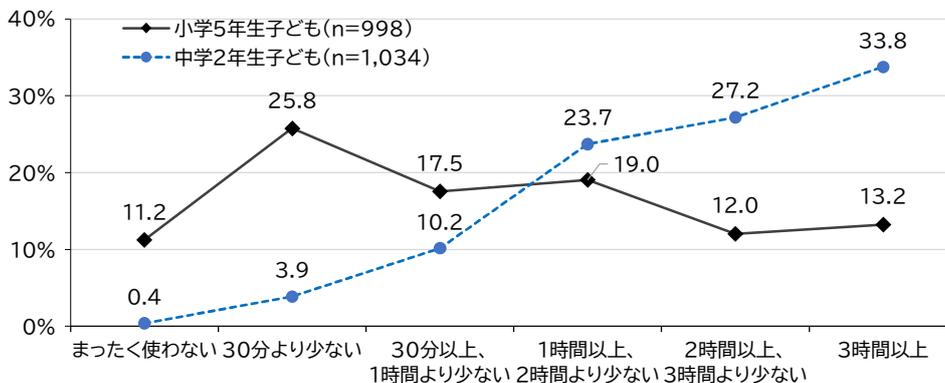


資料：藤沢市「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査 放課後児童クラブに関する利用希望把握調査結果報告書」(左図：2024年(令和6年)3月、右図：2019年(令和元年)9月)

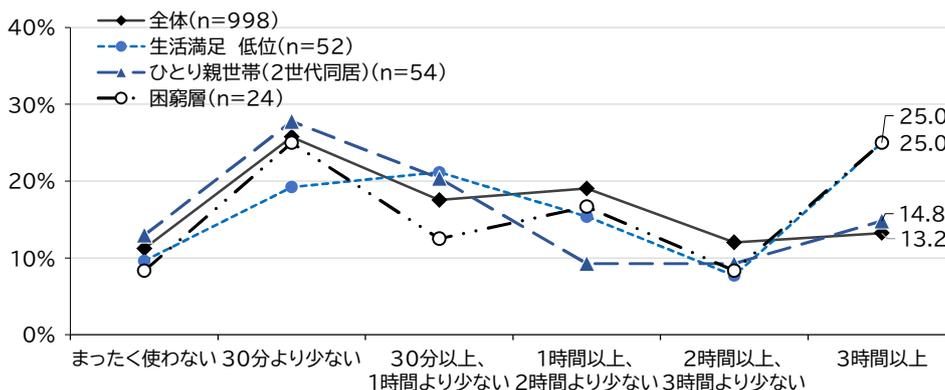
(オ)スマートフォンの使用時間

- アンケート調査によると、スマートフォンを平日3時間以上使用する割合は、小学5年生が13.2%、中学2年生が33.8%となっています。
- 小学5年生がスマートフォンを平日3時間以上使用する割合について、生活満足度が低い層は25.0%、ひとり親世帯（2世代同居）は14.8%、困窮層は25.0%となっています。

図表 55 スマートフォンの使用時間(単純集計)



図表 56 スマートフォンの使用時間(小学5年生クロス集計)

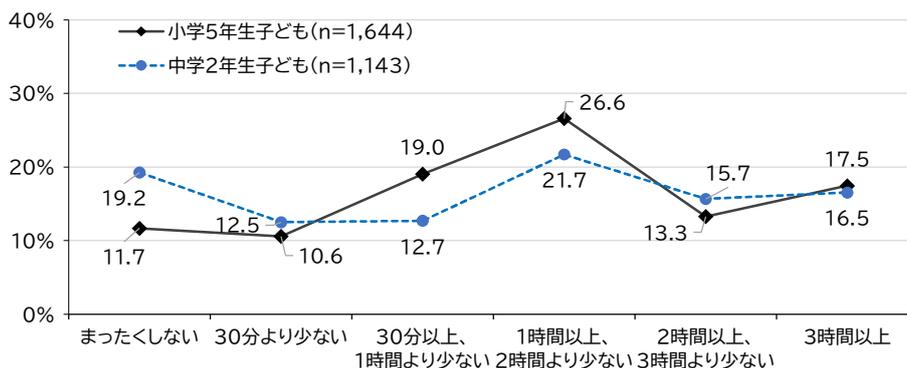


資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」（2024年（令和6年）3月）

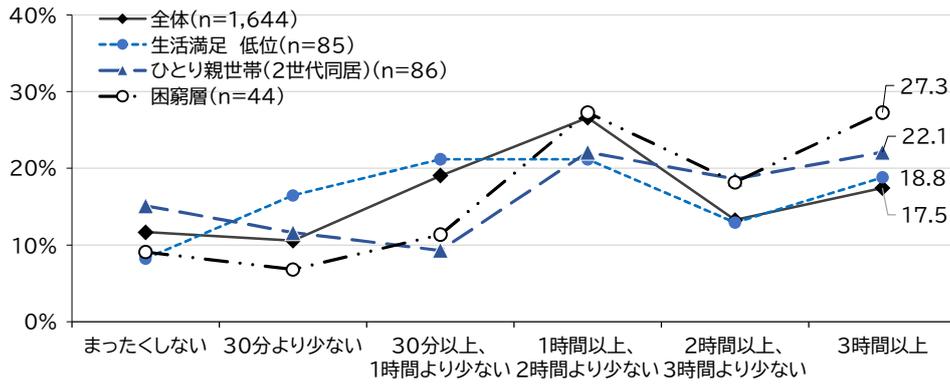
(カ)ゲームの使用時間

- ゲームを平日3時間以上使用する割合は、小学5年生17.5%、中学2年生が16.5%となっています。
- 小学5年生がゲームを平日3時間以上使用する割合について、ひとり親世帯（2世代同居）は22.1%、困窮層は27.3%となっています。

図表 57 ゲームの使用時間(単純集計)



図表 58 ゲームの使用時間(小学5年生クロス集計)



資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」(2024年(令和6年)3月)

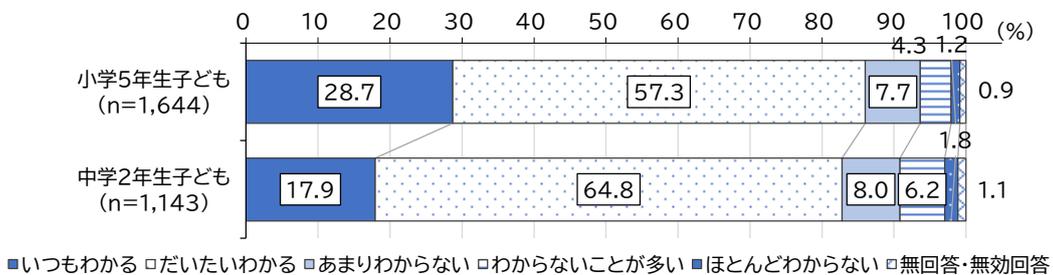
インターネット・SNS・ゲームの影響 (支援者ヒアリング調査結果より)

近年の子どもの変化として、子どものインターネット、SNS、ゲームへの依存傾向、行動の変化、SNSを通じたいじめやトラブルの増加が指摘されています。具体的には、「インターネットを通じて出会った相手に会いに都内へ行くなど行動範囲が広がっており、相手がどのような人物か分からないこともあり懸念している。ゲームへの依存も懸念しており、そのことが不登校にもつながっていると感じている。」「携帯電話やインターネットの使用が当たり前になり、リアルな人間関係でのいじめ等は見えにくくなっている。事態が深刻になってから知らされるようになり、状況把握や追跡をすることが困難になっている。」などです。

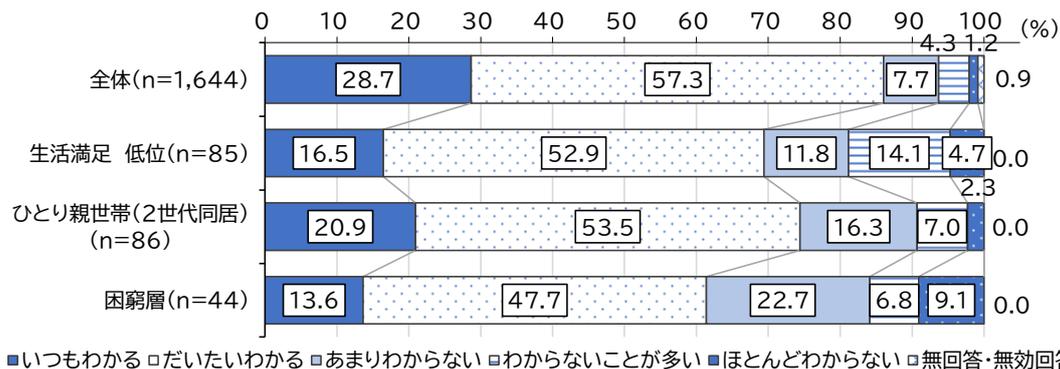
(キ) 学校の授業がわからないことがあるか

- アンケート調査によると、学校の授業がわからない(「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の合計)と回答した割合は、小学5年生が5.5%、中学2年生が8.0%となっています。
- 小学5年生の子どものうち、生活満足度が低い層の18.8%、困窮層の15.9%は学校の授業がわからない(「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の合計)と回答しています。

図表 59 学校の授業の理解度(単純集計)



図表 60 学校の授業の理解度(小学5年生クロス集計)



資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」（2024年（令和6年）3月）

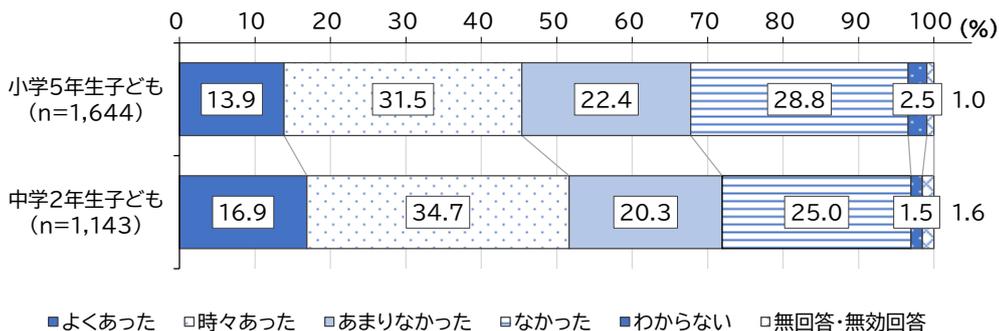
学力の格差の拡大（支援者ヒアリング調査結果より）

支援者ヒアリングで把握した近年の変化の一つとして、子どもの学力の格差等に関する指摘がありました。具体的には、「学力の高い生徒の層と、低い生徒の層の差が開いており、中間の学力レベルの生徒が少ない状態がある。学力の低い生徒は授業についていけておらず、救い上げることが難しいという課題がある。」「(学校が行う放課後学習会は希望制であるため) 学力が低い生徒とその保護者から、支援の希望やSOSがほとんど出てきていないのが実情」などです。

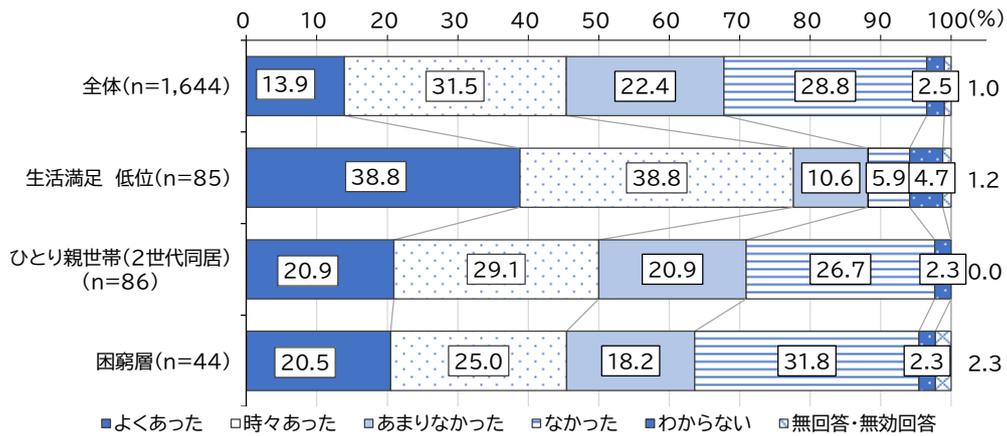
(ク)学校に行きたくないと思った

- アンケート調査によると、学校に行きたくないと思ったことが「よくあった」「時々あった」と回答した割合は、小学5年生が45.4%、中学2年生が51.6%となっています。
- 小学5年生の子どものうち、生活満足度が低い層の77.6%が、学校に行きたくないと思ったことが「よくあった」「時々あった」と回答しています。

図表 61 学校に行きたくないと思ったこと(単純集計)



図表 62 学校に行きたくないと思ったこと(小学5年生クロス集計)

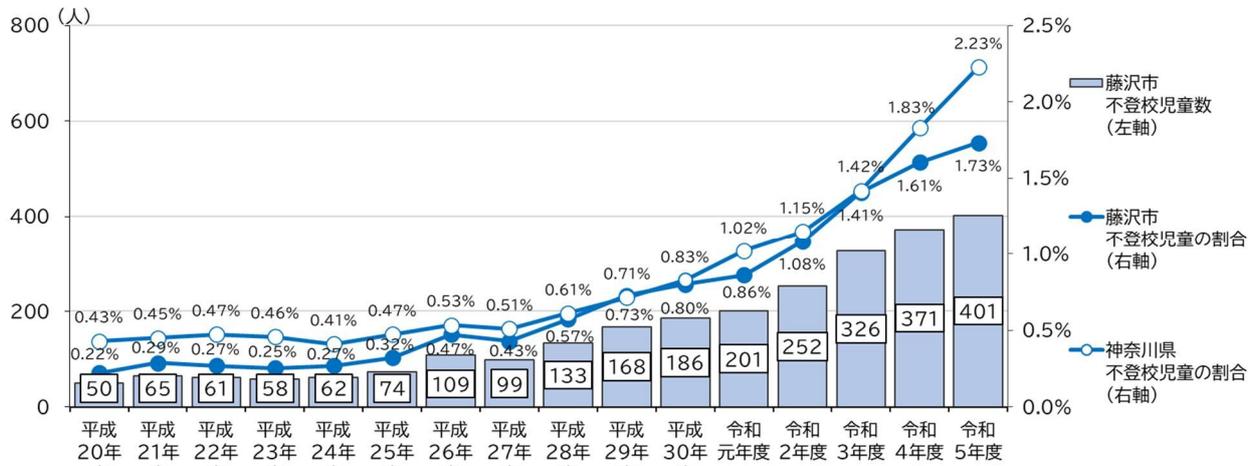


資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」（2024年（令和6年）3月）

(ケ) 不登校の児童の数と割合（市立小学校、市立中学校）

- 本市の市立小学生のうち年間30日以上欠席した不登校児童の数は、近年増加傾向にあり、2013年度（平成25年度）と比較すると、2023年度（令和5年度）は約5.4倍の401人となっています。2023年度（令和5年度）の不登校児童の割合は1.73%となっています。

図表 63 不登校児童数と割合の推移(市立小学校)



資料：神奈川県「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査（各年版）」、藤沢市資料より作成

- 本市の市立中学生のうち年間30日以上欠席した不登校生徒の数は、近年増加傾向にあり、2013年度（平成25年度）と比較すると、2023年度（令和5年度）は約2.4倍の727人となっています。2023年度（令和5年度）の不登校生徒の割合は6.77%となっています。



図表 64 不登校生徒数と割合の推移(市立中学校)



資料：神奈川県「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査（各年版）」、藤沢市資料より作成

不登校児童生徒の増加と支援ニーズの多様化（支援者ヒアリング調査結果より）

支援者ヒアリングでは、近年の変化として、登校しぶりや不登校の増加があることから、不登校に関する支援が指摘されました。

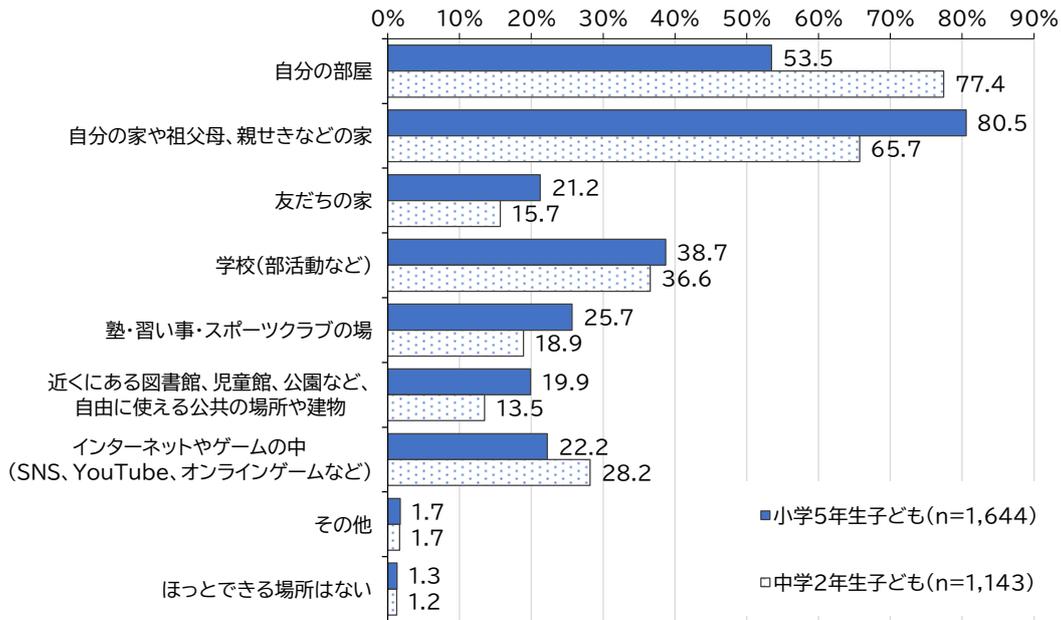
特に、コロナ禍の影響として、「保育所や幼稚園に登園できていない等、集団での関わりや経験が少ないまま小学校に入り、たくさんの子どもがいる教室に入ることが難しい児童がいる」、「(コロナ対応が収束しても)登校することへの不安や抵抗感、登校へのきっかけがつかめない等、登校できていない状況の生徒が増加しているように感じる」などの指摘や子育て家庭の状況として、「不登校の子どもが増えていて一方で、保護者が仕事をしていたり、疾病や障がいがあったりすると、家庭の力だけで不登校に対応することは難しい」という指摘がありました。

また、「学校内の教室以外の居場所や配置人員の拡充」、「不登校児向けの地域の居場所」、「公設の不登校児を対象とした拠点の充実」など、学校内や地域の居場所の拡充や、支援人材の体制強化等についての指摘もありました。

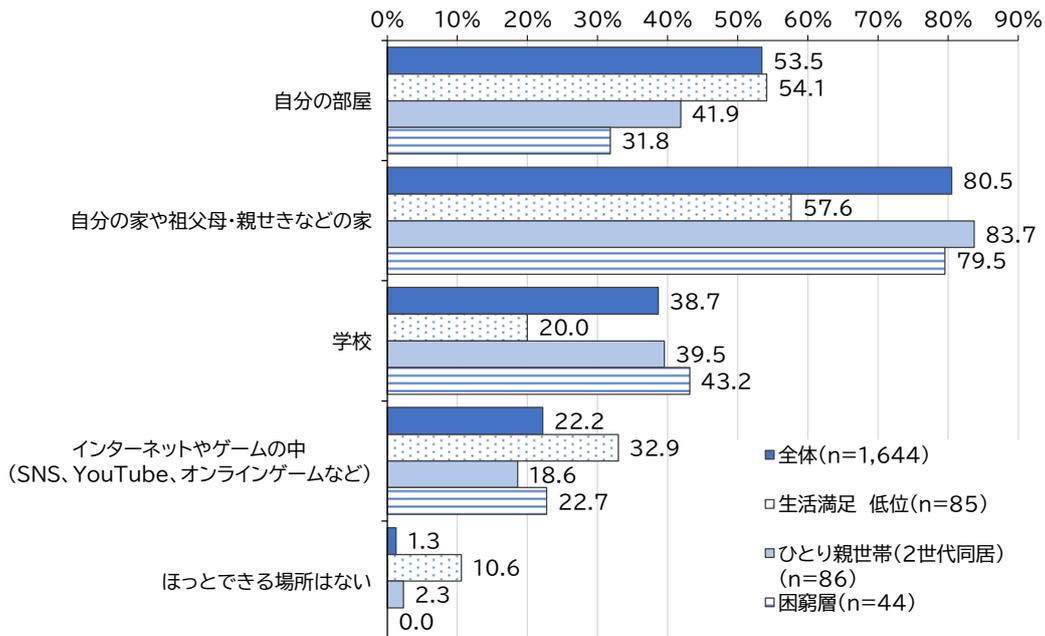
(コ)ほっとできる居場所

- アンケート調査によると、ほっとできる居場所として、小学5年生、中学2年生ともに「自分の部屋」「自分の家や祖父母、親せきなどの家」と回答した割合が高くなっています。「ほっとできる場所はない」と回答した割合は、小学5年生が1.3%、中学2年生が1.2%となっています。また、小学5年生の22.2%、中学2年生の28.2%は、「インターネットやゲームの中（SNS、YouTube、オンラインゲームなど）」をほっとできる居場所と回答しています。
- 小学5年生の子どものうち、生活満足度が低い層は「自分の家や祖父母、親せきなどの家」や「学校」をほっとできる居場所と回答した割合が低く、「インターネットやゲームの中」、「ほっとできる場所はない」と回答した割合が高くなっています。

図表 65 ほっとできる居場所(単純集計)



図表 66 ほっとできる居場所(小学5年生クロス集計)

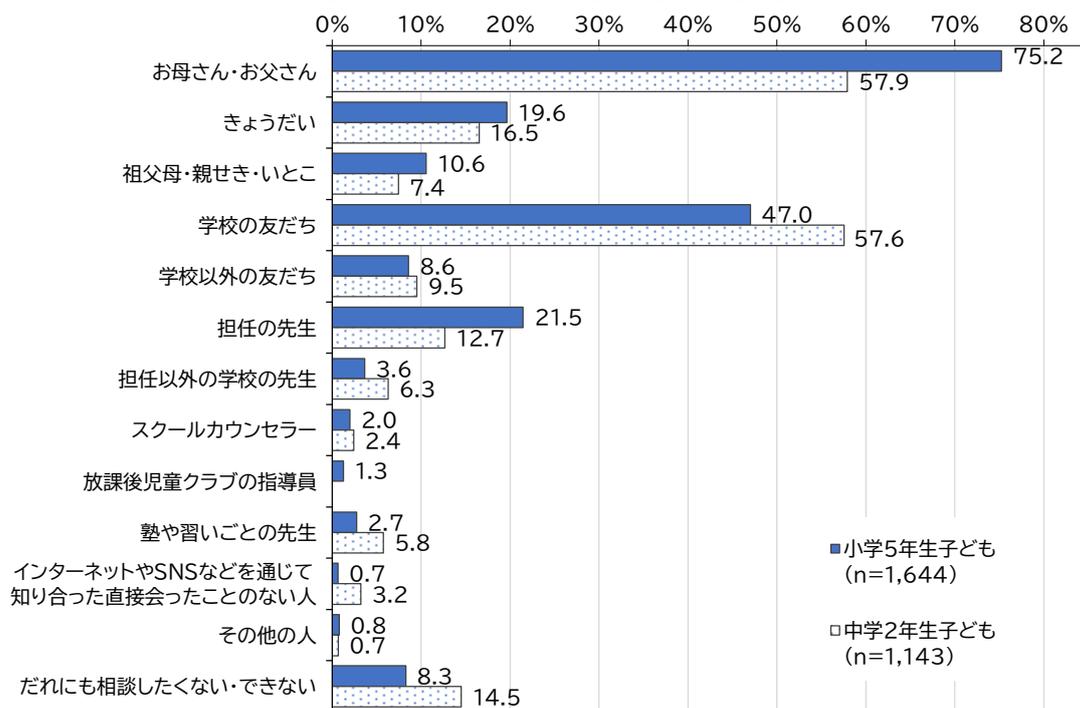


資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」(2024年(令和6年)3月)

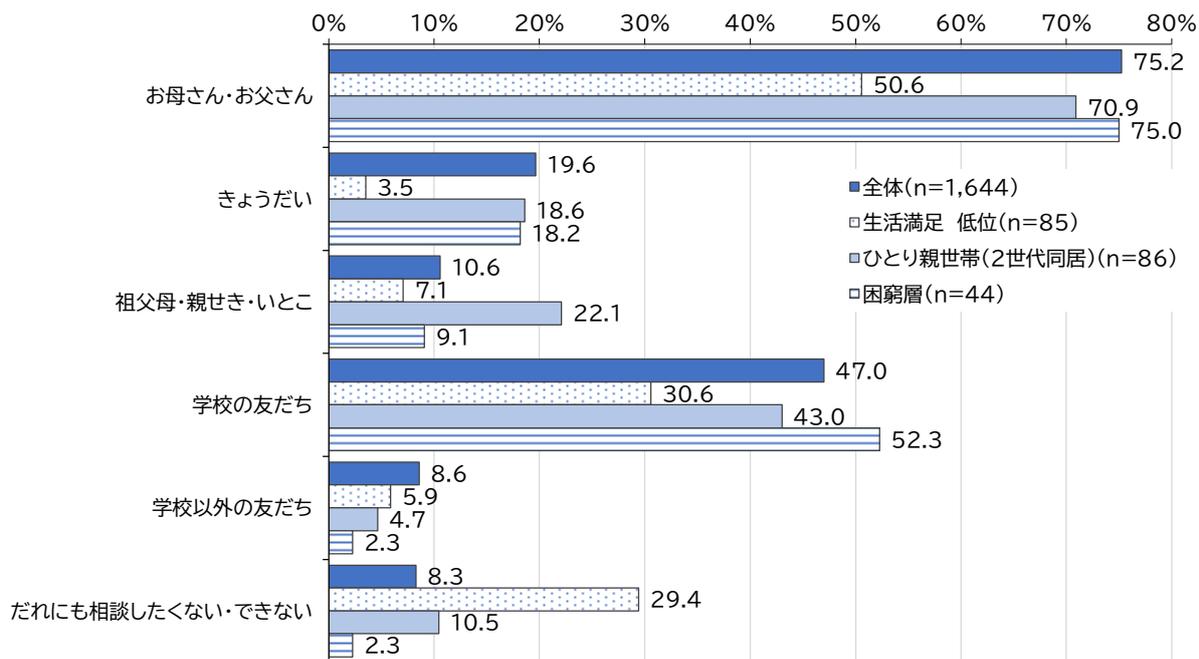
(サ) 悩みごとの相談相手

- アンケート調査によると、悩みごとの相談相手として、小学5年生、中学2年生ともに「お母さん・お父さん」「学校の友だち」と回答した割合が高くなっています。また、小学5年生の8.3%、中学2年生の14.5%が「だれにも相談したくない・できない」と回答しています。
- 小学5年生の生活満足度が低い層は、父母や学校の友だちなど身近な人を相談相手と回答した割合が全体と比較して低く、「だれにも相談したくない・できない」は29.4%となっています。

図表 67 悩みごとの相談相手(単純集計)



図表 68 悩みごとの相談相手(小学5年生クロス集計)

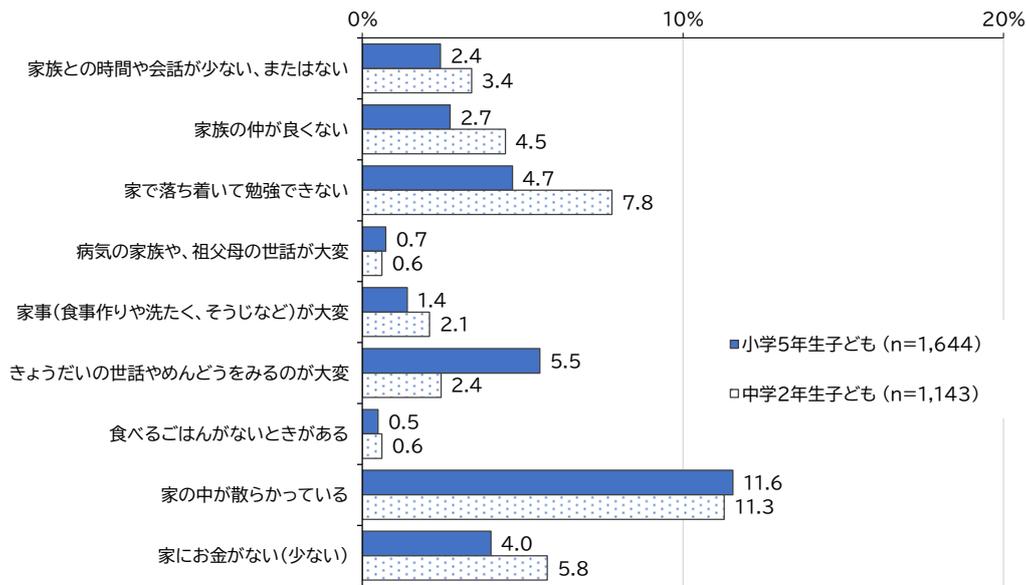


資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」（2024年（令和6年）3月）

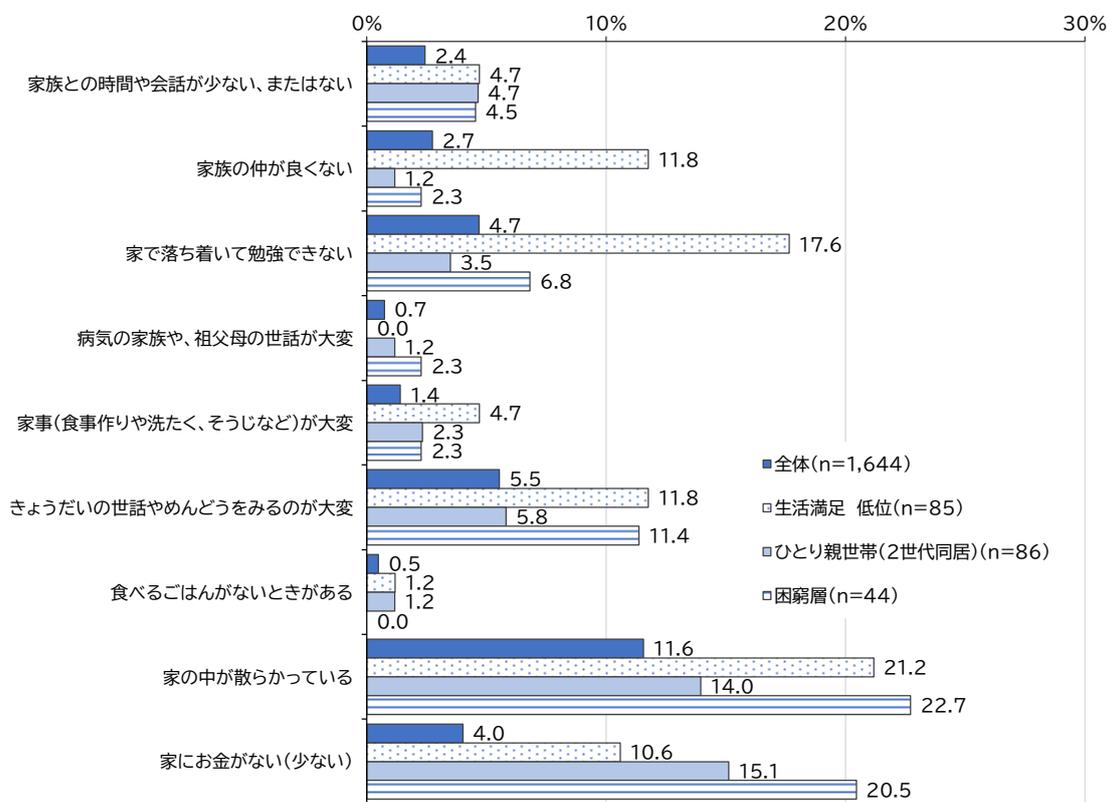
(シ) 子どもの悩みごと(自分や家族のこと)

- アンケート調査によると、自分や家族のことで心配・困っていることとして、中学2年生の7.8%が「家で落ち着いて勉強できない」、5.8%が「家にお金がない(少ない)」と回答しています。
- 小学5年生の子どものうち、「家にお金がない(少ない)」と回答した割合は、全体が4.0%、生活満足度が低い層は10.6%、ひとり親世帯(2世代同居)は15.1%、困窮層は20.5%となっています。

図表 69 子どもの悩みごと(単純集計)



図表 70 子どもの悩みごと(小学5年生クロス集計)

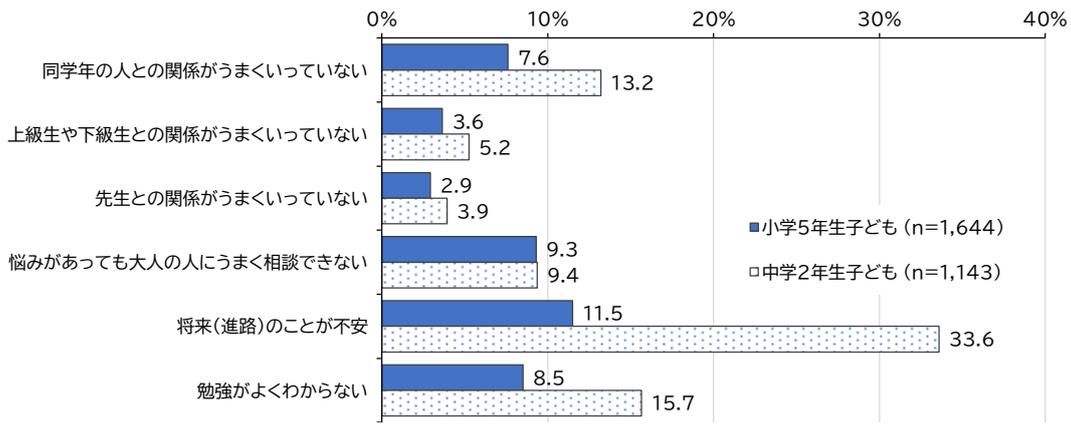


資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」(2024年(令和6年)3月)

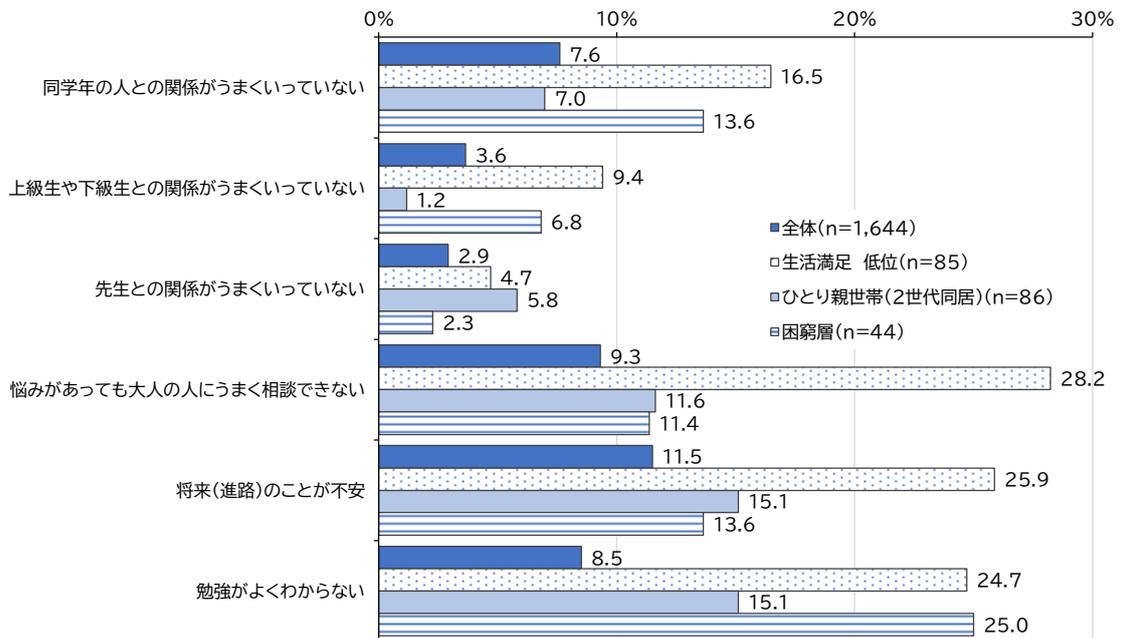
(ス) 子どもの悩みごと(学校のこと)

- 学校のことで心配・困っていることとして、中学2年生の33.6%が「将来(進路)のことが不安」、15.7%が「勉強がよくわからない」と回答しています。
- 小学5年生の子どものうち、生活満足度の低い層は、学校で困っていることの選択数が多い傾向があり、「悩みがあっても大人の人にうまく相談できない」と回答した割合が28.2%となっています。また、困窮層の25.0%は「勉強がよくわからない」ことに困っています。

図表 71 学校のことで困っていること(単純集計)



図表 72 学校のことで困っていること(小学5年生クロス集計)

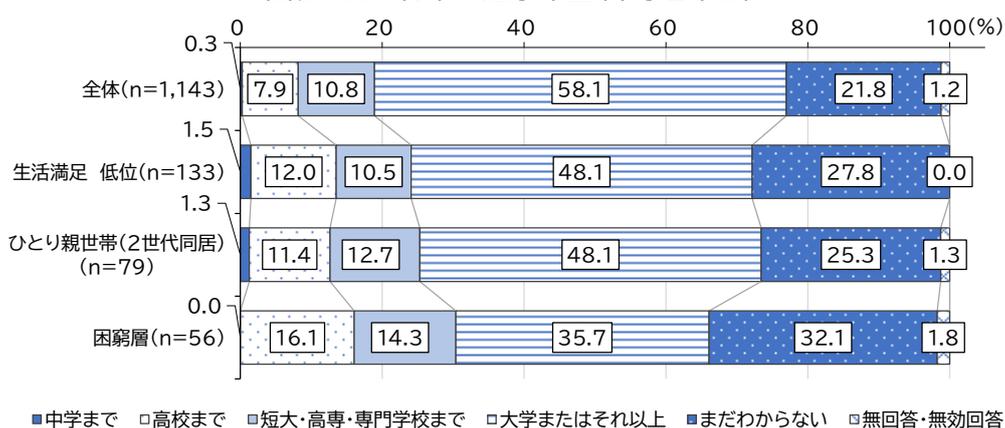


資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」(2024年(令和6年)3月)

(七) 将来の進学希望

- アンケート調査によると、将来の進学希望について、「大学またはそれ以上」と回答した割合は、中学2年生全体は58.1%、生活満足度が低い層は48.1%、ひとり親世帯(2世代同居)は48.1%、困窮層に該当する層は35.7%となっています。

図表 73 将来の進学希望(中学2年生)

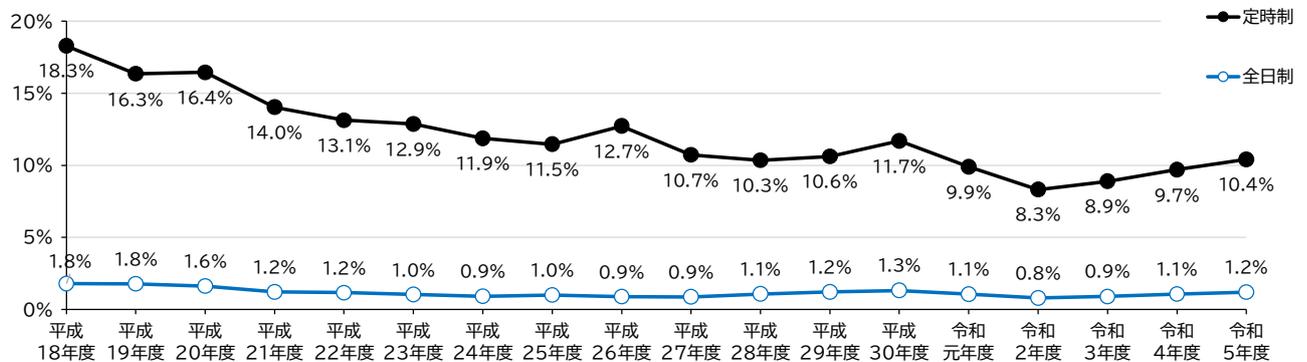


資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」(2024年(令和6年)3月)

(ソ) 高等学校の中途退学率の推移

- 神奈川県公立高等学校の2023年度（令和5年度）の中途退学率は、全日制で1.2%と近年、横ばいの傾向にあります。定時制では、2023年度（令和5年度）で10.4%と、全日制と比較して中途退学率が高くなっています。

図表 74 高等学校の中途退学率(神奈川県・公立高等学校等)



資料：神奈川県「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」(各年版)

ウ 青年期

(ア) 高等学校卒業後の進学率の推移

- 2022年（令和4年）3月卒業の生徒に関する高等学校卒業後の進学率を見ると、神奈川県の高等学校（全日制・定時制）の大学等進学率は85.5%となっています。本市の生活保護利用世帯の子どもの大学等進学率は52.5%で、神奈川県の卒業生全体に占める大学等進学率と比較すると33.0ポイント低くなっています。

図表 75 高等学校卒業後の進学率

	大学等進学率	
	2018年 (平成30年)	2022年 (令和4年)
高等学校（全日制・定時制）卒業生（全国）	76.7%	80.5%
高等学校（全日制・定時制）卒業生（神奈川県）	81.0%	85.5%
生活保護利用世帯の子ども（全国）	36.0%	42.4%
生活保護利用世帯の子ども（神奈川県）	37.4%	46.9%
生活保護利用世帯の子ども（藤沢市）	45.8%	52.5%

資料：文部科学省「学校基本調査」、神奈川県「神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和2年度～令和6年度）」、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和2年度～令和6年度）令和4年度点検・結果報告書」、藤沢市資料より作成
 ※高等学校（全日制・定時制）卒業生（全国・神奈川県）の大学等進学率には、大学、短期大学、専修学校（専門課程・一般課程）、公共職業能力開発施設等への進学・入学を含む。
 ※生活保護利用世帯の子ども（全国・神奈川県・藤沢市）の大学等進学率には、大学、短期大学、専修学校（専門課程・一般課程）、公共職業能力開発施設等への進学・入学を含む。

(イ) 高等学校卒業後の就職率の推移

- 2022年（令和4年）3月卒業の本市の生活保護利用世帯の子どもの高等学校卒業後の就職率を見ると、22.5%となっています。



図表 76 高等学校卒業後の就職率

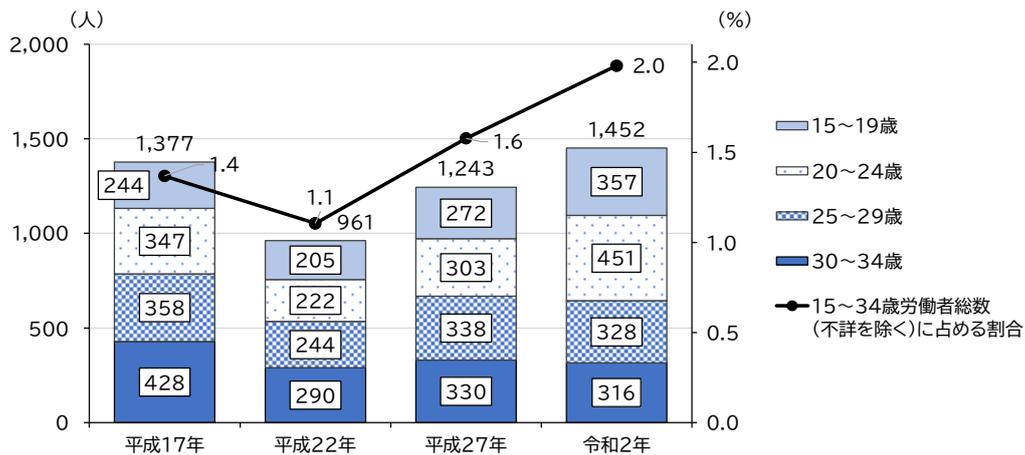
	就職率	
	2018年 (平成30年)	2022年 (令和4年)
高等学校(全日制・定時制)卒業生(全国)	17.6%	14.7%
高等学校(全日制・定時制)卒業生(神奈川県)	8.4%	7.0%
生活保護利用世帯の子ども(全国)	46.6%	39.6%
生活保護利用世帯の子ども(神奈川県)	39.8%	31.4%
生活保護利用世帯の子ども(藤沢市)	43.8%	22.5%

資料：文部科学省「学校基本調査」、神奈川県「神奈川県子どもの貧困対策推進計画(令和2年度～令和6年度)」「神奈川県子どもの貧困対策推進計画(令和2年度～令和6年度)令和4年度点検・結果報告書」、藤沢市資料より作成

(ウ) 若年無業者の数と割合の推移

- 本市の若年無業者(15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者、いわゆるニート)の数は、2020年(令和2年)時点で1,452人、15～34歳の労働力人口に占める割合は2.0%となっています。

図表 77 本市の若年無業者数と割合の推移



資料：総務省「国勢調査」

(工) 自殺

- 2021年(令和3年)の人口動態調査によると、本市の10歳代から30歳代の死因の第1位は自殺となっています。

図表 78 本市の年齢階級別の死因

年代	第1位	第2位	第3位
10歳代	自殺	その他の外因	悪性新生物
20歳代	自殺	心疾患	その他の外因
30歳代	自殺 悪性新生物	心疾患	その他の外因
40歳代	心疾患	自殺	悪性新生物 脳血管疾患

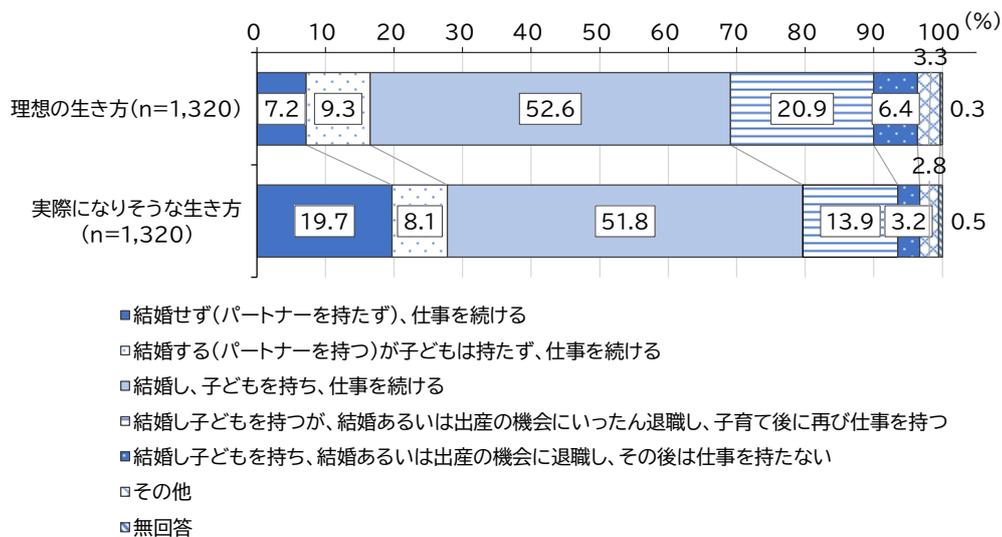
資料：厚生労働省「2021年(令和3年)人口動態調査」

(オ) 結婚・子どもを持つことに関する意識

a. 子育てと仕事との関係で理想の生き方と実際になりそうな生き方

- 若者世代意識調査によると、子育てと仕事との関係で理想の生き方と、実際になりそうな生き方を尋ねたところ、理想と実際になりそうな生き方のいずれも、「結婚し、子どもを持ち、仕事を続ける」が最も多く約5割となっています。
- 理想と実際になりそうな生き方の回答割合を比較すると、「結婚せず(パートナーを持たず)、仕事を続ける」の選択肢を回答した割合が、理想が7.2%であるのに対して、実際になりそうな生き方は19.7%と12.5ポイント多くなっています。

図表 79 子育てと仕事との関係で理想の生き方と実際になりそうな生き方

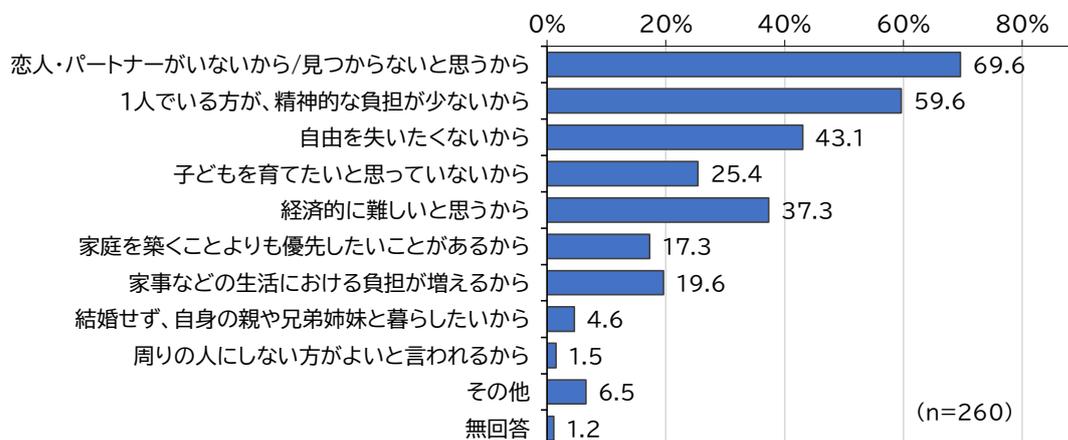


資料：藤沢市「藤沢市若者世代の結婚・子育てに関する意識調査報告書」(2024年(令和6年)8月)

b. 将来結婚しないと思う理由

- 実際になりそうな生き方で、「結婚せず(パートナーを持たず)、仕事を続ける」と回答した方に、将来結婚しないと思う理由について尋ねたところ、「恋人・パートナーがないから/見つからないと思うから」が最も多く69.6%、次いで、「1人である方が、精神的な負担が少ないから」が59.6%、「自由を失いたくないから」が43.1%となっています。

図表 80 将来結婚しないと思う理由

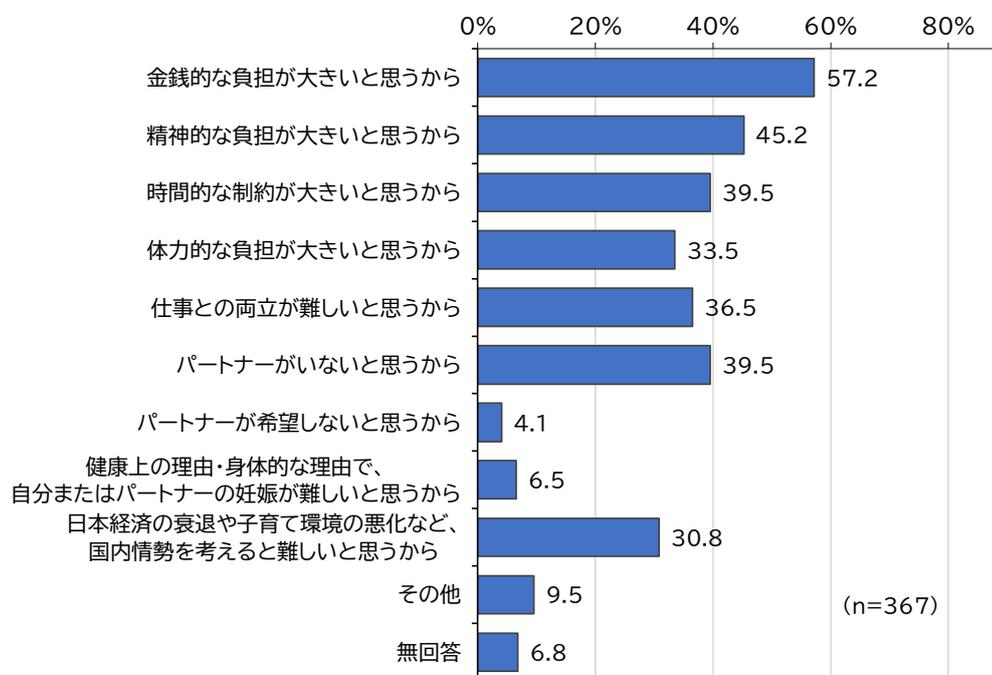


資料：藤沢市「藤沢市若者世代の結婚・子育てに関する意識調査報告書」(2024年(令和6年)8月)

c. 子どもを希望しない理由

- 実際になりそうな生き方で、子どもは持たない選択肢を選んだ方に、子どもを希望しない理由について尋ねたところ、「金銭的な負担が大きいと思うから」が最も多く 57.2%、次いで、「精神的な負担が大きいと思うから」が 45.2%、「時間的な制約が大きいと思うから」が 39.5%、「パートナーがいないと思うから」が 39.5%となっています。

図表 81 子どもを希望しない理由



資料：藤沢市「藤沢市若者世代の結婚・子育てに関する意識調査報告書」（2024年（令和6年）8月）

d. 少子化への対応として政府や地方自治体を実施して欲しい政策

- 少子化への対応として、結婚・妊娠・出産・子育てをしやすい社会になるために、政府や地方自治体を実施して欲しい政策を尋ねたところ、「子育て世帯への手当・補助金の拡充」が最も多く 72.4%、次いで、「子育て世帯への税控除・軽減」が 69.1%、「教育の無償化」が 63.5%、「妊娠・出産に係る手当・補助金の拡充」が 61.1%となっています。
- 一方で、少子化への対応として、結婚・妊娠・出産・子育てをしやすい社会になるために、政府や地方自治体を実施して欲しい政策を尋ねたところ、「結婚を希望する人向け婚活セミナー」が最も低く 7.0%、次いで、「婚姻・挙式の場の提供」が 7.5%、「出会いを目的とするイベント」が 11.4%となっています。
- 以上に記載した回答の傾向は、現在の婚姻状況について「未婚」と回答した方についても同様の傾向を示しています。

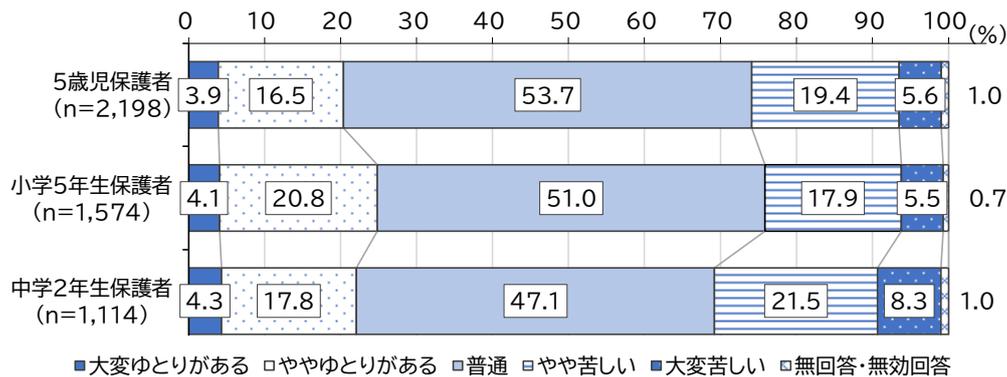
「子育て世帯への手当・補助金の拡充」が最も多く 62.4%、次いで、「妊娠・出産に係る手当・補助金の拡充」が 58.0%、「子育て世帯への税控除・軽減」及び「教育の無償化」 56.3%となっています。一方で、「結婚を希望する人向け婚活セミナー」が最も低く 10.1%、次いで、「婚姻・挙式の場の提供」が 10.4%、「出会いを目的とするイベント」が 17.5%となっています。

エ 子育て家庭の状況

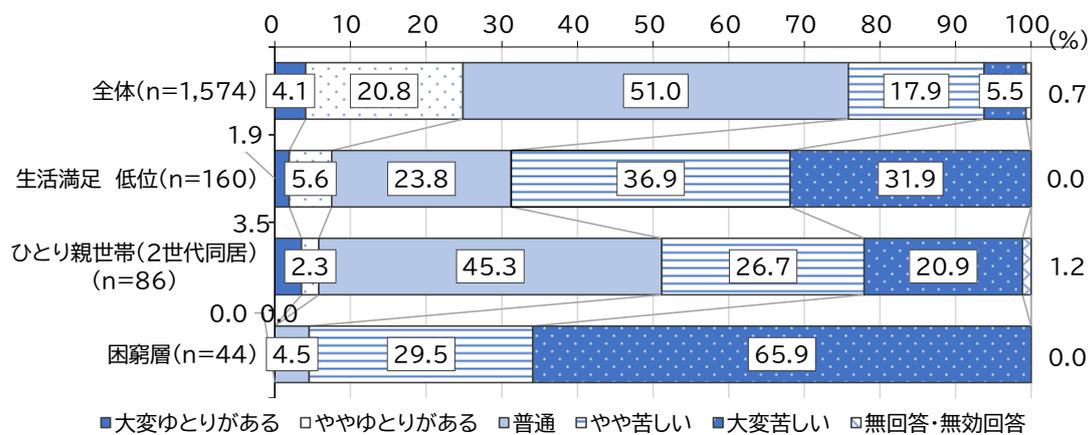
(ア) 現在の暮らしの状況

- アンケート調査によると、現在の暮らしを「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した割合は、5歳児保護者が25.0%、小学5年生保護者が23.4%、中学2年生保護者が29.8%となっています。
- 小学5年生世帯で、現在の暮らしを「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した割合は、生活満足度が低い層が68.8%、困窮層が95.4%となっています。

図表 82 現在の暮らしの状況(単純集計)



図表 83 現在の暮らしの状況(小学5年生保護者クロス集計)



資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」（2024年（令和6年）3月）

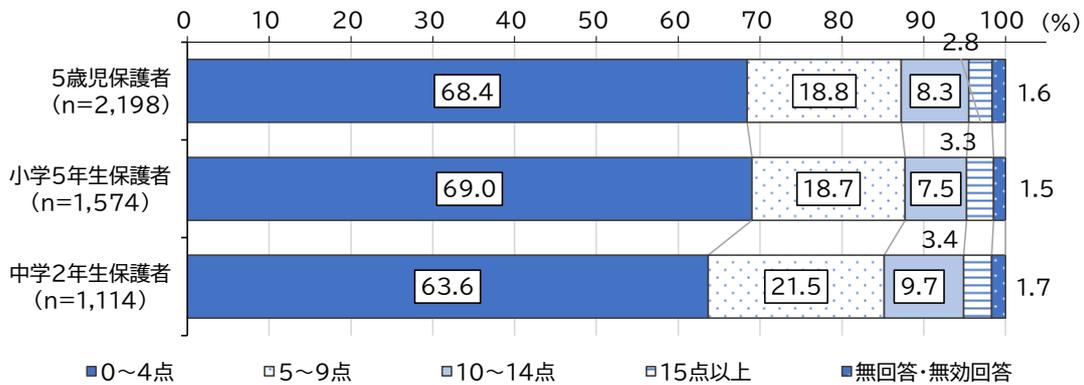
家庭の生活困窮（支援者ヒアリング調査結果より）

近年の子育て家庭の変化として、物価の高騰や、コロナ禍における失業や収入減少に伴い、経済的困窮や生活難にある世帯の状況が伝えられています。物価の高騰により、「家賃や光熱費が賄えない。ミルクやおむつが高くて買えない。」等、家計のひっ迫状況が把握されました。

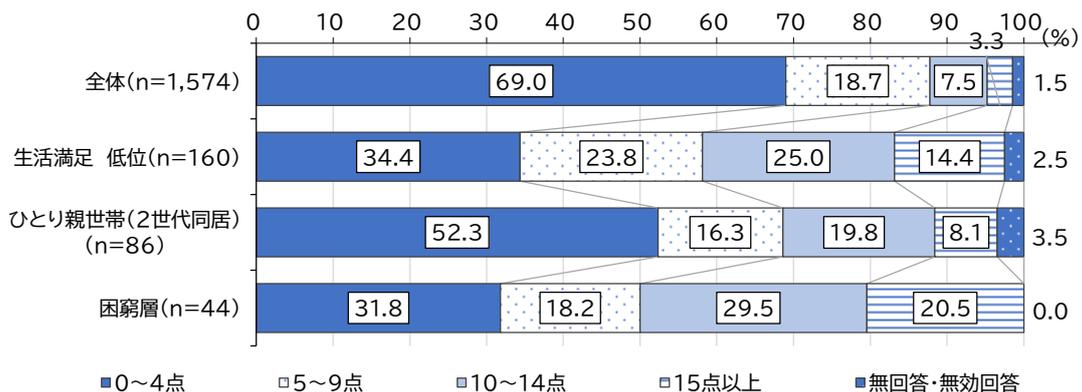
(イ) 過去1か月間のこころの状態(K6尺度³)

- K6尺度の得点が10点以上(心理的苦痛を感じている)の割合は、5歳児保護者の11.1%、小学5年生保護者の10.8%、中学2年生保護者の13.1%となっています。
- 小学5年生保護者のうち、生活満足度が低い層の39.4%、困窮層の50.0%が10点以上(心理的苦痛を感じている)と回答しています。

図表 84 過去1か月間のこころの状態(K6尺度)(単純集計)



図表 85 過去1か月間のこころの状態(K6尺度)(小学5年生保護者クロス集計)



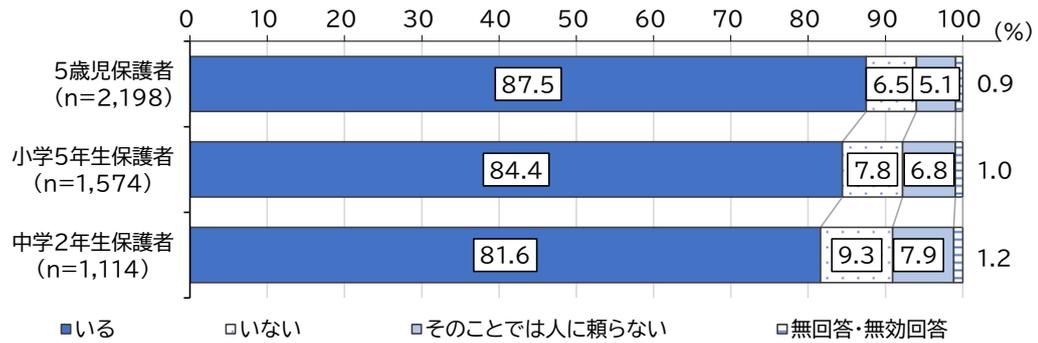
資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」(2024年(令和6年)3月)

(ウ) 相談できる相手(子育てに適切な助言をしてくれる人の有無)

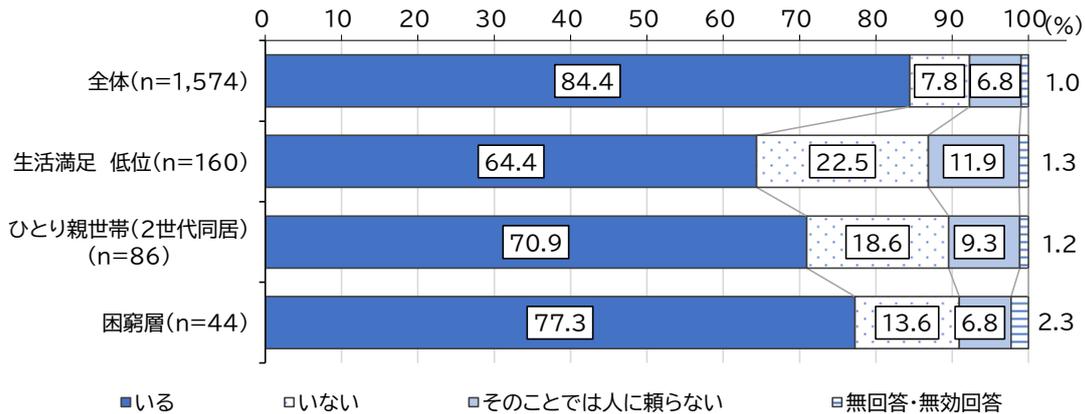
- アンケート調査によると、子育てに適切な助言をしてくれる人がいないと回答した割合は、5歳児保護者の6.5%、小学5年生保護者の7.8%、中学2年生保護者の9.3%となっています。
- 小学5年生保護者のうち、生活満足度の低い層の22.5%が、子育てに適切な助言をしてくれる人がいないと回答しています。

³ 国の国民生活基礎調査で「こころの状態」を把握する指標として用いられている。K6は米国のKesslerらによって、うつ病・不安障がいなどの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。「神経過敏に感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「そろそろ、落ち着かなく感じましたか」「気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか」「何をやるのも骨折りだと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6つの質問について5段階(「まったくない」(0点)、「少しだけ」(1点)、「ときどき」(2点)、「たいてい」(3点)、「いつも」(4点))で点数化する。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられている。

図表 86 子育てに適切な助言をしてくれる人(単純集計)



図表 87 子育てに適切な助言をしてくれる人(小学5年生保護者クロス集計)

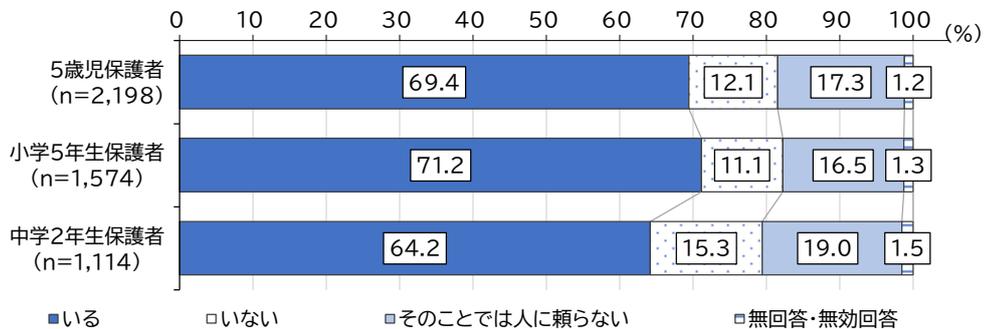


資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」(2024年(令和6年)3月)

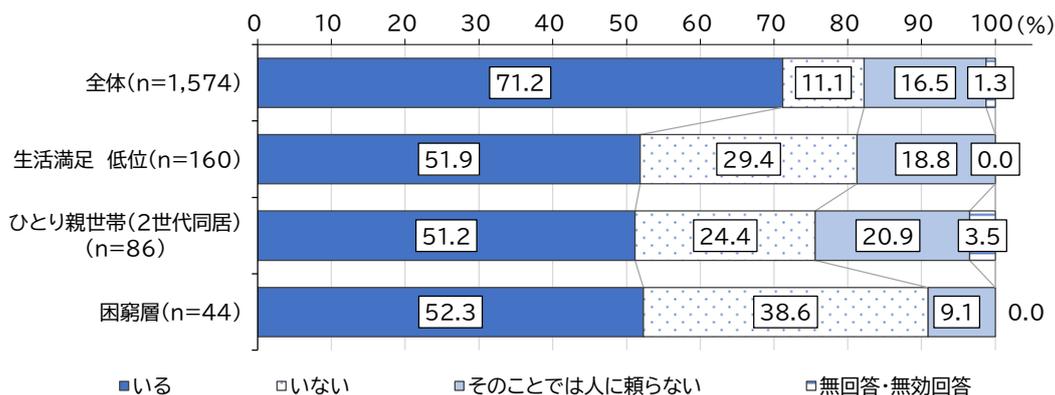
(工) 相談できる相手 (お金の援助を頼める人の有無)

- いざという時のお金の援助を頼める人がいないと回答した割合は、5歳児保護者の12.1%、小学5年生保護者の11.1%、中学2年生保護者の15.3%となっています。
- 小学5年生保護者のうち生活満足度が低い層の29.4%、ひとり親世帯(2世代同居)の24.4%、困窮層の38.6%はいざという時にお金の援助を頼める人がいないと回答しています。

図表 88 いざという時のお金の援助を頼める人(単純集計)



図表 89 いざという時のお金の援助を頼める人(小学5年生保護者クロス集計)

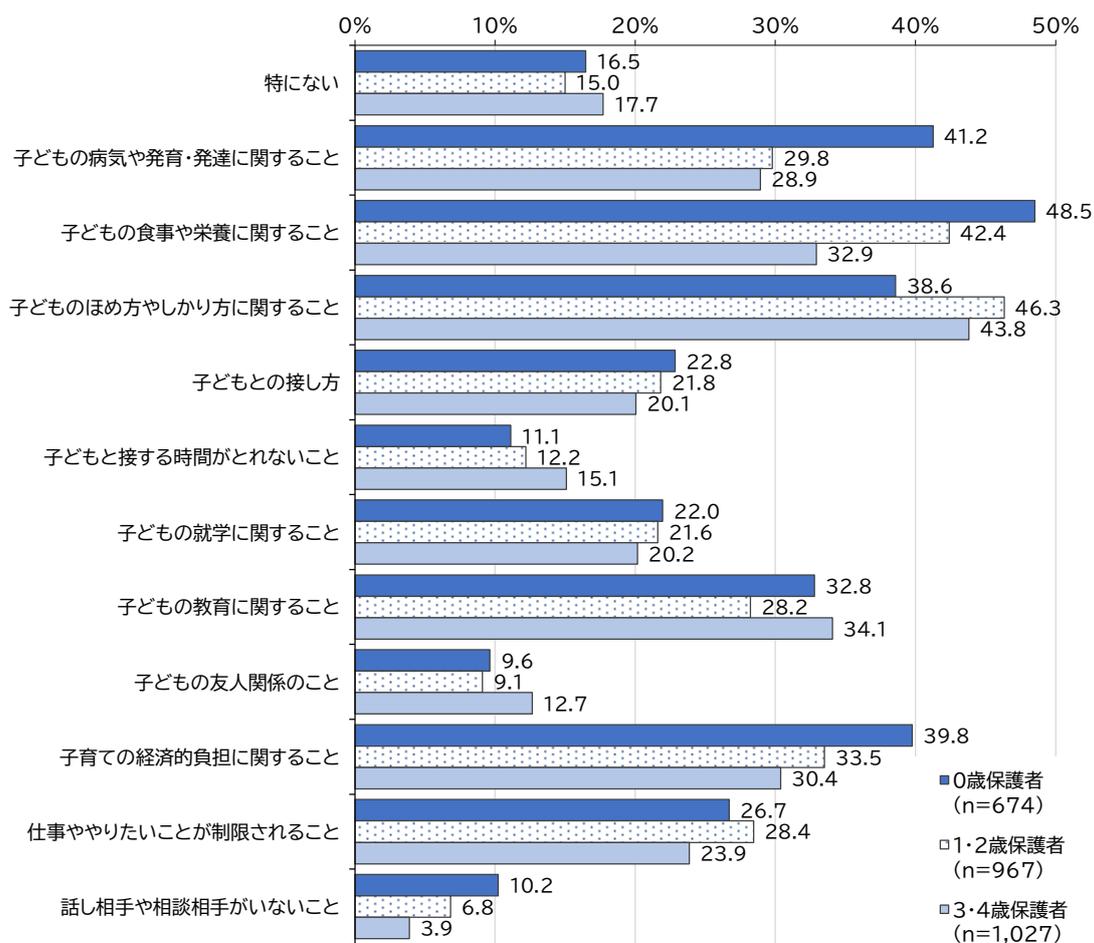


資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」(2024年(令和6年)3月)

(オ)子育ての悩みごと

- ニーズ調査によると、子育ての悩みごととして、0歳児の保護者は子どもの食事や栄養、1～2歳児、3～4歳児の保護者は子どものほめ方やしかり方を最も多く回答しています。

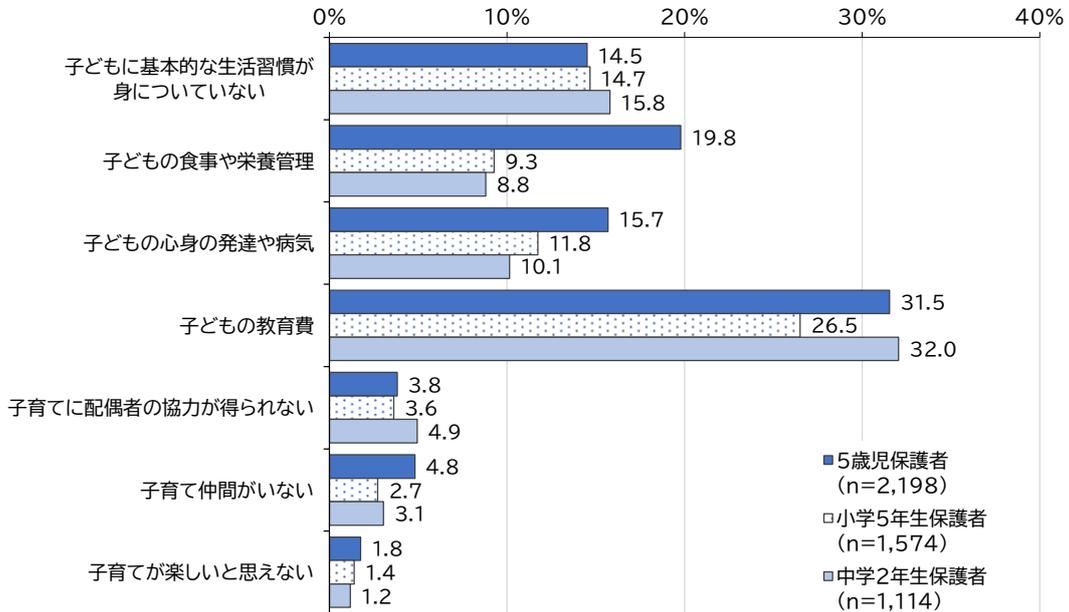
図表 90 子育ての悩みごと(未就学児保護者単純集計)



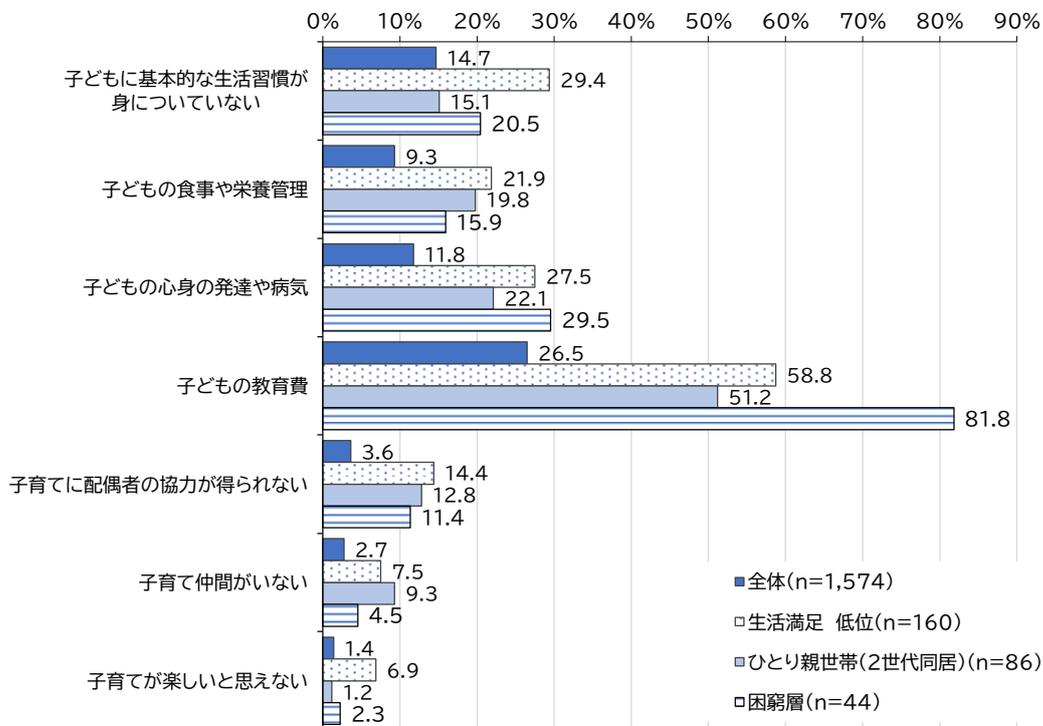
資料：藤沢市「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査 放課後児童クラブに関する利用希望把握調査結果報告書」(2024年(令和6年)3月)

- アンケート調査によると、5歳児保護者の31.5%、小学5年生保護者の26.5%、中学2年生保護者の32.0%が、子どもの教育費が悩みごとと回答しています。
- 小学5年生保護者のうち、困窮層の81.8%が、子どもの教育費が悩みごとと回答しています。

図表 91 子育ての悩みごと(5歳児・小学5年生・中学2年生保護者単純集計)



図表 92 子育ての悩みごと(小学5年生保護者クロス集計)

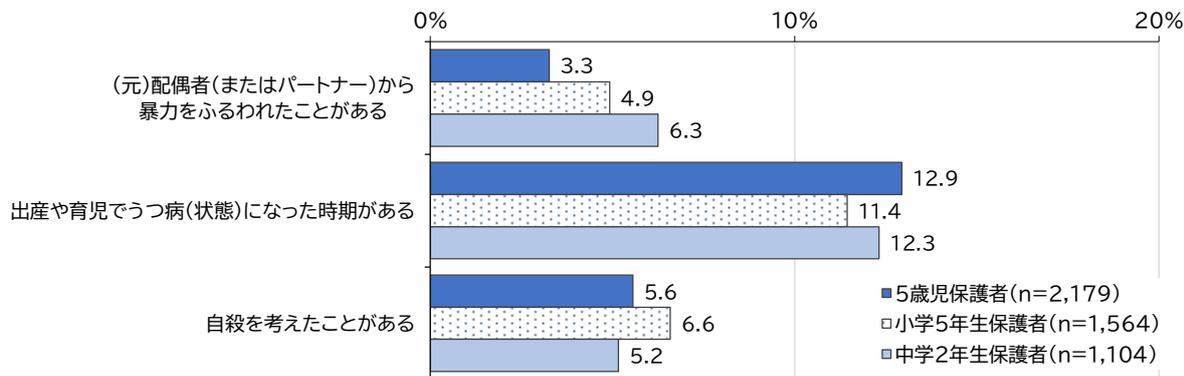


資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」(2024年(令和6年)3月)

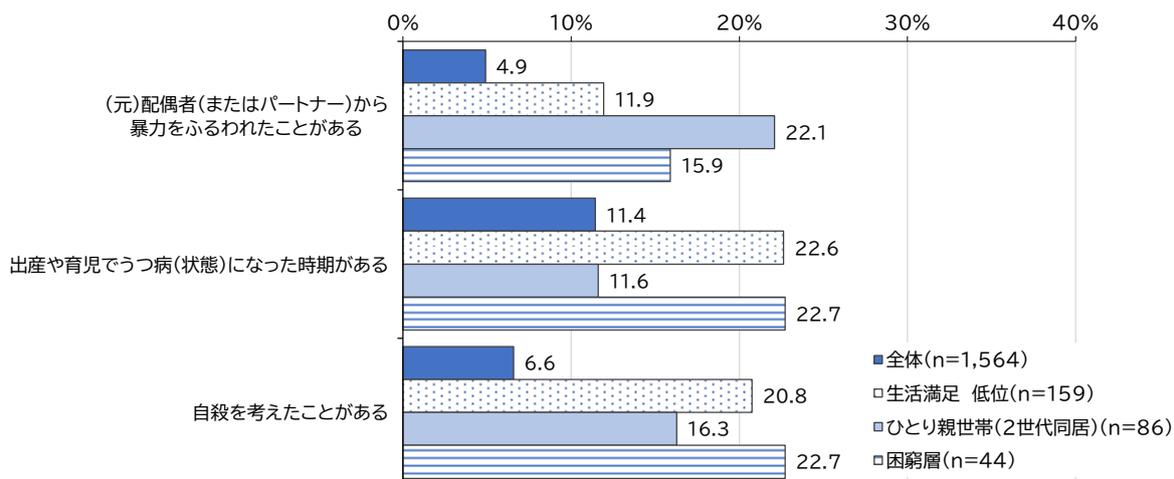
(カ) 子どもを産んでからの経験

- アンケート調査によると、子どもが生まれてから自殺を考えたことがある割合は、5歳児保護者の5.6%、小学5年生保護者の6.6%、中学2年生保護者の5.2%となっています。
- 小学5年生保護者のうち、生活満足度が低い層の20.8%、ひとり親世帯（2世代同居）に該当する層の16.3%、困窮層に該当する層の22.7%は子どもが生まれてから自殺を考えたことがあると回答しています。

図表 93 子どもを産んでからの経験(単純集計)



図表 94 小学5年生保護者クロス集計



資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」（2024年（令和6年）3月）

精神疾患を抱える保護者の増加（支援者ヒアリング調査結果より）

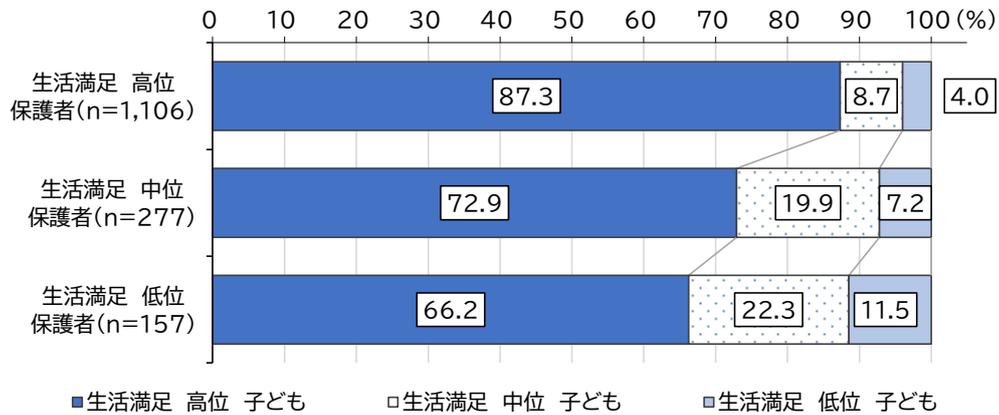
近年の子育て家庭の変化として、コロナ禍以降にDV等の課題を抱える家庭や、精神疾患を抱える保護者が増えているとの指摘がありました。保護者に精神疾患がある等のケースでは、子どもへの支援だけでなく、保護者との関係づくりや、必要に応じて関係機関との連携が重要になっています。

オ 子どものウェルビーイングに関する状況

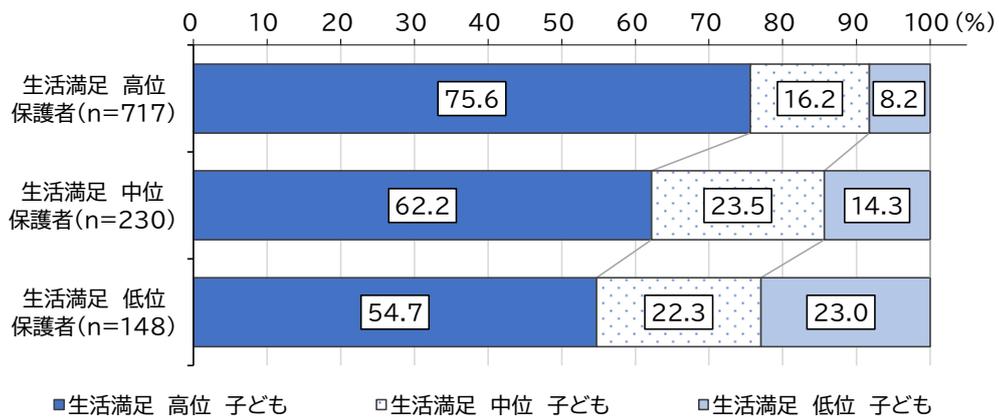
(ア) 生活満足度別の構成割合（保護者と子どもの生活満足度別クロス集計）

- 小学5年生、中学2年生ともに、保護者の生活満足度が低いほど子どもの生活満足も低い傾向となっています。

図表 95 保護者と子どもの生活満足度別クロス集計(小学5年生)



図表 96 保護者と子どもの生活満足度別クロス集計(中学2年生)



資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」（2024年（令和6年）3月）

(イ)生活満足度が低い子ども

- アンケート調査では、小学5年生の子ども、中学2年生の子どもに、最近の生活にどのくらい満足しているかを0点（まったく満足していない）から10点（十分に満足している）の11段階で回答してもらいました。0点から4点と回答したグループを「生活満足 低位」と定義し、「生活満足度」に焦点を当ててクロス集計をしてその特徴を分析しました。

生活満足度の低い子どもたち：アンケート調査から見たこと

【小学5年生の 5.2%、中学2年生の 11.6%】生活満足度の分布状況を見ると、「生活満足 低位」（0～4点）の子どもは小学5年生の 5.2%、中学2年生の 11.6%となっていました。

【平日の食事では、孤食の割合が高い】小学5年生の子どもについて、平日の朝食を「ひとりで食べる」と回答した割合は全体では 18.4%であるのに対して、「生活満足 低位」では 30.6%と孤食の割合が高くなっています。中学2年生の子どもについても同様の傾向がみられ、生活満足低位の子どもの方が朝食をひとりで食べる割合が高いことがわかりました。また、小学5年生の夏休みの昼食について、「いつも食べていた」と回答した割合は全体では 91.9%であるのに対して、「生活満足 低位」では 78.8%と低い傾向が見られました。

【放課後はひとりでいる割合が高い】中学2年生の子どもが放課後を過ごす相手について、「ひとりでいる」と回答した割合は全体では 9.1%であるのに対して、「生活満足 低位」では 20.3%と、ひとりで過ごす割合が高いことがわかりました。

【就寝時間は整っていない傾向がある】小学5年生の子どものうち、「毎日同じ時間に寝ている」と回答した割合は全体では 48.5%ですが、「生活満足 低位」では 34.1%と低くなっています。中学2年生でも同様の傾向が見られ、「生活満足 低位」の子どもは、規則的な就寝習慣が整っていない傾向があります。

【ほっとできる居場所がない子どもがいる】小学5年生の子どもで「ほっとできる場所がない」と回答した割合は全体では 1.3%でしたが、「生活満足 低位」では 10.6%と高い傾向がありました。中学2年生の子どもでも同様の傾向が見られ、「生活満足 低位」の子どもは「ほっとできる場所がない」と感じている割合が高いといえます。

【自宅でインターネットにつながるパソコンやタブレットが欲しい】小学5年生の子どものうち、自宅でインターネットにつながるパソコンやタブレットがない（ほしい）と回答した割合は、全体では 12.2%であるのに対して、「生活満足 低位」では 24.7%と全体に比べて高くなっています。中学2年生の子どもでも同様の傾向があります。

【学校の宿題をする割合は低い】小学5年生の子どものうち、学校の宿題をする割合は全体では 84.1%であるのに対して、「生活満足 低位」では 69.4%と低くなっています。中学2年生の子どもでも同様の傾向があります。

【学校での授業がわからないと感じている】小学5年生の子どもについて、学校の授業が「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答した割合は全体では 5.5%であるのに対し、「生活満足 低位」では 18.8%と高く、授業の理解度が低いことがわかります。中学2年生でも同様の傾向が見られ、「生活満足 低位」の子どもは授業がわからないと感じている割合が高くなっています。

【学校に行きたくないと思っている】小学5年生の子どもについて、学校に行きたくないと思ったことがあった（よくあった、時々あった）と回答した割合は全体では45.4%であるのに対し、「生活満足 低位」では77.6%と高い割合でした。中学2年生でも同様の傾向が見られ、「生活満足 低位」の子どもは学校に行きたくないと感じている割合が高くなっています。また、いじめられたことがあると回答した割合が相対的に高くなっています。

【健康状態がよいと回答した割合が低い】小学5年生の子どもについて、自分の健康状態をよいと回答した割合は、全体で51.5%であるのに対して、「生活満足 低位」の子どもは29.4%と低い割合でした。

【ひとりぼっちだと感じている子どもが多い】小学5年生の子どもが、ひとりぼっちだと感じることに、「とても思う」と回答した割合は、全体では6.0%であるのに対して、「生活満足 低位」の子どもは22.4%と高い割合でした。

【自分は価値のある人間だと思わないと回答した割合が高い】小学5年生の子どもについて、自分は価値のある人間だと思わないと回答した割合は、全体では10.6%であるのに対して、「生活満足 低位」の子どもは40.0%と高くなっています。「生活満足 低位」の中学2年生でも同様の傾向が見られ、「生活満足 低位」の子どもは自尊感情が低い傾向があるといえます。

【悩みごとを抱えている割合が高い】自分や家族についての心配ごとや困っていることがないと回答した割合は、全体では75.7%であるのに対して、「生活満足 低位」の子どもは48.2%でした。また、学校のことで特に困っていることはないと回答した割合は、小学5年生全体では67.3%であるのに対して、「生活満足 低位」の子どもは31.8%でした。中学2年生でも同様の傾向が見られ、「生活満足 低位」の子どもは自分、家族、学校などの悩みごとを抱えている傾向があるといえます。

【うまく相談できないことが悩みと回答した割合が高い】「生活満足 低位」の子どもの相談相手について尋ねたところ、父母や学校の友だちなど身近な人を相談相手と回答した割合が全体と比較して低い傾向にあります。「だれにも相談したくない・できない」と回答した割合は、小学5年生全体では8.3%であるのに対して、「生活満足 低位」の子どもは29.4%でした。

悩みごとの内容（学校のこと）を見ると、小学5年生では「悩みがあっても大人の人にうまく相談できない」が28.2%、「将来（進路）のことが不安」が25.9%でした。中学2年生は「将来（進路）のことが不安」が50.4%と最も多く、「勉強がよくわからない」が31.6%、「同学年の人との関係がうまくいっていない」「悩みがあっても大人の人にうまく相談できない」がそれぞれ30.1%でした。「生活満足 低位」の子どもは、悩みごとがあってもうまく相談することができずと感じている傾向があります。

生活満足度が低い子どもたちを支える視点とは

生活満足度が低い子どもたちの分析から、子どもたちが抱える様々な課題が浮き彫りになりました。家庭生活での孤食や孤独感、生活習慣の乱れ、学習習慣の不足、学校生活での困難など、様々な側面で悩みや困りごとを抱えていることがうかがわれます。悩みがあってもうまく相談することができず、抱え込む傾向があることから、身近な大人が子どもの様子から気付いて声を掛けることや、子どもが話しやすい環境づくりや、子ども自身が安心できる居場所だと感じられる場づくりが必要です。



カ 子どもの意見

(ア) 悩んでいる子どものために必要なこと

- アンケート調査によると、悩んでいる子どものために必要なこと(自由記述の分類結果)は、小学5年生は気軽に悩み相談できる場所・工夫に関することが15.1%、学校内の相談・いじめ・不登校対策に関することが13.6%となっています。中学2年生は、学校内の相談・いじめ・不登校対策に関することが22.9%、気軽に悩み相談できる場所・工夫に関することが18.4%となっています。

図表 97 悩んでいる子どものために必要なこと(小学5年生)

順位	悩んでいる子どものために必要なこと(上位5項目の抜粋)	件数(件)	割合(%)
1	気軽に悩み相談できる場所・工夫	50	15.1%
2	学校内(先生・スクールカウンセラー等)の相談・いじめ・不登校対策	45	13.6%
3	居場所・安らげる場	26	7.9%
4	子ども同士の相談・友達が話を聞く	21	6.3%
5	周囲が気付く・寄り添う・声を掛ける	19	5.7%
合計(意見提出をした人数 331 件)		388	—

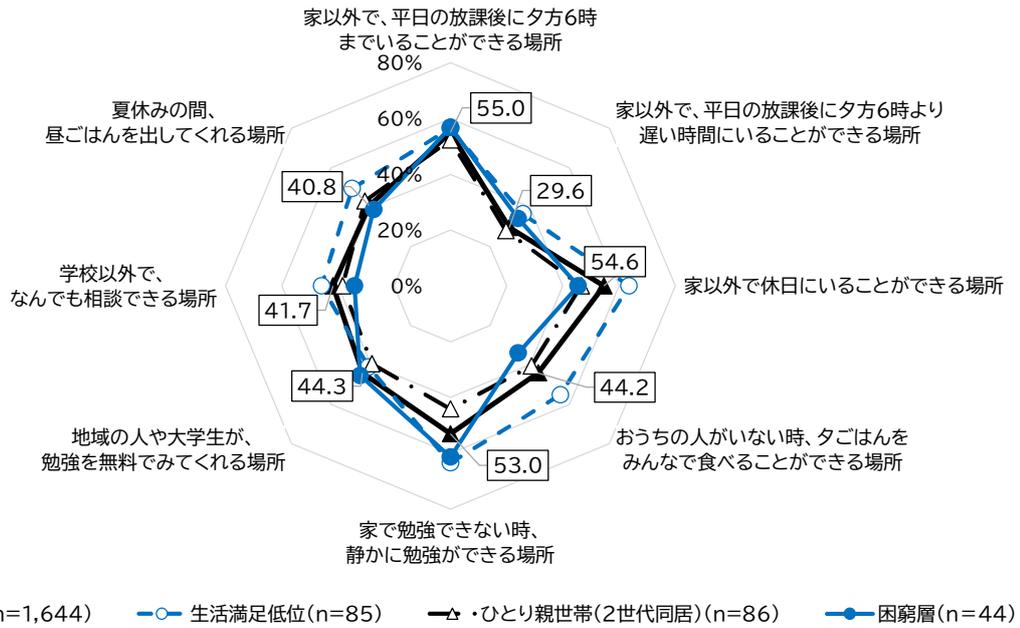
図表 98 悩んでいる子どものために必要なこと(中学2年生)

順位	悩んでいる子どものために必要なこと(上位5項目の抜粋)	件数(件)	割合(%)
1	学校内(先生・スクールカウンセラー等)の相談・いじめ・不登校対策	81	22.9%
2	気軽に悩み相談できる場所・工夫	65	18.4%
3	周囲が気付く・寄り添う・声を掛ける	41	11.6%
4	居場所・安らげる場	34	9.6%
5	家族・身近な大人への相談	29	8.2%
合計(意見提出をした人数 353 件)		497	—

(イ) 子どもの居場所に関するニーズ

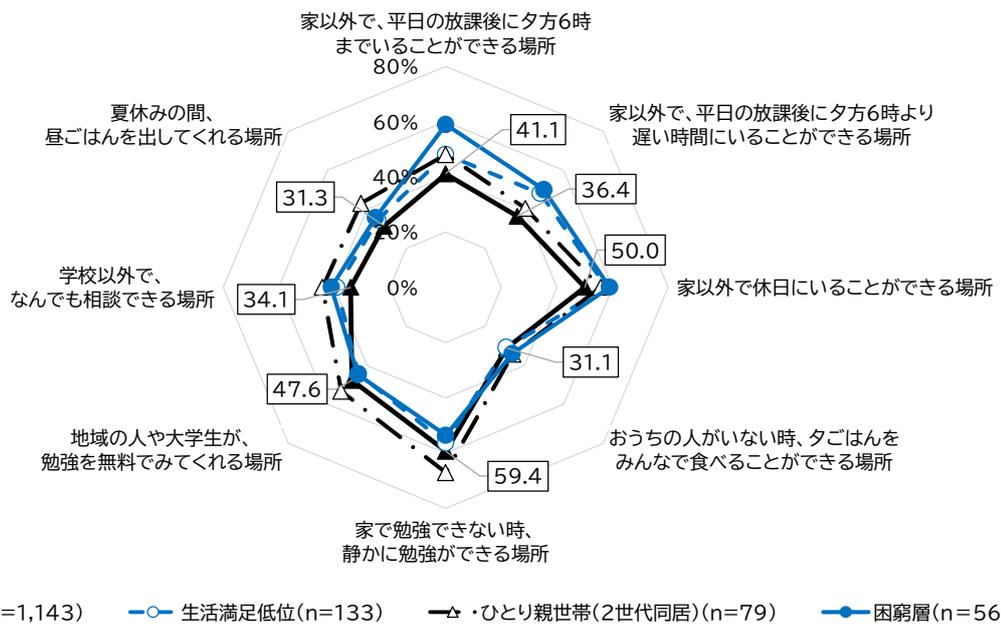
- ニーズ調査によると、子どもの居場所に関するニーズは、小学5年生、中学2年生ともに、全体では「家以外で休日にいることができる場所」と「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」のニーズが高い傾向にあります。

図表 99 小学5年生の居場所等へのニーズ



資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」（2024年（令和6年）3月）
 ※割合は、「使ってみたい」「興味がある」を合計した値。

図表 100 中学2年生の居場所等へのニーズ



資料：藤沢市「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書」（2024年（令和6年）3月）
 ※割合は、「使ってみたい」「興味がある」を合計した値。

多様なニーズに寄り添った子どもの居場所 （支援者ヒアリング調査結果より）

支援者ヒアリングでは、今後市が力を入れることが重要だと考えられる取組として居場所の拡充が挙げられました。

子どもの居場所を求める具体的な意見として、「学校の朝の授業までの時間の居場所」、「家庭に居場所がない子どもが逃げられる場所」、「学校内で教室以外の不登校児向けの居場所」、「（望ましいのは学校内の居場所ではあるが）市でできるステップとして学校以外の居場所を確保」など、様々なニーズに寄り添った居場所の拡充を求める意見がありました。また、子どもが居場所だと感じられる場づくりの観点から、「子どもたちと関わるうえで大事にすることや、特性のある子どもたちと関わる際の知識等を学べるボランティア育成講座」など、関わる人の育成を求める意見もありました。

3 子ども・子育てに関する本市の取組状況

「子ども・子育て関連3法」が2012年（平成24年）8月に成立し、2015年（平成27年）4月には「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。これを受けて策定した本市の第1期子ども・子育て支援事業計画の計画期間終了や子ども・子育て支援法に規定された基本指針の改正に伴い、本市では、2020年度（令和2年度）から2025年度（令和6年度）までの5年間を計画期間とする「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

また、困難を抱える子ども・若者は、生まれ育つ環境の中で、貧困、児童虐待、いじめ等の様々な問題に直面した経験を持ち、抱える問題が相互に影響し合うなど、非常に複雑で多様な状況におかれていることが指摘されていたことから、「子ども・若者育成支援推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等の法令が整備され、各種施策の推進が図られてきました。これを受けて、本市では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく計画として「藤沢市子ども^{ともい}共育計画」を策定しました。

（1）第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画の評価と課題

「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」においては、6つの基本目標を掲げ、様々な事業を実施するとともに、子ども・子育て支援法に基づいて国が定めた基本的な指針に則し、「幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策」及び「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」を定め、各種事業を実施しました。基本目標における施策の取組状況及び量の見込みと確保方策に係る各事業の取組状況は次のとおりです。

ア 子ども・子育て支援施策

基本目標1 子育て支援の充実

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域における子ども・子育て支援サービスや保育・教育サービスを充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくりを進めてきました。

計画当初は新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、これに伴う一部事業の休止や縮小などの対応を図ったことにより、利用実績は減少しましたが、当該感染症が5類感染症に移行したことにより、子育て支援センター事業、子どもの居場所づくりに関する事業又は地域における子育て応援メッセ（子育て支援ネットワークづくり事業）をはじめとした事業において、その利用実績の回復を確認することができました。また、「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」に基づく保育所等の整備等により定員拡大等を図ったことで、2021年（令和3年）4月1日時点で、本市として初めて国基準の待機児童数をゼロとし、翌年も引き続き待機児童数ゼロを達成しました。

しかしながら、転入超過や共働き世帯の増加等を背景に、2023年（令和5年）・2024年（令和6年）4月1日には再び待機児童が生じる結果となったことから、地域の将来的な需給バラ



スを精査した上で、保育所等の新設整備をはじめ、既存施設の有効活用や保育士確保策の実施など、引き続き子育て支援の充実が求められています。

基本目標2 親子の健康の確保及び増進

母子保健施策の推進のため、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」を母子保健計画として位置づけるとともに、妊産婦の健康診査をはじめ、乳幼児健康診査、母子保健に関する知識の普及、保健指導その他の母子保健に係る施策を実施し、妊娠・出産期及び乳幼児期の切れ目ない支援に取り組んできました。また、所得制限の撤廃や18歳までの助成対象年齢の拡大をはじめとした小児医療費助成制度の充実が図られました。

国においては、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針が変更される中で、プレコンセプションケアなど、妊娠・出産に着目した健康づくりを推進する方向性が示されました。アンケート調査においては、心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる身近な相談相手がいないと回答するなどの妊娠期、子育て期の孤立した家庭は、前回調査と比較して減少傾向にはなっていない現状があります。妊娠期からの切れ目ない母子保健の視点に加え、子育て支援も含めた対策として、子育てに関する不安や課題の早期発見及び継続した支援体制の更なる充実が必要です。

また、切れ目のない保健・医療の提供体制については、ライフステージを通じて維持・継続されることが必要であり、その充実は本計画においても引き続き重要な柱となります。

基本目標3 豊かな心を育む教育環境の整備

将来の変化を予測することが困難なこれからの時代を生きるために、子どもたちの「生きる力」をよりいっそう育めるよう、学校・家庭・地域が相互に連携・協力しながら、地域社会全体で子どもを見守り育てる仕組みづくりに取り組んできました。

また、社会との関わりを自覚しながら、自分と家族、家庭生活を考え、より良い生活の実現に向けた学習機会の充実や自立した個人としての自己を確立するための青少年健全育成及び非行防止を推進してきました。

引き続き、子どもたちの豊かな心を育むための様々な体験の機会の創出や基盤となる学校教育の環境整備に関する取組を実施していく必要があります。

基本目標4 子育てしやすい生活環境の整備

子どもを安心して健やかに育むため、公園や遊び場、またそれらにアクセスするための道路を含めて、子育てを支援する生活環境の整備や安全確保に向けた取組を進めてきました。

国のこども大綱においても、「こどもまんなかまちづくり」と規定する中で、こどもや子育て当事者の目線での生活空間の形成、親同士や地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組が求められていることから、子どもづれやベビーカーでも安心して行くことができるバリアフリーに適応した施設づくりなど、安全・安心なまちづくりの更なる推進が必要とされています。

基本目標5 仕事と家庭との両立の推進

本市では、ジェンダー平等の実現に向けて、「ふじさわジェンダー平等プラン 2030～藤沢市男女共同参画計画～」を策定し、固定的性別役割分担意識の解消や、働き方の見直し、育児休業や介護休業といった制度の積極的な取得など誰もが性別に関わりなく、個性と能力を十分発揮できる社会づくりに向けて情報提供や意識啓発に取り組んできました。また、あわせて各種団体が連携・協力してワーク・ライフ・バランスを推進し、多様な生き方・働き方を理解・尊重し合う社会を目指した施策を進めてきました。

近年、共働き世帯が増加するとともに、出産後も就業を継続する女性も増加しており、「令和5年版男女共同参画白書」によれば、第1子出産後の女性の約7割が就業を継続するなど時代の変遷とともに働き方・収入や意識が変わってきているものの、男女別の1日の時間の使い方のデータを見ると、現在でも有償労働（仕事）時間が男性、無償労働（家事関連）時間が女性に大きく偏っている現状があります。

引き続き、仕事と生活の調和の実現に向けた取組や新型コロナウイルス感染症の流行による雇用環境の悪化や働き方改革等による就労環境の変化への対応を進める必要があります。

基本目標6 だれひとり取り残さない 地域共生の推進

支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭に対して施策を講じるため、「藤沢市子ども共育^{ともいく}計画」を策定し、具体的な事業を実施することで、困難を抱えた子どもを地域全体で支えていく仕組みづくりを行ってきました。

なお、具体的な評価と課題については、「藤沢市子ども共育^{ともいく}計画」における施策方針ごとに後述します。

イ 「教育・保育の量の見込みと確保方策」

(ア) 認定こども園（教育利用）及び幼稚園

市内の認定こども園及び幼稚園のほか、市が幼稚園に準じる施設として認定した幼児教育施設において、教育需要への対応を図ってきました。

本計画期間においても、供給量に対し当初計画した需要量が著しく減少したことから、2023年度（令和5年度）及び2024年度（令和6年度）の推計値について、2022年度（令和4年度）に中間見直しを行いました。

引き続き幼稚園に対し新制度移行に係る情報提供を行うとともに、移行する園に対する支援を図っていきます。

(イ) 認定こども園（保育利用）、認可保育所及び地域型保育事業等

保育需要の高い地域を中心に、待機児童の多い低年齢の受入れに配慮した定員構成の認可保育所及び地域型保育事業等の新設や、既存施設の定員拡大などを推進してきました。「子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込みに対応するため、2020年度（令和2年



度)から2024年度(令和6年度)までの5カ年計画である「藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)」に基づき、認可保育所及び小規模保育事業の新設整備や老朽化による既存保育施設の再整備等を行いました。また、幼稚園の認定こども園への移行による定員拡大を図るとともに、1~2歳児の受皿確保のため、保育所の空きスペースを活用した年度限定保育事業の実施などの対応を行いました。その結果、2024年度(令和6年度)の見込みを含め5年間で合計783人(増減込み)の定員拡大が図られ、2021年(令和3年)・2022年(令和4年)の4月1日時点の待機児童数(国基準)はゼロとなりました。

しかしながら、利用申込者児童数の増加が10数年ぶりに減少に転じたものの、2023年(令和5年)・2024年(令和6年)4月1日時点の待機児童数(国基準)が再び生じる結果となっています。今後は、就学前児童数の推移や保育需要の動向を見極めながら、需給バランスを保つことができるよう需要量を精査し、保育施設の新設のほか、保育士確保策の拡充など多様な保育の受皿確保策の検討を行います。

ウ 「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」

(ア) 利用者支援事業

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用を支援するため、保育コンシェルジュにより、保育サービスに関する相談や情報提供と子育て支援センターでの出張相談を行うとともに、健康づくり課における妊娠期から出産・子育て期の切れ目のない相談支援など、各種相談事業を展開してきました。また、保育コンシェルジュ相談においては、相談者への相談後のフォローや入所保留となった児童の保護者に対し、私設保育施設の空き状況について情報提供等を行うなど、事業の充実を図ってきました。

今後も引き続き、保護者に寄り添う支援として、適切な支援につなぐとともに、ニーズに応じることができる事業や体制の充実を図っていきます。

(イ) 時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の就労形態等が多様化する中、通常の利用時間を超えて保育が必要な場合に、認定こども園や認可保育所等において時間外保育事業(延長保育事業)を実施することで、多様化する保護者の就労形態と保育ニーズへの対応を図ってきました。

共働き世帯の増加と就労形態等の多様化が進む中、引き続き保護者ニーズに対応するため、時間外保育事業(延長保育事業)を全園で実施していきます。

(ウ) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加により、放課後等の児童の居場所が求められる中、放課後児童クラブの整備・運営を推進することで、児童の健全な育成を図ってきました。

第2期放課後児童クラブ整備計画として位置づけられた「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」に基づき、放課後児童クラブの整備を実施し定員数の拡大を図ってきましたが、市内全体

で放課後児童クラブへの入所ニーズが増加していることから、待機児童の解消ができず、その数は増加傾向にあります。

引き続き、安全・安心で良好な放課後の生活の場を提供するため、放課後児童クラブの整備を進めるとともに、放課後子ども教室の整備や児童館へのランドセル来館等、児童の居場所に関する取組を幅広く推進していきます。

(エ) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の病気や出産、看護、冠婚葬祭、出張、夜勤等により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、実施施設において短期間子どもを預かる事業です。

事業の周知が図られ、ひとり親家庭等の登録が増加傾向にあり、対象年齢人口の減少が見込まれるものの、事業実績は増加していることから、着実な子育て支援事業が行われています。

社会環境の変化に伴い、今後も利用の増加が予想されるため、様々な子育て家庭のニーズに対応できるよう、継続して事業を実施していきます。

(オ) 乳児家庭全戸訪問事業（藤沢市こんにちは赤ちゃん事業～ハローベビィ訪問～）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等の専門職が訪問し、乳児とその保護者の心身の様子や養育環境などの把握を行い、子どもの健やかな育ちと安全・安心な子育てのために必要な情報提供や様々な支援に結び付けることで、出産・育児に対する不安軽減や育児の孤立を防ぐ事業です。出生数の減少傾向に伴い量の実績についても年々減少している状況となっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、訪問実施率は維持できました。

育児不安の早期発見と解決に向け、妊娠期からの切れ目のない相談支援、伴走型相談支援と連携しながら、引き続き訪問実施率の維持を目指します。また、父親の育児休暇取得等が増加していることから、母親だけでなく父親も含めた家族支援を図っていきます。

(カ) 養育支援訪問事業

子どもの養育について、支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、保健師、保育士等による養育に関する指導・助言や、ヘルパー派遣（2024年度（令和6年度）から、子育て世帯訪問支援事業に移行）による育児・家事の援助等を行いました。

保健師等の訪問を要する家庭やヘルパー派遣による育児・家事援助の対象となる世帯数は年度でばらつきがありますが、支援が必要な家庭に対し、適切な助言や支援などのサービス提供を実施し、児童の安定した養育環境を確保していきます。

(キ) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業・つどいの広場事業）

市内8か所の子育て支援センターやつどいの広場を運営し、子育てアドバイザーによる子育て相談・助言・情報提供を実施するとともに、子育てふれあいコーナー事業を各地域で実施することで、きめ細かな地域の子育て支援を実施しました。なお、子育て支援センターは、本計画期



間において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴う休所や予約制の対応等を行う中で、計画当初の量の見込みを下方修正する形となりました。しかしながら、2023年度（令和5年度）に原則として予約制を廃止したことで、当初の量の見込みに近い実績となりました。

引き続き、利用者のニーズに合わせた限定ひろばなど、多様な事業展開を進めていきます。また、利用者数は増加する一方で、子育て支援団体等における担い手不足等の課題もあることから、子育て支援団体等に対する支援を並行して行い、地域子育て支援拠点の安定した運営を継続し、利用者に寄り添った子育て支援の充実を図ります。

(ク)一時預かり事業（幼稚園が実施する預かり保育事業）

保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園を対象に、一時預かり事業（幼稚園型）及び預かり保育事業の実施を支援してきました。共働き世帯の増加等を背景に、それぞれの利用者数は増加傾向にあることから、引き続き、保護者の多様な保育ニーズへの対応を図るため、預かり保育の拡充に向けた支援を図ります。

(ケ)一時預かり事業（幼稚園以外が実施する一時預かり事業）

2024年（令和6年）4月1日現在、認可保育施設20施設で一時預かり事業を実施し、保護者の就労や病気・出産等により、家庭における保育が一時的に困難となった場合や子育てに係る負担軽減など、多様な保育ニーズへ対応してきました。2024年（令和6年）10月には、Web予約システムを導入し、利用者の利便性向上と実施施設の事務の効率化を図りました。

引き続き、多様な保育ニーズへ対応し、保護者の負担軽減等を図るため、継続して事業を実施するとともに、実施施設の増設についても検討を進めます。

(コ)病児保育事業（病児保育事業・病後児保育事業）

乳幼児が病気やその回復期にあるため集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育を行うことができない場合に、保育施設や医療機関において一時的に保育を行う事業です。

病気等の回復期に至らない児童を対象に、医療機関併設型1施設、認可保育所1施設において病児保育事業を実施しました。また、病気の回復期にあるが、安静の確保に配慮を要する児童を対象に、認可保育所3施設において病後児保育事業を実施しました。

また、2024年（令和6年）10月には、一時預かり事業と同様に、Web予約システムを導入し、利用者の利便性向上と実施施設の事務の効率化を図りました。今後も引き続き、教育・保育提供区域ごとのニーズの動向や利用者の利便性等を踏まえ、事業の拡充等を検討していきます。

(サ)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学児の預かり））

子育ての援助を受けたい人と援助を行うことができる人が会員組織を構成し、預かり事業や習い事等への送迎等を行う事業です。子育ての援助を行う「まかせて会員」や「どっちも会員」

の人数が、援助を受けたい「おねがい会員」に比べて少ない状況にありますが、実際の活動依頼件数と預かり活動件数のバランスは保たれており、滞りなくマッチングが成立し、活動依頼に対応できている状況です。

しかしながら、これからも活動依頼に対応していくため、子育ての援助を受けたい家庭にサービスが提供できなくなるなど、将来的に活動への影響が出ないように、「まかせて会員」「どっちも会員」を増やしていく必要があります。

引き続き、様々な媒体の広報を活用して周知活動を行うとともに、「まかせて会員」の研修の充実や「まかせて会員」の負担軽減を図りながら、更なる有効な周知活動を検討し、その増加に取り組めます。

(シ) 妊婦健康診査

安全・安心に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に費用の一部を公費負担することで、母体や胎児の健康管理や、医療機関と連携した妊婦支援の強化を図りました。妊娠届出数の減少に伴い、妊婦健康診査の受診数も減少していますが、産婦健康診査への補助、多胎妊婦の5回分費用補助の上乗せ、産後ケア事業や新生児聴覚検査の費用助成など、様々な事業の拡充を行いました。

引き続き、妊娠期からの切れ目ない支援の充実と支援の必要な妊婦の早期発見に向けた地域連携体制強化を図るとともに、更なる支援に向けた検討を行います。

(ス) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼稚園や認可保育所を利用する児童の保護者が実費として負担した給食費（副食材料費）及び施設が保護者に代わり実費負担した教材費や行事参加費に対し、国の基準に基づき補足給付を行うことにより、低所得世帯を中心とした保護者の経済的な負担軽減を図りました。

今後も引き続き、実費負担に係る助成を行います。

(2) 藤沢市子ども^{ともい}共育計画の評価と課題

「藤沢市子ども^{ともい}共育計画」においては、2018年（平成30年）に実施した「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査 アンケート調査」から把握した子どもや保護者の様々な課題に対応して、6つの施策方針を掲げ、包括的に施策を推進してきました。各施策方針における施策の取組状況は次のとおりです。なお、これらの施策方針に基づく事業の実施により、2つの指標を計画の進捗管理のために設定し、その指標の改善に努めました。



ア 施策の展開

施策方針1 気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ

ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層、子どもの養育困難層は子育てに関する不安を相談することが難しい傾向にあることから、相談等の事業や教育を行うにあたり、このような家庭を早期に支援につなげていくことを施策の方針として位置づけました。そのため、行政をはじめとした関係機関は相互に連携しながら、切れ目のない支援を行うとともに、困りごとを把握し、必要な支援へつなぐ取組を進めてきました。

子育て世代包括支援センター等を拠点とした母子健康事業による妊産婦への包括的な支援や子ども家庭総合支援拠点による子育て家庭等への支援を一体的に実施するため、2024年（令和6年）4月に、こども家庭センターを設置し、総合的な相談支援を開始しました。

また、学校においては、全教職員が様々な機会を捉えて相談支援を行っているほか、配置・派遣されたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる児童生徒や保護者への支援が充実することで、事業達成状況においても一定の成果が見られました。

引き続き、各種支援施策の充実を図るとともに、地域全体のニーズや資源を把握し、それぞれの施策をより効果的に連携させながら、切れ目のない支援を実施していきます。

施策方針2 子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する

すべての子どもが必要なときに必要な医療が受けられるよう、小児医療費助成の対象者を拡大するなど、制度の更なる充実を図りました。また、ひとり親家庭等困難を抱える家庭に対する医療費等の助成や小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対する支援など、様々な支援を実施しています。

また、障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもに対する支援を充実させるだけでなく、適切なサービスを受けられるための相談支援体制を強化し、関係機関の連携強化に取り組んできました。

引き続き、障がい児やひとり親への支援とともに切れ目のない保健・医療の提供体制の充実は重要な施策であることから、本計画においても施策の柱として位置づけて、さらに、その推進をしていきます。なお、国の地域障害児支援体制強化事業においては、地域における障がい児支援の中核機関として、児童発達支援センターの機能強化の取組も求められています。

施策方針3 暮らしや子育てを支援する

暮らしや子育て等を支えるために、生活保護、生活困窮者自立支援、ひとり親家庭支援などによる経済的支援を行うとともに、生活習慣等を身に付ける生活支援事業や子どもの養育を支える事業などを組み合わせて、一人ひとりに寄り添った伴走型の相談や支援を行ってきました。

本市では、重層的支援体制整備事業計画に基づき、地域共生社会の実現を目指す中で、様々な複合化・複雑化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の整備に努めています。引き続き、これらの施策の推進の中で、暮らしや子育てを支援する取組を着実に進めていきます。

施策方針4 教育を受ける権利の保障と学びを支援する

子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、子どもが夢と希望を持って成長し、自ら選んだ将来を手に行うことができるようになるためには、教育を受ける権利の保障が基盤となります。小学校・中学校において、放課後及び長期休業中の学習指導の補助を行う学習指導員や、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、介助員、学校看護師等の派遣を行うなど、あらゆる環境に左右されることなく学び続ける環境整備の取組を進めてきました。

特に、不登校の児童生徒の数は増加傾向にあり、アンケート調査においても、学校に行きたくないと思ったことが「よくあった」「時々あった」と回答した割合は半数近くとなっていることから、多様な学びの支援について考えていく必要があります。

引き続き、学童期・思春期の重要な居場所となる学校において、多様なニーズに応じた支援教育の取組をはじめとした各種事業を着実に継続していきます。

施策方針5 修学、就労、自立に向けた支援をする

本市においては、学ぶ意欲と能力のある子どもたちが、経済的理由により、高等教育への進学を諦めることのないよう、給付型奨学金制度による支援を行うとともに、生活に課題を抱える若者・保護者の自立を促すための様々な事業を実施し、着実な支援につなぐことができました。

子育て家庭の貧困対策や青年期の若者及び保護者の修学・就労支援は、子ども・若者の自立を直接的に支える施策であり、これらの施策を通じた生活基盤の安定が、自身の将来に対する希望を形成するという観点からも、引き続きその充実を図ります。

施策方針6 地域全体で共に支える基盤をつくる

地域全体で様々な困難を抱える子ども・若者を見守り支援できる地域づくりに向けた機運の醸成に資する取組を行うとともに、子ども・子育て家庭を支える地域社会づくりを目的とした地域共生社会の担い手の育成・支援を行ってきました。

また、様々な困難を抱える子ども・若者が社会的孤立に陥ることのないよう、誰でも受け入れ、信頼できる大人との出会いの場となるような居場所が求められていることから、地域の多様な主体と連携して、安心できる居場所づくりの推進に向けた取組を進めてきました。

国のこども大綱においても、こども施策の共通の基盤となる取組として、こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援や地域における包括的な支援体制の構築・強化が求められていることから、これまで進めてきた取組を更に推進していきます。

イ 計画の指標

上記の施策方針に基づいて施策を推進するにあたり、子どもたちが自分らしくいられる居場所が市域に広がるよう、居場所事業の箇所数の改善・増設を指標の一つとしました。



また、子どもの自己肯定感の高まりが、子ども自身が困難に直面しても粘り強く対処できるようになるための要素であることから、アンケート調査により継続的に測定していく指標としました。

なお、この5年間に於いて、これらの指標は次のとおり改善されていることが確認できましたが、子ども・若者の健やかな成長のために、更に施策を推進していきます。

図表 101 藤沢市子ども^{ともい}共育計画の指標

指標名	指標の概要	2018年度 (平成30年度)	2023年度 (令和5年度)
子どもの居場所数	市が把握した多様な主体による居場所事業の箇所数	749 箇所※	791 箇所
子どもの自己肯定感	「自分は価値のある人間だと思う」に「とても思う」「思う」と回答した小学5年生の割合	61.7%	64.7%
	「自分は価値のある人間だと思う」に「とても思う」「思う」と回答した中学2年生の割合	53.7%	58.2%

※2020年度（令和2年度）藤沢市調査。

4 現状と課題のまとめ

本市の子ども・若者、子育てに関する統計データや各種の調査から把握した分析結果の中から、近年大きな変化が見られた事柄を中心に本市の現状と課題を整理しました。

本市の少子化の状況と将来推計

本市の出生数は減少傾向にあり、2012年（平成24年）からの10年間で約15.4%減少し、2022年（令和4年）には3,051人となっています。1人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安となる合計特殊出生率は2022年（令和4年）時点で1.33であり、全国や神奈川県と比較すると高い水準にありますが、人口を維持する水準である2.07を下回っています。少子化の主な原因として、特に未婚化と晩婚化の影響が大きいと言われています。

子どもの年齢段階別に人口推移を見ると、0～5歳の就学前児童数は、2024年（令和6年）には、19,893人となっており、2013年（平成25年）と比較すると、14.1%減少しています。公立小学校の児童数は、2019年度（令和元年度）以降はほぼ横ばいで、2024年度（令和6年度）時点で22,950人となっています。公立中学校の生徒数は、2017年度（平成29年度）以降は横ばいとなっており、2024年度（令和6年度）で10,678人となっています。

本市の18歳未満の子ども的人口は2024年（令和6年）に約6万8千人でしたが、少子化が進行し2050年（令和32年）の将来推計では約6万1千人（約10%減少）になると見込まれています。

共働き世帯の増加

子育て世帯の大きな変化の一つとして、近年フルタイムで働く母親が増加し、共働き世帯の割合が増加しています。本市ニーズ調査によると、フルタイムで働く母親の割合⁴は、2019年（令和元年）と比較して2023年（令和5年）には、0歳児のいる世帯で17.1ポイント増加し62.6%、1～2歳児のいる世帯で12.5ポイント増加し49.5%、3～4歳児のいる世帯で約13.7ポイント増加し43.4%となっています。

父親の育児休業の取得率も大幅に増加しています。2023年（令和5年）時点で、育児休業を「取得した（取得中である）」と回答した割合は0歳児の父親で35.9%に達しています。2019年（令和元年）の割合と比較すると26.7ポイント増加しています。

共働き世帯の増加により、保育所や放課後児童クラブの利用者が増加傾向にあることに加えて、例えば送迎のニーズや家庭との連絡手段等、サポート内容や方法について見直す必要性が高まっています。夫婦が相互に協力しながら仕事や子育てをする、共働き・共育てをサポートしていくことが求められています。

困難を抱えやすい子ども・子育て家庭の状況

○ 経済的困難を抱える世帯の子どもの数や割合は減少傾向

本市の生活保護利用世帯の18歳未満の子どもの数は、2022年度（令和4年度）時点で533人で、近年減少傾向にあります。また、神奈川県と比較して本市の割合は低い傾向にあります。同様に、本市の就学援助受給世帯の子どもの数は、2023年度（令和5年度）は3,950人で、近年減少傾向にあります。就学援助受給世帯の子どもの割合は、2023年度（令和5年度）時点で、小学生は10.7%、中学生は13.8%となっています。

アンケート調査によると、生活に困難を抱えている世帯の割合は、5歳児保護者が10.9%、小学5年生保護者が10.1%、中学2年生保護者が15.1%となっています。

○ ひとり親世帯の数は減少傾向

国勢調査によると、本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は2020年（令和2年）時点では2,639世帯で減少傾向にあります。ひとり親世帯のうち、母子世帯が全体の8割以上を占め、特に親と子のみの核家族の母子世帯が多くなっています。

○ 児童虐待相談受付件数は増加傾向

本市に関連する虐待相談の新規受付件数は、2023年度（令和5年度）は1,129件となり過去10年間で約1.8倍に増加しています。神奈川県児童相談所の虐待相談受付件数の内訳を見ると、心理的虐待、保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）、身体的虐待、性的虐待の順に多くなっています。過去10年間で、心理的虐待は約3.3倍、保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）は約2.3倍、身体的虐待は約2.0倍に増加しています。

⁴ フルタイムで働く割合には、産休・育休・介護休業中の方を含む。また、ニーズ調査について、令和元年調査と令和5年調査で対象とした0歳児の月齢が異なっているため単純な比較ができない点に留意。



○ 18歳未満の療育手帳所持者数、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向

18歳未満の療育手帳所持者数の推移を見ると、2024年（令和6年）には1,227人となっており、過去10年間で約1.4倍に増加しています。また、精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、2024年（令和6年）には5,231人となっており、過去10年間で約1.8倍に増加しています。全国の傾向と同様に、軽度の知的障がいや発達障がいの手帳所持者が増加しており、知的障がいや発達障がいに対する認知度が高くなったことが要因の一つと考えられています。本市の支援者ヒアリングでも、保護者からの発達障がいに関する相談が増加しているという指摘がありました。対応するための相談体制や受入体制の強化が必要となっています。

子どものライフステージ別の状況

幼児期

○ 子どもをみてくれる親族や友人がいない割合が増加

ニーズ調査によると、未就学児の子どもをみてくれる親族や友人がいない割合が増加しています。子どもをみてくれる親族や友人・知人が「いずれもない」と回答した割合は、0歳児のいる世帯で17.7%、1～2歳児のいる世帯で19.2%、3～4歳児のいる世帯で20.2%となっています。前回調査と比較すると、3～4歳児では6.1ポイント高くなっています。身近な人に子育てを頼れる割合は減少しています。

○ 保育施設の利用ニーズの増加と待機児童数の減少

共働き世帯の増加に伴い、保育施設の利用ニーズが高まり、待機児童対策を強化してきました。待機児童数は、2018年度（平成30年度）の174人をピークに減少し、2024年度（令和6年度）は11人となっています（待機児童数は、各年度の4月1日時点のものです。）。

学童期

○ 放課後児童クラブの利用ニーズの増加と待機児童数の増加

学童期においても、共働き世帯の増加に伴い放課後児童クラブの利用ニーズは急速に高まっています。放課後児童クラブの利用者数は、過去5年間で20.6%増加し、2024年度（令和6年度）は4,364人となっています。待機児童数も増加傾向にあり、2024年度（令和6年度）は184人となっています（待機児童数は、各年度の4月1日時点のものです。）。

○ 不登校の児童生徒の数は増加傾向

本市の市立小学生のうち年間30日以上欠席した不登校児童の数は、2023年度（令和5年度）は401人で、過去10年間で約5.4倍に増加しています。市立中学生の不登校生徒数は、2023年度（令和5年度）は727人で、過去10年間で約2.4倍に増加しています。

アンケート調査によると、学校に行きたくないと思ったことが「よくあった」「時々あった」と回答した割合は、小学5年生が45.4%、中学2年生が51.6%となっています。小学5年生

の生活満足度が低い子どもに着目すると、77.6%が学校に行きたくないと思ったことが「よくあった」「時々あった」と回答しています。

支援者ヒアリングでは、近年の変化として、登校しぶりや不登校の増加があることから、不登校に関する支援が指摘されています。子育て家庭の状況として、「不登校の子どもが増えている一方で、保護者が仕事をしていたり、疾病や障がいがあったりすると、家庭の力だけで不登校に対応することは難しい」という指摘があります。

また、「学校内の教室以外の居場所や配置人員の拡充」、「不登校児童生徒のニーズに対応できる地域の居場所」、「公設の不登校児を対象とした拠点の充実」など、学校内や地域の居場所の拡充や、支援人材の体制強化等についての指摘もあります。

○ 生活満足度が低い子どもや困窮層の子どもの授業理解

アンケート調査では、学校の授業がわからない（「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の合計）と回答した割合は、小学5年生が5.5%、中学2年生が8.0%となっています。小学5年生に着目すると、生活満足度が低い子どもや困窮層の子どもでその割合が高い傾向にあります。

○ 中学生では将来のことが不安と回答した割合が3割以上

学校のことで心配・困っていることとして、中学2年生の33.6%が「将来（進路）のことが不安」、15.7%が「勉強がよくわからない」と回答しています。小学5年生の子どものうち、生活満足度の低い子どもに着目すると、学校で困っていることを選択数が多い傾向があり、「悩みがあっても大人の人にうまく相談できない」と回答した割合が28.2%となっています。また、困窮層の25.0%は「勉強がよくわからない」と回答しています。

○ 生活満足度の低い子どもは身近な人を相談相手と回答した割合が低い

悩みごとの相談相手は、小学5年生、中学2年生ともに「お母さん・お父さん」「学校の友だち」など身近な人を回答した割合が高くなっています。一方で、「だれにも相談したくない・できない」と回答した割合は、小学5年生の8.3%、中学2年生の14.5%でした。小学5年生の生活満足度が低い子どもに着目すると、父母や学校の友だちなど身近な人を相談相手と回答した割合が相対的に低く、「だれにも相談したくない・できない」と回答した割合が約3割となっています。

○ スマートフォンやゲームを平日に長時間使用している割合は少なくない

アンケート調査によると、スマートフォンを平日3時間以上使用する割合は、小学5年生が13.2%、中学2年生が33.8%となっています。ゲームを平日3時間以上使用する割合は、小学5年生17.5%、中学2年生が16.5%となっています。また、小学5年生の22.2%、中学2年生の28.2%は、「インターネットやゲームの中（SNS、YouTube、オンラインゲームなど）」をほっとできる居場所と回答しています。

近年の子どもの変化として、子どものインターネット、SNS、ゲームへの依存傾向、行動の変化、SNSを通じたいじめやトラブルの増加が指摘されています。スマートフォンやゲームの過



剰使用は、日常生活や対人関係への支障が出るなど深刻な依存状態につながる可能性があるとして指摘されています。

○ 家庭の経済状況により、将来、大学進学を希望する割合に差異がある

アンケート調査によると、将来の進学希望について、「大学またはそれ以上」と回答した割合は、中学2年生全体は58.1%ですが、困窮層では35.7%となっています。

青年期

○ 本市における生活保護利用世帯の子どもの大学進学率は52.5%で改善傾向

本市の生活保護利用世帯の子どもの大学等進学率は2022年（令和4年）時点で52.5%となっており、5年前と比較すると約7ポイント上昇しました。なお、神奈川県全体の大学等進学率は2022年（令和4年）時点で85.5%となっています。

○ 若年無業者の割合は約2%

本市の若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者、いわゆるニート）の数は、2020年（令和2年）時点で1,452人となっており、15～34歳の労働力人口に占める割合は2.0%となっています。

○ 10歳代から30歳代の死因の第1位は自殺

2021年（令和3年）の人口動態調査によると、本市の10歳代から30歳代の死因の第1位は自殺となっています。

結婚・子どもを持つことに関する意識

○ 将来結婚しないと思う理由は、「恋人・パートナーがいないから/見つからないと思うから」が最も多い

本市の若者世代意識調査によると、子育てと仕事との関係で理想の生き方と、実際になりそうな生き方を尋ねたところ、「結婚せず（パートナーを持たず）、仕事を続ける」の選択肢を回答した割合が、理想が7.2%であるのに対して、実際になりそうな生き方は19.7%と12.5ポイント多くなっています。「結婚せず（パートナーを持たず）、仕事を続ける」と回答した方に、将来結婚しないと思う理由について尋ねたところ、「恋人・パートナーがいないから/見つからないと思うから」が最も多く69.6%、「1人である方が、精神的な負担が少ないから」が59.6%となっています。

○ 子どもを希望しない理由は、「金銭的な負担が大きいと思うから」が最も多い

実際になりそうな生き方として「子どもは持たない」と選択した方に、子どもを希望しない理由について尋ねたところ、「金銭的な負担が大きいと思うから」が最も多く57.2%、「精神的な負担が大きいと思うから」が45.2%、「時間的な制約が大きいと思うから」が39.5%、「パートナーがいないと思うから」が39.5%となっています。

結婚や子育てに関する多様な価値観・考え方があることを大前提として、結婚、子育てに関する希望に応じて社会全体で支えていくことが重要です。

○ 少子化への対応として政府や地方自治体に実施して欲しい政策

将来結婚しないと思う理由として「恋人・パートナーがいないから/見つからないと思うから」という回答が多かった一方で、「出会いを目的とするイベント」が11.4%、「結婚を希望する人向け婚活セミナー」が7.0%となっており、結婚支援を望む割合は低い傾向がみられました。そのほか、「子育て世帯への手当・補助金の拡充」、「妊娠・出産に係る手当・補助金の拡充」、「子育て世帯への税控除・軽減」、「教育の無償化」など経済的支援を望む割合がおおむね60%以上となっています。

子育て家庭の状況

○ 現在の暮らしが苦しいと回答した割合は2～3割

アンケート調査によると、現在の暮らしを「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した割合は、5歳児保護者が25.0%、小学5年生保護者が23.4%、中学2年生保護者が29.8%となっています。支援者ヒアリングでは、近年の子育て家庭の変化として、物価の高騰や、コロナ禍における失業や収入減少に伴い、経済的困窮や生活難にある世帯の状況が伝えられています。物価の高騰により、「家賃や光熱費が賄えない。ミルクやおむつが高くて買えない。」等、家計がひっ迫している状況が把握されています。

○ 心理的苦痛や精神疾患を抱える保護者の増加

過去1か月間のこころの状態(K6尺度)の得点が10点以上（心理的苦痛を感じている）の割合は、5歳児保護者の11.1%、小学5年生保護者の10.8%、中学2年生保護者の13.1%となっています。生活満足度が低い層や困窮層では心理的苦痛を感じている割合が高くなっています。支援者ヒアリングでは、近年の子育て家庭の変化として、コロナ禍以降にDV等の課題を抱える家庭や、精神疾患を抱える保護者が増えていると思われるとの指摘がありました。保護者に精神疾患がある等のケースでは、子どもへの支援だけでなく、保護者との関係づくりや、必要に応じた関係機関との連携が重要になっています。

○ 子どもの教育費が悩みごとと回答した割合は3割

アンケート調査によると、5歳児保護者の31.5%、小学5年生保護者の26.5%、中学2年生保護者の32.0%が、子どもの教育費が悩みごとと回答しています。

また、いざという時のお金の援助を頼める人がいないと回答した割合は、5歳児保護者の12.1%、小学5年生保護者の11.1%、中学2年生保護者の15.3%となっています。生活満足度が低い層や困窮層ではその割合が高くなっています。



本市の子どものウェルビーイングに関する状況

国のこども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指すとしています。アンケート調査では、生活満足度が低い子どもの割合は、小学5年生の5.2%、中学2年生の11.6%となっています。また、小学生、中学生ともに、保護者の生活満足度が低いほど子どもの生活満足度も低い傾向となっています。子どもだけでなく、保護者を含めたウェルビーイングを考える視点が必要です。

生活満足度が低い子どもの分析から、家庭生活での孤食や孤独感、生活習慣の乱れ、学習習慣の不足、学校生活での困難など、様々な側面で悩みや困りごとを抱えていることがうかがわれました。悩みがあってもうまく相談することができず、抱え込む傾向があります。身近な大人が子どもの様子から気付いて声を掛けることや、子どもが話しやすい環境づくりや、子ども自身が安心できる居場所だと感じられる場づくりが必要です。

子どもや若者の意見をこども施策に反映する仕組みづくりが必要

こども基本法では、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」がこども施策の基本理念として掲げられています。本市においても、子どもや若者の意見を聴き、対話しながら、こども施策を推進していくことが求められています。

子どものウェルビーイングに関して、本市の生活満足度の低い子どもが様々な側面で悩みや困りごとを抱えていることが分かりました。アンケート調査の中で、悩んでいる子どものために必要なことについて、本市の小学5年生と中学2年生に意見を聴いたところ、「気軽に悩み相談できる場所・工夫」「学校内（先生・スクールカウンセラー等）の相談・いじめ・不登校対策」「居場所・安らげる場」「周囲が気付く・寄り添う・声を掛ける」等が多く挙げられました。計画を推進する中で、子どもの意見を尊重し、反映していくことが求められます。

こども施策を策定、実施、評価するにあたって、施策の対象となる子どもや若者が安心して意見を言うことができる場や機会をつくり、その意見がどう反映されたか等をフィードバックし、社会全体に広く発信する仕組みづくりが必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の目指す姿

こどもの笑顔がつながるまち、ふじさわ

～子ども・若者一人ひとりの可能性を育み、

だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会～

本計画の策定にあたり、「こどもにやさしいまち」はどんなものかということについて、アンケートを行っています。その中では、子ども・若者からの意見として、「周囲の人々（大人）がとる態度（理解や支援）」、「子どもの生活における安全・安心」、「自分の意思でやりたいことをやれる」、「遊びや体験の充実」、「自分の意見が尊重される」など、子どもの人権を守り、生活満足度の向上を目指していく、本計画の推進の方向性を示すものとなっています。

また、本計画は、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の子ども・若者の健やかな成長や「藤沢市子ども^{ともい}く計画」の「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会」などの理念を継承するとともに、「こどもにやさしいまち」の実現により、「こどもの笑顔がつながるまち」をつくっていくという想いを、計画の目指す姿として定め、施策を推進していきます。

2 計画の基本的な視点

本計画の目指す姿の実現のために、計画に取り組むにあたり共通する基本的な視点を掲げます。

視点1 子ども・若者の一人ひとりの人格や個性を大切にして、今とこれからのウェルビーイングと、その最善の利益を実現できるよう支援する。

子ども・若者は、社会にとって「希望」であり、未来を創る力であるとともに、今を生きる存在です。保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく主体です。「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、生まれながらに権利の主体である子ども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、生まれ育つ環境にかかわらず、その生活や成長を権



利として保障することが求められています。声を上げにくい状況にある子ども・若者に特に留意しつつ、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

子ども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、特定の価値観を押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支えていきます。

子どもや若者を対象とする施策の推進にあたっては、第一に子ども・若者に視点を置いて、今とこれからの両面で最善の利益を実現できるよう施策を推進します。

視点2 子ども・若者の意見表明と社会参画を支援し、こども施策への反映に向けて対話しながら共に取り組む。

社会のあらゆる分野において、子ども・若者の年齢や発達の程度に応じて、子ども・若者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなくてはなりません。そのための土壌として、子ども・若者が意見を持ち、安心して表明することのできる環境づくりとともに、子ども・若者自身が意見を発信する力を高めるための支援や、関わる大人が子ども・若者の気持ちに気づき、くみ取る力を高めるための取組も重要です。また、貧困、虐待、不登校、障がい、医療的ケア、ヤングケアラーなど、意見表明を行うにあたり環境に配慮を要する子ども・若者、乳幼児を含む低年齢の子ども、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くない子ども・若者も自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについてくみ取るための十分な配慮を行う必要があります。

すべての子ども・若者、子育て当事者が、安心して意見を述べることのできる場や機会をつくり、その意見をこども施策に反映させ、その結果などをフィードバックし、社会に広く発信します。これにより、こども施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくります。子ども・若者と対等な目線で対話しながら、子ども・若者と共に社会課題を解決していくことは、子ども・若者の自己実現を後押しするとともに、主体的な地域づくりの担い手育成にも資するものです。

視点3 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく、包括的に支援する。

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、社会生活を送るようになります。

自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの発達や成長の過程は、乳幼児期からの連続性を持ち、その生育環境に大きく依存し、子どもによって様々です。円滑な社会生活を送ることができるようになる時期も個人差があります。親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て、成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、特定の年齢で途切れることのないよう連携体制を構築していくことが重要です。

困難を抱える子どもや若者の背景には、その家族もまた重層的、複合的な困難を抱えていることがあります。子ども・若者や子育て家庭が直面する状況や抱えている問題は多様であるため、子どもや若者の生活状況や取り巻く環境に応じて、教育の支援、健康の支援、生活の安定への支援、就労の支援、経済的支援など分野横断的に包括的な取組を推進することが求められます。

子ども・若者のライフステージに応じた切れ目ない支援、子育て家庭を含めた分野横断的な包括的支援を実現するために、必要な情報の共有や、関係者間の共通理解の醸成、連携の促進が求められます。また、市の関係機関・団体だけでなく、国や県、民間の企業や団体、地域とネットワークを構築し、連携しながら対策を推進することが重要です。

視点4 困難な状況にある子ども・若者をだれひとり取り残さず、貧困と格差の解消に向けてきめ細かく支援する。

子ども・若者や子育て家庭が抱える困難が深刻化する前に、できるだけ早期に気づき、具体的な支援につなげていくことは重要な取組です。支援の届きにくい子ども・若者や子育て家庭と広く接点を持つことから、母子保健、幼児期の教育・保育、学校教育、放課後児童クラブなど、すべての子ども・若者を対象とする施策・事業を、こども施策のプラットフォームと位置づけます。このプラットフォームでは、子ども・若者や子育て家庭の抱える課題や状況の変化に、接点を持つ関係者が早期に気づき、関係者と情報を共有し、必要な人を必要な支援に効果的につなぐ役割が求められます。

子ども・若者や子育て家庭に支援を届けるにあたっては、支援が必要でも自覚できないなどSOSを出すこと自体が困難、相談支援の情報を知らない、申請が複雑で難しいといった課題があるほか、SOSを周囲が受け取れていないこともあります。子ども・若者や子育て家庭が、必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう、関係機関や団体等が連携し、当事者に寄り添ったきめ細かな支援が求められます。

貧困と格差は子ども・若者や子育て家庭のウェルビーイングを損ね、人生の選択肢を制約します。貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提となります。困難な状況にある子ども・若者や子育て家庭をだれひとり取り残さず、当事者が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組みます。

視点5 若い世代の結婚や子育ての希望の実現に向けて、生活の基盤の安定や、共働き・共育てを推進する。

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、家族の在り方や環境が多様化しています。多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、その上で、自らの主体的な選択により、若い世代が結婚し子どもを産み育てたいと望んだ時に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えることが必要です。



若い世代が生活の基盤を確保し、将来に希望を持って生きられる社会をつくることは、少子化の克服、貧困や格差の解消、困難の世代間連鎖の防止に向けて大変重要です。若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期に、社会の中で自らを生かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるよう雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保するための取組を推進します。

共働き世帯が増加し、結婚や出産後も仕事を続けることを希望する人が増えており、その両立を支援することが重要です。共働き・共育てを推進し、家庭内での育児負担が女性に集中しないようにします。男性の家事や子育てへの参画を促進し、固定的な性別役割分担意識を見直します。子育て当事者が男女ともに子どもと過ごす時間を持ち、自己実現を図りながら相互に協力して子育てをする環境を整えます。また、子育て当事者が、共働き・共育てを実現するために必要な情報や支援を得られるようにします。

視点6 地域社会全体で連携して、^{ともい}共育の取組を推進する。

「子育ては家庭の自己責任」、「貧困は自己責任」という考え方も社会に未だ根強く存在しています。こうした状況が、社会の偏見や無関心を生む要因の一つとなっているという指摘もあります。だれひとり取り残さず、子ども・若者の育ちを支えることは、社会全体で受けとめて取り組むべき社会的課題であり、生まれ育つ環境や多様な心身の状況などにかかわらず、すべての子ども・若者をあたたかく見守り、支え、共に育つ、共に育てる環境を社会全体で構築することが重要です。子どもたちの意見を反映する仕組みづくりや、関係者の意見交換の場づくり等を進め、市の関係機関、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に参加できるように取組を推進することが必要です。

子ども・若者への支援は、未来を支える積極的な人材育成の側面を持ちます。一人ひとりの子ども・若者が夢や希望を持って豊かな人生を送っていけるよう伴走することは、これからのまちや地域の活力、地域産業を担う人材の育成にもつながります。また、子ども食堂や学習支援など、民間や地域に根差した取組が活発になることで、世代を越えた、あたたかい地域のつながりが強くなります。こうした動きも捉えながら、社会全体で取り組んでいく機運を醸成することが求められます。

3 計画の基本目標

計画の目指す姿を実現するため、6つの基本的な視点を踏まえて、次のとおり8つの基本目標を定め、計画を推進します。

基本目標1：子ども・若者のライフステージを通じた施策の推進

基本目標2：だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進

基本目標3：子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実

基本目標4：学童期・思春期の支援の充実

基本目標5：青年期の支援の充実

基本目標6：子育て当事者への支援の充実

基本目標7：子ども・若者の意見表明・意見反映

基本目標8：地域全体で共に支える基盤をつくる

なお、本計画の基本目標1及び基本目標2はライフステージを通じた施策について、基本目標3から基本目標5まではライフステージ別の施策について、基本目標6は子育て当事者への支援について、基本目標7及び基本目標8はこども施策を推進するための必要な事項として子ども・若者の意見表明・意見反映と基盤整備について、それぞれ決めました。



4 基本目標ごとのSDGsの位置づけ

本計画の基本目標を SDGs 達成に向けた取組として位置づけます。また、各基本目標に関連している SDGs は次のとおりです。

<p>基本目標1 子ども・若者のライフステージを通じた施策の推進</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に</p>
<p>基本目標2 だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進</p>	<p>1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に</p>
<p>基本目標3 子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう</p>
<p>基本目標4 学童期・思春期の支援の充実</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 10 人や国の不平等をなくそう</p>
<p>基本目標5 青年期の支援の充実</p>	<p>1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 10 人や国の不平等をなくそう</p>
<p>基本目標6 子育て当事者への支援の充実</p>	<p>1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう</p>
<p>基本目標7 子ども・若者の意見表明・意見反映</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>
<p>基本目標8 地域全体で共に支える基盤をつくる</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>

5 計画の体系

目指す姿

子ども・若者一人ひとりの可能性を育み、だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会
 こどもの笑顔がつながるまち、ふじさわ

基本的な視点

視点1
 子ども・若者の一人ひとりの人格や個性を大切に、今とこれからのウェルビーイングと、その最善の利益を実現できるよう支援する。

視点2
 子ども・若者の意見表明と社会参画を支援し、こども施策への反映に向けて対話しながら共に取り組む。

視点3
 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく、包括的に支援する。

視点4
 困難な状況にある子ども・若者をだれひとり取り残さず、貧困と格差の解消に向けてきめ細かく支援する。

視点5
 若い世代の結婚や子育ての希望の実現に向けて、生活の基盤の安定や、共働き・共育てを推進する。

視点6
 地域社会全体で連携して、共育(ともいく)の取組を推進する。

基本目標

基本目標1
 子ども・若者のライフステージを通じた施策の推進

基本目標2
 だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進

基本目標3
 子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実

基本目標4
 学童期・思春期の支援の充実

基本目標5
 青年期の支援の充実

基本目標6
 子育て当事者への支援の充実

基本目標7
 子ども・若者の意見表明・意見反映

基本目標8
 地域全体で共に支える基盤をつくる

施策の柱

- 柱1 一人ひとりの子ども・若者が主役 こどもまんなか社会づくりに向けた取組の推進
- 柱2 多様な体験活動の推進
- 柱3 生活習慣の定着に関する取組と基盤となる家庭教育の推進
- 柱4 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 柱5 子育てしやすい生活環境等の整備
- 柱6 非行・自殺・犯罪などから子ども・若者を守る取組

- 柱1 切れ目のない相談支援の充実と地域づくり
- 柱2 取り残さない学びの支援
- 柱3 子どもを支え暮らしを支える支援の充実
- 柱4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- 柱5 子どもの適切な養育に関する支援・児童虐待防止対策の推進

- 柱1 妊産婦・乳幼児期までの切れ目のない保健・医療の充実
- 柱2 子育て支援サービスの充実
- 柱3 乳幼児期の保育・教育の充実

- 柱1 学校がプラットフォームの役割を担った地域社会との協働
- 柱2 多様なニーズへの対応や社会的自立に向けた教育の推進
- 柱3 学童期・思春期における心身の健康の充実
- 柱4 子ども・若者の居場所の充実

- 柱1 子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実
- 柱2 ライフデザインを考える機運の醸成

- 柱1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 柱2 共働き・共育ての推進
- 柱3 ひとり親家庭への支援

- 柱1 こどもまんなか社会の実現に向けた取組の推進

- 柱1 子ども・若者や子育てなどを支援する担い手の確保・育成・支援
- 柱2 地域活動の支援とネットワークづくり



第4章

施策の展開

基本目標1 子ども・若者のライフステージを通じた施策の推進

2023年（令和5年）4月1日に施行された「こども基本法」は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現を目指しています。また、社会全体で、こども施策に取り組むことができるよう、その基本理念や基本となる事項が定められました。さらに、国では2023年度（令和5年度）に「こども政策の推進に関する意識調査」を実施した結果、「こどもは権利の主体である」と思う人の割合が54.4%であったことが報告されました。子ども一人ひとりの個性や多様性について、「尊重されることが当たり前」となる機運の醸成が必要であることが示されています。

一方で、社会全体のつながりが希薄化している中で、全国の自殺者数は、近年、全体として低下傾向にあるものの、2023年（令和5年）の小中高生の自殺者数は、513人と発表されました。これは過去最多となった前年の514人に次いで多く、子ども・若者の自殺者数の状況は深刻なものとなっています。また、社会の情報化が進展する中でインターネット利用の低年齢化やSNSの急速な普及に伴って氾濫する有害情報などにより犯罪被害につながる事案が増え、さらに、SNSがもたらした従来とは違う人間関係の構築により「生きづらさ」や「孤独・孤立」を感じる若者が増えています。同年にSNSを通じて犯罪に巻き込まれた18歳未満は全国で1,665人に上り、このうち小学生が前年比25人増の139人と過去最多となりました。子ども・若者を取り巻く自殺・犯罪などの生命・尊厳・安全を脅かす状況は危機的な状況となっており、きめ細かな相談体制を充実させるなど、様々な取組を進めていきます。

また、大規模な地震の発生や台風、局地的大雨等による洪水・土砂災害等の多様な災害リスクが高まっている中で、要配慮者への支援の充実など様々な対策が必要となっています。本市においても、避難所運営マニュアルに女性視点を運営に取り入れ、授乳室などの専用スペースの設置を図るなど、プライバシーに配慮した生活環境の確保に関する情報を追記するなどの取組を進めています。引き続き、子どもや子育て当事者の視点を加えながら、安全・安心な避難所・避難生活を送るための取組や被災した子どもの居場所づくりなど、災害時の取組についても検討していきます。

このほか、子ども・若者が健やかに成長するため、妊娠・出産からその成長過程において、健康的な生活を送ることができるよう、きめ細かな保健・医療・生活環境などの支援の充実を図るとともに、子ども・若者の成長の基盤となる多様な遊びや体験活動、生活習慣の定着などに向けた環境の整備を推進していく必要があります。



柱1 一人ひとりの子ども・若者が主役 こどもまんなか社会づくりに向けた取組の推進

目指す方向性

本市では、共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち「インクルーシブ藤沢」を掲げ、子ども、高齢者、障がいのある人、外国につながる人など、様々な市民がお互いの生き方や考え方を認め合い、多様な文化が共生するまちづくりを進めています。すべての人がお互いの人権を尊重し、共に支えあい、共に生きる社会を実現するためには、行政だけではなく、市民や企業など様々な主体が各々の役割を認識し、社会全体で協力して、多様化・複雑化する人権課題に取り組んでいく必要があります。また、子ども・若者が自己肯定感を持つ（ありのままの自分を受け入れて大切に感じる）ことができ、自分らしく、一人ひとりが思う幸福な生活を送ることができるようにするためにも、基盤となる人権意識の醸成が必要不可欠です。

また、子どもを権利の主体であると意識できる「こどもまんなか社会」の実現に向けた機運の醸成を図るため、地域住民（団体）・民間事業者・行政など、多様な主体が連携・協働した関係づくりを進めながら、それぞれの立場で主体的に関われるような啓発活動（ワークショップ・活動報告・研修など）を行います。

1 児童の権利に関する周知・啓発事業

子ども総務課

事業内容

子ども・若者の意見聴取や児童の権利に関して、ワークショップやシンポジウムを通して、地域住民・団体・民間企業等、地域全体の理解が深まるように周知・啓発を行います。

地域住民・団体・民間企業など多様な主体が、子ども・若者たちのためのアクションを実施、発信していくにあたり、こどもまんなか応援サポーターの取組について、ホームページやチラシ、広報等により周知を図ります。

取組の方向性

児童の権利に関する条約や子ども・若者の意見聴取の趣旨が地域全体に定着し、生活の中で自然と子ども・若者の意見が聴取・反映される地域社会を目指し、周知・啓発に努めます。

子ども・若者たちのために何がもっともよいことかを常に考え、子ども・若者たちが健やかに幸せに成長できる社会の実現に向けて、自らもアクションに取り組んでいく地域住民、団体・民間企業が増えるよう周知を図ります。

2 人権教育の推進

教育指導課

事業内容

人権教育移動教室を実施します。
 子どもの権利条約リーフレット及びスクール・セクシュアル・ハラスメント等防止リーフレットの作成及び配布を行います。
 人権に係る担当者会を実施します。

取組の方向性

各学校の人権教育の充実を目指し、SDGs の視点を踏まえ、平和的な国家及び持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力の育成を図ります。

3 日本語を母語としない児童生徒の支援事業

教育指導課

事業内容

日本語指導の必要な児童生徒に日本語指導員を派遣し、日本語の学習及び学校生活への適応を支援します。
 国際教室配置校の担当教員に対し、日本語を母語としない児童生徒の状況支援・指導に関わる情報共有や発信を行います。

取組の方向性

日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援や研修の充実を図り、早期に日本語を習得できるような初期指導の在り方について研究します。
 日本語アセスメントを通して、日本語を母語としない児童生徒や保護者の支援につながる情報を学校と共有し、児童生徒への支援に努めます。

4 相談窓口の設置と関係機関と連携した体制づくり、外国籍児童生徒の就学保障の取組

教育指導課
学務保健課

事業内容

外国籍の子どもたちの就学には、家庭への適切な支援の取組が必要であり、関係各課が連携して支援を行うことで就学しやすい環境を整えます。また、法的には就学義務のない外国籍の学齢児童生徒に対しても就学案内を行い、就学保障に取り組みます。

取組の方向性

関係各課、関係機関との連携により、外国籍児童生徒の就学状況の把握に努め、また、就学案内を行うとともに、新入学の学齢の子どもたちの保護者には多言語による就学案内を行い、就学機会の提供を進めます。



事業内容

業務委託により外国語指導講師（FLT）を小・中学校に派遣し、外国語活動や外国語（英語）の授業を通して、生きた英語に触れる機会を確保し、児童生徒の異文化への理解やコミュニケーションに対する興味・関心を高めます。

国際理解協力員を小学校・特別支援学校に派遣し、ふれあい体験を通して、異文化やコミュニケーションに対する興味・関心、共生への理解を深めます。

取組の方向性

「藤沢市立学校国際教育運営指針」に基づき、外国語教育・国際理解教育の充実を図ります。

事業内容

「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」の基本理念に基づき、人権尊重の精神が社会や生活の中に定着し、豊かな心が育まれるよう啓発活動の推進を図ります。

取組の方向性

市民や企業など様々な主体と協力・連携して、多様化・複雑化する人権課題に対し、人権感覚を高めるための周知・啓発活動に取り組みます。

柱2 多様な体験活動の推進

目指す方向性

生活環境の変化の中で、子ども・若者同士が自由に遊び、過ごせる場所や時間が減っていますが、すべての子ども・若者にとって、成長や興味関心に合わせた遊びをはじめとした豊かな体験は、非認知能力の向上のためにも必要不可欠なものです。なお、遊びと体験の重要性は「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」においても示されており、その理念は、乳幼児との関わりという日常的な活動の中でも具現化されています。

多様な主体と連携しながら、年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など、多様な活動ができるよう、青少年教育施設の充実や地域資源を生かした遊びや体験の機会・場の創出に取り組んでいきます。

また、子どもの読書活動についても、「言葉を学ぶ」、「感性を磨く」、「表現力を高める」、「想像力を豊かにする」といった、子ども・若者にとって人生をより深く生きる力を身に付ける大切な機会であることから、その取組を推進していきます。

7 市民センターでの子どもの居場所・体験事業の充実

生涯学習総務課

事業内容

市民センターで行う生涯学習事業において、子どもを対象に様々な体験や交流ができる事業や開放事業を実施し、子どもの学習機会の充実や、居場所づくりを進めます。

取組の方向性

市民センターにおいて事業を実施することにより、子どもの体験や交流の機会を設けるとともに、市民センターでの学習機会の充実を図っていきます。

8 アウトリーチ事業(学校訪問事業)

文化芸術課

事業内容

合唱指導、オペラ体験、各種楽器の体験など、学校の希望に合わせた指導者を派遣します。(本事業は、出資団体である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。)

取組の方向性

プロの音楽家や声楽家による芸術鑑賞の機会の提供や、歌唱・演奏等の指導を通して、児童生徒に文化芸術に触れる機会を提供することで、豊かな感受性を育むことを目指します。

9 音楽・演劇鑑賞事業

文化芸術課

事業内容

0歳の子どもから家族みんなで楽しめる「ワンコイン・コンサート」をはじめ、こどもオペラ、落語を体験できる「落語教室」、「みらい子どもフェスタ」など子どもを対象とした親子で楽しめる事業を実施します。(本事業は、出資団体である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。)

取組の方向性

親子や子どもを対象とした事業を毎年企画し、次代を担う子どもたちへ芸術文化の体験、鑑賞の機会を提供していきます。また、実施にあたっては、公演毎にアンケートを実施し、意見を反映することで有意義であるとともに、多くの方に鑑賞してもらうことができる様々なジャンルの事業を展開していきます。

10 マンスリー・イベント・プログラム等のワークショップ

文化芸術課

事業内容

年間を通じて子どもから大人まで気軽に美術に触れ、創作活動を体験することができるワークショップを実施します。

取組の方向性

様々な表現ジャンルのアーティストを講師とすることで、参加者にも多種多様な芸術体験をしてもらい創作活動の楽しさを実感してもらいます。また、子ども向けに夏休みなどの休暇期間中にワークショップを実施するなど、実施期間や広報周知活動の工夫をすることで、より多くの人に参加してもらえよう努めます。



11 多様なスポーツ体験

スポーツ推進課

事業内容

子どもに親しみのある小・中学校の校庭、体育館等の活用をはじめ、多様なスポーツに触れる機会を提供することで、スポーツ活動の充実を図り、心身の健全育成を図ります。

取組の方向性

子どもに親しみのある小・中学校の校庭、体育館等を活用し、スポーツを行う環境整備を図るとともに、地域資源を活用したスポーツ体験の機会拡大を図ります。スポーツイベントの開催や情報発信を行い、子どもが気軽にスポーツを体験できる機会を拡大します。

12 インクルーシブスポーツ事業の推進

スポーツ推進課

事業内容

子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが同じフィールドに身を置き、共にスポーツを楽しめる環境の整備に努めます。

取組の方向性

共生社会の実現を目指し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができる環境の整備を進めるとともに、藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会の活動をより活発なものとする中で、「障がい」に対する理解を深めるとともに、障がい者スポーツを推進します。

13 野外体験活動の推進

教育総務課

事業内容

自然に恵まれた八ヶ岳周辺で行う体験活動を通じて、児童生徒の心身ともに豊かな人格を育みます。

取組の方向性

引き続き、様々な体験学習や宿泊による共同生活を通して、児童生徒の社会性を培い、人間性を育む機会を提供します。

再掲

5

国際理解教育事業

教育指導課

事業内容

業務委託により外国語指導講師（FLT）を小・中学校に派遣し、外国語活動や外国語（英語）の授業を通して、生きた英語に触れる機会を確保し、児童生徒の異文化への理解やコミュニケーションに対する興味・関心を高めます。

国際理解協力員を小学校・特別支援学校に派遣し、ふれあい体験を通して、異文化やコミュニケーションに対する興味・関心、共生への理解を深めます。

取組の方向性

「藤沢市立学校国際教育運営指針」に基づき、外国語教育・国際理解教育の充実を図ります。

14 ブックスタート事業

総合市民図書館

親子すこやか課

事業内容

1歳6か月児健診を受診する子どもとその保護者を対象に、健診終了後、ボランティアや図書館職員が絵本を読んだり、メッセージを伝えたりしながら絵本を手渡し、絵本を介した心ふれあう時間を持つきっかけをつくります。

取組の方向性

市民図書館・市民図書室、子育て支援センターなど各地域の様々な場を活用し、ブックスタート事業の周知を図るとともに、事業前後のフォローアップとして各種保健事業時等に啓発リーフレットを配布します。

職員とボランティアの交流会・研修会の内容や機会の充実に取り組み、ブックスタート事業の目的の共有化や資質向上を目指します。

15 地域でのおはなし会の開催

総合市民図書館

事業内容

おはなし会ボランティアと連携して、おはなし会を行い子どもが本に親しむ機会をつくります。また、各市民図書館・市民図書室と連携して子どもの発達段階や多様性に応じたおはなし会等を担えるボランティアを養成します。

取組の方向性

各市民図書館・市民図書室のおはなし会ボランティアと連携して子どもと子どもに関わる大人に向けておはなし会等を開催し、文字や文化に触れ、読書に親しむことのできる機会や環境の整備に努めます。子どもに関わる施設及び団体等に対し、資料の団体貸出や情報提供、来館おはなし会の受入れなどを行います。

ボランティア交流会や研修会を開催し、ボランティアの参加機会や知識を増やすとともに、職員とボランティア相互の交流を深め、情報共有に努めます。

16 技能振興関係事業

産業労働課

事業内容

技能者の仕事を身近に感じてもらうため、技能者が小・中学校等を訪問し、技能の講演・実演・体験教室を実施します。

取組の方向性

市内の技能者による講演・実演を通じ、日々の生活に不可欠なものづくりなどを行う技能職に対する理解を深めます。



事業内容

収穫体験講座、食育講座、漁業体験イベントの開催や漁港見学の受入れを実施します。また、給食用農水産物等を供給する生産者等と園児・児童・生徒との交流を推進します。

取組の方向性

地産地消を推進する上で、消費者と生産者が「顔が見える」関係を構築することは相互理解につながるため、農産物の収穫体験や漁業体験などの各種イベントや講座を開催し、生産者と消費者の交流促進に努めます。

給食用農水産物等を供給する生産者等に対する感謝の心を育むよう努めます。

関係機関と連携し、未来を担う若い世代に藤沢産農水産物等の魅力を知ってもらう取組や地産地消への理解が深まる取組を推進します。また、学生等が実施する地産地消の取組に対して支援します。

事業内容

青少年施設（地域子どもの家・児童館・青少年会館・少年の森・SL 広場）の整備を進めるとともに、適切な管理運営を図り、地域における子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。また、各施設を拠点とした青少年の自立と社会参加を推進する事業を実施します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）

取組の方向性

青少年の居場所として、適切な管理運営を行うとともに、様々なニーズや社会情勢を捉え、施設の整備や運営について実施検討を進めていきます。

事業内容

世代間・同世代の交流や体験活動機会等を提供するため、各種青少年健全育成事業を実施し、青少年の自立と社会参加を支援します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）

取組の方向性

次代を担う青少年の自立や社会参加の機会を創出するため、市内の青少年関係団体や様々な機関と協働し、様々な体験の場を提供することで、青少年の健全育成を図ります。

20 青少年団体・育成団体への活動・支援事業

青少年課

事業内容

地域住民の主体的な活動に基づく青少年健全育成を目的として、青少年団体・青少年育成団体の活動の奨励と振興を図るため、その活動の支援を行います。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）

取組の方向性

青少年団体、育成団体との連携を深め、市内における青少年健全育成の充実を図ります。

21 青少年国際化推進事業

青少年課

事業内容

青少年が外国の方と交流し、様々な生活習慣や文化を知ることによって視野を広げ、互いの人権を尊重する心を養うことができるよう、各種イベント・講座を実施します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）

取組の方向性

様々な魅力的な事業を展開して、青少年と外国の方が交流できる機会を創出し、多文化を理解する青少年を育成します。

柱3 生活習慣の定着に関する取組と基盤となる家庭教育の推進

目指す方向性

子ども・若者がその成長過程の中で、「早寝早起き朝ごはん」などの基本的な生活習慣や望ましい食習慣を形成し、定着させることは健やかな発育・発達において重要です。

本市においては、「藤沢市健康増進計画（第3次）元気ふじさわ健康プラン」や「第4次藤沢市食育推進計画 生涯健康！ふじさわ食育プラン」を策定し、2025年度（令和7年度）以降も、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を推進していきます。実施したアンケート調査では、生活満足度が低い児童・生徒は、「平日の朝食をひとりで食べる」と回答した割合が高い傾向にあることが示されています。食事をとりながらコミュニケーションを図ることは食育の原点であり、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を習得する機会にもなります。「第4次藤沢市食育推進計画 生涯健康！ふじさわ食育プラン」において示されている「共食（^{きょうしょく}誰かと一緒に食事をする）」などをはじめ、様々な事業を通じて、生活習慣の定着を推進していきます。

また、これらの生活習慣を着実に定着させるためにも、子どもたちの健やかな育ちの基盤となる家庭において、まずは保護者自身が取組の重要性について理解し実践することが必要となることから、乳幼児家庭教育学級やPTA活動の支援をはじめとした家庭教育の推進を図っていきます。



22 子どもの発育・発達に応じた生活習慣の確立に向けた取組

親子すこやか課

事業内容

妊娠期や乳幼児期に、生活リズムや栄養・歯科保健など、親子の生活習慣が確立できるよう情報提供を行い、支援を実施します。

取組の方向性

妊娠期や乳幼児の親子に、生活リズムや栄養・歯科などの生活習慣の確立に向けて、生涯健康につながる、日常生活に合わせた支援を推進します。

23 第4次藤沢市食育推進計画 生涯健康！ふじさわ食育プランの推進

健康づくり課

事業内容

第4次藤沢市食育推進計画 生涯健康！ふじさわ食育プランを推進します。

取組の方向性

市民一人ひとりが自分に適した食生活を送る力を育むため、食育への関心を高め、実践につなげられるよう食に関する様々な取組の充実を図ります。

24 乳幼児(保育所)の食育の推進

保育課

事業内容

子どもの健全な食生活と心身の成長を目指し、子どもの食に対する関心と理解を深め、食育の推進を図ります。

取組の方向性

引き続き、市内で生産される食材を積極的に献立に取り入れるとともに、保育所でも野菜等を栽培し、給食を提供していきます。

給食食材や調理法等を周知するとともに、クッキング保育等を充実し、食に関する関心を深めます。

25 小・中学生の食に関する指導

学校給食課

事業内容

市立小中学校・特別支援学校の栄養士及び教諭や、学校給食課の栄養士が、様々な食育活動を通して食の大切さを児童生徒に伝えるとともに、保護者に対して食育の重要性についての周知・啓発活動を行い、健康の保持増進に努めます。

取組の方向性

食に関する指導や食育活動の実施、給食だより等の発行を市立小中学校・特別支援学校（55校）に行い、内容の充実を図ります。

26 乳幼児を持つ子育て家庭の交流

保育課
親子すこやか課

事業内容

未就学児の保護者が、親子同士の交流を通じて、自分自身に合った子育てを見つけられるよう、相互に学びあう場を提供します。

取組の方向性

保育所での地域交流や園庭開放、保育体験等の事業を通して、親同士が学びあえる交流を実施します。

子育て支援センター・つどいの広場等において、親子同士が交流できる子育てひろばを実施します。

27 市民センターにおける子育て・家庭教育支援

生涯学習総務課

事業内容

乳幼児から未就学児とその保護者を対象とした乳幼児家庭教育学級や講座の開講、保育室開放事業を行います。

取組の方向性

親子のふれあいの場をつくとともに、参加者同士の仲間づくりを促進することで子育て期の親子の孤立化を防ぎます。また、情報交換や交流を通じて、子育てについて考えることで、育児に関する不安や疑問の軽減に努めます。

28 PTA 等育成事業

教育総務課

事業内容

PTA 等保護者活動を支援するために、藤沢の子どもたちのためにつながる会による保護者・教職員向けの学習会や情報交換会などの活動を支援し、次代を担う子どもたちの健やかな成長を図ります。

取組の方向性

藤沢の子どもたちのためにつながる会に補助金を支出し、学習会や情報交換会などの事業が充実するように支援します。

柱4 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

目指す方向性

すべての子ども・若者がライフステージにかかわらず、安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、公益社団法人藤沢市医師会と連携し、休日・夜間診療体制の確保に努めるとともに、充実した医療提供体制や予防接種の推進、長期にわたり療養を必要とする慢性疾病や難病を抱える子ども・若者への支援を引き続き行っていきます。

予期せぬ妊娠をして、誰にも相談できずに1人で抱え込むことは、当人にとってその後の生き方にも影響を及ぼすと同時に、養育などにも影響を及ぼすことがあります。さらに、性感染症の



報告数についても近年増加傾向にあり、特に梅毒については、2023年（令和5年）の感染者数は全国で15,055人と3年連続で過去最高を更新しており、その状況は深刻なものとなっています。このような状況の中で、予期せぬ妊娠や性感染症等への対応及び妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援のため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアに関する取組を実施していきます。

29 プレコンセプションケアの推進(予期せぬ妊娠等に関する相談支援を含む)

親子すこやか課

事業内容

子どもたちが妊娠や出産など、将来のライフプランを考え、日常の生活や健康と向き合って生活できるよう、年齢に合わせて、早い段階から正しい知識を伝え、健康的な生活を送れるよう普及啓発を進めます。また、予期せぬ妊娠等に対する相談についても支援を行います。

取組の方向性

体や性について正しい知識を身に付け、健康的な生活習慣を過ごせるよう関係機関と連携して教育や普及啓発を行うとともに、予期せぬ妊娠等に関する相談など個別支援をすすめます。

30 安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援(利用者支援の充実)

親子すこやか課

事業内容

すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して妊娠期から子育て期まで継続して支援を行うとともに、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行います。

取組の方向性

妊娠届出時面談や妊産婦健診など妊娠期から、出産後の子育て期まで産後ケア事業や、乳児家庭全戸に訪問する「藤沢市こんにちは赤ちゃん事業」、保健師による個別支援などの支援体制を整備するとともに、児童福祉部門と連携することで、切れ目ない支援をより強化し、困りごとを抱える子育て家庭の早期把握、早期対応に努め、安心して子育てができるように支援します。また、産後ケアの利用を希望する人がサービスを受けられるよう、支援基盤の整備等実施施設の確保に努めます。

31 母子保健・育児に関する適切な情報提供

親子すこやか課

事業内容

妊娠期からの情報提供に加え、発育・発達に応じた接し方や育児に関する基本的な知識を提供することで、子どもの健やかな成長を促し、保護者が安心して子育てに取り組めるよう支援します。

取組の方向性

妊娠期や乳幼児期の親子の環境が大きく変わる時期に、教室や相談を通して情報や技術を得ることで、子どもたちの育ちに対し、適切な対応ができるよう支援します。

32 慢性疾患や障がい等により、医療的ケアや長期療養が必要な児童及び保護者への支援 親子すこやか課

事業内容

慢性疾患や障がいなど医療的ケアや長期療養が必要な子どもと保護者に対して、育児や療養の支援だけでなく、地域で暮らしやすくなるよう、孤立予防を図ります。

取組の方向性

慢性疾患に関する講演会・教室・交流会を通じた情報共有と交流、訪問等による個別支援を地区担当保健師を中心として実施し、より多くの対象に利用してもらえよう工夫を図ります。

33 子どもに関わる医療体制の推進 地域医療推進課

事業内容

休日・夜間急病診療所において休日昼間及び夜間 23 時までの小児救急医療を実施します。休日・夜間急病診療所に対応していない 23 時以降の小児救急については、小児救急拠点病院である市民病院において 24 時間診療体制で対応します。

取組の方向性

小児医療体制の充実を図るため、引き続き現行の診療体制を継続します。

34 ふじさわ安心ダイヤル 24 地域保健課

事業内容

24 時間毎日、保健師等の専門スタッフが健康相談・医療相談・育児相談・介護相談・メンタルヘルス相談・医療機関情報提供等について電話等で対応します。

取組の方向性

引き続き、子育て世代の相談窓口として周知します。

35 小児医療費助成事業 子育て給付課

事業内容

高校生年代（18 歳以後の最初の 3 月 31 日）までの子どもの医療費の助成を行います。

取組の方向性

2024 年（令和 6 年）4 月から対象年齢を拡大し、より多くの児童が対象となった小児医療費助成事業を安定的に継続していくことで、子育て家庭の経済的負担の軽減と小児の保健の向上と福祉の増進を図ります。また、小児医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、住民異動手続との連携や、未申請者への申請勧奨、広報等による制度周知を行います。



36 小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付

子育て給付課

事業内容

小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。

取組の方向性

小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。また、日常生活用具は申請に基づき給付されるため、申請漏れのないよう、制度周知を行います。

37 予防接種の推進

健康づくり課

事業内容

定期及びその他の予防接種について正しい情報の提供を行い、適切な判断ができるよう、関係機関との連携のもと普及・啓発に努めます。

取組の方向性

適切な時期に予防接種が受けられるよう、その有効性や重要性などについて正しい知識の普及啓発に努めるとともに、関係機関との連携により、安全に予防接種が行える体制の整備を図ります。

38 療育医療給付事業

保健予防課

事業内容

結核に罹患した児童に対する支援を行います。

取組の方向性

結核で長期療養を必要とする児童に対して、健全な育成及び経済的負担の軽減を図るため、県知事へ医療給付に関する手続の経由事務を行います。

39 難病対策事業(医療・日常生活等の相談事業、保健師の家庭訪問による相談事業)

保健予防課

事業内容

長期にわたり療養を必要とする難病患者及びその家族の日常生活や療養上の不安の解消を図るため、訪問相談や難病講演会、難病患者と家族のつどい等を開催し、在宅療養の支援を行います。

取組の方向性

子どもの養育に不安がある難病の保護者等に対して、適切な保健指導を行うとともに、子どもの生活の安定につながるよう、関係機関と連携を図ります。

柱5 子育てしやすい生活環境等の整備

目指す方向性

子どもを安心して育てるためには、子育てを支援する生活環境の整備や安全の確保に向けた取組が重要であり、本市においてはこれまでも、子どもの視点や子育て家庭の視点に立って、その取組を計画的に推進してきました。また、子育てのしやすい社会の形成のためには、子育て期に必要なサービス利用手続の負担軽減の視点や、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信も重要です。これらの取組を進めるため、本市の子ども政策を一元的にまとめた「ふじさわ子育てガイド」による情報発信を続けるとともに、こども政策DXを推進し、様々な手続をワンストップで行うことができるようにする子育てプラットフォームの構築に向けた取組を進めていきます。

なお、このような取組に関する考え方は、国の「こども大綱」においても改めて「こどもまんなかまちづくり」として位置づけられ、こども施策として明確化されました。そのため、こども施策の推進にあたっては、子どもや当事者等の意見を聴取しながら進めていく必要があります。

40 みどりと生物多様性に関する普及啓発の推進

みどり保全課

事業内容

「春のみどりと花のまつり」、「各種コンクール」及び「自然観察会」等を通じて、みどり及び生物多様性に関する普及啓発を行います。

取組の方向性

例年、5月開催の「春のみどりと花のまつり（長久保公園）」において、みどり及び生物多様性に関する様々な催しを行います。また、小学校及び中学校を対象として学校花だんコンクール・自然や生き物を題材としたポスターコンクールを実施し、11月開催の「藤沢市緑と花いっぱい推進の集い」で「緑と花のまちづくり」表彰式を行います。

三大谷戸をはじめとした貴重な緑地を確保するとともに、これらの緑地や長久保公園、遠藤笹窪谷公園を中心に、指定管理者や関連団体をはじめとしたマルチパートナーシップによる自然観察会等を行います。

41 水辺環境の保全

みどり保全課

事業内容

長久保公園や遠藤笹窪谷公園等の水辺環境を保全します。

取組の方向性

生きものの生息環境の一つである水辺については、生物多様性や景観等に配慮した管理を行うことで、子どもたちが生きものの恵みを感じられる水辺環境を保全します。



42 公園・広場等の拡大

公園課

事業内容

未整備の都市計画公園を中心に公園整備を進め、オープンスペースの充実を図ります。

※住区基幹公園 開設済み都市計画公園面積率：81.62%

取組の方向性

未供用の都市計画公園の整備を進めます。

43 安全な遊び場を目指した地域との連携

公園課

事業内容

公園・広場などの管理・利用にあたっては、公園愛護会や地域の団体などと十分な連携を図り、安全で安心して利用できるように努めます。

取組の方向性

公園等の美化・安全見守り活動を勧奨し、公園愛護会を現状より増加させるとともに活動の活性化を推進します。

44 スポーツ施設の改修事業

スポーツ推進課

事業内容

子どもたちが安心してスポーツ施設を利用できるよう、老朽化した施設・設備を計画的に改修し、長寿命化を図ります。

取組の方向性

既存スポーツ施設の劣化度を調査し、現状を把握するとともに、中長期の修繕計画を策定します。

策定された修繕計画をもとに施設の改修を行い、市民に安全安心なスポーツ施設を提供します。

45 藤沢市道路特定事業計画の推進

道路整備課

事業内容

平成 27 年度に策定した善行駅周辺地区移動円滑化基本構想に基づき道路特定事業を実施します。

取組の方向性

善行駅周辺地区移動円滑化基本構想で、生活関連経路として位置づけた路線について、ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、バリアフリー化を進めます。

46 ユニバーサルデザインによる公共施設の整備

公共建築課

事業内容

再整備事業において、「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」等を活用し、誰でも利用しやすい施設整備を推進します。

取組の方向性

再整備事業において、「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」等を活用するとともに、こどもまんなかまちづくりの趣旨に鑑み、施設に依りて、必要な子ども・若者等の声を聴きながら、誰でも利用しやすい施設整備を推進します。

47 藤沢バリアフリーマップ

障がい者支援課

事業内容

定期的にバリアフリーの現況調査を行い、ホームページ上に掲載している「藤沢バリアフリーマップ」の更新を行います。

取組の方向性

掲載情報の更新を行い、より分かりやすく利用しやすいホームページの作成に努めます。

48 子育てに関する情報提供の充実

子ども総務課
親子すこやか課

事業内容

藤沢市ホームページをとおした子育て情報発信のほかに、安心して子育てができるよう、各種子育て支援サービスの情報をまとめた冊子「ふじさわ子育てガイド」やスマートフォンアプリを活用した「子育てアプリふじさわ」による情報発信の充実を図ります。

取組の方向性

「ふじさわ子育てガイド」について、子育て家庭にとってより分かりやすくなるように内容の充実を図ります。

藤沢市ホームページや「子育てアプリふじさわ」を通して最新情報を発信します。情報発信の更なる充実を図るとともに、子育て支援が身近にあることを知ってもらい、その利用につなげていきます。



事業内容

子育てに関する各種手続等について、市民の利便性を向上させ、事務負担の軽減を図ることを目的に、藤沢市市民ポータルサイトの活用等について検討を進めることで、こども政策 DX を推進します。

取組の方向性

本市の DX 推進計画において重点取組項目とされている行政手続のオンライン化及びデジタルプラットフォームの構築にあわせた本市施策の推進を図ります。また、子育てに係る手続・事務負担の軽減のみならず、一人ひとりに合わせた手続やイベント等の案内を行うとともに、各種事務事業の効率化を図るものとする。

柱6 非行・自殺・犯罪などから子ども・若者を守る取組

目指す方向性

家庭、地域、学校、関係機関・関係団体、企業等と連携し、青少年の非行の防止や再発防止を目的に、規範意識を高め合いながら、引き続き、街頭指導やパトロール、キャンペーン活動等の充実に努めるとともに、喫煙、飲酒、薬物乱用などの危険性についての啓発に関する取組を継続していきます。

また、社会の情報化が進展する中、インターネットの利用の低年齢化が進み、子ども・若者の健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きています。これらのことを踏まえ、子ども・若者が安全に安心してインターネットを利用できるための取組を進めます。

さらに、小中高生の自殺者数が極めて高い数値で推移し、子ども・若者が一生に残る傷を負う事件や生命を失う事故が後を絶ちません。このように、子ども・若者を取り巻く環境は深刻な状況が続いています。これらの状況を踏まえ、子ども・若者の生命を守るための取組を推進するとともに、犯罪被害や災害、交通事故等からの安全の確保、更生保護に関する取組も進めていきます。

なお、性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質なものです。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談件数は年々増加傾向にあり、性被害に遭うことはあってはならないという認識のもと、様々な子ども・若者の居場所において、性被害防止に向けた取組を進めていくことも重要な取組です。

50 青少年指導員育成事業

青少年課

事業内容

青少年指導員の育成を図り、地域における健全育成活動を推進するため、青少年指導員を対象に研修を行うとともに、青少年の育成事業を実施します。

取組の方向性

青少年を取り巻く環境の変化に対応していくため、新たな人材の育成を行うとともに、地域における健全育成活動を推進します。

51 非行防止推進活動

青少年課

事業内容

青少年の問題行動を早期に発見し、非行防止を図るため、青少年指導員、街頭指導員、特別街頭指導員が巡回し、青少年に声をかけて指導を行います。また、青少年の深夜外出や喫煙・飲酒・薬物乱用などの非行防止に向け、夏休み期間中に警察関係団体・青少年関係団体等と協力して夜間パトロールを行い、啓発・指導を行います。

取組の方向性

健全育成の意識向上を図るため、関係団体と連携・協力し、青少年への非行防止啓発活動を継続して行います。

52 社会環境浄化活動

青少年課

事業内容

青少年を非行から守るための啓発事業として講演会や社会環境浄化活動などの諸活動を行い、青少年にとって良い環境づくりを目指します。

取組の方向性

青少年の健全育成を阻害する恐れのある環境要因の浄化活動を、街頭指導、実態調査、有害図書類区分陳列調査などにより進めるとともに、関係事業者へのチラシの配布など啓発活動を行うことで、青少年にとってより良い環境づくりを目指します。

53 学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施

教育指導課

事業内容

喫煙・飲酒・薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となることを正しく理解し、発達段階に応じて乱用防止の意識を高めるための教育を支援します。

取組の方向性

薬物乱用防止教室については、市立中学校全19校で実施します。

小・中学校における「保健」の授業では、喫煙・飲酒・薬物乱用防止について学び、児童生徒が学んだ知識を活用できる授業づくりを実践します。



54 学校における安全対策の充実

教育指導課

事業内容

児童生徒の安全確保に向けて見守りやパトロールなど、地域の方や関係機関との連携を深めます。

スクールガード・リーダーに、地域や学校の実態に即した活動を依頼します。

水難事故防止のため、ジュニアライフセービング教室を希望する市内小・中学校で実施します。

学校において防災研修会等を実施します。

取組の方向性

ジュニアライフセービング教室、防災研修会、学校安全担当者会等を通して、各学校の安全指導の充実を図ります。

地域が一体となった協力体制の一層の充実を図ります。

55 交通安全啓発の推進

防犯交通安全課

事業内容

子どもたちや保護者に、交通ルール・マナーや危険予知・回避などの知識を身につけてもらうために、関係機関・団体等と連携し、交通安全教室や、啓発活動等を実施します。

取組の方向性

各種事業を推進し、子どもたちや保護者に対して効果的な交通安全啓発を行います。

56 犯罪のない明るいまちづくりの推進

防犯交通安全課

事業内容

市民や事業者、関係機関・団体等と連携し、子どもたちを犯罪や不審者等から守るための様々な取組を積極的に推進します。

取組の方向性

各種事業を推進し、警察や防犯関係団体との連携を深め、効果的な防犯対策を講じます。

57 通学路における交通安全の確保

学務保健課

事業内容

小学校が指定している通学路の変更、追加などの相談、報告を受け、実態を把握します。また、小学校から通学路の危険箇所の報告を受け、関係課等と協力し状況の把握、合同点検の実施、点検結果に基づく対策の検討、対策の実施による児童生徒の登下校時の安全を確保します。このほか、通学路上及び通学路に面する箇所の宅地などの開発事業者に対し、児童生徒への安全確保を依頼します。

取組の方向性

関係機関や地域と連携し、児童生徒の登下校時の安全確保に向け、継続した安全対策の実施に取り組みます。

58 更生保護活動の推進

地域福祉推進課

事業内容

社会を明るくする運動等を通じて市内における犯罪予防活動及び更生保護活動の推進に取り組むとともに、藤沢地区保護司会の活動を支援します。

取組の方向性

藤沢地区保護司会事務局である藤沢市社会福祉協議会、更生保護女性会や BBS 会等の関係団体とともに更生保護に向けた地域づくりをさらに推進し、地域住民等の関心と理解の醸成に努めていきます。

59 精神保健対策事業(精神保健福祉相談、専門職による随時相談・家庭訪問、自殺未遂者緊急介入支援事業、まごころホットライン、地域生活支援)

保健予防課

事業内容

地域における精神保健福祉の正しい理解と精神障がい者の自立と社会参加、地域移行の推進等を図るため、地域や関係機関との連携による普及啓発事業及び専門医や専門職による相談事業などの精神保健対策事業を行います。

取組の方向性

嘱託医(精神科医)や専門職による相談や、家庭訪問等を通し、医療が必要な方が受診につながるよう支援を行います。

また、自殺未遂者緊急介入支援事業や、自殺未遂者・家族個別支援事業等の事業を通し、相談者の受診、療養支援、家族支援を行います。

60 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

保健予防課
教育指導課

事業内容

いのちを支える自殺対策の取組として、子どもたちが危機的状況に対応するために適切な援助希求行動がとれることを目的に保健予防課職員が学校に出向き、授業を行います。また、子どもたちからの SOS を大人が適切に受け止められるよう教職員向けのゲートキーパー養成講座を行います。

取組の方向性

保健所と学校が連携し、SOS の出し方に関する教育を普及させ、児童生徒自身が誰かに相談したり、助けを求めることができる体制や、教職員が児童生徒からの SOS に気づき、受け止められるような体制を整えていきます。



61 災害時の子どもの居場所づくりの検討

子ども総務課

青少年課

事業内容

被災した子どもの心の負担軽減や回復等を目的として、子どもの遊びの機会提供や学習のためのスペース確保など、災害時における子どもの居場所づくりに関する調査・検討を行います。

取組の方向性

災害時の子どもの居場所づくりに関して関係団体と意見交換等により実施検討を進めます。

62 子ども・子育て世帯の視点による避難所マニュアルの検討

子ども総務課

青少年課

事業内容

災害時の避難所運営について、子どもや子育て世帯の視点による運営の課題を確認するとともに、その課題を各避難所運営の関係者に周知します。また、子どもや子育て世帯の視点を活用した運営方法についてマニュアル策定やその活用方法などの検討を行います。

取組の方向性

災害時に避難を余儀なくされた多くの方々が過ごす避難所については、地域住民等で組織された避難所運営委員会で運営をされることとなりますが、避難所生活を送るにあたっては様々な課題があります。避難所運営についてそのマニュアルに女性視点を追加するなどの取組を進めていることから、子ども・子育て世帯についても、その研究・実践を進めていきます。

63 犯罪被害者等の支援

人権男女共同平和国際課

事業内容

犯罪被害者とその家族について、相談及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況や「二次被害」における精神的苦痛を防止するための理解増進を図ります。

取組の方向性

支援条例を制定し、かながわ犯罪被害者サポートステーションをはじめとした関係機関と連携及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行えるよう、総合的な支援体制を整備します。また、周囲の人々の配慮に欠ける言動や対応による「二次被害」を防止するため、理解を深めるための啓発活動に取り組みます。

64 保育所等における性被害防止の取組

保育課

事業内容

保育所等における性被害防止対策に向け施設整備等の対策を行うとともに、相談を受けた場合においては、関係機関と連携した対応を図ります。

取組の方向性

安全・安心な保育環境の提供を図るため、引き続き保育施設に対し性被害防止対策に伴う助成を行っていきます。

65 青少年施設における性被害防止の取組(児童クラブ・児童館ガイドライン改定の周知)

青少年課

事業内容

放課後児童クラブや児童館などの青少年施設において、子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう運営事業者へ周知・啓発を促します。

取組の方向性

子ども間での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるよう、定期的に研修・訓練等を実施し、万全な体制を構築します。

66 学校における性被害防止の取組

教育指導課

事業内容

いのちの安全教育による性犯罪・性暴力の未然防止教育を学校が実施できるよう支援に努めます。

取組の方向性

児童生徒指導担当者に向けて、いのちの安全教育による性犯罪・性暴力の未然防止教育について情報提供します。

67 情報リテラシー教育に関する取組

教育指導課

事業内容

学習指導要領に則り、ICT 機器を活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ります。「GIGA ワークブックふじさわ」のビギナー版(小学1～3年生向け)、スタンダード版(小学4～6年生向け)、アドバンス版(中学生・高校生向け)の周知・活用に努めます。

取組の方向性

児童生徒が情報機器の操作や情報を活用する利便性及び慎重な取扱いが必要であることを学べるよう情報発信に努めます。



基本目標2 だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進

2021年（令和3年）の国の調査によれば、日本の17歳以下の子どもの相対的貧困率は、11.5%となっており、経済的理由により就学援助を受けている小学生・中学生は約130万人いるといわれています。子どもの貧困は本人達に自覚がない、自覚があっても何らかの理由で自ら支援を求めないこともあり、見えにくいことから、その状況は深刻化しています。このような中で、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へと改称され、子どもの貧困状態の解消という目的がより明確になり、その課題解決に向けた取組を更に推し進めるものとなっています。

本市では、2020年（令和2年）に市町村における子どもの貧困対策についての計画として「藤沢市子ども^{ともい}共育計画」を策定し、「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて」を計画の目指す基本的な方向性にして、取組を進めてきましたが、本計画においても、その考え方は継承していきます。

また、包括的な相談支援体制の構築により、誰もが安心して共生できる「地域共生社会の実現」を目指しながら、生まれ育った環境によって、子どもの将来が閉ざされることのないよう、貧困の連鎖を断ち切るため、家庭生活や学びに対する支援だけでなく、障がい児や医療的ケア児などへの専門的支援や社会的養護を必要とする子ども・若者への支援を行うことが求められています。

柱1 切れ目ない相談支援の充実と地域づくり

目指す方向性

本市ではこれまで、少子高齢化の進展に伴う社会経済状況の変化や、地域生活課題の複合化・複雑化などに対応するために、高齢者を対象とする地域包括ケアシステムの考え方を世代や属性を超えたものへと普遍化し、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちを目指す「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進してきました。特に本市の特徴といえる「行政と多様な主体との協働による支えあいの地域づくり」を基盤とした包括的な支援体制の整備に向けて、幅広く生活困窮者の支援にあたる「バックアップふじさわ」の設置、そして藤沢市社会福祉協議会へのコミュニティソーシャルワーカーの配置などに積極的に取り組んできました。

このような中で、地域共生社会の実現を目指すことがより明確化された2020年（令和2年）6月の改正社会福祉法において、地域における複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための具体的手法として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。本事業の枠組みの中で、包括的相談支援事業として、切れ目ない相談支援の充実が図られるとともに、民生委員・児童委員等の地域団体等とも引き続き連携しながら、更なる地域福祉における相談機能の充実を目指しています。

また、2022年（令和4年）6月の改正児童福祉法において、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置が努力義務化されたことを受け

て、本市においても、こども家庭センターを2024年（令和6年）4月に設置し、母子保健と児童福祉の両機能が連携・協働を深め、虐待への予防的な対応や個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、相談支援を強化するとともに、地域資源を開拓するなど必要な支援を提供できる体制整備を図っていきます。

68 こども家庭センターの体制整備

こども家庭センター

事業内容

母子保健機能と児童福祉機能が一体となり、より連携を強化して、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、切れ目のない相談支援を行うとともに地域資源の開拓などにより必要な支援を提供できる体制を整備します。

取組の方向性

相談対応に加え、支援が必要なこどもや妊産婦等を早期に発見し、家庭支援事業、地域資源等を有機的に組み合わせ、相談者とともにサポートプランを作成することで必要な支援の充実を図ります。また、多機関連携・協働によるネットワークの構築や地域資源の開拓を進め、必要な支援を着実に提供できる体制の整備を図ります。

69 福祉総合相談支援の充実

地域福祉推進課

事業内容

生活上の悩み、子育てや医療など多岐にわたる総合的な相談に対応するため、相談体制の充実と、相談業務に従事する職員の資質向上を図るとともに、地区福祉窓口業務における市民センターと関係各課との連絡調整等を行います。

福祉総合相談を行う中で、その世帯の課題を整理し、必要な支援につなぐとともに、生活上の困りごとを抱えながらも相談窓口につながりにくい方々に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。

取組の方向性

福祉総合相談を受ける相談員が、多岐にわたる様々な相談に対応するため、各市民センター、関係各課と情報共有や連携を行うとともに、職員の資質向上に向けた研修機会の充実を図ります。また、地域住民にとって一番身近な市民センターにおいて、生活の困りごとをはじめとした多様な福祉的課題に対して、包括的な相談・支援体制の構築を図ります。



70 地域福祉における手続・相談体制の充実

地域福祉推進課

市民センター

事業内容

市民センターに地区福祉窓口を設置し、福祉や保健、子ども・子育てに関する手続、相談及び情報提供を行います。

取組の方向性

申請等の諸手続とともに、初期対応型相談窓口として生活上の多様な相談に対応しながら、地域の支援機関や活動団体等との連携の要となるよう体制を整えます。

地域の実情に応じて、地区福祉窓口の体制整備を検討します。

71 生活困窮者自立支援の充実

地域福祉推進課

事業内容

自立相談支援事業を通じ、バックアップふじさわ、バックアップふじさわ社協（CSW の配置）により、生活に困窮している方が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより自立の促進を図ります。

取組の方向性

本事業については、直営（地域福祉推進課・バックアップふじさわ）と委託（藤沢市社会福祉協議会・バックアップふじさわ社協）の両輪で行っています。生活に困窮している世帯への支援において、それぞれの抱える課題が多岐にわたり複合的であることに留意し、まずは困っている状況を受けとめ、課題を整理し、課題解決に向けた支援策を提案し、自立に向けた伴走的支援を行っていきます。

72 地域での相談・連携の取組（民生委員・児童委員、主任児童委員との連携）

福祉総務課

事業内容

民生委員・児童委員、主任児童委員が、福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとはあるが相談窓口につながりにくい児童及び子育て世帯に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。

取組の方向性

継続して研修会等の知識向上の機会を設けるとともに、関係行政機関からのサポート体制を強化することで、複雑化・多様化する課題に対応します。各地区定例会や、主任児童委員連絡会の席で委員間での情報共有やケースの検討をし、共通理解を深めます。主任児童委員連絡会や研修会等で、関係相談窓口と意見交換をする機会を設け、連携を強化することで具体的な支援につなげます。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員の負担軽減や担い手不足の解消に向けて取り組み、地域福祉の充実を図ります。

73 障がい者相談支援事業

障がい者支援課

事業内容

障がいのある方やその家族に対し、障がい福祉サービスを利用するために必要な情報提供や関係機関との調整等、障がいに関する様々な相談に対応することで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

取組の方向性

多様な相談ニーズに対応するため、障がいに係る相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を図ります。

柱2 取り残さない学びの支援**目指す方向性**

保護者の所得など家庭の状況が子ども・若者の学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。また、アンケート調査では、小学5年生及び中学2年生の保護者のいずれにおいても、「子育て（教育を含む）の悩み・あるとよい周囲からのサポート」として、子どもの教育、進学、教育費に関する悩みとそれに対する支援が最も必要であるという回答結果が示されています。すべての子ども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受けられるような環境を支援することは必要不可欠です。

家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、すべての子どもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、就学援助や高等教育の就学支援など教育費負担の軽減を図るとともに、学習支援や学習場所・機会の提供などに関する事業が継続できるよう、取組を推進します。

また、支援が必要な児童生徒や保護者を早期に発見し、福祉制度等の必要な支援につなげていく体制づくりも重要です。引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、関係機関との連携及び適切な支援につなげていきます。

74 子どもの生活支援事業

子ども家庭センター

事業内容

様々な家庭環境に置かれる子どもたちに対し、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる居場所を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行います。

取組の方向性

支援が必要な子どもを早期に発見し、子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所を提供することにより、豊かな人間性や社会性を育みます。また、来所する子どもとその家庭状況等を把握し、必要な支援につなげていきます。



事業内容

次の世代を担う子どもたちがその能力や可能性を伸ばすことができるよう、教育応援基金を募り、給付型奨学金事業をはじめ、教育環境の充実を図る様々な事業に活用していきます。

取組の方向性

周知を進め、収入額の増加を目指すとともに、基金のさらなる活用を図っていきます。

事業内容

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを支給します。

取組の方向性

就学援助を必要とする家庭に支援が行き届くよう、制度や申請手続などの分かりやすい表現と適切な周知に努め、全児童生徒等に向け、案内を行います。

事業内容

子どもの意向を丁寧に聞き取り、訪問等により、学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行い、きめ細かな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護利用世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。

取組の方向性

対象世帯の子どもの養育環境の確保のための支援、並びに子どもに対する自立に向けた支援を行います。

事業内容

子ども支援員とケースワーカーが協力し、中学生の時期から、高等学校進学への動機づけ、高等学校等に関する的確な情報提供など、生活保護利用世帯等の子どもや保護者が高等学校進学等に意欲を持てるよう、学校等関係機関と連携し支援を行います。入学後は、子ども自身が主体的に学校生活の意義を考え、中途退学することなく卒業まで充実した時間を過ごせるよう支援を行います。

取組の方向性

子どもの通学状況、学習状況に応じて関係機関と連携し、子どもを主体とした支援を行います。

79 生活困窮者自立支援事業(子どもの学習・生活支援事業)

地域福祉推進課

事業内容

生活保護利用世帯及び生活困窮世帯の子どもの対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学及び卒業に向けた支援をすることで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。また、子どもへの支援を通じて明らかになる保護者や世帯の抱える課題に対する支援を行います。現在、市内4か所(北部、東部、西部、御所見)で事業展開をしており、委託をしています。

取組の方向性

生活保護利用世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を行います。学習の場の提供を行うとともに、高等学校進学へ向けての支援、学びなおしの支援を行います。個別の学習能力に合わせた丁寧な支援を提供、また、必要に応じ、学校関係者とのケースカンファレンスへの出席、さらに高等学校進学のための説明会等への同行支援も行い、学習支援にとどまらず、養育環境を把握し、関係機関との連携による改善を図り、子どもの社会的自立の促進、貧困の連鎖の防止に取り組みます。

80 奨学金給付事業

教育総務課

事業内容

意欲と能力のある高校生等が、経済的理由により進学を断念することなく、大学等での修学の機会が得られるよう、給付型の奨学金(入学準備奨学資金・学費奨学資金)を支給し、支援します。

取組の方向性

高等教育の修学支援に係る国・県の動向等を注視し、施策の内容を十分に検証したうえで見直しを行っていきます。

81 学校教育相談センターにおける相談体制の充実

教育指導課

事業内容

児童生徒の学校生活の適応を図るため、市立学校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣、学校教育相談センターでの教育相談・就学相談を行います。

取組の方向性

学校及び関係機関との連携による相談支援体制の充実を図ります。

児童生徒や保護者の個々のニーズに対する適切な支援・援助を行います。



82 学校における相談の充実

教育指導課

事業内容

市立学校において、児童生徒や保護者に対し、全教職員が様々な機会を捉えて相談支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携し、課題を抱えた児童生徒に対する適切な対応を図ります。

取組の方向性

全教職員がカウンセリングマインドをもち、児童生徒のサインを受けとめ、適切な支援を行うために、教育相談体制の充実を図ります。

再掲 相談窓口の設置と関係機関と連携した体制づくり、外国籍児童生徒の就学保障の取組

教育指導課

学務保健課

事業内容

外国籍の子どもたちの就学には、家庭への適切な支援の取組が必要であり、関係各課が連携して支援を行うことで就学しやすい環境を整えます。また、法的には就学義務のない外国籍の学齢児童生徒に対しても就学案内を行い、就学保障に取り組みます。

取組の方向性

関係各課、関係機関との連携により、外国籍児童生徒の就学状況の把握に努め、また、就学案内を行うとともに、新入学の学齢の子どもたちの保護者には多言語による就学案内を行い、就学機会の提供を進めます。

83 就学相談の実施

教育指導課

事業内容

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関わる就学相談を実施します。

取組の方向性

就学にあたり、子どもの実態や保護者のニーズに応じたきめ細かな対応に努めます。

84 教職員研修の充実

教育指導課

事業内容

学校教育の充実に向けて、各種研修の充実を図ります。

取組の方向性

いじめ防止、支援教育、子ども理解等の課題解決に向けた研修を充実させます。

85 就学援助制度の周知

学務保健課

事業内容

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを支給します。また、毎年、全児童生徒及び小学校へ入学する子どもがいる家庭に向け、案内の配布や送付を行います。

取組の方向性

就学援助を必要とする家庭に支援が行き届くよう、制度や申請手続などの分かりやすい表現と適切な周知に努めます。特に小学校へ入学する子どもがいる家庭には、個別の案内、周知を行い、支援につなげます。

再掲
60

児童生徒の SOS の出し方に関する教育

保健予防課
教育指導課

事業内容

いのちを支える自殺対策の取組として、子どもたちが危機的状況に対応するために適切な援助希求行動がとれることを目的に保健予防課職員が学校に出向き、授業を行います。また、子どもたちからの SOS を大人が適切に受け止められるよう教職員向けのゲートキーパー養成講座を行います。

取組の方向性

保健所と学校が連携し、SOS の出し方に関する教育を普及させ、児童生徒自身が誰かに相談したり、助けを求めることができる体制や、教職員が児童生徒からの SOS に気づき、受け止められるような体制を整えていきます。

柱3 子どもを支え暮らしを支える支援の充実

目指す方向性

貧困の状況にある子ども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることがないように、生活の安定に資するための支援が必要です。アンケート調査においても、困窮層は暮らしの状況が大変苦しいと回答しており、お金がなくて食料や衣類が買えなかった経験をしている割合が高い傾向にあります。

支援の必要な世帯を早期に把握し、世帯の暮らしを支え、生活の安定を図ることは、子どもを支えることに直結します。そのため、生活困窮者自立支援法や生活保護法等の関連法制における様々な生活や就労に関する支援メニューを総合的に活用しながら、生活困窮など様々な困難を抱える世帯に対する自立に向けた様々な支援を提供しつつ、子どもの健やかな育ちを視野に入れた寄り添った支援に努めます。

また、貧困家庭や孤食の子どもに対して、地域住民のボランティアや自治体が主体となり、子どもがひとりでも利用でき、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場とも



なる「子ども食堂」をはじめとした食に関する支援について、その活動が継続できるよう、子ども未来基金を活用した側面的支援を継続していきます。

86 食支援のための取組

子ども総務課

事業内容

「こどもの食支援のための拠点運営事業補助金交付要綱」に基づき、子ども食堂や地域食堂などの子どもの食支援活動に対する食材等の寄附・受入れや保管、地域団体への配布等を行う拠点運営を支援します。また、市内の子ども食堂の活動について、市民向けの情報配信を行うとともに、子ども食堂を運営する団体との情報交換などを行い、活動を支援します。

取組の方向性

子ども食堂について、多様な在り方を前提にしている活動となることから、本市が関わることでそのメリットがなくならないよう、団体運営者が主体的に活動できる環境づくりや側面的支援を続けていきます。

87 農福連携による「食材の提供」

地域福祉推進課

農業水産課

事業内容

農家の方々をはじめ、多様な主体からのご厚意による食材を、子どもへの「食」に関する支援を行う団体に提供できるよう、市、藤沢市社会福祉協議会、JA さがみの協働した取組を行います。

取組の方向性

子どもの居場所に関する事業や子ども食堂に対し、JA さがみ、藤沢市社会福祉協議会との協働により子どもへの食材提供を行うことで、子どもたちに「食」を通じた様々な体験の場を提供します。

88 助産施設・母子生活支援施設への入所支援

子育て給付課

事業内容

経済的理由により病院等に入院して出産することができない妊産婦が、助産施設に入所して出産できるよう、出産に係る費用の給付を行います。

日常生活において複合的な課題を抱え、継続的な専門的支援が必要と判断した母子家庭について、母子生活支援施設への入所支援を行います。

取組の方向性

助産施設入所の申請時に、妊婦が抱える不安や悩みに気づき、ニーズに合った情報提供を行うことで、必要な支援につなぎます。

母子生活支援施設への入所後においても、定期的な面接等により自立に向けた支援を行います。

89 生活困窮者自立支援事業(住宅確保給付金、家計改善支援事業)

地域福祉推進課

事業内容

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立支援に向けて、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金事業、家計改善支援事業を行っています。

住居確保給付金事業については、離職により住居の喪失の恐れのある方を対象に一定期間住宅費を支給するとともに、ハローワークを利用した常用就職に向けた支援を行います。

家計改善支援事業については、債務の支払いや家計の収支バランスが整わないため、困窮状態に陥っている方に対し、家計分析を行うとともに、家計の改善に向けた支援を行います。家計改善支援事業については、委託をしています。

取組の方向性

離職により生活基盤が崩れ、住居喪失の恐れのある世帯(保護者)に対し、ハローワークと連携し常用就職に向けた支援を行うことで、子どもの生活環境を変えることなく、安心して過ごせる生活の維持に向け取り組みます。

収入はあるが、収支が合わない、債務があるなど家計に関する課題に対し、客観的な視点で相談者自らが気づき、行動できるよう支援を行います。また、子どもの進学など将来のための貯金ができるよう意識づけに向けた支援を行います。家計収支を適正化し、生活の再建に取り組みます。

90 生活保護制度による支援

生活援護課

事業内容

生活困窮者に対して、国の定める基準により、その困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障します。

取組の方向性

生活困窮者に対して最低限度の生活を保障するため必要な保護を行い、自立のための支援を行います。

91 生活保護利用世帯への就労支援

生活援護課

事業内容

就労支援相談員とケースワーカーが協力し、就労可能な生活保護利用者に対して、求人情報の提供や求職活動を行う際の支援を行います。

取組の方向性

就労による自立のために支援を行います。また就労が困難な場合には就労準備のための支援を行います。中学卒業後の進路や高等学校卒業後の進路に対し学校と連携を図りながら支援を行います。



事業内容

自立相談支援事業を通じ、バックアップふじさわ、バックアップふじさわ社協（CSW の配置）により、生活に困窮している方が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより自立の促進を図ります。

取組の方向性

本事業については、直営（地域福祉推進課・バックアップふじさわ）と委託（藤沢市社会福祉協議会・バックアップふじさわ社協）の両輪で行っています。生活に困窮している世帯への支援において、それぞれの抱える課題が多岐にわたり複合的であることに留意し、まずは困っている状況を受けとめ、課題を整理し、課題解決に向けた支援策を提案し、自立に向けた伴走的支援を行っていきます。

92 市営住宅の環境整備

事業内容

住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居募集時に入居しやすい環境を作るとともに、健康で安全な暮らしやすい環境を整備します。

取組の方向性

住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居募集時に優遇制度の適用や適宜随時募集を行うことで、入居しやすい環境を作るとともに、健康で安全な暮らしやすい環境を整えます。

93 住宅確保要配慮者への支援

事業内容

住宅確保要配慮者への支援を図るため居住支援協議会を設置し、住宅確保のための支援及び入居後における居住の継続が可能となるような具体的支援を実施します。

取組の方向性

行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅市場において自力で住宅を確保することが難しい低額所得者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者が、自ら住宅を確保できる体制を構築するとともに、入居後の見守りや、居住継続に関する課題などへの支援体制を構築し、安心して暮らせる環境を目指します。

94 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育課

事業内容

認可保育施設や幼稚園等を利用する児童の保護者が各園に支払う給食費、教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。

取組の方向性

国が定める補足給付の基準に基づき、実費負担に対する助成を行うことで、低所得者の経済的な負担軽減を図ります。

再掲 基本目標2 柱4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
基本目標6 柱3 ひとり親家庭への支援

取組の方向性

※再掲された基本目標及び柱に紐づくすべての事業が、基本目標2柱3における目指す方向性につながることから、基本目標及び柱ごと再掲をしています。

柱4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

目指す方向性

障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもが相談・支援につながらないことにより、子どもの発達への理解、対応が遅れるとともに、養育者のストレスが高まることが、子どもの養育に影響を及ぼす場合があることから、障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもの早期発見と適切な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化に取り組めます。

これまで、利用者からの相談を受け、18歳未満の障がい児を対象に障がい児支援サービスの支給決定を行い、障がい児通所支援事業所では療育の提供や相談・支援を実施するとともに、障がい児等に対する手厚い保育を行うための助成のほか、学校においては特別支援教育の推進を図ってきました。

また、2021年（令和3年）9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。この法律において医療的ケア児及びその家族に対する支援が明文化され、医療的ケア児を子育てする家族の負担軽減や医療的ケア児の健やかな成長を社会で支えることが明らかにされました。

引き続き、多様な主体が連携し、障がい児やその家族に対する支援を行うとともに、医療的ケア児やその家族をも包含しながら、保育・教育・生活など様々な場面で特性のある子ども・若者の成長や発達、将来の自立、社会参加を支援し、インクルーシブな地域社会の形成を図ります。



95 子ども発達相談の充実

こども家庭センター

事業内容

発達に課題のある子どもに関する相談を受け、発達の状態に応じた対応について助言を行い、適切な支援につなげます。

また、幼稚園や保育所等を対象に、子どもの成長につながる支援方法の助言を行うとともに、地域への発達障がいの理解を促すための啓発事業等を実施します。

取組の方向性

子どもの発達特性に応じた相談支援の充実を図り、幼稚園、保育所及び学校など、関係機関との連携体制の構築を進め、発達に課題のある子どもへの切れ目のない支援の強化を図ります。

96 障がい児支援サービス

こども家庭センター

事業内容

障がいのある子どもやその家族に対し、障がい福祉サービスの支給決定を行い、子どもの自立や社会参加に向けた支援を行うとともに、事業所に対して適切な運営の確保と質の向上を図るための支援を行います。

取組の方向性

適正な支給決定をはじめ、障がい児やその家族のニーズを把握し、適切なサービスを受けられるよう、児童発達支援センターを中核として事業所との連携等を行いながら障がい児福祉の向上を図ります。

97 特別支援保育事業

保育課

こども家庭センター

事業内容

幼稚園、幼児教育施設、認定こども園、保育所等に対し、障がい児や集団生活で特別な支援が必要な子どもに手厚い保育が行われるよう経費の助成等を行います。

取組の方向性

特別な支援が必要な子どもに対して集団の中での社会性向上や情緒の発達を促すとともに、障がいの有無などに関係なく、すべての子どもを受け入れて一緒に過ごすインクルーシブな環境づくりを進め、「ともに学び、ともに育つ力」を培うことを目指します。

98 「育てにくさ」を感じている親への支援

親子すこやか課

事業内容

保護者が子どもの発育や発達に関して、育てにくさを感じたときに、子どもの特徴や発達等の理解を深め孤立することなく育児ができるよう支援します。

取組の方向性

すべての保護者が子どもの発育や発達に関する理解を深め、子どもが適切な発達支援サービス等につながるよう、包括的に支援します。

再掲
73

障がい者相談支援事業

障がい者支援課

事業内容

障がいのある方やその家族に対し、障がい福祉サービスを利用するために必要な情報提供や関係機関との調整等、障がいに関する様々な相談に対応することで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

取組の方向性

多様な相談ニーズに対応するため、障がいに係る相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を図ります。

99 太陽の家(藤の実学園、しいの実学園)

障がい者支援課

事業内容

障がい児者に対して、日常生活や機能訓練などを通じて、社会参加と福祉の増進を支援します。

取組の方向性

障がい特性に応じた質の高い支援を図ります。

100 補装具の給付

障がい者支援課

事業内容

身体の欠損又は機能の損傷を補い、日常生活を容易にすることを目的として、身体障がい者手帳の交付者及び特殊な疾病に該当する難病患者に対して、神奈川県立総合療育相談センターが補装具を必要と認めた方に支給します。

取組の方向性

対象となる利用者に対して交付決定を行い、日常生活・職業生活・学校生活を少しでも容易に送ることができるよう補装具費を支給し、身体障がい児者及び難病患者の日常生活の向上を図ります。

101 特別児童扶養手当の支給

子育て給付課

事業内容

精神、知的又は身体に中程度以上の障がいのある児童を監護している方に、特別児童扶養手当の支給に関する手続の経由事務を行います。

取組の方向性

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がいのある児童を監護している家庭に特別児童扶養手当の経由事務を行うことにより、障がいのある児童を監護している家庭の生活の安定を図ります。



102 障がい児福祉手当の給付

障がい者支援課

事業内容

20歳未満の重度障がい児で日常生活において常時介護を必要とする、身体障がい者手帳1級の一部及び2級の一部の方、知能指数20以下の方、精神障がい者保健福祉手帳1級又はその他常時介護が必要であると認められる方に支給します。

取組の方向性

障がい児に対して手当を支給し、生活の安定と福祉の増進を図ります。

103 障がい者福祉手当の給付

障がい者支援課

事業内容

身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、条例に基づき手当を支給します。

取組の方向性

障がいのある方に手当を支給し、障がい児者の生活の安定と福祉の増進を図ります。

104 障がい者等医療費助成事業

障がい者支援課

事業内容

身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分(入院時標準負担額を除く)を助成します。

取組の方向性

障がい児の医療に関わる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図ります。

105 育成医療給付事業

子育て給付課

事業内容

給付対象となる疾患のある18歳未満の児童の医療費を助成します。

取組の方向性

必要な医療の給付を行うことにより、児童の健全な育成を支援します。また、育成医療受給者証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、指定医療機関との連携を図ります。

106 特別支援教育の推進

教育指導課

事業内容

特別支援教育に携わる人材の育成を図るため、それぞれの支援の場の特徴や課題に応じて、研修の内容の充実に努めます。

児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を図ります。

医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の保持及び安全な環境整備を図ります。

取組の方向性

特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を初めて担当する教員を対象に、基礎的、基本的な知識や技能を習得し、指導力の向上を図るため、研修を行います。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し介助員を、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し学校看護師を派遣します。

特別支援学級の市立小・中学校全校設置を目指し、順次取り組みます。

107 医療的ケア児に対する相談支援

こども家庭センター

事業内容

医療的ケア児等とその家族、支援者等の相談を受け付け、必要な情報の提供や助言、医療的ケア児等コーディネーターや関係機関と連携して支援を行います。

取組の方向性

医療的ケア児数の推移や、国の動向を踏まえながら、医療的ケア児や家族等のニーズに応えられる効果的な相談支援体制を医療的ケア児等コーディネーターとともに構築し、地域を含めた支援機関の連携強化を図ります。

再掲 慢性疾患や障がい等により、医療的ケアや長期療養が必

親子すこやか課

32 要な児童及び保護者への支援

事業内容

慢性疾患や障がいなど医療的ケアや長期療養が必要な子どもと保護者に対して、育児や療養の支援だけでなく、地域で暮らしやすくなるよう、孤立予防を図ります。

取組の方向性

慢性疾患に関する講演会・教室・交流会を通じた情報共有と交流、訪問等による個別支援を地区担当保健師を中心として実施し、より多くの対象に利用してもらえるよう工夫を図ります。



事業内容

訪問看護ステーション等の看護師等が居宅を訪問し、家族等に代わり一時的に医療的ケア児の看護を行い、家族等の休息や通院、きょうだい児の世話などの時間を確保できるよう支援します。

取組の方向性

医療的ケア児の家族等の介護負担の軽減、休息时间やきょうだい児と過ごす時間が確保できるよう、事業の周知等を図りながらニーズに応えられる支援を行っていきます。

109 医療的ケア児保育事業

事業内容

保護者の子育てと仕事の両立支援及びインクルーシブ保育の実現のため、集団保育が可能と判断される医療的ケア児を受入れるための体制整備をします。

取組の方向性

保育所への入園を希望する医療的ケア児の地域ニーズを把握し、受入体制の整備に取り組むとともに各保育施設への情報提供や研修などを通じて受入施設が増加するよう充実を図っていきます。

柱5 子どもの適切な養育に関する支援・児童虐待防止対策の推進**目指す方向性**

ライフスタイルや世帯構成の多様化に伴い、核家族世帯が主流になっており、かつ増加傾向にあることが把握できます。また、アンケート調査及びニーズ調査において、共働き世帯が顕著に増えている傾向も明らかとなっています。このような状況にある世帯が、困窮状況や不安、悩みを身近な人に打ち明けたり、相談したりすることができない、又は頼れる人がいない孤立した状況にあり、行政の相談窓口につながりにくい人達がいることも課題となっています。

また、神奈川県の子童相談所虐待相談受付件数が、コロナ禍で一時的に減少した年を除き、一貫して増加傾向にあること、本来大人が担うと想定されている家事や家族のケア等を子どもが日常的に行うことで学業や友人関係等に支障が出てしまうなどのヤングケアラーや社会的養護経験者に関する自立に対する困難など、様々な子どもと家族を取り巻く課題が発生しており、これらの解決に向けた取組が求められています。

本市においては、2024年（令和6年）4月にこども家庭センターを設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うとともに、児童相談所はもとより、コミュニティソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等と連携し、相談支援体制の充実や課題の把握・解決に向けた取組を推進します。

110 母子保健からの児童虐待予防及び早期対応

親子すこやか課

事業内容

こども家庭センターとして、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して妊娠期から切れ目のない相談支援を行うとともに、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行います。

取組の方向性

妊娠届出時面談など妊娠期から、出産・子育て期まで切れ目のない相談支援を充実させます。また、支援の必要な子どもとその保護者については、児童福祉部門と連携を強化し、安心して子育てができるように支援します。

再掲
71 生活困窮者自立支援の充実

地域福祉推進課

事業内容

自立相談支援事業を通じ、バックアップふじさわ、バックアップふじさわ社協（CSW の配置）により、生活に困窮している方が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより自立の促進を図ります。

取組の方向性

本事業については、直営（地域福祉推進課・バックアップふじさわ）と委託（藤沢市社会福祉協議会・バックアップふじさわ社協）の両輪で行っています。生活に困窮している世帯への支援において、それぞれの抱える課題が多岐にわたり複合的であることに留意し、まずは困っている状況を受けとめ、課題を整理し、課題解決に向けた支援策を提案し、自立に向けた伴走的支援を行っていきます。

再掲
68 こども家庭センターの体制整備

こども家庭センター

事業内容

母子保健機能と児童福祉機能が一体となり、より連携を強化して、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、切れ目のない相談支援を行うとともに地域資源の開拓などにより必要な支援を提供できる体制を整備します。

取組の方向性

相談対応に加え、支援が必要なこどもや妊産婦等を早期に発見し、家庭支援事業、地域資源等を有機的に組み合わせ、相談者とともにサポートプランを作成することで必要な支援の充実に図ります。また、多機関連携・協働によるネットワークの構築や地域資源の開拓を進め、必要な支援を着実に提供できる体制の整備を図ります。



事業内容

家族の介護やその他の日常生活上の世話を担う子ども（ヤングケアラー）への相談支援を関係機関と連携して実施します。

取組の方向性

子どもの権利擁護のための支援窓口を設け、福祉や教育部門との連携等によりヤングケアラーの実態を把握し、介護保険や障がい福祉、子育て世帯訪問支援事業などのサービスにつなげるなど、必要なサポートを行っていきます。

再掲 地域での相談・連携の取組(民生委員・児童委員、主任児童委員との連携)

福祉総務課

事業内容

民生委員・児童委員、主任児童委員が、福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとはあるが相談窓口につながりにくい児童及び子育て世帯に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。

取組の方向性

継続して研修会等の知識向上の機会を設けるとともに、関係行政機関からのサポート体制を強化することで、複雑化・多様化する課題に対応します。各地区定例会や、主任児童委員連絡会の席で委員間での情報共有やケースの検討をし、共通理解を深めます。主任児童委員連絡会や研修会等で、関係相談窓口と意見交換をする機会を設け、連携を強化することで具体的な支援につなげます。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員の負担軽減や担い手不足の解消に向けて取り組み、地域福祉の充実を図ります。

112 養育支援訪問事業

こども家庭センター

事業内容

養育の支援が特に必要である家庭を対象に、居宅を訪問し、保健師などによる養育に関する相談、指導、助言等の専門的相談支援を行い、子どもの適切な養育の確保を図ります。

取組の方向性

養育についての支援が特に必要な家庭に対しては、保健師等による養育に関する専門的な指導・助言を継続的に行い、子どもの安定した養育の確保に努めます。

113 子育て世帯訪問支援事業

こども家庭センター

事業内容

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭、妊産婦、ヤングケアラー等を対象に、訪問支援員が育児・家事援助を行うとともに、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言等を行います。

取組の方向性

支援が必要な家庭の養育環境等を支えていくためにも、引き続き、ニーズに対して確実に応えられるサービス提供の確保に努めていきます。

114 子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

こども家庭センター

事業内容

子育て中の保護者が、病気や仕事などの理由により一時的に家庭で子どもの養育が困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行います。

取組の方向性

子育て家庭の様々なニーズに対応するとともに、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、支援が必要な家庭の保護者が子どもと離れることで休息がとれる機能を維持していきます。

再掲
74 子どもの生活支援事業

こども家庭センター

事業内容

様々な家庭環境に置かれる子どもたちに対し、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる居場所を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行います。

取組の方向性

支援が必要な子どもを早期に発見し、子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所を提供することにより、豊かな人間性や社会性を育みます。また、来所する子どもとその家庭状況等を把握し、必要な支援につなげていきます。



事業内容

子どもの家庭における安定した養育環境を確保するため、その家庭の課題に関する相談を受けるとともに、児童虐待の予防、早期発見及び家庭への迅速な対応と指導・支援を行うため、「藤沢市要保護児童対策地域協議会」の構成機関が各々の専門性を活かして連携しています。

取組の方向性

要保護児童の家庭等に対して迅速な対応や適切な指導・助言等を行うため、「要保護児童対策地域協議会」の構成機関が事例検討や進捗管理を定期的に行い、情報や支援の在り方を共有するなど連携強化に努めていきます。

116 子どものいる生活保護利用世帯等に対する支援の充実(子ども支援員による日常生活支援、養育支援)

事業内容

子ども支援員を配置し、様々な困難を有する子ども・若者と、その保護者に対して、子どもの健全育成の視点に立ち、きめ細やかな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護利用世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。

取組の方向性

対象世帯の子どもの養育環境の確保のための支援、並びに子どもに対する自立に向けた支援を行います。

117 親子関係形成支援事業

事業内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者に対してペアレントトレーニング等を実施するとともに、保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けています。

取組の方向性

これまでの子ども発達相談の中で行ってきたペアレントトレーニング及びペアレントプログラムに加え、児童虐待等から親子の関係性や児童の関わり方に不安を抱えている保護者への講義、グループワーク、ロールプレイ等の取組を実施していきます。

基本目標3 子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実

子どもの誕生前から幼児期までは、子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培う重要な時期とされています。すべての子どもが一人ひとり主役として大切にされ、様々な人や環境との出会いを通じて興味や関心を広げ、自分らしく成長していく経験は、生涯にわたっての心の健全さや安心感を高め、潜在的に持っている力を最大限に発揮できる礎となります。

しかしながら、少子高齢化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など、家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、妊産婦をはじめとする子育て当事者は身近な地域での相談や協力を得ることが困難な状況におかれており、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっている現状にあります。

また、すべての子どもが健やかに育つための基盤として、妊産婦・乳幼児期における保護者の果たすべき責務は大きく、母子保健法を中心に、児童福祉法や子ども・子育て支援法において、その理念が明示され、国や地方公共団体も乳幼児の健康増進や保護者に対する支援を行うことが義務づけられています。

このような中で、本市では「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」に基づき、今後の保育の需給バランスを見据えた受皿確保を進め、2021年（令和3年）から2年連続で国基準の待機児童を解消しました。しかし、2024年（令和6年）4月の保育所等利用申込においては、前年と比較し、就学前児童数が885人減少するとともに、これまで増加を続けていた利用申込児童数も34人減少したものの、保育士不足を理由に定員枠での受入れを行うことができなかった保育所もあり、2023年度（令和5年度）に引き続き待機児童数（国基準）が生じる結果となりました。

なお、女性の社会進出等による共働き世帯の増加に伴い、働き方の多様化が進んでいることや少子化対策への側面的支援という観点からも、乳幼児期の多様なニーズに対応した保育サービスを継続することはもとより、不妊症・不育症への対応や周産期医療、産前・産後のサポートなど切れ目のない支援を推進していきます。

柱1 妊産婦・乳幼児期までの切れ目のない保健・医療の充実

目指す方向性

核家族化の進行などを背景に、妊娠や出産、育児の不安や悩みについて、両親や同世代の友人・知人など身近に相談相手がおらず、妊産婦などが孤立化してしまうことが課題となっています。出産前においては、不妊等の治療における妊婦と夫・パートナーの身体的・精神的負担や経済的な負担も大きく、母体や子どもの成長に影響します。そのため、妊娠前から妊娠期を通じて、乳幼児期にいたるまで、切れ目なく保健・医療提供体制の充実を図る必要があります。

本市では、不妊症・不育症治療や出産への支援及び周産期医療機関と連携を行うなど、出産に関する支援を行うとともに、妊娠届出時から出産・産後へと継続的に地区の保健師である母子保健コーディネーターが寄り添い、切れ目のない支援に取り組んできました。引き続き、母子健康手



帳の交付、「藤沢市こんにちは赤ちゃん事業」をはじめとする訪問指導などの母子保健サービスの充実により、産前産後の母親の心身の健康、育児や子どもの発育・発達に関する様々な不安や課題を早期に発見し、関係機関と連携・協働しながら切れ目のない支援の充実を図ります。

また、これらの取組とライフステージを通した、子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供体制と連携した取組を充実させていきます。

118 不妊症・不育症治療費の助成

親子すこやか課

事業内容

医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療治療の費用、及び不育症と診断されたのちに受けた治療や検査に要した費用（保険診療分を除く）の一部を助成します。

取組の方向性

治療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。

再掲

110

母子保健からの児童虐待予防及び早期対応

親子すこやか課

事業内容

こども家庭センターとして、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して妊娠期から切れ目のない相談支援を行うとともに、児童福祉と母子保健が一体的に支援を行います。

取組の方向性

妊娠届出時面談など妊娠期から、出産・子育て期まで切れ目のない相談支援を充実させます。また、支援の必要な子どもとその保護者については、児童福祉部門と連携を強化し、安心して子育てができるように支援します。

119 訪問による相談事業

親子すこやか課

事業内容

妊産婦・新生児訪問指導事業として、こんにちは赤ちゃん事業（ハローベビィ訪問）・乳幼児訪問指導事業・未熟児訪問指導事業・慢性疾患児訪問指導事業を実施します。

取組の方向性

乳幼児期の各種健診や個別支援を通して把握した、子どもや子育て家庭の生活困窮等の支援を要する課題に対して、主に乳幼児期の全戸訪問事業などの自宅への訪問等の機会を通じて必要な情報の提供や関係機関の支援につなぐなど、包括的な支援の実施に努めます。

120 乳幼児健診等の充実

親子すこやか課

事業内容

子どもの健やかな発育・発達のために、乳幼児健診を充実させ、健診の機会を捉えて各種相談を行ったり、一定期間経過観察が必要な子ども等には継続した支援を行っています。

取組の方向性

乳幼児健診の機会を捉え、乳幼児健診受診をすすめ、発育・発達を確認するとともに育児支援の場としても、関係機関と連携をすすめるなど乳幼児健診を充実させます。

121 産前・産後の支援

親子すこやか課

事業内容

妊娠期からおおむね産後 1 年間を中心とした産前産後の妊産婦の健康状態における課題把握と、子どもの成長過程による子育ての大変さなどへ早期に対応できるよう、産前・産後の支援事業等をとおして、安全・安心な産前産後を過ごすことができるよう支援します。

取組の方向性

産前産後の特有の母の心身の変化に対応し、少しずつ子育てに慣れ、負担なく子育てが行えるよう、子育て支援センターや保健センター等での育児相談や産後ケア事業等につなぎ、早期対応に努めます。

再掲
98 「育てにくさ」を感じている親への支援

親子すこやか課

事業内容

保護者が子どもの発育や発達に関して、育てにくさを感じたときに、子どもの特徴や発達等の理解を深め孤立することなく育児ができるよう支援します。

取組の方向性

すべての保護者が子どもの発育や発達に関する理解を深め、子どもが適切な発達支援サービス等につながるよう、包括的に支援します。

122 母子歯科保健の充実

親子すこやか課

事業内容

妊娠期から、家族の口腔衛生に関心を持ち、う蝕予防について普及啓発を行います。また、子どもの健康な歯を育てるための口腔ケアや口腔機能の相談が受けられるように、幼児健康診査やむし歯予防相談等を通じ、関係機関と連携を図ります。

取組の方向性

マタニティクラスや幼児健康診査・相談を通じ、定期歯科健康診査の必要性を伝えむし歯予防について推進します。



123 未熟児養育事業

子育て給付課

事業内容

出生時の体重が2,000グラム以下又は医師が養育医療を必要と認めた乳児の入院に係る医療費等を助成します。

取組の方向性

対象となる乳児に必要な医療費等を給付します。また、申請漏れのないよう、指定医療機関及び関係部署との連携を密にし、乳児の健康の保持増進と保護者の経済的負担の軽減を図ります。

124 周産期医療体制の整備

市民病院

事業内容

出産後2週目に、外来で母子のフォローをします。
新生児集中治療室との連携強化や整備を図ります。

取組の方向性

産科と連携登録をしている診療所での妊婦健診の受診、妊娠中の緊急時対応やお産、そして1か月健診までを当院で行うことにより、妊産婦の身体的・精神的な負担軽減を図ります。

125 里帰り出産への支援

市民病院

事業内容

産科セミオープンシステム（妊婦健診の受診を連携登録している診療所で行い、妊娠中の緊急時対応やお産・1か月健診を当院で行う連携診療）を活用し、里帰り出産を支援します。

取組の方向性

産科と連携登録をしている診療所での妊婦健診の受診、妊娠中の緊急時対応やお産、そして1か月健診までを当院で行うことにより、妊産婦の身体的・精神的な負担軽減を図ります。

126 妊婦のための支援給付(出産・子育て応援給付金)

親子すこやか課

事業内容

妊婦のための支援給付として、支援給付金を支給します。

取組の方向性

妊婦に対して給付金を支給し、妊娠、出産、育児期にむけた経済的支援を実施します。

再掲 基本目標1 柱4 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

取組の方向性

※再掲された基本目標及び柱に紐づくすべての事業が、基本目標3柱1における目指す方向性につながることから、基本目標及び柱ごと再掲をしています。

柱2 子育て支援サービスの充実

目指す方向性

これまで、すべての子育て家庭への支援の充実を図るため、子育て支援センターやつどいの広場、幼稚園、保育所などの関係機関が連携し、就学前の子ども・子育て世帯の社会的孤立の防止に向けて支援等の体制を構築してきました。引き続き、地域の身近な場で、子育てに関する情報提供・相談支援・交流事業を行うとともに、こども家庭センターを中心とした専門機関との更なる連携を図ります。

また、子育て支援センターやつどいの広場などの地域子育て支援拠点事業は、保護者同士の交流の場や、子どもたちの自由な遊びの場、様々な人や環境と関わり合う場を提供するものです。それにとどまらず、各地区で行われている地域版「子育て応援メッセ」（身近な地域における子育て支援グループの交流を促す事業）などの実施に対する支援等を通じて、地域の人たちが、親同士の支えあいや子どもの育ちあいを温かく見守っていけるよう、地域子育て支援拠点事業は親子・家庭・地域社会をつなぐ役割を担っていきます。

そのほか、子どもを一時的に預かる事業（認可保育所で行う一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ事業、ショートステイ事業）などの子育て支援事業を実施することで、子育て家庭のライフスタイルに応じた多様なニーズに対応する相談・支援の提供体制を引き続き充実させていきます。

127 子育て支援センター事業の充実

親子すこやか課

事業内容

妊娠期から就学前までの子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる子育てひろばです。

また、育児相談や講習会なども行っています。

取組の方向性

子育て全般に関する専門的な子育て支援の拠点として、地域のニーズにあった交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供などを行い、地域の中で安心して子育てができるよう子育て支援事業の充実を図っていきます。

子育て支援センターにおける利用者の相談内容や様子から保護者の抱える様々な困難を発見し、気持ちに寄り添いながら受けとめ、必要に応じて専門的な支援につなぎます。また、地域における巡回子育てひろば等の充実を図ります。

128 つどいの広場事業の充実

親子すこやか課

事業内容

子育てに対する不安感の軽減を図るため、主に乳幼児をもつ子育て中の親と子の交流や子育てアドバイザーによる子育て相談、地域の子育てに関する情報の提供などを行います。

取組の方向性

身近な地域における子育て支援の場としてそれぞれの地域の特徴を生かした子育て支援を充実させます。また、つどいの広場において、子育て家庭のニーズを把握し、困りごとの早期発見・対応につなげます。

129 藤沢版つどいの広場への支援

親子すこやか課

事業内容

地域において、つどいの広場に準じて実施している子育て中の親と子の交流を促進する自主的な活動に対して支援を行います。

取組の方向性

地域のニーズに合わせて、子育て支援センターの子育てアドバイザーの派遣などにより、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

130 子育てふれあいコーナー事業の推進

親子すこやか課

事業内容

地域子どもの家や児童館等において、保育士と子育てボランティアによる子育て中の親と子の交流、情報提供、子育て相談を実施します。

取組の方向性

遊びを通して、気軽に相談できることで子育てに対する不安や悩みを軽減するとともに、親子の交流の促進を図ります。

再掲 48 子育てに関する情報提供の充実

子ども総務課
親子すこやか課

事業内容

藤沢市ホームページをとおした子育て情報発信のほかに、安心して子育てができるよう、各種子育て支援サービスの情報をまとめた冊子「ふじさわ子育てガイド」やスマートフォンアプリを活用した「子育てアプリふじさわ」による情報発信の充実を図ります。

取組の方向性

「ふじさわ子育てガイド」について、子育て家庭にとってより分かりやすくなるように内容の充実を図ります。

藤沢市ホームページや「子育てアプリふじさわ」を通して最新情報を発信します。情報発信の更なる充実を図るとともに、子育て支援が身近にあることを知ってもらい、その利用につなげていきます。

131 保育所・幼稚園等での相談

保育課

事業内容

保育所等入所申込時における保育課窓口での相談のほか、保育所・幼稚園等への入所後に施設長等が相談を受けた場合において、関係機関と連携した対応を図ります。

取組の方向性

保育所・幼稚園等が保護者から相談を受けた場合、速やかに関係機関と連携が図れるよう体制を整えます。

132 ファミリー・サポート・センター事業

こども家庭センター

事業内容

保護者の仕事と育児の両立など安心して子育てができるよう、0歳児から小学6年生までの子どもがいる家庭を対象として、地域の人たちによる会員相互援助組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営しています。

取組の方向性

子育ての手助けを希望する方（おねがい会員）の多様なニーズに対応できるよう、子育ての手助けができる方（まかせて会員）の確保に努めるなど、事業の安定的な運営と支援の充実を図っていきます。

133 保育コンシェルジュによる相談支援の充実

保育課

親子すこやか課

事業内容

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用にあたっての相談・情報提供などの支援を行います。

取組の方向性

保育コンシェルジュによる保育サービスに関する相談や情報提供、子育て支援センターでの出張相談を引き続き行っていきます。また、保護者に寄り添う支援として、相談者への相談後のフォローや入所保留となった児童の保護者に対する認可保育施設入所申込状況の確認等の業務を充実していきます。

134 一時預かり事業の推進

保育課

事業内容

保護者の就労や病気、出産等により家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児に対する一時預かり事業を行います。

取組の方向性

保護者の子育ての負担軽減など多様な保育ニーズへの対応として、引き続き一時預かり事業を実施するとともに、地域ニーズを踏まえ、実施施設の増設についても検討を進めます。



再掲 子育て短期支援事業
114 (ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

こども家庭センター

事業内容

子育て中の保護者が、病気や仕事などの理由により一時的に家庭で子どもの養育が困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行います。

取組の方向性

子育て家庭の様々なニーズに対応するとともに、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、支援が必要な家庭の保護者が子どもと離れることで休息がとれる機能を維持していきます。

135 地域に開かれた保育園

保育課

事業内容

保育園において、様々な世代との交流事業を行い、地域での交流・連携を図ります。また、区域内の保育関連施設との連携や交流を目的に、教育・保育提供区域ごとに設置した基幹保育所を中心に、子育てに関する相談等、地域における子育て支援の充実を図ります。

取組の方向性

引き続き、子育て家庭交流事業、小中高生や高齢者との交流事業など、地域との交流・連携を図っていきます。

基幹保育所を中心に、地域や関係機関との連携を深めながら、保育体験や子育て相談などを行っています。

再掲
14 ブックスタート事業

総合市民図書館

親子すこやか課

事業内容

1歳6か月児健診を受診する子どもとその保護者を対象に、健診終了後、ボランティアや図書館職員が絵本を読んだり、メッセージを伝えたりしながら絵本を手渡し、絵本を介した心ふれあう時間を持つきっかけをつくります。

取組の方向性

市民図書館・市民図書室、子育て支援センターなど各地域の様々な場を活用し、ブックスタート事業の周知を図るとともに、事業前後のフォローアップとして各種保健事業時等に啓発リーフレットを配布します。

職員とボランティアの交流会・研修会の内容や機会の充実に取り組み、ブックスタート事業の目的の共有化や資質向上を目指します。

柱3 乳幼児期の保育・教育の充実

目指す方向性

共働き世帯の増加に伴い、都市部を中心とした保育所への入所希望の増加に対応するため、国は新子育て安心プランに基づき課題となっている待機児童対策を実施してきました。

本市においても、待機児童の解消に向け、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」に基づき、認可保育所や小規模保育事業の新設整備や既存保育施設の活用などによる保育の受皿確保等の取組を進めた結果、2021年（令和3年）に待機児童を解消した以降は、就学前児童数や保育需要の動向を精査し、将来的な供給過多を招かぬよう、新設整備によらない手法で対応してきました。しかしながら、就学前児童数の減少に続き、これまで増加を続けていた利用申込児童数が10数年ぶりに微減に転じる中で、2023年（令和5年）・2024年（令和6年）4月1日時点では待機児童が再び生じる結果となったことから、就学前児童数の推移や保育需要の動向を見極めながら、引き続き、需給バランスを保つことができるよう需要量を精査し、保育施設の新設や保育士確保策の拡充など多様な保育の受皿確保策を臨機応変に検討するなど、待機児童対策を進めていきます。

また、保護者の多様なニーズに対応するため、延長保育事業・休日保育事業・藤沢型認定保育施設事業・幼稚園における預かり保育事業や病児保育事業・病後児保育事業・特別支援保育事業・医療的ケア児保育事業をはじめとしたインクルーシブ保育事業などにより幅広い支援等を行うとともに、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に向けた検討を行うなど、サービス提供体制の充実を目指します。

乳幼児期の保育・教育の展開にあたっては、すべての子どもの安心や安全を担保することはもとより、「子ども主体の保育」の実践により、非認知能力を身に付けるため、「遊びや体験」の充実を図るとともに、「子どもの存在を認めて寄り添う」、「他者と関わる機会を作り見守る」、「興味関心が高まる環境をつくる」という視点で保育の充実を図っていきます。

さらに、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えるため、幼児教育・保育と小学校・中学校教育の円滑な接続を図ります。

なお、公立保育所については、引き続き4園の「基幹保育所」を中心として、保育の受皿としての役割にとどまらず、民間保育施設との交流・支援や、子育て支援センターと連携し地域の子育て支援の充実（地域子育て支援ネットワークの充実）を図っていきます。また、医療的ケア児に対する保育などのインクルーシブ保育を推進する役割も含めて、公立保育所の在り方について、検討を進めていきます。

136 保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大

子ども総務課

事業内容

認可保育所の新設整備や再整備等による定員拡大、既存保育施設の活用や保育士確保策の拡充などにより、保育の受入枠の拡充を図ります。

取組の方向性

地域ごとに就学前児童数の状況や保育ニーズの動向を精査するとともに、保育の需給バランスを見据えながら、公募による施設の新設整備や既存保育施設の再整備、保育所分園の本園化、保育士確保策など様々な事業を検討し、保育の受皿確保に取り組んでいきます。



137 既存保育施設の再整備

子ども総務課

事業内容

既存認可保育所等（公立・法人立）の再整備を行うことにより、保育環境の向上と安全性の確保を図ります。

取組の方向性

法人立保育所等の再整備にあたっては、仮設園舎の確保をはじめとした様々な調整が必要となることから、再整備を検討する法人を支援していきます。

公立保育所については、藤沢市公共施設再整備プランに基づき、「基幹保育所」及び「地域保育所」について、計画的な建替え等に向けた検討を進めます。また、「その他保育所」については、建物の老朽化や地区の保育需要の状況等に鑑み、必要な修繕を施しながら今後の施設の在り方を検討していきます。

138 延長保育事業の充実

保育課

事業内容

保護者の就労時間等の都合により、利用時間を超えて保育が必要な場合に行う延長保育事業を実施します。

取組の方向性

多様化する保護者の就労形態や保育ニーズに対応するため、地域の実情や利用状況等を踏まえ、引き続き延長保育事業の充実に取り組んでいきます。

139 休日保育事業の実施

保育課

事業内容

保護者の勤務等により、日曜日や祝日に家庭での保育が困難な乳幼児に対し、休日保育事業を実施します。

取組の方向性

保護者のニーズや地域の実情等を踏まえ、実施施設の拡充等を検討します。

140 病児・病後児保育事業の推進

保育課

事業内容

乳幼児が病気やその回復期にあるため集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育を行うことができない場合に、保育施設や医療機関において一時的に保育を実施します。

取組の方向性

引き続き事業を実施するとともに、地域ニーズの動向や利用者の利便性等を踏まえ、必要な整備を検討していきます。

141 保育所等における児童への安全・安心な保育の提供

保育課

事業内容

保育所等において、安全・安心な保育を提供できるよう、アレルギー対応や感染症予防、非常時の対策や事故防止のほか、園外活動における注意事項等について情報提供を行います。

取組の方向性

保育所等に対し、引き続き必要な情報提供や研修の開催、助言等を行うことで、安全・安心な保育の提供を図っていきます。

園外活動における安全確保に関する情報提供を行っていきます。

142 幼稚園、保育所等職員への支援

こども家庭センター

事業内容

特別な支援が必要な子どもへ適切に対応できるよう、幼稚園、保育所等職員に対し、巡回によるコンサルテーションや助言等のサポート、研修等を行います。

取組の方向性

幼稚園、保育所等職員に対し、一人ひとりの特性や能力に応じた支援方法の助言などのサポートを児童発達支援センターとともに実施し、教育・保育の質的向上を図ります。

143 法人立認可保育所における保育内容の充実

保育課

事業内容

国の基準を上回る市独自基準での保育士の配置を行うための人件費、また施設運営の安定化を目的とした管理費などの助成により、法人立認可保育所の運営支援を行います。

取組の方向性

法人立認可保育所の安定運営への支援により、多様な保育ニーズへの対応と保育環境の充実を図ります。

144 保育サービスの第三者評価の実施

保育課

事業内容

保育の質の維持・向上を図るため、公正で中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から、保育内容等を評価する第三者評価を実施します。

取組の方向性

保育の質の確保に向けて、引き続き、公立保育所における第三者評価を実施していきます。また、法人立認可保育所においても、第三者評価の実施を推進していきます。



145 基幹保育所を中心とした保育施設との連携や協力・支援の充 実

保育課

事業内容

公立保育所のうち4園を「基幹保育所」と位置づけ、教育・保育提供区域ごとに基幹保育所を中心とした保育関連施設との連携や交流、支援を行う体制づくりを進めます。

取組の方向性

基幹保育所として位置づけた公立保育所4園は、各保育所で取り組んできたすべての子どもが一人ひとり主役として大切にされる「子ども主体の保育」に関する取組を更に充実させるため、これまで蓄積してきた専門知識やノウハウを活用し、地域全体の保育の質の確保に向けた調整役を担っていきます。

基幹保育所を中心として、保育関連施設との連携や協力関係を深めることで、地域における子育て家庭への支援の充実を図るとともに、保育サービス全体を視野に入れながら、公立保育所の在り方について検討を進めていきます。

146 届出保育施設への支援

保育課

事業内容

届出保育施設を利用する児童の健康診断や職員の保菌検査等に要する経費の一部を助成し、施設の安全で衛生的な保育環境の維持を支援します。

取組の方向性

届出保育施設の利用児童の健康診断等、安全で衛生的な保育環境の維持に係る費用の一部を助成することにより、施設の保育環境の充実を図ります。

147 藤沢型認定保育施設への支援

保育課

事業内容

待機児童の解消を図るため、認可外保育施設からの申請に基づき、市が定める基準を満たす施設を「藤沢型認定保育施設」として認定し、対象児童数に応じて運営費の助成を行います。

取組の方向性

待機児童の受皿確保を図るため、引き続き、藤沢型認定保育施設への助成事業を行ってまいります。

再掲 94 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育課

事業内容

認可保育施設や幼稚園等を利用する児童の保護者が各園に支払う給食費、教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。

取組の方向性

国が定める補足給付の基準に基づき、実費負担に対する助成を行うことで、低所得者の経済的な負担軽減を図ります。

148 幼児教育の振興

保育課

事業内容

幼児教育の振興を図るため、市内の私立幼稚園及び幼児教育施設に対し、教材教具等の購入費及び健康管理事業費を助成します。

取組の方向性

教育環境の整備や衛生管理事業の充実を図るため、引き続き幼稚園等に対する助成を行っていきます。

149 幼稚園における預かり保育の推進

保育課

事業内容

保護者の就労等、保育ニーズの高い児童が幼稚園を利用できるよう、幼稚園における預かり保育の推進に向けた支援を行います。

取組の方向性

保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園における預かり保育事業の充実に向けた支援を行っていきます。

150 幼稚園に対する認定こども園への移行支援

保育課

事業内容

多様な保育ニーズに対応するとともに、待機児童の解消を図るため、認定こども園への移行を希望する幼稚園への支援を行います。

取組の方向性

2019年（令和元年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえ、各施設の個別事情等に留意する中で、引き続き、移行に向けた支援を進めていきます。

151 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施

子ども総務課

事業内容

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し支援を強化するため、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」を実施します。

取組の方向性

保育ニーズや地域バランス等を考慮しながら、事業の体制整備と実施施設の拡充を図ります。



152 教育連携の推進

教育指導課

保育課

事業内容

幼稚園及び保育所と小・特別支援学校や小学校と中・特別支援学校の教育の充実及び連携の推進を図るため、幼保小中特連携担当者会等において、協議・研修・交流を行います。

取組の方向性

架け橋期の教育の充実及び円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校の連携を推進します。

153 保育現場の事務改善等に関する取組(ICT化・経営分析)

保育課

事業内容

保護者の利便性の向上及び保育現場の事務負担軽減を図るため、公立保育所及び特別保育事業実施園に対し、システムを提供します。

取組の方向性

システムの提供を引き続き行うことにより、業務の効率化及び保護者の利便性の向上を図ります。

154 保育士処遇改善の取組

保育課

子ども総務課

事業内容

特定教育・保育施設への施設型給付費、特定地域型保育事業所への地域型保育給付費に含まれる処遇改善分について、保育士の賃金改善が図られているか確認・指導を行います。

取組の方向性

公定価格(施設型給付費・地域型保育給付費)の人件費改定等について、各施設・事業者に周知を行い、適切に保育士の処遇改善が行われるよう確認・指導を行っていきます。

再掲 97 特別支援保育事業

保育課

こども家庭センター

事業内容

幼稚園、幼児教育施設、認定こども園、保育所等に対し、障がい児や集団生活で特別な支援が必要な子どもに手厚い保育が行われるよう経費の助成等を行います。

取組の方向性

特別な支援が必要な子どもに対して集団の中での社会性向上や情緒の発達を促すとともに、障がいの有無などに関係なく、すべての子どもを受け入れて一緒に過ごすインクルーシブな環境づくりを進め、「ともに学び、ともに育つ力」を培うことを目指します。

再掲
109 医療的ケア児保育事業

保育課

事業内容

保護者の子育てと仕事の両立支援及びインクルーシブ保育の実現のため、集団保育が可能と判断される医療的ケア児を受入れるための体制整備をします。

取組の方向性

保育所への入園を希望する医療的ケア児の地域ニーズを把握し、受入体制の整備に取り組むとともに各保育施設への情報提供や研修などを通じて受入施設が増加するよう充実を図っていきます。



基本目標4 学童期・思春期の支援の充実

学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。また、自己の性自認や性的指向に悩みを抱える人も少なくありません。アウティングなどにつながらないように、早期から多様な性の理解を進めていくことが大切です。

多くの子どもがこの重要な時期を学校で過ごすことになることから、学校生活がすべての子どもにとって安心して学ぶことができる場であることが必要となります。そのため、学校がプラットフォームの役割を担って、地域社会と協働していきます。一方で、アンケート調査においては、学校に行きたくないと思ったことが「よくあった」又は「時々あった」と回答した割合は、全体の約5割程度で、「生活満足 低位」の児童生徒では、約8割程度に達しています。さらに同調査では、小学5年生の2割弱、中学2年生の約1割がいじめられた経験があると回答しており、不登校やいじめ等に対する対応も重要です。

また、子ども・若者にとって、学校・家庭だけでなく、安全・安心に過ごし、自分らしくいられる居場所は、自己肯定感や自己有用感に関わるものとなり、生きる上で不可欠な要素であるとされています。特に、放課後の時間や様々な葛藤を抱える思春期の多様なニーズに対応するため、自由に過ごすことができる時間や空間となる居場所づくりなどの取組も必要不可欠なものとなっています。

さらに、思春期においては、性的な成熟に伴う様々な心身の変化が起きることから、その変化に正しく向き合い、妊娠・出産・育児など次代の親の育成にもつながる取組を進めていきます。

柱1 学校がプラットフォームの役割を担った地域社会との協働

目指す方向性

生徒指導提要の理解をより深め、子どもの人権を大切にしていきます。また、これまで整備を行ってきた1人1台端末の更なる利活用の推進や教職員の働き方改革を通じた公教育の充実を図るとともに、小・中学校の放課後や長期休業中における更なる学習支援により、家庭環境等に左右されることなく、すべての児童生徒への学習機会と学力の保障をしていきます。さらに、全小学校の第1学年に対して、学習の基礎・基本の定着及び学習意欲の向上並びに集団生活への適応を促進するためのサポート事業を実施します。

複雑化・困難化する子どもを取り巻く課題に対応するため、地域と学校がパートナーとして連携・協働する仕組みが求められています。本市においては、学校・家庭・地域連携協力体制推進

事業において、コミュニティ・スクールの取組を進め、地域学校協働活動を推進し、地域と共にある学校づくりを推進するとともに、部活動の地域展開に向けた持続可能な地域スポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。

また、学校教育の展開にあたり、学校施設の整備や学校給食の充実を図っていきます。

155 教職員の働き方改革

教育総務課

教育指導課

学務保健課

事業内容

「藤沢市立学校教職員の働き方改革基本方針」に掲げる具体的な取組の柱である、人的支援・人材活用、業務改善による効率化、業務の適正化、教職員の意識改革、国の動向を踏まえた取組を計画的に進めます。

取組の方向性

「藤沢市立学校教職員の働き方改革基本方針」に掲げる具体的な取組について、教職員の働き方改革推進委員会の中で協議の上、整理し、できることから順次進めていきます。

156 新入生サポート事業

学務保健課

事業内容

小学1年生に市費講師を配置し、基本教科を中心とした学習指導と、早期に学校生活に適應させるための生活指導を、担任とのチームティーチングによりきめ細やかにを行います。

取組の方向性

担任とのチームティーチングに必要とされる市費講師を適切に配置することで、小学1年生への適切な学習指導と生活指導につなげていきます。

157 学習支援事業

教育指導課

事業内容

支援を必要とする児童生徒に対し、授業中や放課後及び長期休業中に個別指導による学習支援を行います。不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を目的に、多様な学びの場の一つとして別室指導などの学習支援を行います。

取組の方向性

学校において「学習支援員」による授業中や放課後及び長期休業中の学習支援の実施と、学習支援体制の充実を図ります。



158 学校ICT環境の更なる活用促進

教育総務課

教育指導課

事業内容

GIGA スクール構想に基づき整備した1人1台端末をはじめとする学校 ICT 環境について、個別最適な学びと協働的な学びの充実に資するために、更なる活用を促進します。

取組の方向性

教職員が学校 ICT 環境を効果的に活用するスキルを身につけるための研修を実施し、教育の質の向上を図ります。また、デジタル教科書等オンライン教材の活用による主体的・対話的で深い学びの実現を促進するとともに、協働学習支援ツール等の活用による児童生徒同士や教職員と児童生徒とのコミュニケーションを促進し、個別最適の学びと協働的な学びの充実に図ります。

159 子どもの体力向上対策事業

教育指導課

事業内容

小学5年生と中学2年生を対象に「体力・運動能力テスト」を実施し、その結果を基に、子どもの体力を分析し、体力向上のための方策を検討します。

取組の方向性

測定方法については、国や県の動向を踏まえて検討し、全種目について、市立小・中・特別支援学校を対象に、継続して体力・運動能力テストを実施します。

160 部活動関係事業

教育指導課

事業内容

「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」に基づき、各中学校における部活動の適切な実施を推進するとともに、社会情勢に鑑みた部活動の在り方について検討や見直しをします。

「部活動アンケート結果」等を基に、本市の課題、ニーズ等を整理し、本市の部活動地域展開・地域連携のロードマップを作成します。

本市の現状に即した、部活動地域展開に向けた研究及び検討を行います。

取組の方向性

各校の部活動が適切に実施されるための支援を行い、生徒一人ひとりの個性の伸長や健全な心身の育成、責任感や連帯感の涵養等を図ります。

本市の中学生が多様なスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、学校部活動の地域への展開を段階的に進めます。

161 学校・家庭・地域連携推進事業

教育総務課
市民自治推進課
生涯学習総務課

事業内容

これからの社会の創り手となる子どもたちの「生きる力」を育むため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進し、学校や子どもたちが抱える様々な課題について、地域学校協働活動を企画・実施することで、各校の学校教育目標や学校が目指す姿を実現します。

取組の方向性

コミュニティ・スクールにおいては、全校の設置とともに、地域側の体制となる地域学校協働本部の設置等に向けて、関係各課・学校・地域と協議・検討を進めます。

学校・家庭・地域連携推進会議会長会を年4回開催し、各地域が抱える課題や特徴的な取組について情報交換を行い、効果的な三者連携の推進を図ります。

162 開かれた学校づくり

教育指導課

事業内容

おはようボランティア、学校支援ボランティア等の活用推進を図ります。

児童生徒や保護者、地域の方のアンケート結果や意見を踏まえた学校評価の充実を図ります。

取組の方向性

学校・家庭・地域が連携、協働し、学校を取り巻く地域の実態に応じた、特色ある学校づくりを推進します。

163 学びを育むための指導の充実

教育指導課

事業内容

学習指導要領を踏まえ、子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を培い、主体的に学習に取り組む態度を育成するために、各学校が校内研究等を通して、学校・家庭・地域の実態を踏まえながら、指導方法の工夫改善と支援・指導の充実を図ります。

取組の方向性

「学習指導要領」や「学校教育ふじさわビジョン」の理念に沿った学校教育目標の具現化に向けて、指導主事による学校訪問や研修等により、各教科等における指導方法の工夫改善と支援・指導の充実を図ります。



事業内容

教職員のキャリアステージに応じた研修を実施します。

各教科・領域等の研究部会において実践的研究を行い、その研究成果を報告書、報告会、研修講座、授業研究セミナー等を通して広く学校現場へ提案します。

教育に関する専門的な知識や実践力を習得するための希望による研修を実施します。

学校の要請に応じて授業力向上研修講座を実施したり、校内研修や校内研究の支援を行ったりします。

取組の方向性

経験年数や職務・職責に応じ、各課と連携しながら各事業のさらなる充実を図ります。

各教科・領域等の研究部会において、今後も継続的かつ実践的な研究を行い、教職員に対し広く発信していきます。

教職員の教育に対する情熱・教職の専門家としての確かな力量・総合的な人間力等を高めるために、経験年数や職務・職責に応じ、各課と連携しながら各事業の更なる充実を図ります。

学校の課題やニーズを捉え、授業力向上及び教育に関する様々な課題に対応できる研修の充実を図ります。

再掲
152 教育連携の推進
事業内容

幼稚園及び保育所と小・特別支援学校や小学校と中・特別支援学校の教育の充実及び連携の推進を図るため、幼保小中特連携担当者会等において、協議・研修・交流を行います。

取組の方向性

架け橋期の教育の充実及び円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校の連携を推進します。

165 人権・環境・平和教育の推進

事業内容

児童生徒及び教職員を対象に、人権教育・環境教育・平和教育の啓発や研修等を行います。

取組の方向性

持続可能な社会の担い手を育む教育（ESD）を一層推進させ、各学校の人権教育・環境教育・平和教育を充実させます。

166 学校整備事業

学校施設課

事業内容

藤沢市立学校施設再整備実施計画に基づき、学校施設の安全対策・維持保全、環境整備等各種整備工事並びに施設の改築や大規模改修等の事業を実施します。

取組の方向性

計画に基づき、各種整備工事等を実施することで教育環境の向上を図ります。

再掲
25 小・中学生の食に関する指導

学校給食課

事業内容

市立小中学校・特別支援学校の栄養士及び教諭や、学校給食課の栄養士が、様々な食育活動を通して食の大切さを児童生徒に伝えるとともに、保護者に対して食育の重要性についての周知・啓発活動を行い、健康の保持増進に努めます。

取組の方向性

食に関する指導や食育活動の実施、給食だより等の発行を市立小中学校・特別支援学校（55校）に行い、内容の充実を図ります。

167 生徒指導提要に基づく、子どもの支援・指導の推進

教育総務課

教育指導課

事業内容

教職員が生徒指導提要の理解を深め、子どもたちの健全な成長や自立を促すための支援・指導に生かすことができるよう、担当者会や研修会等を実施します。

取組の方向性

児童生徒指導担当者会、いじめ防止担当者会、校内支援担当者会等で、支援・指導の充実が図れるよう、情報提供に努めます。

柱2 多様なニーズへの対応や社会的自立に向けた教育の推進

目指す方向性

本市では「ともに学び ともに育つ」学校教育を目指し、障がいの有無に関わらず、困りごとを抱えた児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導を推進しています。様々な困りごとを抱える児童生徒に対して、一人ひとりが自ら学んでいこうとする意欲と、社会の変化に主体的に対応できる能力を育てるため、各関係機関との連携を深めながら、支援・指導を行うとともに、支援を必要とする児童生徒・保護者を早期に発見し、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した相談体制の充実を図ることが大切です。



また、子どもが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会の構成員として主体的に生きていくための力を発達 の程度等に応じて身に付け、子どもたちが希望をもって、自立的に自分の未来を切り拓いていくことができるよう、キャリア教育を含む多様な教育を推進します。

再掲
81

学校教育相談センターにおける相談体制の充実

教育指導課

事業内容

児童生徒の学校生活の適応を図るため、市立学校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣、学校教育相談センターでの教育相談・就学相談を行います。

取組の方向性

学校及び関係機関との連携による相談支援体制の充実を図ります。

児童生徒や保護者の個々のニーズに対する適切な支援・援助を行います。

再掲
82

学校における相談の充実

教育指導課

事業内容

市立学校において、児童生徒や保護者に対し、全教職員が様々な機会を捉えて相談支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携し、課題を抱えた児童生徒に対する適切な対応を図ります。

取組の方向性

全教職員がカウンセリングマインドをもち、児童生徒のサインを受けとめ、適切な支援を行うために、教育相談体制の充実を図ります。

再掲
4

相談窓口の設置と関係機関と連携した体制づくり、外国籍児童生徒の就学保障の取組

教育指導課

学務保健課

事業内容

外国籍の子どもたちの就学には、家庭への適切な支援の取組が必要であり、関係各課が連携して支援を行うことで就学しやすい環境を整えます。また、法的には就学義務のない外国籍の学齢児童生徒に対しても就学案内を行い、就学保障に取り組みます。

取組の方向性

関係各課、関係機関との連携により、外国籍児童生徒の就学状況の把握に努め、また、就学案内を行うとともに、新入学の学齢の子ども の保護者には多言語による就学案内を行い、就学機会の提供を進めます。

再掲 83 就学相談の実施

教育指導課

事業内容

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関わる就学相談を実施します。

取組の方向性

就学にあたり、子どもの実態や保護者のニーズに応じたきめ細かな対応に努めます。

再掲 84 教職員研修の充実

教育指導課

事業内容

学校教育の充実に向けて、各種研修の充実を図ります。

取組の方向性

いじめ防止、支援教育、子ども理解等の課題解決に向けた研修を充実させます。

168 学校生活を支えるための校内支援体制の推進

教育指導課

事業内容

児童生徒に対する支援・指導を、学校全体の課題と捉えて、組織的な支援・指導を行うため、児童支援担当教諭、生徒指導担当教諭、生徒支援担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、管理職等による校内支援委員会の充実を図ります。

取組の方向性

児童生徒の諸課題について、必要に応じて関係機関と連携を図り、すべての児童生徒に対し、適切な支援・指導に努めます。

再掲 106 特別支援教育の推進

教育指導課

事業内容

特別支援教育に携わる人材の育成を図るため、それぞれの支援の場の特徴や課題に応じて、研修の内容の充実を努めます。

児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を図ります。

医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の保持及び安全な環境整備を図ります。

取組の方向性

特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を初めて担当する教員を対象に、基礎的、基本的な知識や技能を習得し、指導力の向上を図るため、研修を行います。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し介助員を、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し学校看護師を派遣します。

特別支援学級の市立小・中学校全校設置を目指し、順次取り組みます。



事業内容

日本語指導の必要な児童生徒に日本語指導員を派遣し、日本語の学習及び学校生活への適応を支援します。

国際教室配置校の担当教員に対し、日本語を母語としない児童生徒の状況支援・指導に関わる情報共有や発信を行います。

取組の方向性

日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援や研修の充実を図り、早期に日本語を習得できるような初期指導の在り方について研究します。

日本語アセスメントを通して、日本語を母語としない児童生徒や保護者の支援につながる情報を学校と共有し、児童生徒への支援に努めます。

169 不登校児童生徒対策支援事業**事業内容**

不登校児童生徒の学校生活や社会生活への適応を図るための魅力ある学校づくりに向けた支援を行います。

取組の方向性

個々の不登校児童生徒の状況を的確に把握し、必要な支援の充実を図ります。

情報交換会を開催し、フリースクールなどの民間施設等関係機関との連携を推進します。

相談支援教室において、個々のニーズに対する適切な支援方法の検討や環境についての整備を行います。

170 教育課程推進事業**事業内容**

学習指導要領に則り、各学校において、学校や地域の実態を踏まえた創意工夫ある教育課程実施のため、特色ある教育課程を編成できるような支援を行います。

取組の方向性

指導主事の学校訪問や研修等により、各教科等における指導方法の工夫改善と指導の充実を図り、児童生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な教育課程の充実に努めます。

再掲 16 技能振興関係事業

産業労働課

事業内容

技能者の仕事を身近に感じてもらうため、技能者が小・中学校等を訪問し、技能の講演・実演・体験教室を実施します。

取組の方向性

市内の技能者による講演・実演を通じ、日々の生活に不可欠なものづくりなどを行う技能職に対する理解を深めます。

再掲 17 農業・漁業の体験

農業水産課

事業内容

収穫体験講座、食育講座、漁業体験イベントの開催や漁港見学の受入れを実施します。また、給食用農水産物等を供給する生産者等と園児・児童・生徒との交流を推進します。

取組の方向性

地産地消を推進する上で、消費者と生産者が「顔が見える」関係を構築することは相互理解につながるため、農産物の収穫体験や漁業体験などの各種イベントや講座を開催し、生産者と消費者の交流促進に努めます。

給食用農水産物等を供給する生産者等に対する感謝の心を育むよう努めます。

関係機関と連携し、未来を担う若い世代に藤沢産農水産物等の魅力を知ってもらう取組や地産地消への理解が深まる取組を推進します。また、学生等が実施する地産地消の取組に対して支援します。

柱3 学童期・思春期における心身の健康の充実

目指す方向性

思春期の子どもにとっては、心身の著しい成長に伴う不安や悩みに加え、社会環境変化など、様々なストレスを受けて不安定な時期でもあります。家庭や学校、地域において、生命の尊厳、心身の健康について学べるような思春期の保健教育等の取組が求められていることから、妊娠・出産・育児・性に関する正しい知識や思春期の子どもの身体的・心理的状況についての教育を行うとともに学習機会の充実に努めます。

また、子どもたちを取り巻く深刻な課題として、いじめや体罰等の問題があります。いじめや体罰等は、心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為となることから、その未然防止のための取組を推進します。

なお、ライフステージを通した子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供体制の充実による施策の展開は、この時期においても特に重要性の高い取組となっています。



171 学校保健の推進

教育指導課

学務保健課

事業内容

児童生徒等の健康の保持増進を図り、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行います。自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなどの学校における保健管理と保健教育を行います。

取組の方向性

学校保健計画において、各学校が実情に合わせた保健管理及び保健教育の立案、運営が適切に実施できるようにします。

172 学習指導要領に基づく性に関する指導

教育指導課

事業内容

心身の発育・発達についてなど、児童・生徒が健康や性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるよう発達段階に応じた指導を支援します。

取組の方向性

体育科、保健体育科、特別活動をはじめとした、学校教育全体を通じて指導できるよう、教育課程及び授業の充実に努めます。

173 多様な性に対する理解の促進

人権男女共同平和国際課

事業内容

性自認や性的指向に対する正しい認識が深まるよう、市民をはじめ、企業等様々な主体に向けた啓発や支援を行います。

取組の方向性

性自認や性的指向などを理由に悩み、生活のしづらさを感じている方々が、差別や偏見のない自分らしい生き方ができるよう、家庭、地域社会、職場等での理解と支援の促進を目指します。

174 いじめ暴力防止対策事業

教育指導課

事業内容

いじめや暴力の未然防止、早期発見・早期対応や相談体制の充実を図り、具体的な施策を推進するとともに、教職員、児童生徒、保護者等に対して、いじめ防止の意識啓発を図ります。

取組の方向性

各事業が児童生徒にとってより実効性のあるものになるよう見直しを行い、いじめや暴力の防止対策の具体的な施策を実施します。

「藤沢市子どもをいじめから守る条例」に基づき、いじめ防止対策を推進します。

いじめ防止啓発リーフレット等の配布及び改訂等を検討します。

175 いじめ防止啓発関連事業

人権男女共同平和国際課

事業内容

「藤沢市子どもをいじめから守る条例」に基づき、教育委員会と連携して、いじめ防止の意識啓発を図ります。

取組の方向性

「藤沢市子どもをいじめから守る条例」・「ピンクシャツデー」の周知等によるいじめ防止啓発活動に取り組みます。

176 体罰・不適切指導の防止に関する取組

教育指導課

事業内容

体罰・不適切指導の防止を図り、具体的な施策を推進するとともに、教職員に対して、体罰・不適切指導に対する意識啓発を図ります。

取組の方向性

体罰調査を実施し、実態把握を行うとともに、研修や担当者会等あらゆる機会を通じ、人権感覚を磨く取組を推進していきます。

再掲 基本目標1 柱4 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

取組の方向性

※再掲された基本目標及び柱に紐づくすべての事業が、基本目標4柱3における目指す方向性につながることから、基本目標及び柱ごと再掲をしています。

柱4 子ども・若者の居場所の充実

目指す方向性

すべての子ども・若者にとって、学校でもなく、家庭でもない、安全に安心して過ごせる居場所を持つことは自己肯定感・自己有用感に関わる生きる上での必要不可欠な要素となります。

国では、2023年（令和5年）12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定し、居場所の概念について広く見直しを行うとともに、2024年度（令和6年度）にその調査研究事業を実施しています。このような居場所の考え方の見直しについては、アンケート調査においても、SNSなどを居場所と回答する割合が一定数いることに関連しているものと考えられます。

このような状況を踏まえ、本市においては、「藤沢市子ども^{ともい}く^く計画」及び「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」において、その取組を進めてきましたが、2025年度（令和7年度）に向けて、改めて「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」の改定を行い、新たな居場所づくりの推進計画を策定し、施策の推進を図っていきます。

なお、これまで子どもの居場所の充実に掲げて実施してきた、放課後児童健全育成事業における放課後児童クラブや余裕教室等を活用した放課後子ども教室の整備、青少年等の健全な活動を推進するため、様々な事業や施設整備を実施するとともに、すべての子ども・若者の声を聴き



ながら、地域社会の関係団体やNPO等と連携した居場所づくりや運営に関する支援の在り方についても検討していきます。

177 居場所づくりに関する計画の策定及び推進

青少年課

事業内容

「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」の見直しを行う中で、国の「こどもの居場所づくりに関する指針」等を踏まえ、子ども・若者を対象とした居場所づくりに関する計画の策定を行うとともに、その推進を図っていきます。

取組の方向性

国の「こどもの居場所づくりに関する指針」や「児童館ガイドライン」「放課後児童クラブ運営指針」の見直し等に関する考え方を意識し、幅広く取組を進めていくための考え方をまとめ、多様な主体との連携による居場所づくりの推進を図ります。

178 少年の森に関する取組

青少年課

事業内容

少年の森は、藤沢市の北部に位置する青少年野外活動施設です。自然豊かで緑あふれる施設内には、アスレチックコースや木製遊具、キャンプ場、宿泊研修施設などが設置され、多くの青少年団体や青少年育成団体、学校、市民に利用されています。現在は指定管理者制度により運営をしており、「公益財団法人藤沢市みらい創造財団」を指定管理者としています。指定管理者が主催するイベントには、田んぼの中で泥遊びをする「どろんこまつり」や「稲作体験」「キャンプファイヤー」「プレーパーク」など小学生を中心に自然を体験できるイベントが開催されています。

取組の方向性

現在少年の森は再整備を進めており、再整備で目指す方向性を、「今の魅力（自然環境、子どもたちが思い切り遊べる場所）を大切に、周辺住民やファミリー等も気軽に立ち寄れる、利用できる施設に。」と定めています。

また、少年の森でコト・モノ・ヒトと出会い、体験することで、自分だけの「エウレカ」体験を見つけられる施設にすることを再整備コンセプトとして掲げています。

※エウレカは古代ギリシャの学者アルキメデスが発した感嘆詞で、浴槽に入ると水位が変化し、上昇した分の体積が水中に入った体の体積部分と等しいことを発見した際に、「エウレカ！エウレカ！」と叫び、発見の共有をしようとしたことから、何かを発見したことを喜ぶときに使われます。

179 放課後児童健全育成事業

青少年課

事業内容

放課後、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。

取組の方向性

運営事業者や庁内の関係機関と連携を図りながら、放課後児童クラブの整備・運営を行います。待機児童の解消のみならず、条例に定められた基準を満たさない定員設定となっている放課後児童クラブの定員の適正化も図ります。

他の放課後の居場所事業との連携を図りながら放課後児童クラブの整備・運営を進めます。

180 放課後子ども教室推進事業

青少年課

事業内容

放課後などに小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な居場所（遊び場）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

取組の方向性

放課後の子どもの居場所がない小学校区を優先的に、教育委員会などの関係機関と連携を図りながら、放課後子ども教室整備の考え方（本冊子巻末資料に掲載）にあわせて、放課後子ども教室の拡充を行います。

再掲

7

市民センターでの子どもの居場所・体験事業の充実

生涯学習総務課

事業内容

市民センターで行う生涯学習事業において、子どもを対象に様々な体験や交流ができる事業や開放事業を実施し、子どもの学習機会の充実や、居場所づくりを進めます。

取組の方向性

市民センターにおいて事業を実施することにより、子どもの体験や交流の機会を設けるとともに、市民センターでの学習機会の充実を図っていきます。

再掲

11

多様なスポーツ体験

スポーツ推進課

事業内容

子どもに親しみのある小・中学校の校庭、体育館等の活用をはじめ、多様なスポーツに触れる機会を提供することで、スポーツ活動の充実を図り、心身の健全育成を図ります。

取組の方向性

子どもに親しみのある小・中学校の校庭、体育館等を活用し、スポーツを行う環境整備を図るとともに、地域資源を活用したスポーツ体験の機会拡大を図ります。スポーツイベントの開催や情報発信を行い、子どもが気軽にスポーツを体験できる機会を拡大します。



事業内容

青少年施設（地域子どもの家・児童館・青少年会館・少年の森・SL 広場）の整備を進めるとともに、適切な管理運営を図り、地域における子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。また、各施設を拠点とした青少年の自立と社会参加を推進する事業を実施します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）

取組の方向性

青少年の居場所として、適切な管理運営を行うとともに、様々なニーズや社会情勢を捉え、施設の整備や運営について実施検討を進めていきます。

181 子どもの居場所づくりに向けた取組

事業内容

子ども・若者が自己肯定感をもって生活するためには、ありのままの自分を受け入れてもらえる居場所が必要となることから、様々な主体と連携した居場所づくりの取組を推進し、周知していきます。また、居場所の運営を行う多様な主体の情報交換を支援するとともに、子どもの安心・安全な居場所の確保を進めます。最後に、子どもの居場所づくり推進計画に基づき、だれひとり取り残さない、安全安心な居場所の確保を進めます。

取組の方向性

これまで、子どもの居場所づくりに向けた取組については、居場所づくりの重要性についての周知啓発事業等を実施しており、引き続き多様な主体と連携して取組を進めていく必要があります。また、居場所の確保にあたっては、子どもの意見を聞きながら、安全、安心を最優先として、公共施設のみならず民間施設を含めて、確保できるよう取組を進めていきます。

182 地域の縁側等地域づくり活動の推進

事業内容

藤沢市社会福祉協議会との協働により、支え合いの地域づくりをさらに推進するために、地域の縁側事業や安全・安心ステーション事業、地区ボランティアセンター事業を実施する住民主体の活動団体等に対し、運営面としての補助金交付や相談支援などを行います。

取組の方向性

地域の中に身近にあり、誰もが立ち寄れる場所、顔と顔の見える関係の中から、ささいな困りごとなど発信することが難しい子どもや世帯に対し、必要な相談支援機関につなげる役割を担います。

183 愛の輪福祉基金の活用(居場所づくり・担い手支援)

福祉総務課

事業内容

福祉活動の育成強化及び活動の充実を図るため、社会福祉に関するボランティア活動を行う団体や、障がい者の自立と社会参加を促す活動を行う団体等へ、藤沢市愛の輪福祉基金を活用した補助金の交付を行います。

取組の方向性

地域福祉の増進を図るため、事業周知を行うとともに、継続的に補助金の交付を行ってまいります。

184 空家利活用の推進

住まい暮らし政策課

事業内容

「藤沢市空家等対策計画」に基づき、空家の発生抑制・適正管理とともに、子どもの居場所など、子育て等に関連する公共・公益的な空家の活用を含む利活用などの空家対策を行います。

取組の方向性

空家の利活用に向けては、全国版の空家バンクの活用や、空家所有者と、子育て世帯を対象とした地域貢献事業等を目的とする利活用希望者をつなぐマッチング制度の推進を図ります。

再掲
19 青少年健全育成事業

青少年課

事業内容

世代間・同世代の交流や体験活動機会等を提供するため、各種青少年健全育成事業を実施し、青少年の自立と社会参加を支援します。(本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。)

取組の方向性

次代を担う青少年の自立や社会参加の機会を創出するため、市内の青少年関係団体や様々な機関と協働し、様々な体験の場を提供することで、青少年の健全育成を図ります。

再掲
20 青少年団体・育成団体への活動・支援事業

青少年課

事業内容

地域住民の主体的な活動に基づく青少年健全育成を目的として、青少年団体・青少年育成団体の活動の奨励と振興を図るため、その活動の支援を行います。(本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。)

取組の方向性

青少年団体、育成団体との連携を深め、市内における青少年健全育成の充実を図ります。



事業内容

青少年が外国の方と交流し、様々な生活習慣や文化を知ることで視野を広げ、互いの人権を尊重する心を養うことができるよう、各種イベント・講座を実施します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）

取組の方向性

様々な魅力的な事業を展開して、青少年と外国の方が交流できる機会を創出し、多文化を理解する青少年を育成します。

事業内容

様々な家庭環境に置かれる子どもたちに対し、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる居場所を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行います。

取組の方向性

支援が必要な子どもを早期に発見し、子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所を提供することにより、豊かな人間性や社会性を育みます。また、来所する子どもとその家庭状況等を把握し、必要な支援につなげていきます。

事業内容

生活保護利用世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学及び卒業に向けた支援をすることで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。また、子どもへの支援を通じて明らかになる保護者や世帯の抱える課題に対する支援を行います。現在、市内4か所(北部、東部、西部、御所見)で事業展開をしており、委託をしています。

取組の方向性

生活保護利用世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を行います。学習の場の提供を行うとともに、高等学校進学へ向けての支援、学びなおしの支援を行います。個別の学習能力に合わせた丁寧な支援を提供、また、必要に応じ、学校関係者とのケースカンファレンスへの出席、さらに高等学校進学のための説明会等への同行支援も行い、学習支援にとどまらず、養育環境を把握し、関係機関との連携による改善を図り、子どもの社会的自立の促進、貧困の連鎖の防止に取り組みます。

基本目標5 青年期の支援の充実

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。一方で、自らの価値観や生き方を確立しようとしませんが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安などを感じる時期でもあります。青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重される取組や若者に対する相談支援が求められます。

このような観点から、子ども・若者の高等学校等への進学支援や就労、自立に向けた支援の取組は重要であり、国においては、引き続き高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減の着実な実施、給付型奨学金と授業料等減免の対象拡大、貸与型奨学金の減額返還制度の見直しや授業料後払い制度の導入に向けた検討が行われています。

本市においても、独自の給付型奨学金制度による支援や就労支援、困難を抱える子ども・若者に対する自立や就労支援に向けた様々な取組を行うとともに、地域における雇用環境の向上や社会全体の希望を醸成する取組ともなる創業に関する支援を行っていきます。

また、「若者世代意識調査」において、「将来結婚しないと思う理由」については、「恋人・パートナーがいらないから/見つからないと思うから」という回答が最も多く 69.6%となっていますが、次いで「1人である方が、精神的な負担が少ないから」という回答が 59.6%となっています。さらに、「子どもを希望しない理由」としては、「金銭的な負担が大きいと思うから」という回答が最も多く 57.2%、次いで、「精神的な負担が大きいと思うから」という回答が 45.2%となっており、結婚や出産・子育てに関して明るいイメージを持つことが難しい状況にあるということが分かります。

そのため、子どもたちが家族を持ち、「次代の親」や地域社会における自立した構成員になることを想像しながら、自らのライフデザインを描くための取組を、子ども・若者の意見を聴取しながら進めていく必要があります。

柱1 子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実

目指す方向性

学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもたちが、それぞれの夢に向かっていくことができるよう、国の修学支援新制度を補完する形で充実させた本市独自の給付型奨学金制度による支援を引き続き行っていきます。

これまで、ニート、ひきこもり、不登校等の問題を抱える子ども・若者等を対象として、自立・就労支援につなげる若者しごと応援塾（ユースワークふじさわ）や子ども・若者育成支援事業（ユースサポート）などを実施しています。また、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業や就労支援事業等を実施し、子どもの進路選択や将来の就職に向けた相談のほか、職場体験等の支援を行い、ひきこもり等に対する相談や居場所の提供など、幅広い支援体



制を構築しています。特に、青年期は社会的にも子どもから若者を経て、責任を持った大人へ移行する転換期になることから、様々な支援制度の活用にあたり、包括的な相談支援や多機関協働の視点を持つことで、すべての子ども・若者が孤立することがないように取組を進めます。

さらに、持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組や幅広い学習者の要請に対応するための大学等における生涯学習の取組を促すとともに、本市も一事業者として若者をインターンシップ等により受け入れるなどの支援を行っていきます。

なお、困難を抱える子ども・若者の社会的・経済的な背景やその状況に至るまでの経緯は多様かつ複雑であるため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな個別支援と就労に向けた各種プログラムの充実を図り、官民を問わず、様々な関係機関と密接な連携を取り、相談や支援につなげていきます。

185 子ども・若者自立支援事業

青少年課

事業内容

子ども・若者が将来困難な状況にならないように、多様な人との交流によって、地域とのつながりや社会性を育むことができる居場所づくりを推進します。また、本市の困難を有する若者の支援機関であるユースサポート・ユースワークふじさわと連携し、困難を有する若者をボランティアとして受け入れることにより、社会的自立を支援します。

取組の方向性

青少年施設において、ボランティアの受け入れを実施することにより、困難を有する若者たちがボランティア活動を通じて人との関わりを持ち、社会的自立や自身の気づきへの一助となるよう、支援を行います。

186 ユースサポート・ユースワークふじさわ

産業労働課

青少年課

事業内容

ニート、ひきこもり等の自立・就労に困難を有する若者に対し、専門スタッフによるきめ細かな面談・相談、サークル活動、就労準備セミナー、ボランティア体験、就労体験等の各種プログラムを通じて、自立・就労に至るまで個別伴走型の支援を継続的に実施します。また、その保護者を対象に相談、交流会、セミナー等を実施します。

取組の方向性

自立・就労に困難を有する若者が一歩踏み出すきっかけを作れるよう、各支援機関（市の関係部課や民間の教育機関・支援機関）と連携するとともに、保護者セミナーや出張相談等の実施を通して、本人のみならず家族も含めた事業周知に努めます。また、困難を有する若者の自立や就労のために、引き続き各種プログラムを実施するほか、ボランティア体験や就労体験の新規開拓を行うなど、充実した事業内容となるよう努めていきます。

再掲 子どものいる生活保護利用世帯等に対する支援の充実(子ども支援員による教育支援)

生活援護課

事業内容

子どもの意向を丁寧に聞き取り、訪問等により、学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行い、きめ細かな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護利用世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。

取組の方向性

対象世帯の子どもの養育環境の確保のための支援、並びに子どもに対する自立に向けた支援を行います。

187 生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)

地域福祉推進課

事業内容

ひきこもり状態にあった方や何らかの理由により離職・転職を繰り返すなど個々の状態に応じ、生活習慣の形成など日常生活面での訓練、就労に必要な社会的能力の取得及び就労体験を通じて、就労に向けた支援を行います。現在、委託をしています。

取組の方向性

就労した経験がない、もしくは少ないため、仕事をするのが不安な方への支援(伴走型支援を含む)を行います。例えば、職場見学やボランティア活動を通じて、他者や社会とのつながりをつくったり、関係性を経験できるよう努めます。就労体験やビジネスマナーを学び、働く自分をイメージできるよう支援し、就労を目標に取り組みます。

再掲 91 生活保護利用世帯への就労支援

生活援護課

事業内容

就労支援相談員とケースワーカーが協力し、就労可能な生活保護利用者に対して、求人情報の提供や求職活動を行う際の支援を行います。

取組の方向性

就労による自立のために支援を行います。また就労が困難な場合には就労準備のための支援を行います。中学卒業後の進路や高等学校卒業後の進路に対し学校と連携を図りながら支援を行います。



再掲 高等学校就学及び就学継続のための相談と支援(子ども支援
78 員)

生活援護課

事業内容

子ども支援員とケースワーカーが協力し、中学生の時期から、高等学校進学への動機づけ、高等学校等に関する的確な情報提供など、生活保護利用世帯等の子どもや保護者が高等学校進学等に意欲を持てるよう、学校等関係機関と連携し支援を行います。入学後は、子ども自身が主体的に学校生活の意義を考え、中途退学することなく卒業まで充実した時間を過ごせるよう支援を行います。

取組の方向性

子どもの通学状況、学習状況に応じて関係機関と連携し、子どもを主体とした支援を行います。

再掲 奨学金給付事業
80

教育総務課

事業内容

意欲と能力のある高校生等が、経済的理由により進学を断念することなく、大学等での修学の機会が得られるよう、給付型の奨学金(入学準備奨学資金・学費奨学資金)を支給し、支援します。

取組の方向性

高等教育の修学支援に係る国・県の動向等を注視し、施策の内容を十分に検証したうえで見直しを行っていきます。

188 日中活動支援・就労支援

障がい者支援課

事業内容

特別支援学校等に在籍する市内生徒の進路先の調整等を目的として、障がい者支援課、教育機関、障がい福祉サービス事業所が連携し、生徒の施設利用意向や事業所の受入状況等について情報交換や課題の協議・検討を行う進路業務連絡会を開催します。

児者切替後のサービス利用等卒業後の相談のため特別支援学校への訪問を実施し、障がい福祉サービス説明会やケースワーカー面談を実施します。

取組の方向性

市内在住の特別支援学校卒業予定者の障がい福祉サービス及び卒業後の進路調整のため、白浜養護学校、藤沢支援学校が事務局となり、年3回の進路対策連絡会、年2回の進路業務連絡会を開催・運営します。説明会については児者切替に関する手続や障がい福祉サービスのご案内、障がい児と障がい者でのサービス内容の違いについての説明をします。ケースワーカー面談については各学校と協議の上、困難ケースを主とした面談を実施します。

189 就労支援体制の充実

産業労働課

事業内容

就労支援セミナー、資格取得講座、キャリアコンサルタントによる就労相談を実施します。また、3市1町（藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町）とハローワークの共催で行う湘南合同就職面接会を開催します。

取組の方向性

社会情勢の変化に対応した就労支援セミナー及び資格取得講座とともに個別の就労相談を実施することで、一人ひとりに寄り添った就労支援につなげていきます。

湘南合同就職面接会については、関係機関と連携し、効率的な就職機会と人材発掘の場を提供していきます。

190 障がい者就労支援事業

産業労働課

事業内容

企業向け障がい者雇用セミナー、障がい者雇用促進事業所訪問等啓発事業及び障がい者雇用優良事業所の表彰など様々な取組を実施するとともに、JOB チャレふじさわ（市役所内の障がい者就労の場）を設置し、就労を希望する障がい者の就労体験や見学の受入れを行います。

取組の方向性

湘南地域障害者就業・生活支援センターと共催して企業向け障がい者雇用セミナーを開催し、企業の障がい者雇用への理解を深めるとともに、障がい者雇用の法定雇用率が未達の企業に対してハローワーク藤沢や湘南地域就労援助センターと連携して訪問を実施します。また、市内の障がい者雇用優良事業所を表彰することで、市内企業の障がい者雇用の促進を進めていきます。市役所内の障がい者就労の場であるJOB チャレふじさわでは、企業等からの見学も受け入れています。

191 インターンシップの受入れ

職員課

事業内容

青年期の若者が、将来の人生設計をするにあたり、自らの適性等を理解し、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を身に着けつつ、ライフデザインを考える機会としてインターンシップの受入れを実施します。

取組の方向性

若者の興味・関心に応じた多様な職場体験の機会を提供するため、庁内関係課協力のもと、複数コースを設定したインターンシップを実施します。また、若者に対する職場体験の機会提供だけでなく、各コースに応じた若者ならではの柔軟なアイデアや発想力を生かした提案を行ってもらい、施策につなげる取組とします。



事業内容

何らかの理由により、自立や仕事に関して悩んでいる方やご家族に、生活のこと、仕事のこと、人とのつながりなど、相談できる窓口を紹介します。

取組の方向性

地域福祉推進課及び藤沢市社会福祉協議会で生活全般に関する相談を実施し、窓口まで行くことが難しい場合には、電話や電子メールでの相談、相談員による自宅訪問や近くの市民センター等での相談など、相手の状況に応じた相談を行います。

ストレスを感じたり、気持ちが沈む、イライラする、不安だなど、精神的な悩みを抱えている方、又はその家族に対する相談については、保健予防課のこころの悩みに関する相談を案内します。

193 困難を抱える当事者や家族の支援(地域福祉プラザの取組)

事業内容

地域福祉プラザは地域住民等のネットワークの拠点であり、また、世代や属性を超えた総合支援拠点であることから、地域福祉プラザの運営を通して、地域住民や多様な主体の参加による、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた取組を進めます。

取組の方向性

多様な主体の活動拠点を整備し、団体支援の充実及び地域福祉の推進を図ります。また地域資源及び地域生活課題を集約する中で、支援関係機関等との連携による課題解決を図ります。

194 創業支援・新産業創出の取組

事業内容

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に位置づけた事業を中心に、起業家や公益財団法人湘南産業振興財団などの関係機関と連携して、次代を担う高校生・大学生を対象とした創業機運を高める取組を進めます。

取組の方向性

市内の高等学校や大学と連携し、創業・起業の無関心者層である高校生・大学生に対して、起業家を講師に招いた基調講演や意見交換を行います。「創業」「起業」に対する気づきを与えるとともに将来における人生の選択肢を広げる機会を提供します。

195 幅広い学習支援(大学等における生涯学習)の取組

生涯学習総務課

事業内容

市内4大学において、大学の持つ専門的・総合的な教育機能を生かした学習機会を市民等に提供する市民講座を実施します。

取組の方向性

大学の持つ専門的・総合的な教育機能を生かした学習機会を提供し、多様化、かつ高度化した市民の学習要求にこたえます。

柱2 ライフデザインを考える機運の醸成**目指す方向性**

核家族化やきょうだい数の減少、地域とのつながりの希薄化が進む現代において、乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えており、こうした傾向は今後も継続されると考えられます。

そのため、子どもたちが「次代の親」としての自覚と正しい知識を持つことができるよう、それぞれの発達段階に応じた教育や啓発の機会を充実させることが必要です。

また、様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、子ども・若者が自らのライフデザインを描くことは、自身の生活を考える契機として重要なものとなります。それぞれの希望に応じて、パートナーと家族になることや親になる選択肢について、自分自身で考え、希望を持って生活するための意識啓発の取組について検討していきます。

再掲
135 地域に開かれた保育園

保育課

事業内容

保育園において、様々な世代との交流事業を行い、地域での交流・連携を図ります。また、区内の保育関連施設との連携や交流を目的に、教育・保育提供区域ごとに設置した基幹保育所を中心に、子育てに関する相談等、地域における子育て支援の充実を図ります。

取組の方向性

引き続き、子育て家庭交流事業、小中高生や高齢者との交流事業など、地域との交流・連携を図っていきます。

基幹保育所を中心に、地域や関係機関との連携を深めながら、保育体験や子育て相談などを行っています。



196 幼児理解(家庭科・生活科・総合的な学習の時間)

教育指導課

事業内容

各学校での家庭科・生活科・総合的な学習の時間などにおける実践的・体験的な学習を通して、「幼児理解」の推進が図られるように支援します。

取組の方向性

家庭生活に関わる教育活動を通して、家庭生活や家族の大切さ、子どもが育つ環境として家族の協力・役割についての理解を深め、生活をより良くする能力と態度が育つよう支援します。

197 乳幼児触れ合い体験

親子すこやか課

事業内容

中高生が命の大切さを学び、将来親となる準備として、乳幼児及びその親と触れ合い、様々な体験をする機会を提供します。

取組の方向性

地域で乳幼児触れ合い体験を推進していくために、子育て支援センターを中心に、中学校や高等学校の生徒の希望に応じ、学校が休みの期間中等に乳幼児触れ合い体験を実施します。

再掲 170 教育課程推進事業

教育指導課

事業内容

学習指導要領に則り、各学校において、学校や地域の実態を踏まえた創意工夫ある教育課程実施のため、特色ある教育課程を編成できるような支援を行います。

取組の方向性

指導主事の学校訪問や研修等により、各教科等における指導方法の工夫改善と指導の充実を図り、児童生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な教育課程の充実に努めます。

再掲 16 技能振興関係事業

産業労働課

事業内容

技能者の仕事を身近に感じてもらうため、技能者が小・中学校等を訪問し、技能の講演・実演・体験教室を実施します。

取組の方向性

市内の技能者による講演・実演を通じ、日々の生活に不可欠なものづくりなどを行う技能職に対する理解を深めます。

再掲
17

農業・漁業の体験

農業水産課

事業内容

収穫体験講座、食育講座、漁業体験イベントの開催や漁港見学の受け入れを実施します。また、給食用農水産物等を供給する生産者等と園児・児童・生徒との交流を推進します。

取組の方向性

地産地消を推進する上で、消費者と生産者が「顔が見える」関係を構築することは相互理解につながるため、農産物の収穫体験や漁業体験などの各種イベントや講座を開催し、生産者と消費者の交流促進に努めます。

給食用農水産物等を供給する生産者等に対する感謝の心を育むよう努めます。

関係機関と連携し、未来を担う若い世代に藤沢産農水産物等の魅力を知ってもらう取組や地産地消への理解が深まる取組を推進します。また、学生等が実施する地産地消の取組に対して支援します。

198 若者世代向けのライフデザインを考えるための取組

子ども総務課

事業内容

若者世代が働く、家庭をつくる（結婚のみならずパートナーシップの構築など多様性を前提とする）、子どもを育てる、地域で共に生活するということに対して希望を持つことができるように、主に高校生・大学生等の青年期の子ども・若者を対象として、それぞれのライフスタイルを学ぶ機会をつくり、自身のライフデザインを描くための機運醸成を図ります。

取組の方向性

希望にそったライフデザインを描き、生活をしている方に対する情報提供依頼を行う中で、子ども・若者が社会に対する希望を持てるような取組を進めます。また、対象となる高校生・大学生等の青年期の子ども・若者の声を聴きながら、多様な事業展開を検討していきます。



基本目標6 子育て当事者への支援の充実

核家族化の進展、女性の社会進出等に伴う共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化など、家庭や地域をめぐる環境が変化しており、祖父母や近隣の人から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。そのような中で、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のために重要です。

このような状況を踏まえ、子育て当事者に対する子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭に対する包括的な支援を行っていきます。

また、ジェンダー平等の意識や長時間労働を前提とした従来の働き方を見直す「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方を浸透させ、その具体的な推進のため、働きやすい・子育てしやすい環境を整え、多様な働き方に対応した制度設計を行うことも必要です。

本市では、これまでもジェンダー平等社会の実現に向けて、「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」に基づき、取組を進めていますが、更なる施策の充実を図り、働きやすい・子育てしやすい環境づくりを進めます。

柱1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

目指す方向性

子育て家庭が抱える経済的負担への不安は依然として大きく、アンケート調査の結果において、子育てに関しての悩みとして経済的負担に関することを挙げた回答は、中学2年生保護者においては、約3割となっています。また、5歳児や小学5年生の保護者においても、経済的負担を回答する割合は上位に位置しています。

このため、引き続き、幼児教育・保育の無償化、児童手当の支給や小児医療費助成などの取組を進めるとともに、各種の医療費等への助成や手当の給付などにより、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めていきます。

199 幼児教育・保育の無償化における保育料の負担軽減

保育課

事業内容

幼児教育・保育の無償化により、認定こども園（教育利用）及び幼稚園を利用する3歳以上の児童及び2歳児以下の住民税非課税世帯の児童を対象に、保育料の負担軽減を行います。

取組の方向性

未就学児に教育・保育の機会を保障するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法に基づき、保育料の負担軽減を行います。

200 藤沢型認定保育施設利用者への助成

保育課

事業内容

認可外保育施設のうち、市が定める基準を満たして認定した「藤沢型認定保育施設」の利用者の経済的な負担軽減を図るため、2歳以下の課税世帯で、一定の要件を満たす児童を対象に、利用料の一部を助成します。

取組の方向性

保護者の保育ニーズへの対応と経済的負担の軽減を図るため、引き続き、藤沢型認定保育施設利用者への利用料の一部助成を行います。

再掲
94

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育課

事業内容

認可保育施設や幼稚園等を利用する児童の保護者が各園に支払う給食費、教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。

取組の方向性

国が定める補足給付の基準に基づき、実費負担に対する助成を行うことで、低所得者の経済的な負担軽減を図ります。

201 多様な集団活動事業の利用者への助成

保育課

事業内容

認可外保育施設のうち、市から対象施設として決定通知を受けた小学校就学前の児童を対象とする多様な集団活動事業の利用者の経済的な負担軽減を図るため、対象要件を満たし、幼児教育・保育の無償化の対象とならない満3歳以上の児童を対象に、利用料に関する支援を行います。

取組の方向性

保護者の多様な教育・保育ニーズへの対応と経済的負担の軽減を図るため、多様な集団活動事業の利用者に対して利用支援事業を行います。

再掲
35

小児医療費助成事業

子育て給付課

事業内容

高校生年代（18歳以後の最初の3月31日）までの子どもの医療費の助成を行います。

取組の方向性

2024年（令和6年）4月から対象年齢を拡大し、より多くの児童が対象となった小児医療費助成事業を安定的に継続していくことで、子育て家庭の経済的負担の軽減と小児の保健の向上と福祉の増進を図ります。また、小児医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、住民異動手続との連携や、未申請者への申請勧奨、広報等による制度周知を行います。



202 児童手当の支給

子育て給付課

事業内容

高校生年代（18歳以後の最初の3月31日）までの児童を養育している家庭等に、児童手当の支給を行います。

取組の方向性

児童手当法に基づき、高校生年代（18歳以後の最初の3月31日）までの児童を養育している家庭等に手当を支給することにより、児童を養育している家庭等の生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に寄与します。

再掲 123 未熟児養育事業

子育て給付課

事業内容

出生時の体重が2,000グラム以下又は医師が養育医療を必要と認めた乳児の入院に係る医療費等を助成します。

取組の方向性

対象となる乳児に必要な医療費等を給付します。また、申請漏れのないよう、指定医療機関及び関係部署との連携を密にし、乳児の健康の保持増進と保護者の経済的負担の軽減を図ります。

再掲 105 育成医療給付事業

子育て給付課

事業内容

給付対象となる疾患のある18歳未満の児童の医療費を助成します。

取組の方向性

必要な医療の給付を行うことにより、児童の健全な育成を支援します。また、育成医療受給者証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、指定医療機関との連携を図ります。

再掲 101 特別児童扶養手当の支給

子育て給付課

事業内容

精神、知的又は身体に中程度以上の障がいのある児童を監護している方に、特別児童扶養手当の支給に関する手続の経由事務を行います。

取組の方向性

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がいのある児童を監護している家庭に特別児童扶養手当の経由事務を行うことにより、障がいのある児童を監護している家庭の生活の安定を図ります。

再掲
118 不妊症・不育症治療費の助成

親子すこやか課

事業内容

医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療治療の費用、及び不育症と診断されたのちに受けた治療や検査に要した費用（保険診療分を除く）の一部を助成します。

取組の方向性

治療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。

再掲
104 障がい者等医療費助成事業

障がい者支援課

事業内容

身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。

取組の方向性

障がい児の医療に関わる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図ります。

再掲
102 障がい児福祉手当の給付

障がい者支援課

事業内容

20歳未満の重度障がい児で日常生活において常時介護を必要とする、身体障がい者手帳1級の一部及び2級の一部の方、知能指数20以下の方、精神障がい者保健福祉手帳1級又はその他常時介護が必要であると認められる方に支給します。

取組の方向性

障がい児に対して手当を支給し、生活の安定と福祉の増進を図ります。

再掲
103 障がい者福祉手当の給付

障がい者支援課

事業内容

身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、条例に基づき手当を支給します。

取組の方向性

障がいのある方に手当を支給し、障がい児者の生活の安定と福祉の増進を図ります。



事業内容

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを支給します。

取組の方向性

就学援助を必要とする家庭に支援が行き届くよう、制度や申請手続などの分かりやすい表現と適切な周知に努め、全児童生徒等に向け、案内を行います。

203 特別支援教育就学奨励費事業**事業内容**

市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、特別支援教育に関わる費用の負担軽減のため、学用品費などの一部を援助します。

取組の方向性

就学援助事業との整合を図りながら、事業の充実を図ります。

柱2 共働き・共育ての推進**目指す方向性**

市民一人ひとりがやりがいや充実感を持って働きながら、子育てや地域の中での活動の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるように、ジェンダー平等の意識やワーク・ライフ・バランスの考え方を市民や事業所など広く地域社会に浸透させ、働きやすい、子育てしやすい環境を整えることが重要です。

このような考え方のもと、2021年（令和3年）に改正された育児・介護休業法において育児休暇の制度周知が義務づけられ、「ニーズ調査」の結果においても、5年前の同調査と比較して、男性の育児休暇取得率が大幅に上がっています。

引き続き、性別に関わりなく誰もが仕事との両立を図りながら安心して子育てを続けることができるよう、子育てと仕事の両立を支える子育て支援及び保育サービスを充実させ、働きやすい環境づくりに向けて、ワーク・ライフ・バランスや男性育休取得などの考え方をより一層浸透させていくことが必要です。

このため、育児・介護休業などの取得促進や労働時間短縮など、子育て家庭の望ましい働き方が実現されるよう、国や神奈川県などと連携しながら広く啓発活動を進めるなど、共働き・共育ての推進に取り組みます。

204 ジェンダー平等意識の醸成に向けた周知・啓発

人権男女共同平和国際課

事業内容

性別による固定的役割分担意識や性差に対する偏見の解消に向けて継続的な周知・啓発を行います。

取組の方向性

ジェンダー平等意識の醸成を図り多様性と包摂性のある社会を目指します。

205 働きやすい環境づくりに向けた啓発

産業労働課

事業内容

市内の勤労者及び事業主を対象に労働情報紙「勤労ふじさわ」を発行し、藤沢市の労働行政に関する事業や労働雇用関連情報などを紹介します。また、健康経営の推進をはじめとしたワーク・ライフ・バランスの推進を関係機関と連携しながら実施します。

取組の方向性

「勤労ふじさわ」を継続して発行するとともに、より効果的な意識啓発にも取り組みます。ワーク・ライフ・バランスの推進については、健康経営に関する周知啓発や認定企業のPRなどを行い、市内に本社のある健康経営優良法人の認定取得数増加を図ります。また、引き続き男性育休、テレワーク、ケアラーなどに関する周知啓発を実施します。

206 雇用環境の整備

産業労働課

事業内容

労働相談を定期的実施し、また立ち寄りやすい駅等で街頭労働相談会を開催します。

取組の方向性

労働に関する相談を気軽に行えるよう、継続的に事業を実施するとともに、市民へ積極的に周知します。

再掲 基本目標3 柱2 子育て支援サービスの充実
基本目標3 柱3 乳幼児期の保育・教育の充実

取組の方向性

※再掲された基本目標及び柱に紐づくすべての事業が、基本目標6柱2における目指す方向性につながることから、基本目標及び柱ごと再掲をしています。



事業内容

放課後、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。

取組の方向性

運営事業者や庁内の関係機関と連携を図りながら、放課後児童クラブの整備・運営を行います。待機児童の解消のみならず、条例に定められた基準を満たさない定員設定となっている放課後児童クラブの定員の適正化も図ります。

他の放課後の居場所事業との連携を図りながら放課後児童クラブの整備・運営を進めます。

柱3 ひとり親家庭への支援

目指す方向性

我が国のひとり親家庭の相対的貧困率は、OECD加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきました。また、アンケート調査においても、ひとり親家庭は子どものウェルビーイングや保護者の暮らしの状況・虐待の悩みなどに影響を与えている傾向が把握できます。

引き続き、経済的支援として生活の安定を図るため児童扶養手当の支給や医療費助成のほか、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや困りごとに対し、個々のニーズに合わせた支援メニューを組み合わせ、当事者に寄り添った相談・支援を行っていきます。

また、経済的な自立を後押しするため、就労に結び付く資格取得の促進や他機関と連携した就労支援、養育費の履行確保のための取組を推進していきます。

207 ひとり親家庭への子育て・生活支援

事業内容

母子・父子自立支援員による相談支援を行います。

ひとり親家庭等日常生活支援事業を行います。

取組の方向性

ひとり親家庭の子育てや生活に関する様々な相談からニーズや課題を把握し、バックアップふじさわ等庁内各部及び関係機関と連携し、相談者に寄り添った継続的な支援を行います。

ひとり親家庭の親が日常生活の中で子育てをしながら就労や修学等をするにあたり、一時的に家事支援や育児支援が必要となった場合に家庭生活支援員を派遣し、生活の安定と負担感の軽減を図ります。

**208 ひとり親家庭への経済的支援(児童扶養手当、養育者支援金、
神奈川県母子父子寡婦福祉資金貸付金)**

子育て給付課

事業内容

ひとり親家庭等又は養育者家庭に、児童扶養手当の支給を行います。
父又は母に代わり児童を養育している祖父母等に、養育者支援金の支給を行います。
神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する手続の経由事務を行います。

取組の方向性

児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。

父又は母の代わりに児童を養育している祖父母等に対し、公的年金等を受給していることにより全部又は一部が支給対象とならない児童扶養手当相当額を、生活の安定と子どもの福祉の増進を目的に養育者支援金として支給します。

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を図るとともに子どもの福祉の増進を目的として、神奈川県が実施する就学支度資金や修学資金等の貸付に関する手続の経由事務を行います。

209 ひとり親家庭への経済的支援(医療費助成)

子育て給付課

事業内容

ひとり親家庭等又は養育者家庭に、医療費の助成を行います。

取組の方向性

ひとり親家庭等の医療費の助成を行うことで、生活の安定と自立を支援し、経済的負担の軽減と健康の増進を図ります。また、福祉医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、広報等による制度周知のほか、住民異動手続との連携や児童扶養手当申請時に制度周知を行います。



事業内容

母子・父子自立支援員による相談支援を行います。

ひとり親家庭の生活の安定や自立促進を図るため、ひとり親家庭の親が就業や転職に有利となる技術や資格を取得する場合、母子家庭等自立支援給付金の支給等を行います。

取組の方向性

就労に関する相談から家庭状況や課題を的確に把握し、ジョブスポットふじさわ等の関係機関と連携し、より安定した生活基盤を築くための就労の確保に向けて継続的な支援を行います。

厚生労働省の指定する教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。

生活の安定に資する資格（看護師・保育士・介護福祉士など）を取得するため6か月以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費として高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了した際には修了支援金を支給します。

最終学歴が中学校である親及び子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合、受講開始時、修了時及び認定試験合格時に受講費用（上限あり）として、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を支給します。

事業内容

住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居募集時に入居しやすい環境を作るとともに、健康で安全な暮らしやすい環境を整備します。

取組の方向性

住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居募集時に優遇制度の適用や適宜随時募集を行うことで、入居しやすい環境を作るとともに、健康で安全な暮らしやすい環境を整えます。

事業内容

養育費の取り決めに関する公正証書の作成や家庭裁判所への調停申立て等に係る費用及び、養育費が不払いになった場合の強制執行申立て手続に係る費用を補助します。

取組の方向性

離婚後のひとり親家庭における子どもの健やかな成長を支援するため、ひとり親家庭相談時や戸籍担当部門と連携した制度周知を行うことで養育費の取り決めを促進していきます。

あわせて、裁判所への強制執行申立て手続に係る費用補助を実施することで、取り決めと受け取りの両輪で養育費の履行確保を支援し、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

基本目標7 子ども・若者の意見表明・意見反映

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。子ども・若者の意見を聴いて施策に反映することや子ども・若者の社会参画を進めることは、子ども・若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与え、変化をもたらす経験となることから、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高め、生活満足度を向上させることにつながるものとされています。

アンケート調査においても、自己肯定感と生活満足度が相関していることが確認できることから、児童の権利に関する条約の理念や「こどもまんなか社会」の実現にあたって、子ども・若者の意見表明のための環境づくりや聴取した意見をこども施策に反映させる取組は必要不可欠です。

子ども・若者の年齢・能力に応じて、また施策に応じて、幅広く意見聴取を行うための仕組みづくりを行うとともに、子ども・若者が意見表明をしやすい環境づくりやこども施策への意見反映のための取組を実施します。

柱1 こどもまんなか社会の実現に向けた取組の推進

目指す方向性

2023年（令和5年）4月に施行された「こども基本法」において、「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、「こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映する」とされていることから、施策に応じて対象者を定めながら、子どもの意見を聴取するための仕組みが求められています。

本市においては、2023年（令和5年）に子どもの意見を聴く取組として、ワークショップを行うとともに、「こどもまんなか応援サポーター」に参加するなどの取組を実施してきました。今後は、子ども・若者の意見聴取に関する仕組みを構築するとともに、こども施策に対する意見反映やフィードバックの方法を構築し、その実施について、民間主導の活動と連携しながら、推進をしていきます。



212 子どもの意見を聴取するための仕組みづくり

子ども総務課

事業内容

子ども・若者の意見聴取・反映を行うための仕組みづくりとして、意見聴取対象者の年齢に合わせた事前説明資料の作成や、意見を聴取する場や空間の整備、聴取した意見を検討する協議会等の設置に向けた取組を進めます。

取組の方向性

子ども・若者が意見を表明しやすい環境の整備や、受け取った意見を検討する場を明確化することで、より多くの子ども・若者の意見を聴取し、こども施策や事業に反映できるように努めます。

213 子ども・若者団体とのネットワークの構築

子ども総務課

事業内容

子ども・若者が所属している地域団体や高等学校・専門学校・大学等との連携を進め、地域で活躍する子ども・若者から意見聴取を実施するため、団体や学校等とのネットワークの構築を図ります。

取組の方向性

地域団体や高等学校・専門学校・大学等とのネットワーク構築を図り、情報連携を進めることで活動の横展開を図るとともに、子ども・若者の意見聴取を推進できるよう努めます。

214 こども未来基金等を活用した子ども・若者による事業実施手法の検討

子ども総務課

事業内容

聴取した意見や提案の実現に向けて、こども未来基金等を活用し、事業の実施に向けた検討を進めます。

取組の方向性

子ども・若者から提案を受けた事業等について、こども未来基金やクラウドファンディングなどを活用し、実施することにより、子ども・若者の自己肯定感や自己有用感の向上を図ります。

基本目標8 地域全体で共に支える基盤をつくる

近年、少子高齢化、人口減少社会を迎え、市民のライフスタイルも多様化しています。社会的孤立、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラーの問題など、複合化・複雑化した生活課題が見られるようになり、それらの課題は既存の制度だけでは対応が難しくなっています。

このような状況を踏まえ、本市では、制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、相互に連携することで、地域における課題解決力を強化するとともに、包括的な支援体制の整備を推進することで、誰もが安心して共生できる「地域共生社会の実現」を目指す取組を進めてきました。

これらの取組を進める中で、子育て家庭の困難を地域社会でしっかりと支えていくことは、子どもたちが地域の中で幸せに暮らし続けることができる社会を創っていく上で非常に重要な意義を果たすものです。

引き続き、子ども・若者や子育てを支援する地域の担い手を確保し、その専門性の向上を図るとともに、その基盤となる地域活動そのものを支援することで、より豊かな地域社会の実現を目指します。

また、地域版子育て応援メッセの取組などによる地域子育て支援団体のネットワーク化や地域生活課題の解決を図りながら住民相互の支えあいによる地域づくりを進める地域福祉のネットワーク化に関する取組を進め、地域社会を活性化させることで、すべての子どもと子育て家庭への切れ目のない支援の基盤を作っていきます。

柱1 子ども・若者や子育てなどを支援する担い手の確保・育成・支援

目指す方向性

本市では、高齢者・障がい児者・児童等の福祉の各分野における共通的な事項を盛り込む地域福祉計画に基づき、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指しています。子ども・若者の健やかな育ちや困難を地域全体で支えるために、様々な担い手の育成や確保が必要となります。

地域において、青少年指導員、障がい児支援に携わる方、民生委員・児童委員、保護司、子ども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の関係者、子育て支援に携わるボランティアなど様々な担い手が活動をしています。このような多様な担い手の確保、育成、専門性の向上を図ることで、地域住民や子育て関係者、行政等が相互に連携・協力していく地域社会を形成します。



再掲 地域での相談・連携の取組(民生委員・児童委員、主任児童委員との連携)
72

福祉総務課

事業内容

民生委員・児童委員、主任児童委員が、福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとはあるが相談窓口につながりにくい児童及び子育て世帯に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。

取組の方向性

継続して研修会等の知識向上の機会を設けるとともに、関係行政機関からのサポート体制を強化することで、複雑化・多様化する課題に対応します。各地区定例会や、主任児童委員連絡会の席で委員間での情報共有やケースの検討をし、共通理解を深めます。主任児童委員連絡会や研修会等で、関係相談窓口と意見交換をする機会を設け、連携を強化することで具体的な支援につなげます。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員の負担軽減や担い手不足の解消に向けて取り組み、地域福祉の充実を図ります。

再掲 更生保護活動の推進
58

地域福祉推進課

事業内容

社会を明るくする運動等を通じて市内における犯罪予防活動及び更生保護活動の推進に取り組むとともに、藤沢地区保護司会の活動を支援します。

取組の方向性

藤沢地区保護司会事務局である藤沢市社会福祉協議会、更生保護女性会やBBS会等の関係団体とともに更生保護に向けた地域づくりをさらに推進し、地域住民等の関心と理解の醸成に努めていきます。

再掲 青少年指導員育成事業
50

青少年課

事業内容

青少年指導員の育成を図り、地域における健全育成活動を推進するため、青少年指導員を対象に研修を行うとともに、青少年の育成事業を実施します。

取組の方向性

青少年を取り巻く環境の変化に対応していくため、新たな人材の育成を行うとともに、地域における健全育成活動を推進します。

215 子育てボランティアの養成

親子すこやか課

事業内容

子育て支援に関する研修や情報交換会を行い、地域の子育てを支える人材の育成を行います。

取組の方向性

受講しやすく内容の充実した研修を行い、子育てボランティアを育成します。

216 保育ボランティア向け講座

生涯学習総務課

事業内容

市民センターで行う生涯学習事業において、保育ボランティアとして活動している方を対象に、保育活動に必要な知識や技能の向上を目的とした研修会（セミナー）を実施します。

取組の方向性

保育ボランティアの養成を行うことにより、保育に係る資質の維持・向上を図ります。

再掲
15 地域でのおはなし会の開催

総合市民図書館

事業内容

おはなし会ボランティアと連携して、おはなし会を行い子どもが本に親しむ機会をつくりまします。また、各市民図書館・市民図書室と連携して子どもの発達段階や多様性に応じたおはなし会等を担えるボランティアを養成します。

取組の方向性

各市民図書館・市民図書室のおはなし会ボランティアと連携して子どもと子どもに関わる大人に向けておはなし会等を開催し、文字や文化に触れ、読書に親しむことのできる機会や環境の整備に努めます。子どもに関わる施設及び団体等に対し、資料の団体貸出や情報提供、来館おはなし会の受入れなどを行います。

ボランティア交流会や研修会を開催し、ボランティアの参加機会や知識を増やすとともに、職員とボランティア相互の交流を深め、情報共有に努めます。

再掲
132 ファミリー・サポート・センター事業

こども家庭センター

事業内容

保護者の仕事と育児の両立など安心して子育てができるよう、0歳児から小学6年生までの子どもがいる家庭を対象として、地域の人たちによる会員相互援助組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営しています。

取組の方向性

子育ての手助けを希望する方（おねがい会員）の多様なニーズに対応できるよう、子育ての手助けができる方（まかせて会員）の確保に努めるなど、事業の安定的な運営と支援の充実を図っていきます。



事業内容

障がい者又はその家族からの障がい者の福祉制度や生活についての相談に経験者が電話等で身近な相談相手として応じます。

取組の方向性

障がい者の安定した地域生活を支え、市民の障がい福祉に関する理念を深めるため、相談員を配置し、障がい者又はその家族からの相談を通じて、障がい福祉の実践活動の推進や障がい福祉の向上を図ります。

柱2 地域活動の支援とネットワークづくり

目指す方向性

地域の課題が多様化・複雑化する中で、子育て支援をはじめとした地域課題に関する各分野の担い手が地域活動を継続・発展できるよう、その活動支援を行うことは重要です。本市においては、地域福祉・市民活動・生涯学習などの各分野の計画において、地域課題への対応や市民活動による地域社会の活性化、学びの成果を地域に生かす取組として、活動支援に関する内容を位置づけています。

また、このような事業を進める中で、実際に地域社会の活力を高める多彩な取組が生まれ、活動団体相互の協力・連携や学校、企業、NPO、市などが交流できるような多様な活動が創出されています。さらに、地域活動団体への様々な支援事業として、活動団体への資金や活動場所に関する支援事業なども実施しております。

一方で、子育て家庭に対するきめ細かな子育て支援サービス等の効果的・効率的な提供については、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成が必要となることから、教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関や地域団体同士のネットワークを充実させるとともに、市長部局と教育委員会との連携や要保護児童対策地域協議会を活用した連携の強化を目指します。

さらに、こども家庭センターは、その体制整備を行う中で、関係機関や地域団体等と協働しながら、母子保健や児童福祉に関する多様なサービスや地域資源を有機的に連携させ、子どもと子育て家庭を切れ目なく支援していきます。

218 市民活動推進センターの取組

市民自治推進課

事業内容

市民活動推進センター（本館）及び市民活動プラザむつあい（分館）を設置し、会議室やロッカー等の市民活動の場や機材を提供するほか、市民活動に関する講座、市民活動団体の交流会等の事業を企画・実施します。

取組の方向性

公益的な市民活動の推進に資することを目的に、市民活動に関する様々な情報の提供、市民活動団体相互の交流及び連携の促進、市民活動団体の自立化の支援等を行います。

また、多様化する地域課題に対し、市民活動団体がその解決に寄与することを目的に、あらゆる支援、コーディネート、協働の推進に取り組みます。

219 地域における多様な主体による活動の支援

生涯学習総務課

市民自治推進課

事業内容

公民館と市民センターの一体化に伴い、市民センターで活動する多様な主体を支援し、地域住民主体の活動や地域課題の解決を目指していきます。

取組の方向性

公民館と市民センターの一体化に伴い、これまで公民館で活動していた社会教育関係団体と市民センターで活動していた各種団体とが有機的につながり、地域住民主体の活動や地域課題の解決を目指していきます。

220 ふじさわボランティアセンターの取組

地域福祉推進課

事業内容

福祉ボランティアに関する相談や、依頼者とボランティアとのコーディネート等を行います。またボランティア体験を行える入門的な内容も含めたボランティア講座の開催や、ボランティア活動の紹介、ボランティア募集等の情報についての広報活動を行います。（本事業を実施する藤沢市社会福祉協議会を支援しています。）

取組の方向性

ボランティア活動への参加促進を図るとともに、ボランティアニーズを把握し適切なマッチングを実施しボランティア活動を包括的に支援します。また様々な主体と情報交換を実施し、市内のボランティア活動の充実とボランティア団体への支援に協働して取り組みます。



221 チーム FUJISAWA2020 の取組

市民自治推進課

事業内容

ボランティア活動がもっと身近になるように、ポータルサイトに様々な分野のボランティア募集情報を掲載し、誰でも気軽にボランティア活動に参加できる仕組み「チーム FUJISAWA2020」の取組を推進します。

取組の方向性

「いつでも、だれでも、気軽に、ボランティア活動を行うことができる」仕組みを作り、ボランティアの活性化を通じて、地域における人と人とのつながりを深め、多様性を認め合い、助け合いの社会をつくっていきます。

222 ミライカナエル活動サポート事業

市民自治推進課

事業内容

暮らしの豊かさの実現や地域社会の課題解決につながる公益的な事業を行う市民活動団体を対象に審査選考を行い、補助金及び負担金を交付します。あわせて、団体の活動に対する伴走的な支援や協働コーディネートを行います。また、構成員の過半数が若者で構成される団体を優先的に採択するユース枠（スタート支援コース）を設けます。

取組の方向性

事業実施団体の活動の継続性や発展性を重視し、市民活動団体の立上げ時期から団体の成長支援や多様な主体による協働まで段階に応じた3つのコースを設定し、団体の成長段階に応じたサポートやコーディネートを実施することで、市民活動団体への支援の充実を図ります。

223 地域まちづくり事業の推進

市民センター

事業内容

地域の意見を集約しながら把握した地域課題の解決に向けて、地域の特性を生かした事業を企画及び実施します。

取組の方向性

地域の人材発掘としては、地域の課題や特性に応じた地域づくりを進めるため、各地区それぞれ、情報発信やイベントを通じて活動団体を支援しています。各地区の事業は、市が実施、支援等を行い、地区集会等での意見を踏まえて、毎年見直しを行いながら進めていきます。

再掲 183 愛の輪福祉基金の活用(居場所づくり・担い手支援)

福祉総務課

事業内容

福祉活動の育成強化及び活動の充実を図るため、社会福祉に関するボランティア活動を行う団体や、障がい者の自立と社会参加を促す活動を行う団体等へ、藤沢市愛の輪福祉基金を活用した補助金の交付を行います。

取組の方向性

地域福祉の増進を図るため、事業周知を行うとともに、継続的に補助金の交付を行っていきます。

再掲 184 空家利活用の推進

住まい暮らし政策課

事業内容

「藤沢市空家等対策計画」に基づき、空家の発生抑制・適正管理とともに、子どもの居場所など、子育て等に関連する公共・公益的な空家の活用を含む利活用などの空家対策を行います。

取組の方向性

空家の利活用に向けては、全国版の空家バンクの活用や、空家所有者と、子育て世帯を対象とした地域貢献事業等を目的とする利活用希望者をつなぐマッチング制度の推進を図ります。

224 市民との協働による子育て支援ネットワークづくり

親子すこやか課

事業内容

子育て家庭などに対する情報提供や子育て支援グループの交流を目的に市民との協働による地域版「子育て応援メッセ」の実施を支援します。

取組の方向性

地域の特色を生かした地域版「子育て応援メッセ」が継続して開催され、地域における子育て支援活動の充実が図れるように支援します。それぞれの地域で子ども・若者が安心して過ごせる体制づくりのため、身近な地域の情報発信や交流を促す活動を支援します。

再掲 27 市民センターにおける子育て・家庭教育支援

生涯学習総務課

事業内容

乳幼児から未就学児とその保護者を対象とした乳幼児家庭教育学級や講座の開講、保育室開放事業を行います。

取組の方向性

親子のふれあいの場をつくるとともに、参加者同士の仲間づくりを促進することで子育て期の親子の孤立化を防ぎます。また、情報交換や交流を通じて、子育てについて考えることで、育児に関する不安や疑問の軽減に努めます。



事業内容

藤沢市社会福祉協議会との協働により、支え合いの地域づくりをさらに推進するために、地域の縁側事業や安全・安心ステーション事業、地区ボランティアセンター事業を実施する住民主体の活動団体等に対し、運営面としての補助金交付や相談支援などを行います。

取組の方向性

地域の中に身近にあり、誰もが立ち寄れる場所、顔と顔の見える関係の中から、ささいな困りごとなど発信することが難しい子どもや世帯に対し、必要な相談支援機関につなげる役割を担います。

225 地域の自主的活動へのサポート・ネットワークづくり

事業内容

藤沢市社会福祉協議会との協働により、地域の支え合いや助け合いにつながる活動の支援や、担い手の育成を推進するための仕組みの構築及び強化を行います。また、公共施設等を活用した地域活動の拠点づくりや交流の場を提供する基盤づくりを進めます。

取組の方向性

地域づくりの中で、地域で生活する方の困りごとを把握し必要な支援機関につなげていきます。また、その中で支え手と受け手の枠を越え地域の中で住民同士が支え合い、循環するような地域支援を行います。

事業内容

母子保健機能と児童福祉機能が一体となり、より連携を強化して、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、切れ目のない相談支援を行うとともに地域資源の開拓などにより必要な支援を提供できる体制を整備します。

取組の方向性

相談対応に加え、支援が必要な子どもや妊産婦等を早期に発見し、家庭支援事業、地域資源等を有機的に組み合わせ、相談者とともにサポートプランを作成することで必要な支援の充実を図ります。また、多機関連携・協働によるネットワークの構築や地域資源の開拓を進め、必要な支援を着実に提供できる体制の整備を図ります。

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 制度における市町村の役割

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、国が子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するために定める基本的な指針を踏まえ、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。

策定にあたっては、子ども・子育て支援事業計画において次の5項目を定め、総合的・計画的に行うこととされており、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上を図っていきます。

- ① 教育・保育提供区域の設定
- ② 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④ 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- ⑤ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

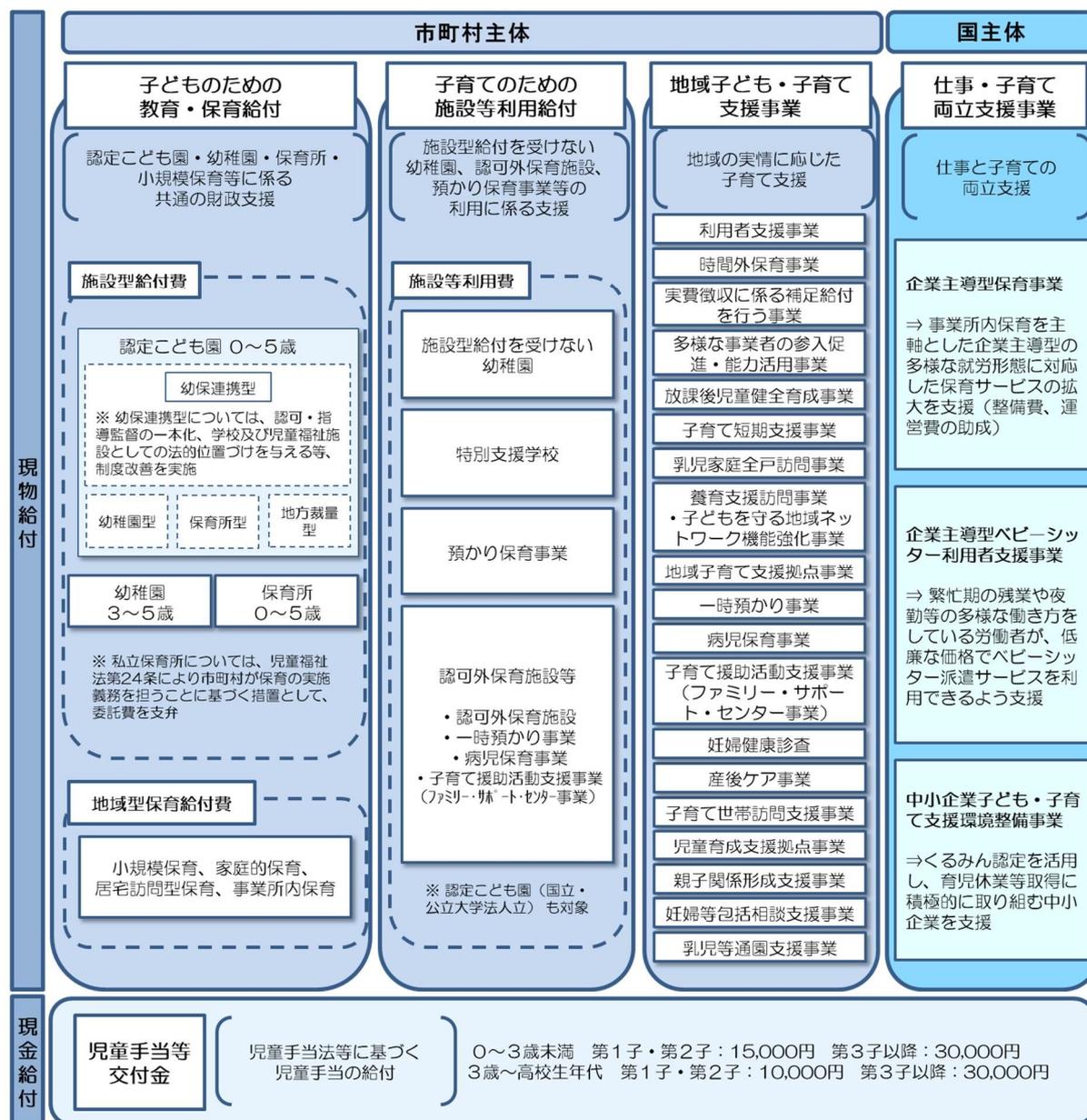
(2) 給付・支援事業

子ども・子育て支援法において、幼児期の教育・保育の提供（給付）や子育て支援に関する事業として、「子どものための教育・保育給付」「子育てのための施設等利用給付」「地域子ども・子育て支援事業」「仕事・子育て両立支援事業」が定められています。

このうち、「子育てのための施設等利用給付」は、2019年（令和元年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化により創設された給付事業です。幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を保証するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的としており、3歳から就学前までの児童、及び0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童の教育・保育にかかる基本的な利用料（保育料）を対象に、「子どものための教育・保育給付」及び「子育てのための施設等利用給付」による給付事業として実施されています。制度に関連する給付・支援事業の全体像は次のとおりです。



国が示す子ども・子育て支援新制度の全体像



ア 子どものための教育・保育給付

子どものための教育・保育給付は、認定こども園・幼稚園・認可保育所の「特定教育・保育施設」や、小規模保育事業等の「特定地域型保育事業」において、市町村から認定を受けた児童の教育・保育の提供に要する費用に関する給付で、次の2つに分類されます。

■施設型給付

施設型給付の対象施設は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設となります。施設型給付の対象施設を「特定教育・保育施設」といいます。

■地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」の4つです。地域型保育給付の対象事業を「特定地域型保育事業」といいます。

施設・事業		概要
特定教育・保育施設	認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設
	幼稚園	学校教育法に基づき、満3歳から小学校就学前までの幼児の教育を行う施設（施設等利用給付を受ける園を除く）
	認可保育所	児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設で、知事等の許可を受けた児童福祉施設
特定地域型保育事業	小規模保育事業	市町村の認可を受けた事業者が、少人数（定員6～19人）で保育を必要とする0～2歳児に対して保育を行う事業
	家庭的保育事業	市町村の認可を受けた保育士資格等のある保育者（家庭的保育者）の居宅等で、少人数（定員5人まで）で保育を必要とする0～2歳児に対して保育を行う事業
	事業所内保育事業	企業や病院等の事業所が、従業員や職員を対象に、職場内や職場の近くに設置した市町村の認可基準を満たす事業 ※地域の保育を必要とする子どもの受入れも実施
	居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業

イ 子育てのための施設等利用給付

子育てのための施設等利用給付は、市町村からの認定を受けた利用者が、子育てのための施設等利用給付の対象として市町村の確認を受けた「特定子ども・子育て支援施設等」を利用した際にかかる保育料を対象とした給付です。

施設・事業		概要
特定子ども・子育て支援施設等	幼稚園	学校教育法に基づき、満3歳から小学校就学前までの幼児の教育を行う施設（施設型給付を受ける園を除く）
	特別支援学校の幼稚部	学校教育法に基づく特別支援学校に設置された幼稚園
	認可外保育施設	児童福祉法に基づく届出を行い、都道府県の指導監督基準を満たす保育施設（藤沢型認定保育施設・幼児教育施設等を含む）
	預かり保育事業	幼稚園において、開園日の教育時間前後や長期休業日に、在園児童を預かる事業
	一時預かり事業	保護者が就労している場合や緊急の用事が生じたときリフレッシュしたいときなどに、認可保育所において、一時的に保育する事業
	病児・病後児保育事業	児童が病気やその回復期で集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育が困難な場合、病院・保育所等において児童を一時的に保育する事業
	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と援助を行うことができる人が会員組織を構成し、預かり等を行う事業



ウ 保育の必要性の認定

教育・保育施設及び事業等の利用にあたっては、保育の必要性の有無に応じた給付認定を市町村から受ける必要があります。

給付認定は、子どもの年齢や保育の必要性の有無、利用施設・事業の種別等に応じた区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して認定します。

(ア) 給付認定区分

■ 特定教育・保育給付認定

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための給付認定を受ける必要があります。

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳未満	なし	-	-
	あり	3号認定（保育標準時間認定） 3号認定（保育短時間認定）	認定こども園（保育利用）、認可保育所 地域型保育事業
満3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間認定）	認定こども園（教育利用）、 幼稚園（施設型給付を受ける園）
	あり	2号認定（保育標準時間認定） 2号認定（保育短時間認定）	認定こども園（保育利用）、認可保育所

※保育の必要性がある場合には、保育標準時間（主にフルタイムの就労を想定）と保育短時間（主にパートタイムの就労を想定）の2区分によって認定。

■ 施設等利用給付

特定子ども・子育て支援施設等の利用にあたり、子育てのための施設等利用給付を受けるためには、給付対象であることの認定を受ける必要があります。

クラス	保育の必要性	認定区分	特定子ども・子育て支援施設等 （利用できる主な施設及び事業）
0～2歳	なし	新1号認定	幼稚園（施設等利用給付を受ける園）
	あり（住民税非課税世帯のみ）	新3号認定	認可外保育施設、幼稚園・特別支援学校幼稚部の 預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業
3～5歳	なし	新1号認定	幼稚園（施設等利用給付を受ける園）、特別支援学校の幼稚部
	あり	新2号認定	認可外保育施設、幼稚園・特別支援学校幼稚部の 預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業

※クラスの年齢については4月1日時点

(イ) 保育の必要性の事由について

「保育の必要性」が認められる事由については、次のとおりです。

保護者の状況	保育を必要とする事由
就労	月 64 時間（実働）以上、就労することが常態となっている場合
妊娠・出産	母親の出産準備や出産後の休養が必要な場合
保護者の疾病	病気やけがをしている場合
保護者の障がい	精神や身体に障がいがある場合
親族等の介護・看護	親族を介護又は看護していて、月 64 時間以上拘束されることが常態となっている場合
災害復旧に従事	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合
求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合
就学	大学・専門学校・職業訓練校等に、月 64 時間（休憩時間・通学時間を除く）以上就学することが常態となっている場合
対象園児のきょうだいの 育児休業中	園を利用している児童の弟妹が生まれ、育児休業を取得する場合
その他	その他市長が必要と認める場合

※2024 年（令和 6 年）10 月時点

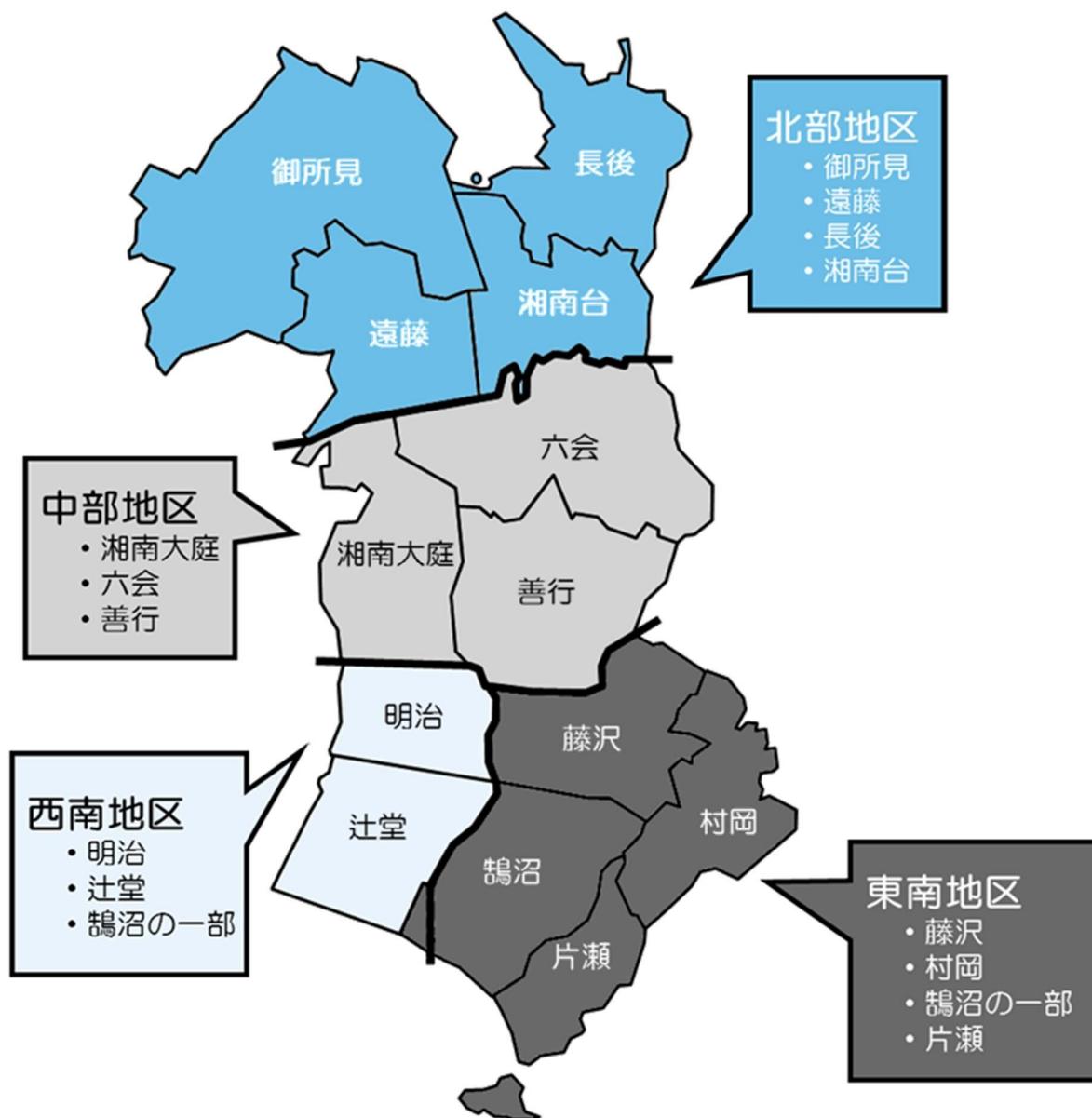


2 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子ども・子育て支援事業計画において、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することが求められています。

本計画では、これまでの計画における考え方を踏襲し、教育・保育の量の見込みを定める教育・保育提供区域は全市を4地区に区分し、地域子ども・子育て支援事業に関する提供区域は全市1区域として設定します。

なお、教育・保育提供区域に基づいて、地域の実情やニーズの変化などに配慮して、施設整備や需給調整を行います。



3 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域ごとの計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」と「確保の内容（提供体制）」は次のとおりです。

（1）量の見込みと確保方策

【確保方策の考え方】

●認定こども園（教育利用）・幼稚園

教育利用に関するニーズに対し、市内に設置された認定こども園及び幼稚園において対応することを想定しています。

●認定こども園（保育利用）・認可保育所・地域型保育事業等

保育需要の高い地域を中心に、低年齢の受入れに配慮した定員構成の認可保育所等の新設や、既存施設の定員拡大などを検討します。認定こども園については、移行における課題や各施設の個別事情等に留意する中で、移行に向けた支援を進めます。

また、認可外保育施設に係る地方単独認証保育施設として、引き続き、藤沢型認定保育施設事業を実施するとともに、企業主導型保育事業の地域枠の活用など、保育の受皿確保を図ります。

具体的な量の見込みと確保の内容は、次ページから記載します。

（2）3号認定子どもの保育提供率の目標値

3号認定子ども（満3歳未満）の計画期間中の保育提供率（各年度の人口推計における満3歳未満の子どもの数の全体に占める3号認定の利用定員数の割合）の目標値は次のとおりです。

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
目標値	45.0%	46.1%	46.5%	47.1%	47.8%



ア 市全域

(単位：人)

2025年度 (令和7年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	3,985	301	4,947	545	1,423	1,601	12,802
		4,286					
確保の内容 ②		6,791	5,186	836	1,523	1,760	16,096
特定教育・保育施設		1,744	4,922	724	1,224	1,444	10,058
施設等利用給付を受ける幼稚園		5,047	—	—	—	—	5,047
特定地域型保育事業	—	—	0	67	174	172	413
藤沢型認定保育施設	—	—	205	21	51	76	353
企業主導型保育事業	—	—	59	24	65	68	216
上記以外		0	—	—	9	0	9
②-①		2,505	239	291	100	159	3,294

(単位：人)

2026年度 (令和8年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	3,786	303	4,924	552	1,440	1,586	12,591
		4,089					
確保の内容 ②		6,771	5,255	845	1,545	1,790	16,206
特定教育・保育施設		1,724	4,991	733	1,246	1,474	10,168
施設等利用給付を受ける幼稚園		5,047	—	—	—	—	5,047
特定地域型保育事業	—	—	0	67	174	172	413
藤沢型認定保育施設	—	—	205	21	51	76	353
企業主導型保育事業	—	—	59	24	65	68	216
上記以外		0	—	—	9	0	9
②-①		2,682	331	293	105	204	3,615

(単位：人)

2027年度 (令和9年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	3,602	300	4,921	551	1,455	1,604	12,433
		3,902					
確保の内容 ②		6,751	5,255	845	1,545	1,790	16,186
特定教育・保育施設		1,930	4,991	733	1,246	1,474	10,374
施設等利用給付を受ける幼稚園		4,821	—	—	—	—	4,821
特定地域型保育事業	—	—	0	67	174	172	413
藤沢型認定保育施設	—	—	205	21	51	76	353
企業主導型保育事業	—	—	59	24	65	68	216
上記以外		0	—	—	9	0	9
②-①		2,849	334	294	90	186	3,753

(単位：人)

2028年度 (令和10年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	3,410	301	4,893	568	1,470	1,621	12,263
		3,711					
確保の内容 ②		6,731	5,255	845	1,545	1,790	16,166
特定教育・保育施設		2,205	4,991	733	1,246	1,474	10,649
施設等利用給付を受ける幼稚園		4,526	—	—	—	—	4,526
特定地域型保育事業	—		0	67	174	172	413
藤沢型認定保育施設	—		205	21	51	76	353
企業主導型保育事業	—		59	24	65	68	216
上記以外		0	—	—	9	0	9
②-①		3,020	362	277	75	169	3,903

(単位：人)

2029年度 (令和11年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	3,253	304	4,912	574	1,497	1,635	12,175
		3,557					
確保の内容 ②		6,711	5,255	845	1,545	1,790	16,146
特定教育・保育施設		2,705	4,991	733	1,246	1,474	11,149
施設等利用給付を受ける幼稚園		4,006	—	—	—	—	4,006
特定地域型保育事業	—		0	67	174	172	413
藤沢型認定保育施設	—		205	21	51	76	353
企業主導型保育事業	—		59	24	65	68	216
上記以外		0	—	—	9	0	9
②-①		3,154	343	271	48	155	3,971



イ 東南地区

(単位：人)

2025年度 (令和7年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	1,379	121	2,083	219	598	625	5,025
		1,500					
確保の内容 ②		2,136	2,080	345	640	731	5,932
特定教育・保育施設		430	2,014	292	515	604	3,855
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,706	—	—	—	—	1,706
特定地域型保育事業	—	—	0	26	68	70	164
藤沢型認定保育施設	—	—	19	10	22	19	70
企業主導型保育事業	—	—	47	17	35	38	137
上記以外		0	—	—	0	0	0
②-①		636	△3	126	42	106	907

(単位：人)

2026年度 (令和8年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	1,286	123	2,031	219	608	655	4,922
		1,409					
確保の内容 ②		2,136	2,050	345	640	731	5,902
特定教育・保育施設		430	1,984	292	515	604	3,825
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,706	—	—	—	—	1,706
特定地域型保育事業	—	—	0	26	68	70	164
藤沢型認定保育施設	—	—	19	10	22	19	70
企業主導型保育事業	—	—	47	17	35	38	137
上記以外		0	—	—	0	0	0
②-①		727	19	126	32	76	980

(単位：人)

2027年度 (令和9年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	1,244	125	2,047	219	617	665	4,917
		1,369					
確保の内容 ②		2,136	2,050	345	640	731	5,902
特定教育・保育施設		430	1,984	292	515	604	3,825
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,706	—	—	—	—	1,706
特定地域型保育事業	—	—	0	26	68	70	164
藤沢型認定保育施設	—	—	19	10	22	19	70
企業主導型保育事業	—	—	47	17	35	38	137
上記以外		0	—	—	0	0	0
②-①		767	3	126	23	66	985

(単位：人)

2028年度 (令和10年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	1,171	123	2,006	219	626	676	4,821
		1,294					
確保の内容 ②		2,136	2,050	345	640	731	5,902
特定教育・保育施設		430	1,984	292	515	604	3,825
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,706	—	—	—	—	1,706
特定地域型保育事業	—		0	26	68	70	164
藤沢型認定保育施設	—		19	10	22	19	70
企業主導型保育事業	—		47	17	35	38	137
上記以外		0	—	—	0	0	0
②-①		842	44	126	14	55	1,081

(単位：人)

2029年度 (令和11年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	1,143	130	2,046	219	635	686	4,859
		1,273					
確保の内容 ②		2,136	2,050	345	640	731	5,902
特定教育・保育施設		430	1,984	292	515	604	3,825
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,706	—	—	—	—	1,706
特定地域型保育事業	—		0	26	68	70	164
藤沢型認定保育施設	—		19	10	22	19	70
企業主導型保育事業	—		47	17	35	38	137
上記以外		0	—	—	0	0	0
②-①		863	4	126	5	45	1,043



ウ 西南地区

(単位：人)

2025年度 (令和7年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	642	66	982	111	291	361	2,453
		708					
確保の内容 ②		1,150	1,150	184	329	392	3,205
特定教育・保育施設		0	982	153	249	283	1,667
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,150	—	—	—	—	1,150
特定地域型保育事業	—	—	0	21	50	54	125
藤沢型認定保育施設	—	—	168	6	16	43	233
企業主導型保育事業	—	—	0	4	14	12	30
上記以外		0	—	—	0	0	0
②-①		442	168	73	38	31	752

(単位：人)

2026年度 (令和8年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	603	67	989	111	294	368	2,432
		670					
確保の内容 ②		1,150	1,204	190	341	410	3,295
特定教育・保育施設		0	1,036	159	261	301	1,757
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,150	—	—	—	—	1,150
特定地域型保育事業	—	—	0	21	50	54	125
藤沢型認定保育施設	—	—	168	6	16	43	233
企業主導型保育事業	—	—	0	4	14	12	30
上記以外		0	—	—	0	0	0
②-①		480	215	79	47	42	863

(単位：人)

2027年度 (令和9年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	570	66	997	111	296	378	2,418
		636					
確保の内容 ②		1,150	1,204	190	341	410	3,295
特定教育・保育施設		0	1,036	159	261	301	1,757
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,150	—	—	—	—	1,150
特定地域型保育事業	—	—	0	21	50	54	125
藤沢型認定保育施設	—	—	168	6	16	43	233
企業主導型保育事業	—	—	0	4	14	12	30
上記以外		0	—	—	0	0	0
②-①		514	207	79	45	32	877

(単位：人)

2028年度 (令和10年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	550	69	1,029	111	299	386	2,444
		619					
確保の内容 ②		1,150	1,204	190	341	410	3,295
特定教育・保育施設		0	1,036	159	261	301	1,757
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,150	—	—	—	—	1,150
特定地域型保育事業	—		0	21	50	54	125
藤沢型認定保育施設	—		168	6	16	43	233
企業主導型保育事業	—		0	4	14	12	30
上記以外		0	—	—	0	0	0
②-①		531	175	79	42	24	851

(単位：人)

2029年度 (令和11年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	524	69	1,043	111	301	395	2,443
		593					
確保の内容 ②		1,130	1,204	190	341	410	3,275
特定教育・保育施設		500	1,036	159	261	301	2,257
施設等利用給付を受ける幼稚園		630	—	—	—	—	630
特定地域型保育事業	—		0	21	50	54	125
藤沢型認定保育施設	—		168	6	16	43	233
企業主導型保育事業	—		0	4	14	12	30
上記以外		0	—	—	0	0	0
②-①		537	161	79	40	15	832



エ 中部地区

(単位：人)

2025年度 (令和7年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	797	59	879	66	223	253	2,277
		856					
確保の内容 ②		1,985	942	129	235	279	3,570
特定教育・保育施設		370	942	123	207	260	1,902
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,615	—	—	—	—	1,615
特定地域型保育事業	—	—	0	6	16	16	38
藤沢型認定保育施設	—	—	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—	—	0	0	3	3	6
上記以外		0	—	—	9	0	9
②-①		1,129	63	63	12	26	1,293

(単位：人)

2026年度 (令和8年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	762	59	885	64	222	238	2,230
		821					
確保の内容 ②		1,985	942	129	235	279	3,570
特定教育・保育施設		370	942	123	207	260	1,902
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,615	—	—	—	—	1,615
特定地域型保育事業	—	—	0	6	16	16	38
藤沢型認定保育施設	—	—	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—	—	0	0	3	3	6
上記以外		0	—	—	9	0	9
②-①		1,164	57	65	13	41	1,340

(単位：人)

2027年度 (令和9年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	717	56	873	55	221	238	2,160
		773					
確保の内容 ②		1,985	942	129	235	279	3,570
特定教育・保育施設		370	942	123	207	260	1,902
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,615	—	—	—	—	1,615
特定地域型保育事業	—	—	0	6	16	16	38
藤沢型認定保育施設	—	—	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—	—	0	0	3	3	6
上記以外		0	—	—	9	0	9
②-①		1,212	69	74	14	41	1,410

(単位：人)

2028年度 (令和10年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	682	56	872	65	220	237	2,132
	738						
確保の内容 ②	1,965		942	129	235	279	3,550
特定教育・保育施設	645		942	123	207	260	2,177
施設等利用給付を受ける幼稚園	1,320		—	—	—	—	1,320
特定地域型保育事業	—	—	0	6	16	16	38
藤沢型認定保育施設	—	—	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—	—	0	0	3	3	6
上記以外	0		—	—	9	0	9
②-①	1,227		70	64	15	42	1,418

(単位：人)

2029年度 (令和11年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	645	55	864	63	232	235	2,094
	700						
確保の内容 ②	1,965		942	129	235	279	3,550
特定教育・保育施設	645		942	123	207	260	2,177
施設等利用給付を受ける幼稚園	1,320		—	—	—	—	1,320
特定地域型保育事業	—	—	0	6	16	16	38
藤沢型認定保育施設	—	—	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—	—	0	0	3	3	6
上記以外	0		—	—	9	0	9
②-①	1,265		78	66	3	44	1,456



才 北部地区

(単位：人)

2025年度 (令和7年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	1,167	55	1,003	149	311	362	3,047
		1,222					
確保の内容 ②		1,520	1,014	178	319	358	3,389
特定教育・保育施設		944	984	156	253	297	2,634
施設等利用給付を受ける幼稚園		576	—	—	—	—	576
特定地域型保育事業	—	—	0	14	40	32	86
藤沢型認定保育施設	—	—	18	5	13	14	50
企業主導型保育事業	—	—	12	3	13	15	43
上記以外		0	—	—	0	0	0
②-①		298	11	29	8	△4	342

(単位：人)

2026年度 (令和8年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	1,135	54	1,019	158	316	325	3,007
		1,189					
確保の内容 ②		1,500	1,059	181	329	370	3,439
特定教育・保育施設		924	1,029	159	263	309	2,684
施設等利用給付を受ける幼稚園		576	—	—	—	—	576
特定地域型保育事業	—	—	0	14	40	32	86
藤沢型認定保育施設	—	—	18	5	13	14	50
企業主導型保育事業	—	—	12	3	13	15	43
上記以外		0	—	—	0	0	0
②-①		311	40	23	13	45	432

(単位：人)

2027年度 (令和9年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	1,071	53	1,004	166	321	323	2,938
		1,124					
確保の内容 ②		1,480	1,059	181	329	370	3,419
特定教育・保育施設		1,130	1,029	159	263	309	2,890
施設等利用給付を受ける幼稚園		350	—	—	—	—	350
特定地域型保育事業	—	—	0	14	40	32	86
藤沢型認定保育施設	—	—	18	5	13	14	50
企業主導型保育事業	—	—	12	3	13	15	43
上記以外		0	—	—	0	0	0
②-①		356	55	15	8	47	481

(単位：人)

2028年度 (令和10年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	1,007	53	986	173	325	322	2,866
		1,060					
確保の内容 ②		1,480	1,059	181	329	370	3,419
特定教育・保育施設		1,130	1,029	159	263	309	2,890
施設等利用給付を受ける幼稚園		350	—	—	—	—	350
特定地域型保育事業	—		0	14	40	32	86
藤沢型認定保育施設	—		18	5	13	14	50
企業主導型保育事業	—		12	3	13	15	43
上記以外		0	—	—	0	0	0
②-①		420	73	8	4	48	553

(単位：人)

2029年度 (令和11年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	941	50	959	181	329	319	2,779
		991					
確保の内容 ②		1,480	1,059	181	329	370	3,419
特定教育・保育施設		1,130	1,029	159	263	309	2,890
施設等利用給付を受ける幼稚園		350	—	—	—	—	350
特定地域型保育事業	—		0	14	40	32	86
藤沢型認定保育施設	—		18	5	13	14	50
企業主導型保育事業	—		12	3	13	15	43
上記以外		0	—	—	0	0	0
②-①		489	100	0	0	51	640



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業はすべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた子育て支援を充実することを目的とした事業が位置づけられており、各市町村が実施しています。

国の呼称	本市における事業名
(1) 利用者支援事業	利用者支援事業
(2) 時間外保育事業	延長保育事業
(3) 放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ
(4) 子育て短期支援事業	ショートステイ事業、トワイライトステイ事業
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	藤沢市こんにちは赤ちゃん事業～ハローベビィ訪問～
(6) 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター事業、つどいの広場事業
(7) 一時預かり事業	一時預かり事業（幼稚園が実施する預かり保育事業） 一時預かり事業（幼稚園以外が実施する一時預かり事業）
(8) 病児保育事業	病児・病後児保育事業
(9) 子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
(10) 妊婦健康診査	妊婦健康診査
(11) 養育支援訪問事業	養育支援訪問事業
(12) 子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業
(13) 親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業
(14) 妊婦等包括相談支援事業	妊婦等包括相談支援事業
(15) 乳児等通園支援事業	こども誰でも通園制度
(16) 産後ケア事業	産後ケア事業
(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業
(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業

※ (17) 及び (18) の事業については、量の見込み及び確保方策を設定する事業の対象外

計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容は次のとおりです。

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての相談・情報提供などの支援を行う事業です。

- ・保育コンシェルジュによる相談・情報提供（基本型）

保育課の窓口において、保育コンシェルジュによる保育サービスに関する相談や情報提供を行うとともに、子育て支援センター3か所での出張相談を行います。

- ・母子保健と児童福祉が一体となった相談支援（こども家庭センター型）

従来の子育て世代包括支援センター（母子保健部門）と市区町村子ども家庭総合支援拠点（児童福祉部門）が一体的に相談支援を行い、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行います。

【確保方策の考え方】

- ・保育コンシェルジュによる相談・情報提供（基本型）

保護者に寄り添う支援として、保育コンシェルジュによる相談や情報提供を引き続き行うとともに、相談者への相談後のフォローや入所保留となった児童の保護者に対する認可外保育施設等の情報提供、また、認可保育施設入所申込状況の確認等の業務を充実させていきます。

- ・母子保健と児童福祉が一体となった相談支援（こども家庭センター型）

こども家庭センターとして、関係機関と連携し、相談業務や家庭支援事業を実施しながら、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもが安心した生活を送ることや、ウェルビーイングの実現に向けて、支援の充実を図ります。

（単位：か所）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み ①	5	5	5	5	5
基本型	4	4	4	4	4
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保の内容 ②	5	5	5	5	5
基本型	4	4	4	4	4
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0



(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育の必要性の認定を受け、認定こども園、認可保育所等を利用する子どもについて、通常の利用時間を超えて保育が必要な場合に、認定こども園、認可保育所等において保育を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

多様化する保護者の就労形態や保育ニーズへの対応を図るため、地域の実情や利用状況を踏まえ、引き続き、時間外保育事業（延長保育事業）の充実に取り組んでいきます。

（単位：人）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み ①	6,305	6,525	6,727	6,973	7,213
確保の内容 ②	8,727	8,697	8,697	8,697	8,697
②-①	2,422	2,172	1,970	1,724	1,484

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により放課後や長期休暇時に不在となる家庭等の児童の健全育成と、保護者の就労支援、子育て支援を図るため、児童に居場所・生活の場を提供する事業です。

【確保方策の考え方】

2024年度（令和6年度）現在の待機児童が発生している学区、児童推計等を参考に、児童クラブの整備が必要な学区を検討のうえ、計画的な整備に取り組んでいきます。

（単位：人）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み ①	4,781	4,823	4,855	4,885	4,863
1年生	1,484	1,500	1,471	1,488	1,451
2年生	1,274	1,284	1,311	1,288	1,304
3年生	977	970	987	1,007	990
4年生	602	610	611	620	631
5年生	286	294	303	305	310
6年生	158	165	172	177	177
確保の内容 ②	4,434	4,641	4,761	4,881	4,881
②-①	△347	△182	△94	△4	18

【放課後児童クラブ整備の考え方】

量の見込みと確保方策に基づき、2029年度（令和11年度）までに条例基準に適合した施設となるよう、小学校区ごとに計画的に整備を進めていきます。

2029年度（令和11年度）の量の見込みでは、4,863人としています。この見込みは、児童クラブの整備に捉われず、様々な子どもの居場所を提供することを前提として算出したものです。2029年度（令和11年度）までに、計画上5か年で7クラブを整備し、待機児童を解消していきます。

なお、整備にあたっては、小学校区ごとの待機児童数、児童推計等を勘案し、年度ごとに整備優先校区を決定します。

（単位：か所）

	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
放課後児童クラブ	82	85	87	89	89

（4）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業概要】

保護者の病気や出産、看護、冠婚葬祭、出張、夜勤等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、短期間（連続7日、1か月10日まで）子どもを預かる事業です。

【確保方策の考え方】

現在実施している体制で、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持しながら事業を実施していきます。

（単位：人日）

	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
量の見込み ①	415	441	468	497	528
確保の内容 ②	1,606	1,606	1,606	1,606	1,606
②－①	1,191	1,165	1,138	1,109	1,078



(5) 乳児家庭全戸訪問事業（藤沢市こんにちは赤ちゃん事業 ～ハローベビィ訪問～）

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児とその保護者の心身の様子や養育環境などの把握を行い、子どもの健やかな育ちと安全・安心な子育てのために必要な情報提供や様々な支援に結びつける事業です。

【確保方策の考え方】

保健師・助産師・看護師の専門資格を持つ訪問員が訪問を行い、乳児と保護者の健康への配慮と、その時期の子育てで起こりうる課題への対応ができるよう、他職種・他機関と連携し、必要な支援につなぎます。

（単位：人）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	2,850	2,800	2,750	2,750	2,700
確保の内容 (実施体制)	実施体制：保健師等の専門職 実施機関：親子すこやか課（南・北保健センター）				

(6) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業・つどいの広場事業）

【事業概要】

子育て支援センターやつどいの広場など地域の身近な場所で乳幼児及びその保護者の相互の交流や、子育てについての相談、情報提供など子育て家庭への支援を行う事業です。拠点から離れている地域においては、子育てアドバイザー等が出向き、巡回子育てひろば等を実施しています。

【確保方策の考え方】

2024年（令和6年）現在実施している施設において、計画期間中の見込み量を確保できているため、今後もこの体制を維持しながら地域における子育て支援の充実を図ります。

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み（人回）	102,435	101,539	100,576	99,456	97,877
確保の内容（か所）	38	38	38	38	38

(7) 一時預かり事業

ア 幼稚園が実施する預かり保育事業

【事業概要】

幼稚園の在園児を対象に、通常の教育時間を延長して幼児の預かりを行う事業（就労等の理由により、定期的に利用するものを含む）です。

【確保方策の考え方】

対象児童数の減少が見込まれるものの、保育需要の高まりにより引き続き、一時預かり事業（幼稚園型）や預かり保育事業の高需要の維持が見込まれます。

今後も、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、安定的な事業の実施に向けた支援を行っていきます。

（単位：人日）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み ①	169,260	169,260	169,260	169,260	169,260
1号認定による利用	42,315	42,315	42,315	42,315	42,315
2号認定による利用	126,945	126,945	126,945	126,945	126,945
確保の内容 ②	169,260	169,260	169,260	169,260	169,260
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅰ)	42,315	41,943	47,235	54,294	67,070
上記以外 ^{※1}	126,945	127,317	122,025	114,966	102,190
②-①	0	0	0	0	0

※1 私学助成を受ける幼稚園で実施される預かり保育。



イ 幼稚園以外が実施する一時預かり事業

【事業概要】

- ・一時預かり事業（幼稚園以外）

保護者の就労や病気、出産等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、認可保育所において、必要な保育を行う事業です。

- ・ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人と行うことができる人が会員組織を構成し、保育所等への送迎や預かり等を行う事業です。

- ・トワイライトステイ事業

保護者の病気や出産、看護、冠婚葬祭、出張、夜勤等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、夕方から夜にかけて短期間、子どもを預かる事業です。

【確保方策の考え方】

保護者の子育ての負担軽減など多様な保育ニーズへの対応として、引き続き、認可保育所における一時預かり事業を実施するとともに、地域ニーズを踏まえ、実施施設の増設についても検討を進めます。

また、ファミリー・サポート・センター事業及びトワイライトステイ事業については、現在の提供体制を維持しながら実施していきます。

(単位：人日)

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み ①	35,546	35,073	34,551	34,288	34,016
確保の内容 ②	55,938	55,938	55,938	55,938	55,938
一時預かり事業 (幼稚園以外)	49,044	49,044	49,044	49,044	49,044
ファミリー・サポート ・センター事業 (病児・病後児以外)	4,580	4,580	4,580	4,580	4,580
トワイライトステイ事業	2,314	2,314	2,314	2,314	2,314
②－①	20,392	20,865	21,387	21,650	21,922

（8）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業概要】

乳幼児が病気やその回復期にあるため集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育を行うことができない場合に、保育施設や医療機関において一時的に保育を行う事業です。

【確保方策の考え方】

2024年（令和6年）10月現在、認可保育所4か所と医療機関1か所において、病児・病後児保育事業を実施しています。

今後は、実施状況のほか、教育・保育提供区域ごとのニーズの動向や利用者の利便性等を踏まえ、必要な整備に向けた検討をしていきます。

（単位：人日）

	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
量の見込み ①	3,496	3,608	3,710	3,837	3,960
確保の内容 ②	7,017	7,017	7,017	7,017	7,017
病児・病後児保育事業	6,912	6,912	6,912	6,912	6,912
病児対応型	3,744	3,744	3,744	3,744	3,744
病後児対応型	3,168	3,168	3,168	3,168	3,168
ファミリー・サポート・センター事業 （病児・病後児利用）	105	105	105	105	105
②－①	3,521	3,409	3,307	3,180	3,057



(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学児の預かり））

【事業概要】

子育ての援助を受けたい人と援助を行うことができる人が会員組織を構成し、習い事等への送迎や預かり等を行う事業です。

【確保方策の考え方】

これまでの利用件数は増加傾向にあります。対象児童数の減少が見込まれるため、現在実施している体制を維持することを目的に、今後も子育ての援助を行うことができる会員（「まかせて会員」及び「どっちも会員」）の確保に努めます。

（単位：人日）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み ①	4,001	3,965	3,917	3,877	3,853
確保の内容 ②	4,001	4,001	4,001	4,001	4,001
②-①	0	36	84	124	148

(10) 妊婦健康診査

【事業概要】

安全・安心に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。

【確保方策の考え方】

妊娠届出時面談等において、妊娠期に関わる情報提供を行い、適正な時期に健診を受診できるよう周知・啓発に努めます。

（単位：人回）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	36,000	35,500	35,000	34,500	34,000
確保の内容 (実施体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所及び実施体制：産科医療機関 ・実施時期：妊娠週数等に応じて実施 				

(11) 養育支援訪問事業

【事業概要】

家庭において児童が適切に養育されるよう、支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅に訪問し指導・助言、育児・家事援助等の専門的支援を行う事業です。

【確保方策の考え方】

各家庭が必要とする支援が異なるため、家庭状況等の把握に努め、児童が適切に養育されるよう、支援を行っていきます。

(単位：人)

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	244	243	243	241	239
確保の内容 (実施体制)	・保健師等による養育に関する専門的指導・助言の支援				

(12) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭等の居宅を、訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、ヤングケアラー等を支援し、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

【確保方策の考え方】

各家庭が必要とする支援が異なるため、家庭状況等の把握に努め、子どもが適切に養育されるよう、ニーズに応えられる支援を行っていきます。

(単位：人)

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み ①	500	500	500	500	500
確保の内容 ②	500	500	500	500	500
②-①	0	0	0	0	0



(13) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通して、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設け、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

【確保方策の考え方】

子どもの発達相談支援の中で行ってきたペアレントトレーニング及びペアレントプログラムに加え、児童虐待等の相談から、親子の関係性や児童の関わり方に不安を抱えている保護者に合わせた講義、グループワーク、ロールプレイ等を内容とした取組を実施していきます。

(単位：人日)

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み ①	20	20	20	20	20
確保の内容 ②	25	25	25	25	25
②-①	5	5	5	5	5

(14) 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊娠届出時や妊娠中の面談、出産後にはハローベビィ訪問等による面談を実施し、出産や子育てに関する情報提供や相談を行うことで、妊娠・出産・子育て期の孤立や不安の軽減に努め、妊娠期からの切れ目のない相談を実施し、支援の必要な妊婦や産婦を関係機関とつなげます。

【確保方策の考え方】

妊娠・出産・子育て期の情報提供や相談を地域子育て支援拠点と連携して実施し、孤立や不安の軽減に努めるとともに、安心して出産や子育てができるよう支援体制を整備します。

(単位：回)

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み ①	5,903	5,831	5,763	5,691	5,616
確保の内容 ②	5,903	5,831	5,763	5,691	5,616
②-①	0	0	0	0	0

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し支援を強化するため、保護者の就労要件を問わずに、月一定時間まで時間単位で利用できる制度です。

【確保方策の考え方】

2026年度（令和8年度）からの本格実施に向けて、実施施設の確保に努め、利用状況を踏まえながら、更なる確保を図っていきます。

（単位：人日）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み ①	6,804	6,618	10,830	26,445	33,150
0歳児	1,062	1,026	1,662	4,035	5,070
1歳児	2,874	2,796	4,632	11,160	14,235
2歳児	2,868	2,796	4,536	11,250	13,845
確保の内容 ②	0	6,864	11,352	26,928	33,528
0歳児	0	1,056	1,848	4,224	5,280
1歳児	0	2,904	4,752	11,352	14,256
2歳児	0	2,904	4,752	11,352	13,992
②-①	△6,804	246	522	483	378



(16) 産後ケア事業

【事業概要】

産後1年未満の産婦とその子どもを対象に、心身のケアや授乳相談などを行い、産後の体調不良や育児の不安を軽減することで、産後も安心して子育てができるよう、育児を支援する事業です。

【確保方策の考え方】

2024年(令和6年)10月現在、市内・市外の医療機関、助産施設等10事業者で実施しています。事業者の増減もあることから、新規事業者の参入に向けて調査等把握に努め、実施体制の確保を行います。

(単位：人日)

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み ①	3,095	3,057	3,021	2,983	2,945
確保の内容 ②	3,095	3,095	3,095	3,095	3,095
②-①	0	38	74	112	150

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

幼稚園や認可保育所を利用する児童の保護者が、実費として負担する給食費(副食材料費)や教材費、行事参加費等について、低所得世帯の負担軽減を図るため、その費用の一部を助成します。

(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的な負担を軽減することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及について

教育及び保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労状況の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れる施設です。

本市では、2017年度（平成29年度）と2022年度（令和4年度）に私立幼稚園各1園が認定こども園へと移行しており、この移行にあたっては、神奈川県との調整や必要な情報提供などの支援を行いました。

現在も施設等利用給付を受ける幼稚園において、認定こども園への移行を検討する施設もあることから、今後も各施設の個別事情等に留意する中で、引き続き、移行に向けて必要な支援を実施します。

(2) 教育・保育施設等と地域型保育との連携

多様な教育・保育ニーズに対応するためには、認可保育所等の教育・保育施設や、小規模保育事業等の地域型保育事業、さらには認可外保育施設や一時預かり事業などの子ども・子育て支援施設等が相互に連携することが重要です。

本市では、教育・保育の提供区域ごとに、地域型保育事業所の卒園後の受皿として、複数の連携施設を確保できるよう、認可保育所との間で協定の締結や、卒園後も円滑に保育の提供ができるよう、施設間の情報共有や連携等の支援を行っています。

また、区域内の保育関連施設との連携や交流、支援などを目的に、教育・保育の提供区域ごとに設置した基幹保育所（公立保育所4園）が中心となり、地域型保育事業所や藤沢型認定保育施設等を巡回し、保育内容に関する相談を行うとともに、研修会を開催するなど、保育の質の確保に向けた取組を進めています。

今後も、引き続き、教育・保育施設や小規模保育事業、子ども・子育て支援施設等の連携に向けた支援の充実を図ります。



6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

2019年（令和元年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い創設された、子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な給付を行うとともに、保護者の利便性や施設の事務負担等を考慮し、施設・事業種別に応じて、次のとおり給付を行うこととします。

施設・事業種別	給付方法	給付回数
施設等利用給付を受ける幼稚園の通常時間(教育時間)の利用	法定代理受領 (保護者が支払う利用料分を、市が園に対して給付)	年3回
上記以外の利用 (認可外保育施設・幼稚園の預かり保育・一時預かり事業等)	償還払い (保護者が園に支払った利用料分を、市が保護者に対して給付)	年4回

また、過誤請求・支払いを防止するために、給付に関する案内や申請等の手続について、各施設と連携し、円滑な実施に努めます。

(2) 特定子ども・子育て支援施設等の確認における神奈川県との連携

幼稚園や認可外保育施設等の特定子ども・子育て支援施設等について、子育てのための施設等利用給付の対象施設・事業であることの確認にあたり、指導監督権限を持つ神奈川県と連携していきます。

また、神奈川県が行う立入調査等への同行など、特定子ども・子育て支援施設等の実情把握に努めるとともに、必要に応じて助言を行うなど、教育・保育の質の確保に向け、取り組んでいきます。

第6章

計画の推進体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て新制度においては、計画で定めた5年間の量の見込み及び確保方策に基づき、計画的に施設や事業を提供するとともに、よりきめ細やかな子ども・子育て支援サービスを着実に推進していくため、計画の推進体制を構築する必要があります。

このため、本市では、子育ての当事者や支援者のほか、学識経験者や労働者の代表、保育・教育関係者等で構成される「藤沢市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定にあたっての審議等を行っています。この会議は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関して、必要な事項や施策の実施状況等を調査・審議する合議制の機関として位置づけられていることから、計画の策定後においても、毎年度、計画の実施状況についての点検・評価について、この会議で行います。なお、「こども基本法」に規定する、市町村こども計画に関する事務処理を行う際の必要な体制整備を行う場合においても、この会議と連携していくものとなります。また、この結果を公表するとともに、必要に応じて、改善に必要な措置を講じていきます。

2 計画の実施状況の点検・評価

計画の実施状況や評価については、「藤沢市子ども・子育て会議」において調査・審議し、毎年度点検・評価を実施します。具体的には、PDCA サイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、かい離がある場合には問題点や課題の検討を行います。また、必要に応じて、計画の中間年を目安として、計画の見直しを行います。

さらに、計画の推進のためには、多くの市民や関係団体、地域・企業の理解・協力が重要であることから、広報やホームページをはじめ、市が活用している様々な媒体を活用して、広く周知していきます。

なお、国の「こども大綱」の考え方を受けて、藤沢市子ども・子育て会議に若者枠の市民委員を選任するなど、子ども・若者の意見が反映できるような仕組みづくりを始めていることから、この取組をより一層進め、子ども・若者の意見を聴取しながら、施策の点検・評価を行っていきます。

また、新制度について、わかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。



3 計画の指標

本計画を推進するにあたり、「生活満足度」をはじめとして、計画の総合的な指標を次のとおり設定し、その改善に向けて取り組むこととします。

アンケート調査においても、生活満足度が低い子どもについては、様々な課題が表出していることが明らかになっていることから、すべての事業を通じて生活満足度を向上させる取組が重要です。そのため、生活満足度そのものを指標にしますが、当該指標が社会情勢や調査時の回答者本人の気持ちなどに影響を受けることが大きいことから、生活満足度に関連する指標等をあわせて指標とします。

また、一体化して策定した母子保健を含む成育医療等に関する計画（母子保健計画）については、国の「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」に規定された指標を別途設定する必要があることから、本冊子巻末資料にその指標を掲載しております。

指標名	指標の概要	方向性	直近値（※1）		
			小学5年生	中学2年生	若者
生活満足度（低位）	「最近の生活に、どのくらい満足していますか」に「0（まったく満足していない）」から「4」までの回答をした者の割合		5.2%	11.6%	18.0%
自己肯定感（1）	「自分のことが好きだ」に「とても思う」「思う」と回答した割合		64.7%	56.0%	65.0%
自己肯定感（2）	「自分は価値のある人間だと思う」に「とても思う」「思う」と回答した割合		64.7%	58.2%	57.3%
将来への期待感	「将来が楽しみだ」に「とても思う」「思う」と回答した割合		71.8%	55.6%	57.4%
子育て等に あたたかい 社会の広がり	「結婚、妊娠、子ども・子育てにあたたかい社会の実現に向かっていく」と思う若者の割合		—	—	47.4%

※1 小学5年生及び中学2年生については、2023年度（令和5年度）に実施したアンケート調査による数値を直近値とし、若者については、2024年度（令和6年度）の「若者世代意識調査」による数値を直近値とします。

資料編

1 母子保健計画の施策体系及び指標

(1) 母子保健計画の施策体系

～子ども・若者共育計画体系図より、母子保健事業の施策に係る部分等を掲載～

目指す姿

子ども・若者一人ひとりの可能性を育み、だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会を
こどもの笑顔が広がるまち、ふじさわ

基本的な視点

視点1
子ども・若者の一人ひとりの人格や個性を大切に、今とこれからのウェルビーイングと、その最善の利益を実現できるよう支援する。

視点2
子ども・若者の意見表明と社会参画を支援し、こども施策への反映に向けて対話しながら共に取り組む。

視点3
子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく、包括的に支援する。

視点4
困難な状況にある子ども・若者をだれひとり取り残さず、貧困と格差の解消にむけてきめ細かく支援する。

視点5
若い世代の結婚や子育ての希望の実現に向けて、生活の基盤の安定や、共働き・共育を推進する。

視点6
地域社会全体で連携して、共育（ともい）の取組を推進する。

基本目標

基本目標1 子ども・若者のライフステージを通じた施策の推進	柱2 多様な体験活動の推進
	柱3 生活習慣の定着に関する取組と基盤となる家庭教育の推進
基本目標2 だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進	柱4 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
	柱5 子どもの適切な養育に関する支援・児童虐待防止対策の推進
基本目標3 子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実	柱1 妊産婦・乳幼児期までの切れ目のない保健・医療の充実
	柱3 学童期・思春期における心身の健康の充実
基本目標4 学童期・思春期の支援の充実	柱3 学童期・思春期における心身の健康の充実
基本目標5 青年期の支援の充実	
基本目標6 子育て当事者への支援の充実	柱1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
基本目標7 子ども・若者の意見表明・意見反映	
基本目標8 地域全体で共に支える基盤をつくる	柱2 地域活動の支援とネットワークづくり

施策の柱

事業

1歳6か月児健診でのブックスタート事業
マタニティクラスや離乳食に関する教室の実施
思春期保健教育、講演会などを通じたプレコンセプションケアの推進
安全な妊娠・出産育児への切れ目のない支援（利用者支援）の充実
妊婦等包括相談支援の実施
妊婦健康診査の実施
ハローベビィ訪問の実施
乳幼児期の教室や相談の実施
慢性疾患に関する講演会、交流会等の実施
定期予防接種についての正しい情報提供や関係機関との連携による普及啓発の推進
経過検診療養生活相談や、すこやか相談などの実施
母子保健からの児童虐待予防及び早期発見
不妊症・不育症治療費の助成
訪問による相談支援の充実
乳幼児健診等の充実
産前・産後の支援の充実
産後ケア事業の実施
母子歯科保健の充実
妊婦のための支援給付の実施
思春期保健教育、講演会などを通じたプレコンセプションケアの推進※
不妊症・不育症治療費の助成※
地区活動として地域団体への講師派遣の実施
地域団体との連携

※は再掲

(2) 母子保健計画の指標

～成育医療等基本方針に基づく評価指標から抜粋～

ア 妊娠期

番号	指標	方向性	直近値
1	妊娠届出時に面談等を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施している		実施
2	支援が必要な里帰り出産をする方について里帰り先の市町村及び医療機関と情報共有・連携する体制がある		実施
3	産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合		—
4	産後ケア事業の利用率		25.9%
5	妊娠中の保健指導（母親学級や両親学級を含む）において、産後の外出先について、妊婦とその家族に伝える機会を設けている		実施
6	妊婦の喫煙率		1.3%
7	妊娠中のパートナーの喫煙率		—
8	流産・死産をされた方の情報を把握する体制がある		実施

※番号3・7については、直近値が分からないことから、直近値を調査し、把握していきます。

イ 乳幼児期

番号	指標の概要	方向性	直近値
1	乳幼児健康診査後のフォロー体制がある		実施
2	保護者が子どもの仕上げみがきをしている割合		68.1%

※番号2については、2022年度（令和4年度）を直近値としています。

ウ 子ども全般

番号	指標の概要	方向性	直近値
1	乳幼児健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある		実施
2	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合		—
3	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合		75.4%
4	この地域で子育てをしたいと思う親の割合		—
5	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合		—

※番号2・4・5については、直近値が分からないことから、直近値を調査し、把握していきます。

2 放課後子ども教室整備の考え方

(1) 放課後子ども教室とは

すべての小学生を対象として、放課後の小学校の余裕教室・体育館・校庭等を活用し、児童の安全・安心な居場所を設け、遊びを通して異年齢間の交流の促進を図りながら、多くの遊び体験を通じて創造性、自主性及び社会性を養い、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。

なお、自宅に帰宅しないで直接遊びに行くことができる居場所で、利用費等はかかりません。運営にあたっては、地域で募った有償ボランティア「見守る人」が子どもの見守りを行います。

(2) 本市の放課後子ども教室の実施状況

ア 実施形態

名称	実施場所	実施日時※1	開始年度
亀井野小学校区 かめっ子ひろば	教室・体育館・ 校庭	原則給食のある月～金曜日 午後1時30分～4時30分	2002年度 (平成14年度)
小糸小学校区 こいとっ子	教室・体育館・ 校庭	原則給食のある月～金曜日 4月～9月 午後1時30分～5時00分 10月～3月 午後1時30分～4時30分 夏期休業期間の始めの3日間 午前10時～正午	2007年度 (平成19年度)
富士見台小学校区 ふじみっこひろば	体育館・校庭	不定期実施(月6回程度) 午後1時30分～4時00分	2019年度 (令和元年度)
善行小学校区 ぜんぎょうスマイル	教室・体育館 校庭	原則給食のある月～金曜日のうち、 週2～3回 午後1時30分～4時00分	2024年度 (令和6年度)
御所見小学校区 ごしょみっこ	教室・体育館・ 校庭	原則給食のある水・金曜日 午後1時30分～4時00分	2024年度 (令和6年度)
新林小学校区 ※名称未定	体育館・校庭	不定期実施(月6回程度) 午後1時30分～4時00分	2025年度 (令和7年度)
天神小学校区 ※名称未定	教室・体育館・ 校庭	原則給食のある月～金曜日のうち、 週2～3回 午後1時30分～4時00分	2025年度 (令和7年度)

※1 学校休業日を除く

※新林小学校区、天神小学校区については、2025年度(令和7年度)から本格実施予定

イ 利用状況

(単位：人)

2023年度 (令和5年度)	亀井野小学校区 かめっ子ひろば	小糸小学校 こいとっ子	富士見台小学校区 ふじみっこひろば	善行小学校区 ぜんぎょうスマイル	御所見小学校区 ごしょみっこ
利用人数	3,162	3,148	594	318	342
平均利用人数	30	15	22	23	24

※ぜんぎょうスマイル及びごしょみっこについては、試行実施

(3) 令和7年度以降の整備方針について

放課後の時間帯における子どもの居場所に対するニーズの高まりから、次の整備方針とします。

ア すべての小学校区での開設を目指し、実施可能な方法で設置

余裕教室等がない場合でも、体育館活用型で検討するなど、長期的な視点で全校（35）での展開を目指します。

イ 余裕教室等のある学校から優先的に設置

余裕教室等のある学校を調査し、優先的に設置します。または児童数の減少により余裕教室等が確保されれば、その都度設置を行います。

ウ 放課後児童クラブの待機児童の多い小学校区から設置

待機児童の解消を重点に、待機児童の多い小学校区から設置します。

3 藤沢市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、及びこども施策（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策をいう。次条第1項第3号において同じ。）の推進を図るため、藤沢市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項の認可にあたっての意見に関すること。
- (2) こども基本法第10条第2項の規定により市が定めるこども計画に関し調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、こども施策の総合的かつ計画的な推進に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。

(委員)

第3条 会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学校教育に従事する者
- (4) 主任児童委員
- (5) 事業主を代表する者
- (6) 労働者を代表する者
- (7) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (8) 市職員
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、委嘱された委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 市長は、会議に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでの間とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員（専門委員が置かれている場合は当該専門委員を含む。次条第2項及び第3項、第8条第2項及び第4項並びに第10条において同じ。）の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議を代表し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 会議は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長がこれを行う。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（部会）

第8条 会議に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「会議」とあるのは「部会」と、同条第2項中「会議は」とあるのは「部会は」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員（専門委員が置かれている場合は当該専門委員を含む。）」と読み替えるものとする。

（関係者の出席等）

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第10条 委員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

4 藤沢市子ども・子育て会議、部会委員名簿

(1) 藤沢市子ども・子育て会議委員

ア 2025年(令和7年)3月31日時点

委員区分	選出団体・役職等	氏名
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	藤沢市青少年指導員協議会会長	かねこ まゆみ 金子 真由美
	株式会社ストーブカンパニー代表取締役 よつば保育園代表	さいとう つとむ 齋藤 勤
	藤沢市民間保育園園長会湘南たんぼぼ保育園 施設長	とくら ゆうじろう 戸倉 裕二郎
	公益財団法人藤沢市みらい創造財団 青少年事業部長	もり とおる 森 徹
学校教育に従事する者	特定非営利活動法人藤沢市私立幼稚園協会 藤沢若葉幼稚園園長	おおたけ さだよ 大竹 貞代
	藤沢市立小学校長会 大庭小学校校長	ほりへ めぐみ 堀部 恵
	藤沢市立中学校長会 滝の沢中学校校長	さきはら しんご 笹原 信吾
	神奈川県立学校長会議鎌倉・湘南地区会議 湘南高等学校校長	たなか かずや 田中 和也
主任児童委員	藤沢市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 主任児童委員	まつお よしこ 松尾 良子
事業主を代表する者	藤沢商工会議所 専務理事	たけむら ひろゆき ○竹村 裕幸
労働者を代表する者	湘南地域連合 議長代行	おにつか けんじ 鬼塚 健自
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	神奈川県弁護士会 お城通り法律事務所 弁護士	さかもと ゆう 坂本 結
	関東学院大学 社会学部 教授	しぶや まさし ◎澁谷 昌史
	鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科 准教授	ほうかわ まさこ 寶川 雅子
その他市長が必要と認める者	神奈川県中央児童相談所 子ども支援第一課 課長	いなば ふみえ 稲葉 史恵
	湘南助産師会 井本助産院 院長	いもと そのえ 井本 園江
	社会福祉法人みその 聖園子供の家 施設長	のぎわ りょうすけ 野際 良介
市民公募委員	市民公募委員	おぬま ようこ 小沼 陽子
	市民公募委員(若者枠)	さかもと はるか 坂本 陽香
	市民公募委員	すすき りえ 鈴木 理恵
	市民公募委員	そうま ひろこ 相馬 寛子
	市民公募委員	たかはし みゆき 高橋 美雪
市職員	子ども青少年部長	みつ い ゆきこ 三ツ井 幸子

※敬称略、「学校教育に従事する者」以外は委員区分による五十音順

※氏名に付されている◎は委員長、○は副委員長

(2) (仮称) 藤沢市子ども計画策定等検討部会委員

ア 2024年(令和6年)4月1日時点

委員区分	選出団体・役職等	氏名
事業主を代表する者	藤沢商工会議所 専務理事	たけむら ひろゆき 竹村 裕幸
子ども・子育て支援 に関し学識経験の ある者	神奈川県弁護士会 お城通り法律事務所 弁護士	さかもと ゆう 坂本 結
	関東学院大学 社会学部 教授	しほや まさし ○澁谷 昌史
	鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科 准教授	ほうかわ まさこ 寶川 雅子
市職員	子ども青少年部長	みつ井 ゆきこ 三ツ井 幸子

※敬称略、委員区分による五十音順

※氏名に付されている○は部会長

5 計画策定の経過

(1) 藤沢市子ども・子育て会議、部会の開催経過

開催年月	開催経過等
2023年(令和5年)8月	● 令和5年度第2回藤沢市子ども・子育て会議開催
11月	● 令和5年度第3回藤沢市子ども・子育て会議開催
2024年(令和6年)1月	● 令和5年度第4回藤沢市子ども・子育て会議開催
3月	● 令和5年度第5回藤沢市子ども・子育て会議開催
4月	● 第1回(仮称)藤沢市子ども計画体系等検討部会
5月	● 第2回(仮称)藤沢市子ども計画体系等検討部会
7月	● 第3回(仮称)藤沢市子ども計画体系等検討部会 ● 令和6年度第1回藤沢市子ども・子育て会議開催
11月	● 令和6年度第2回藤沢市子ども・子育て会議開催
2025年(令和7年)1月	● 令和6年度第3回藤沢市子ども・子育て会議開催
3月	● 令和6年度第4回藤沢市子ども・子育て会議開催

(2) 子ども・若者へのアンケート調査

藤沢市子ども・若者^{ともい}共育計画の策定に向けた子ども・若者への意見聴取として、子ども・若者・普段から子どもに関わる団体等から、「子どもの居場所」や「こどもにとってやさしいまち」について意見を聴取しました。

件名	いたい!いきたい!やってみたい!子どもの居場所を一緒に考えよう
募集期間	2024年(令和6年)8月9日(金)~10月11日(金)
周知方法	広報ふじさわ8月10日号、市ホームページ、市公式LINE、市立小学5・6年生及び市立中学校全生徒へのチラシ配布、放課後児童クラブでのチラシ配布
回答数	(1)子ども 1,155件、(2)若者・大人 71件、(3)事業者 2件
質問内容	(1)いたい、いきたい、やってみたい!と思える「自分の居場所」はありますか? (2)あなたが必要としている「居場所」はどんな居場所ですか? (3)「こんな場所があれば、こんなことやってみたい!」と思っていることはありますか? (4)あなたが考える「こどもにやさしいまち」はどんなまちですか?

(3) 市民ワークショップ

本計画の策定に関わる子ども・若者の意見聴取・意見反映の検討に関する取組として市民ワークショップを開催しました。

令和5年度については、市内在住の22歳までの子ども・若者を募集して全2回の日程で実施し、令和6年度については、年齢を定めずに実施しました。

ワークショップでは、大学生のインターンシップ生がファシリテーターを担当し、若者目線で意見を引き出しつつ、子ども・若者が考える意見表明のハードルや、大人が考える子ども・若者にとって意見を言いやすい環境づくりなどについて、活発に意見交換が行われました。

タイトル	開催日時	会場	参加人数
子ども・若者の意見表明を考えるワークショップ~あなたの声を聴かせてください~	2023年(令和5年)7月27日(木) 午後2時~4時	藤沢市役所 会議室3-3	6歳から21歳までの市民7人 インターンシップ生 6人 事務局 3人
	2023年(令和5年)8月23日(水) 午後2時~4時	藤沢市役所 会議室3-3	6歳から20歳までの市民6人 インターンシップ生 6人 事務局 3人
大学生と考えるこどもまんなかワークショップ	2024年(令和6年)8月24日(土) 午後1時~4時	藤沢市役所 会議室7-1	市民 14人 インターンシップ生 9人 見学者 4人、事務局 6人

(4) 藤沢市マルチパートナーシップ 事例発表会

本市と包括連携協定を締結している民間企業の先進的な取組に関する事例発表会において、「こども・若者まんなか社会に向けて」をテーマにした講演会及び2023年度(令和5年度)に実施した本市における子どもや子育てに関するニーズや実態を把握するための調査の結果を報告し、「こどもまんなか社会」について考える機会とさせていただきました。

開催日時	2024年（令和6年）7月4日（木）午後2時30分～5時15分
会場	藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設（F プレイス）
開催内容	<p>（1）事例発表 本市と包括連携協定を締結している民間企業</p> <p>（2）講演 講師：NPO 法人わかものまぢ 代表理事 土肥 潤也氏 テーマ：こども・若者まんなか社会に向けて -こども・若者の思いがカタチになるまぢ-</p> <p>（3）藤沢市調査報告 藤沢のこどもたち 市町村こども計画の策定に向けた準備と基礎調査から</p> <p>（4）トークセッション モデレーター兼パネラー：土肥 潤也氏 パネラー：東京海上日動火災保険株式会社神奈川支店 かながわ信用金庫 藤沢市子ども青少年部長</p> <p>（5）参加者数 94人</p>

（5）パブリックコメントの実施

ア 実施概要

件名	「（仮称）藤沢市子ども・若者 ^{ともい} 共育計画（素案）」について
公募期間	2024年（令和6年）12月10日（火）～ 2025年（令和7年）1月10日（金）
配布資料等	「（仮称）藤沢市子ども・若者 ^{ともい} 共育計画（素案）」
配布資料の 閲覧場所	子育て企画課、市役所総合案内、市政情報コーナー、各市民センター・ 公民館又は市ホームページ
周知方法	広報ふじさわ 12月10日号、市ホームページ
意見等を 提出できる方	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する方、 その他利害関係者
意見公募方法	所定の意見提出書又は任意の用紙に、氏名・住所・意見等の必要事項を記入し、郵送、ファックス、持参、市ホームページ用の専用提出フォーム（電子申請）の方法で子育て企画課にご提出いただきました。

イ 実施結果

計画の素案に対して、3人から7件のご意見をいただきました。パブリックコメントでいただいた意見を検討し計画推進の参考とするとともに、意見に対する市の考え方を市のホームページに公表しました。

6 関係法令

(1) こども基本法（令和4年法律第77号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有すると認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定

し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
- 4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 こども大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
- 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
- 二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

- 一 附則第十条の規定 こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）
- 二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる

ものとする。

(少子化社会対策基本法の一部改正)

第三条 少子化社会対策基本法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 次条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が前条の規定による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第八条第一項の規定により作成した同項の基本計画は、この法律の施行後は、会議が前条の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第八条第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正)

第六条 子ども・若者育成支援推進法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が同法第八条第一項の規定により作成した同項の子ども・若者育成支援推進大綱は、この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第八条第一項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(復興庁設置法の一部改正)

第八条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正)

第九条 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(こども家庭庁設置法の一部改正)

第十条 こども家庭庁設置法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十一条 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔令和六年六月二六日法律第六八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔令和六年九月政令二九〇号により、令和六・九・二五から施行〕



藤沢市子ども・若者^{とも いく}共育計画

発行

藤沢市子ども青少年部 子育て企画課

※2025年(令和7年)4月から、課名が子ども総務課となります。

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

連絡先

TEL 0466(50)3562 FAX 0466(50)8428

Eメール fj-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp

2025年(令和7年)3月